

# 生涯学習の振興について



文部科学省

文部科学省 生涯学習推進課

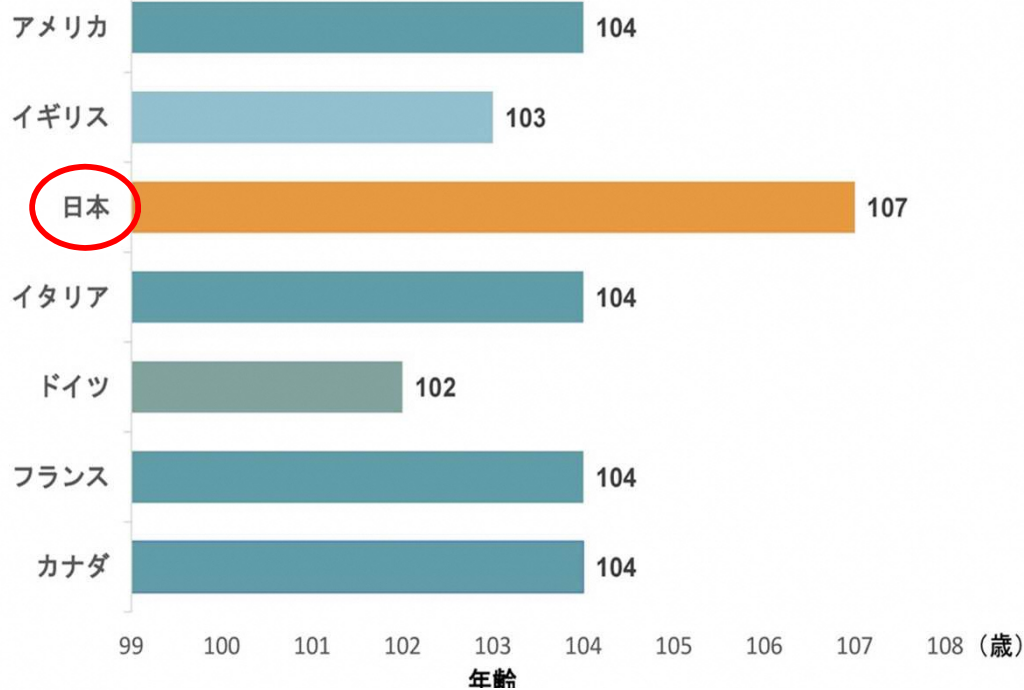
## < 目次 >

1. リカレント教育(社会人の学び直し)～人生100年時代やSociety5.0を見据えて～  
リカレント教育推進の背景と現状  
リカレント教育関係施策等  
( 就職氷河期世代への支援を含む)  
事例紹介
2. 新型コロナウイルス感染症対策  
子供の学び応援サイトの開設  
文部科学省の主な新型コロナウイルス感染症対策
3. 教育無償化～専修学校を中心に～  
高等学校無償化  
高等教育無償化
4. 高校中退者等の学び・活躍支援  
学びを通じたステップアップ支援促進事業
5. 第10期中央教育審議会生涯学習分科会

# 社会の変化（「人生100年時代」の到来）

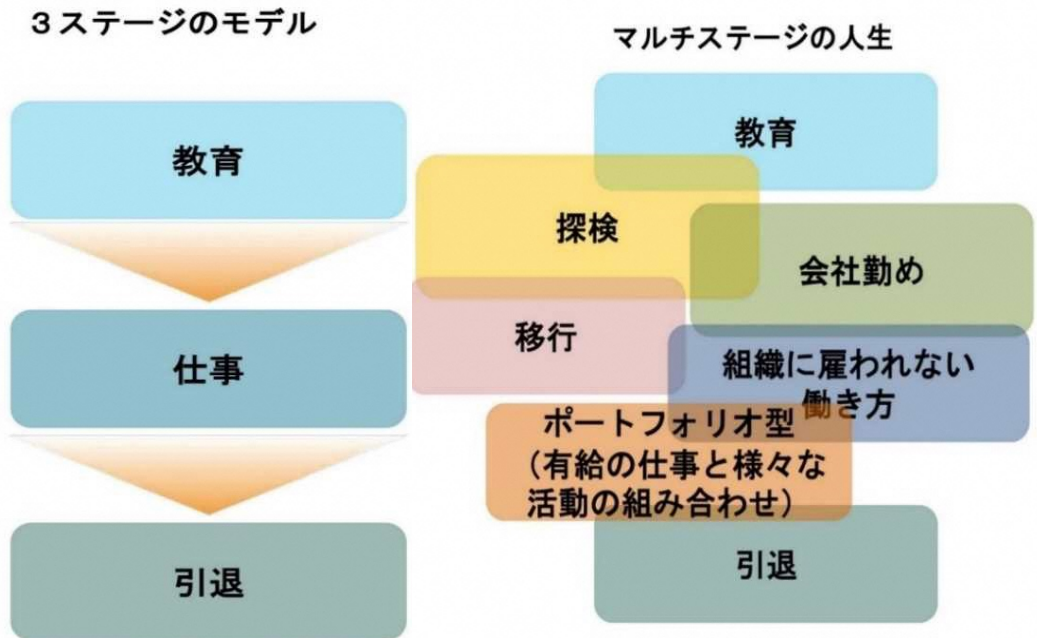
健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、2007年に日本で生まれた子供は107歳まで生きる確率が50%あると推測される。  
100歳以上年齢：968人（1980年） 69,785人（2018年） 約70倍に増加  
人生100年時代には、教育、雇用、退職後という伝統的な3ステージの人生モデルから、マルチステージのモデルに変わっていく。

## ● 2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢



【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議 資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

## ● 3ステージではなくマルチステージの人生



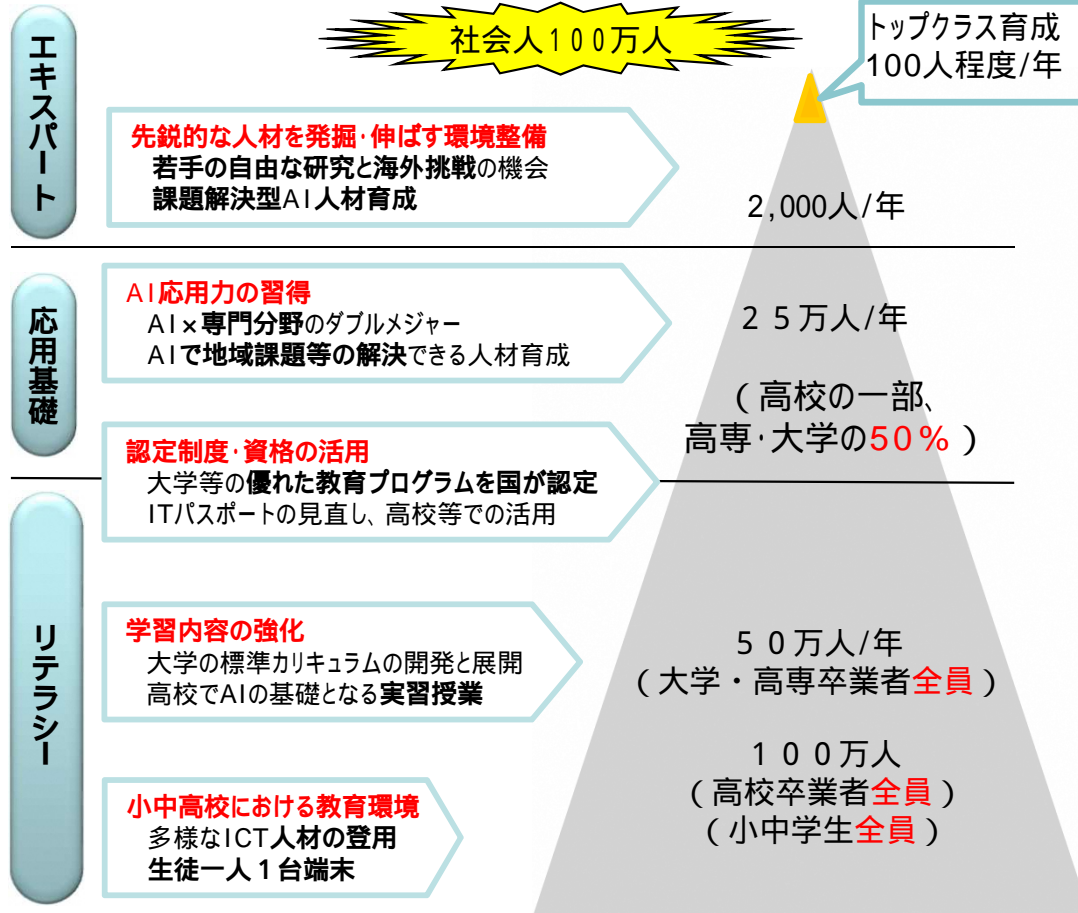
誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生活や地域での活動等に活かすことができるよう、学習機会の充実と活躍の場の整備が必要

# 社会の変化（Society 5.0の実現）

2030年頃には、IoTやビッグデータ、人工知能等の技術革新が一層進展し、サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0）が到来



【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議HP等



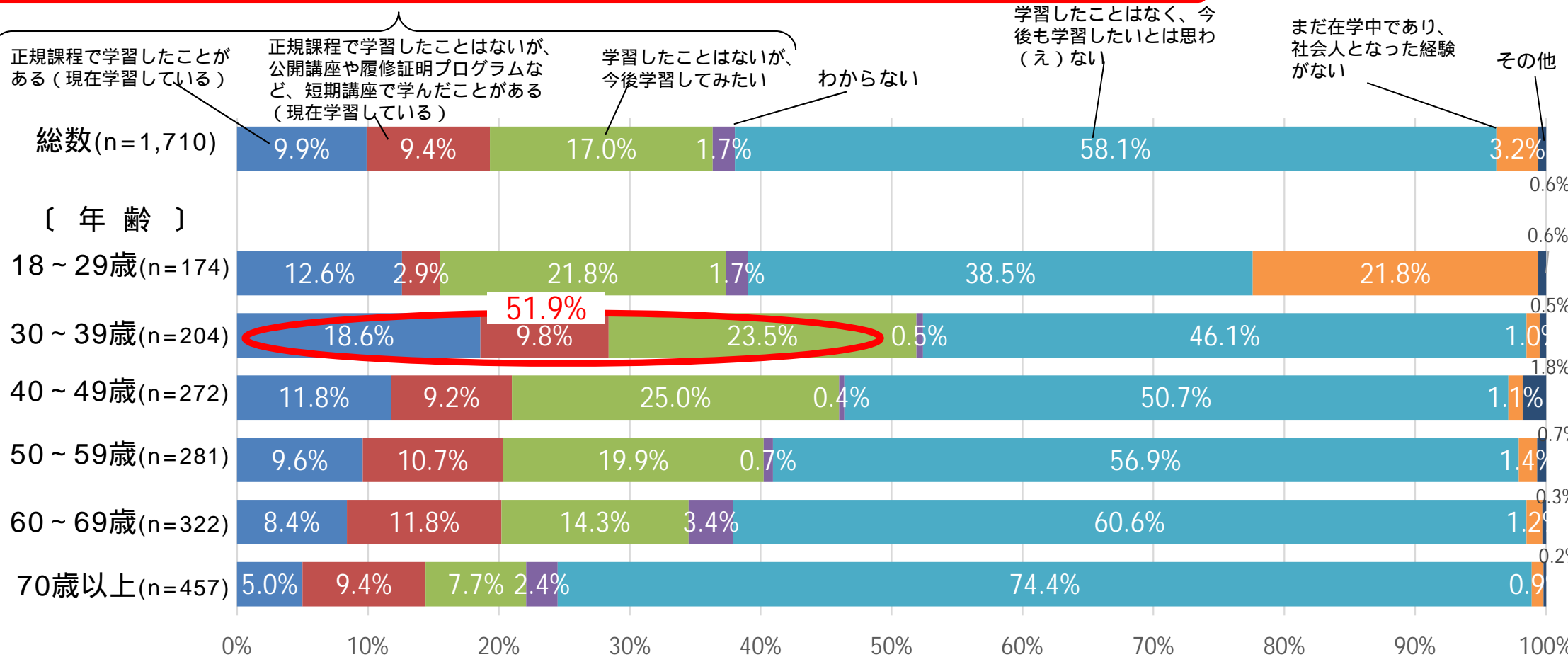
【出典】AI戦略2019

Society5.0を見据え、ICTスキルや数理・データサイエンス等に関する知識を身に付け、AI等の様々なツールを使いこなしながら、課題を見つけ出し、解決し、新たな価値を創出できる人材を育成することが必要  
デジタル・デバイドや情報の陰の部分への対応が必要

# 学び直しに関する意識

社会人となった後も、学校（大学、大学院、短大、専門学校など）で、正規課程または公開講座などの短期講座で学習したことがある（現在学習している）人及び今後学習してみたい人の合計は、約36%。  
30代ではその割合が50%を超え、次いで40代（46%）が多い。一方、年齢が高いほど今後の学習意欲は消極的。

36.3% = 学習したことがある（現在学習している）、学習してみたい



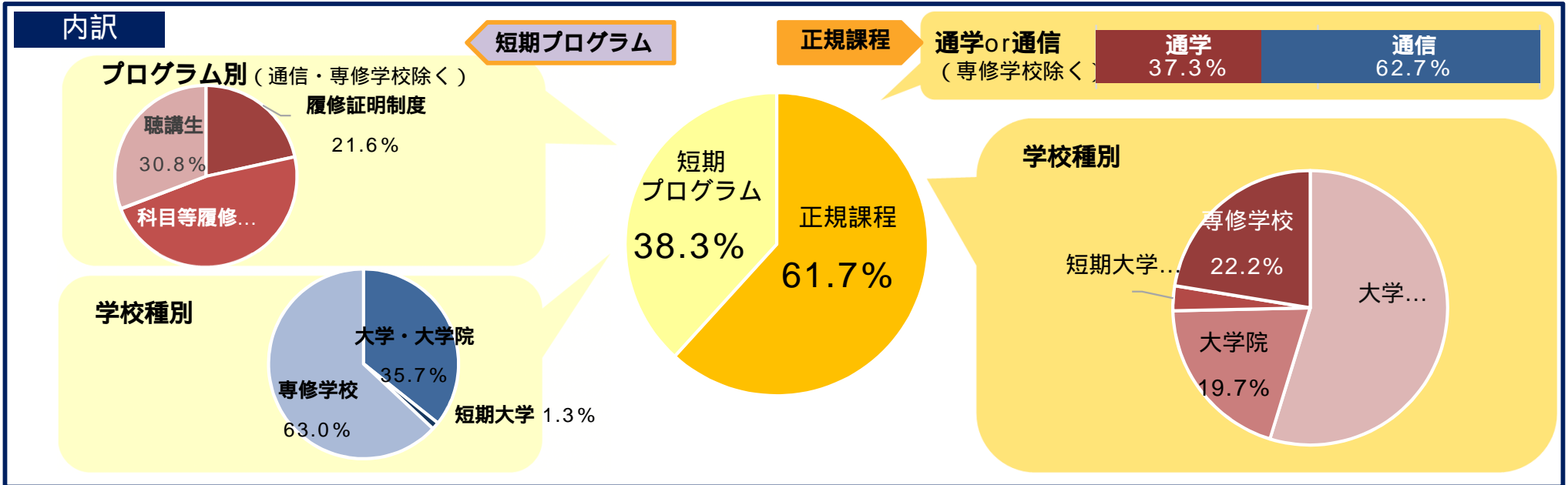
# リカレント教育等の実施状況

社会人学習者は、大学学部（通信制）、大学院、専修学校で学んでいる層が多い。  
 大学等の正規課程への入学者数は、ここ数年、横ばい傾向だが、単発・短期が多い公開講座の受講者数は増加傾向

## 大学・専門学校等における社会人受講者数

約50万人（2016年）

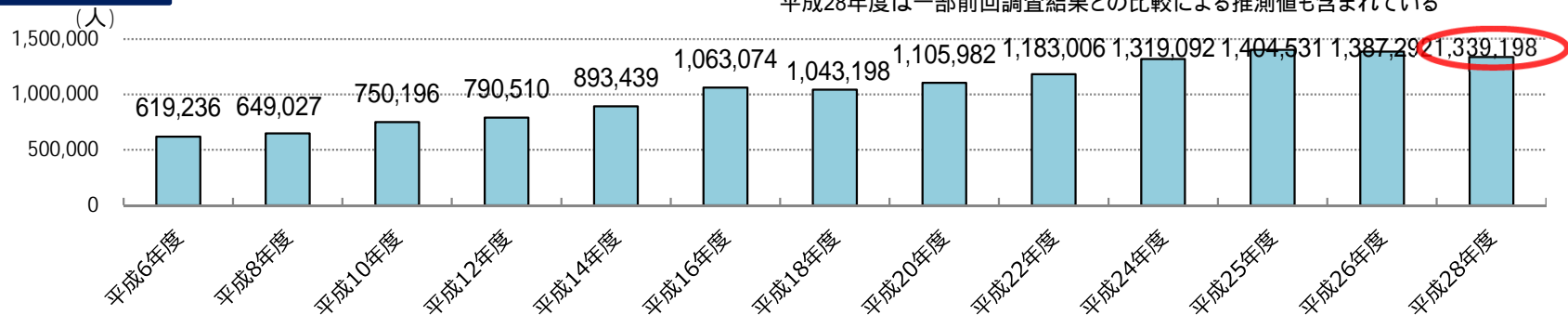
大学公開講座は除く



## 大学公開講座の受講者数

出典：文部科学省「平成29年度開かれた大学づくりに関する調査研究」（平成30年3月）  
 平成28年度は一部前回調査結果との比較による推測値も含まれている

約134万人  
 （2016年）



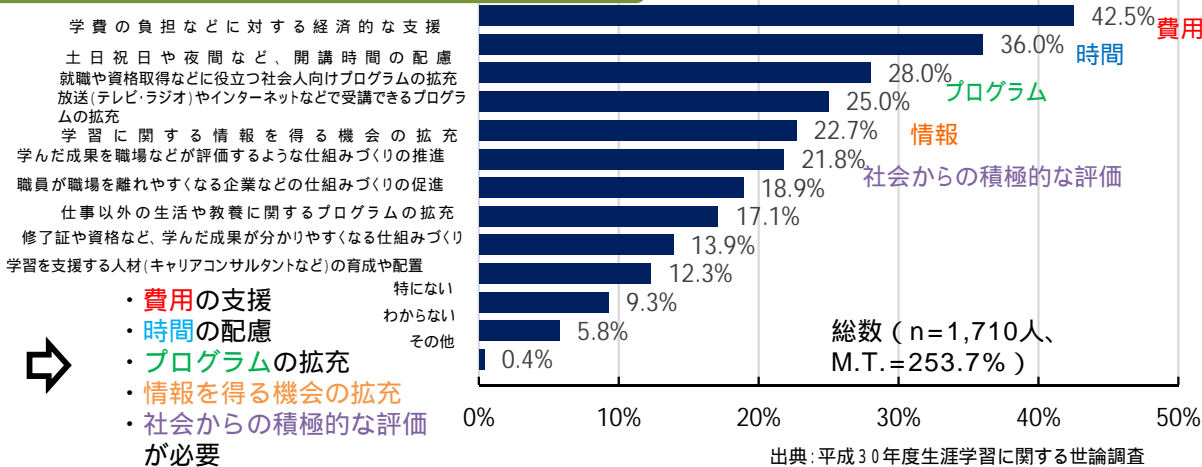
（文部科学省資料より）

# リカレント教育の推進に係る課題等

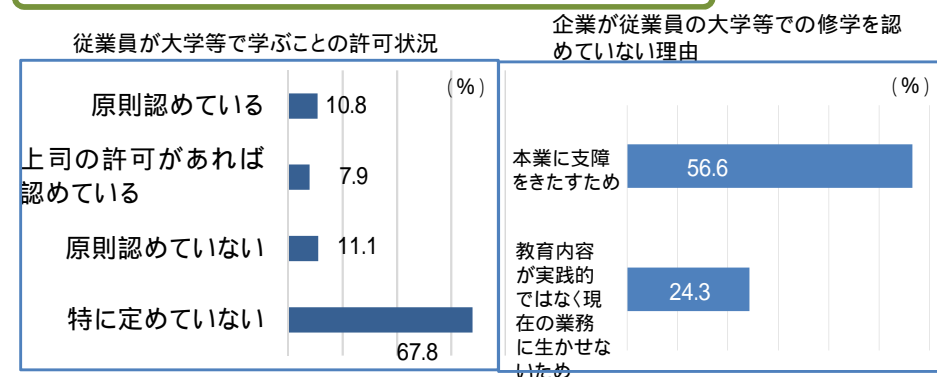
社会人が大学などで学習しやすくなるために必要な取組としては、費用の支援、時間の配慮、プログラムの拡充等のほかに、職場の評価体系の構築や、職場を離れやすくなるための企業の仕組みなどが求められている。

大学を活用する効果は、専門的知識や幅広い知識の修得。大学等を活用しない理由は「大学等を活用する発想がそもそもなかった」、「大学等でどのようなプログラムを提供しているかわからない」、「教育内容が実践的でない」。

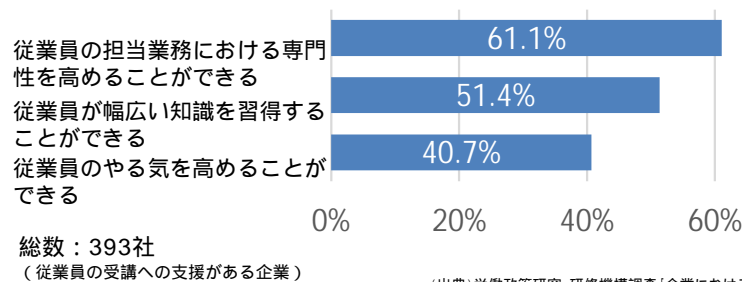
## 社会人が大学等で学びやすくなるための取組



## 従業員が大学等で学ぶことに対する企業の対応

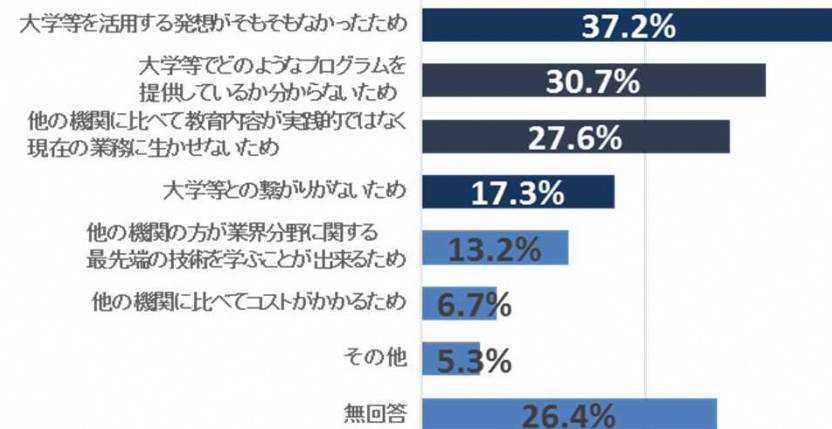


## 従業員の大学等での受講に対する企業の評価



(出典)労働政策研究・研修機構調査「企業における資格・検定等の活用、大学院・大学等の受講支援に関する調査」(H27.5)(9,976社を調査対象として抽出 有効回答社数1,475社)

## 企業が大学等を活用しない理由



(出典)社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究(平成27年度イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社<文部科学省:先導的の大学改革推進委託事業>)より作成。

社会人や企業のニーズを踏まえ、産学官連携の実践的なりカレントプログラムの開発や環境整備等の取組が急務<sup>6</sup>

# リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

令和2年度予算額 8,935百万円  
(前年度予算額 8,826百万円)



人生100年時代や技術革新の進展等を見据え、社会のニーズに対応したリカレント教育の基盤整備や産学連携による実践的なプログラムの拡充等による出口一体型リカレント教育を推進することにより、誰もがいくつになっても新たなチャレンジができる社会を構築する。

## 社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充

### 放送大学の充実

- (放送大学学園補助金：7,386百万円(7,631百万円))
- ・数理・データサイエンス・AI教育に関するコンテンツの制作
  - ・地方公共団体や企業・大学等と連携した短期リカレント講座の制作

### 産学連携による情報技術人材等の育成

- (成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT-PRO)：289百万円(308百万円))  
(超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業：234百万円(234百万円))
- ・産学連携による実践的な教育ネットワークの形成
  - ・セキュリティ等のIT技術者のスキルアップ・スキルチェンジのための短期プログラムの開発・実施

### 専修学校リカレント教育プログラムの開発

- (専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト：425百万円(315百万円))
- ・短期の学びを中心に、分野を超えたりカレント教育プログラムの開発
  - ・産学連携によるリスタートプログラムの開発・実証 等

### 教職に関するリカレント教育プログラムの開発等

- (就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム事業：111百万円)  
(令和元年補正予算にて措置)
- ・就職氷河期世代のうち教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった者等を対象としたリカレント教育プログラムの開発等を実施

### 産学官連携による地元定着のための教育プログラムの実施

- (大学による地方創生人材教育プログラム構築事業：254百万円)(新規)
- ・産学官が連携し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口(就職先)と一体となった教育プログラムを実施

このほか、社会人の組織的な受入れを促進する大学等への経常費補助、職業実践的な教育を行う「専門職大学」等の設置(2019年度開学)を実施。

## リカレント教育を支える専門人材の育成

### 実務家教員の育成

- (持続的な産学共同人材育成システム構築事業：280百万円(321百万円))
- ・社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムの構築

大学・専修学校の実践的短期プログラムに対する文部科学大臣認定の充実

- ・大学・大学院「職業実践力育成プログラム」(BP)及び「キャリア形成促進プログラム」  
受講者の学習機会の拡充や学習費用の軽減につながるよう、認定講座をさらに充実

## リカレント教育推進のための学習基盤の整備

### 女性のキャリアアップ等

- (女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業：34百万円)(新規)
- ・女性のキャリアアップ・キャリアチェンジに向けた学び直しやキャリア形成等の一体的支援

### 社会人向け情報アクセスの改善

- (社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究：17百万円(17百万円))
- ・講座情報、各種支援制度等へ効果的にアクセスできる情報発信ポータルサイトの整備

### リカレント講座の運営モデルの構築

- (大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築：16百万円)(新規)
- ・大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築及び全国展開に向けた実証研究



# 社会人等の学び直し情報発信ポータルサイト「マナパス」



## 概要

マナパスとは、「学びのパスポート」という意味で、大学や専門学校等での学習を希望する人々に、一人ひとりのニーズに応じた講座等の有益な情報を提供し社会人の学びを応援する総合ポータルサイト。講座一覧やその詳細内容の検索に加え、「修了生インタビュー」や特定の社会課題（例：society5.0、女性活躍等）の学び直しに関する「特集記事」を掲載。令和2年7月時点で、登録数約3,600件、うち約1,100件がe-ラーニング等オンライン講座情報を掲載。

## マナパスに掲載している情報

必要な学び直し

OPEN! マナパス  
社会人の大学等での学びを応援するサイト

本サイトは、大学等における学び直し講座情報や学び直し支援制度情報を発信する社会人のためのポータルサイトです。

講座を検索する

検索するキーワードを入れる

検索

学ぶ場所  
北海道 東北 北関東・甲信越 首都圏 東海 北陸 近畿 中国・四国 九州・沖縄

学校種別  
大学 大学院 短期大学 専門学校 その他

課程  
正規課程 科目等履修生 履修証明プログラム 公開講座 その他

通学/通信  
通学 通信

金額  
無料 ～5万円 ～10万円 ～20万円 ～30万円 30万円超

その他条件  
土日・平日夜間 教育訓練給付制度対象講座 奨学金制度有り 職業実践力育成プログラム (BP) 認定講座

### 在学生・修了生インタビュー

#### 早稲田大学 人間科学研究科修士課程

社会貢献したいという思いが通信制大学での学びを通して徐々にかたちになっていった

女優・タレントというまい子さん (54歳)

1964年生まれ。1983年に歌手デビュー。女優としての出演作は『不良少女と呼ばれて』(TBSテレビ)、大河ドラマ『徳川義経』(NHK) など。映画・ドラマ・TBSエディ番組・情報番組などで幅広く活躍中。

2019年03月31日

【構成/スタジオサプリ通信制大学/編集/取材/文/伊藤敬太郎、撮影/小山勉人】

#### ロコモティブシンドロームを予防するロボットの開発や啓蒙活動に携わる

ロコモティブシンドローム (ロコモ) とは、運動機能で移動する機能が低下した状態を指す医学用語。「健康寿命」が叫ばれる中、高齢者が暮らしたくなるのを防ぐうえで、重要なキーワードだ。

### 特集：女性のための学び直し

#### Topics

- 「女性のためのリカレント教育推進協議会」発足！
- 女性の復職・再就職を支援するリカレント講座の紹介
- 女性のリーダー育成・専門的知識の取得を支援するリカレント講座の紹介

結婚や出産などで1度退席してブランクが空くと、働くこと自体が不安で再就職活動に踏み出せない...そう感じている方も多いのではないでしょうか。学校を卒業して就職し、その後結婚や出産、介護等で一度離職し、それが一段落した後に再就職をする、いわゆる女性の「M字カーブ」は以前と比べると緩やかになってはいるものの、それでも再就職に自分のキャリアや能力が活かせるか不安に思う方は多くいらっしゃるかと思います。

実は今、こうした再就職にあたり不安を抱えている女性に、大学でのスキル習得のための学びの提供に加え、個別カウンセリングが受けられ、ライフキャリアをデザインし就職までサポートしたりするような、学び直しから就職までを一元的に支援する講座が増えています。また、職場などでキャリアを積んできた女性の中には、目指すべきロールモデルが無いため自分のキャリアを掛けない、スキルアップの機会が足りないと感じている方もいらっしゃるのではないでしょうか。大学では、未来のリーダーを目指す女性に向けて、リーダーとして求められる知識やスキル

### 学習者・企業への支援制度

#### 学習者・企業への支援制度

#### 奨学金の支援制度

#### 奨学金制度 (貸与型) 【日本学生支援機構】

奨学金は、経済的理由により就学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から経済的支援を行うものです。

日本学生支援機構 (JASSO) により運用されている奨学金制度は、大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校 (専門課程)・通信教育課程に就学後応募可能な、国が実施する貸与型の奨学金となっており、経済的理由により修学が困難で、かつ優秀な学生であると思われるなどの一定の要件を満たした学生本人に貸与されるものです。

貸与型奨学金は、卒業後に返還する必要があるため、利息が付かない「第一種奨学金」と、利息が付く「第二種奨学金」の二つがあります。

※奨学金の種類は、奨学金や学校の種類ごとなど異なります。

その他、日本学生支援機構以外にも、大学や地方公共団体等が行う奨学金制度などもございますので、下記リンクよりご確認ください。

### 在学生・修了生インタビュー

#### 日本女子大学 リカレント教育課程

学びは終わらない。キャリアと向き合い、仲間と

北澤 博子さん (写真左)  
沼田 夫佐さん (写真右)

2020年01月31日

#### 本当にやりたい仕事は何かと問い直した時、リカレント教育課程の受講を決意

北澤：家業の海外転勤のために、6年間で海外転勤しました。日本に帰国後、女性の復職の良い経験はないかと思いネットで検索したところ、日本女子大のリカレント教育課程を知り、「入学・キャリア相談会」に参加しました。しかし、当時は、事務職で働くことを優先して受講には至りませんでした。

マナパス  
社会人の大学等での学びを応援するサイト

マナパスホームページへのリンクは、原則フリーです。リンクを貼る場合は、ホームページからバナーをコピーしてください。

# 大学等における社会人受入れに関する制度等

## 多様な教育プログラムの開設

<b>専門職大学・専門職短期大学</b>	実践的な職業教育に重点を置く大学 <span style="float: right;">(文部科学省調べ)</span> ( 社会人等の実務の経験を持った者が入学する場合には、当該実務経験を通じた能力の修得を勧奨した既修得単位の認定や、一定期間を修業年限に通算できる仕組みを設定 ) 【令和2年度】専門職大学9校、専門職短期大学2校
<b>専門職大学院</b>	高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院 【令和元年度】118大学167専攻 うち法科大学院36校36専攻、教職大学院54校54専攻
<b>履修証明制度</b>	社会人を対象に体系的な教育プログラム(60時間以上)を編成し、その修了者に対し、大学・専修学校等が履修証明書を交付できる制度 【平成29年度】(放送大学を除く) 大学：163校 受講者数：5,311人 証明書交付者数：3,740人 専門学校：58校 証明書交付者数：4,575人
<b>科目等履修生制度</b>	大学等の正規の授業科目のうち、必要な一部分のみについてパートタイムで履修し、正規の単位を修得できる制度 【平成29年度】(通信制の学部 研究科 放送大学を除く) 大学：734校、履修生：17,811人 【平成30年度】 専門学校：104校、2,109人
<b>大学公開講座</b>	大学等における教育・研究の成果を直接社会に開放し、地域住民等に高度な学習機会を提供する講座 【平成28年度】 一部前回調査結果との比較による推測値も含まれている 開設大学数：1,109大学等 開設講座数：41,014講座 受講者数：1,622,798人
<b>「職業実践力育成プログラム」(BP)文部科学大臣認定制度</b>	大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定 【令和2年5月現在】 282課程
<b>「キャリア形成促進プログラム」文部科学大臣認定制度</b>	専修学校における社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的・専門的プログラムを文部科学大臣が認定 【令和2年3月現在】 15校、19課程

# 「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度

- Brush up Program for professional -



大学が、社会人や企業・自治体等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを開発し、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大するため、産官学が連携し一定の要件を備えたプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定

## 【認定要件】

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム

対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表

対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程

総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を、以下の2つ以上の教育方法による授業で実施

実務家教員や実務家による授業(専攻分野における概ね5年以上の実務経験有)  
双方向若しくは多方向に行われる討論(課題発見・解決型学修、ワークショップ等)  
実地での体験活動(インターンシップ、留学や現地調査等)  
企業等と連携した授業(企業等とのフィールドワーク等)

受講者の成績評価を実施

自己点検・評価を実施し結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)

教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築

社会人が受講しやすい工夫の整備(週末開講・夜間開講、集中開講、オンライン授業、遠隔授業、IT活用等)

最低時間数「60時間」以上(令和元年度に、当初の120時間以上を見直し、より短時間のプログラムも認定)

認定課程数：282課程(令和2年5月時点)、講座情報等は「マナパス(学びのパスポート)」に掲載

社会人の学び直す選択肢の可視化、大学等におけるプログラムの魅力向上、企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携して、社会人の学び直しを推進。

# 「キャリア形成促進プログラム」の文部科学大臣認定制度

平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

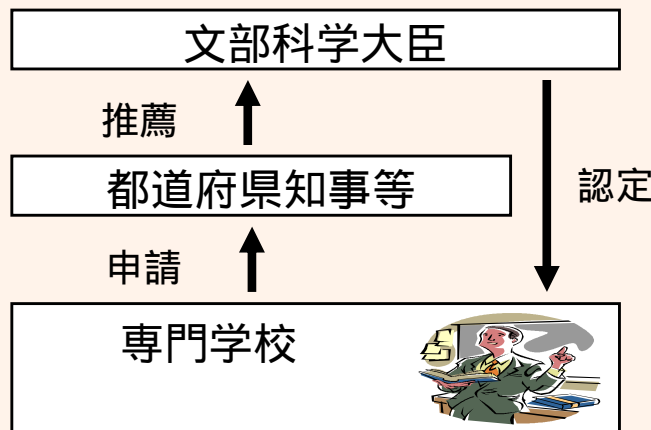
## 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

### 認定要件等



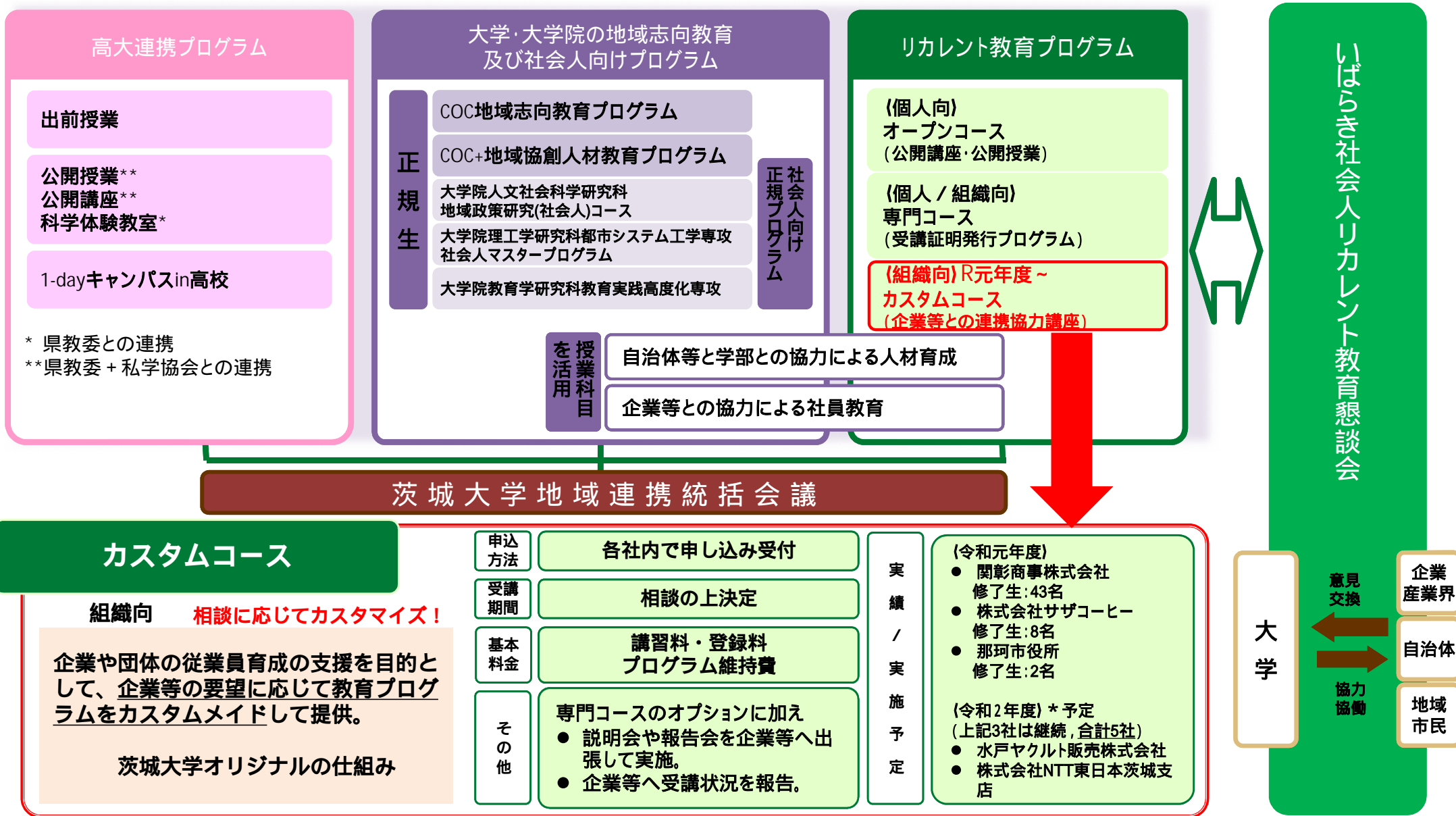
### - 認定要件 -

- 企業等との「組織的連携」
  - 取組の「見える化」
  - 学修成果の可視化
- 修業年限が2年未満（専門課程又は特別の課程）  
対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる
- 教育課程  
企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成  
企業等と連携する授業等が総時間数の5割以上  
社会人が受講しやすい工夫の整備  
試験等による受講者の成績評価を実施  
企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施  
企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

認定数：15校、19学科（令和2年3月時点）、講座情報等は「マナパス（学びのパスポート）」に掲載  
学び直しの選択肢の可視化、プログラムの魅力向上、企業等の理解増進。  
厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携して、社会人の学び直しを推進。

目的: 「地域創生の知の拠点となる大学」として、地域人材の育成と地域産業の振興を効果的に推進するために、大学全体として「茨城大学リカレント教育プログラム」を推進する。全学での内容の共有、方向性、その他の審議は「地域連携統括会議」で行う。

- ・大学・大学院の地域志向教育及び社会人向けプログラム: COC・COC+をはじめとする地域人材育成教育の展開を図る。
- ・社会人リカレント教育プログラム: 社会ニーズが高い分野等における効果の高いプログラムを選別・実施し、地域振興に貢献する。



## 高大連携プログラム

### 出前授業

- 公開授業\*\*
- 公開講座\*\*
- 科学体験教室\*

1-dayキャンパスin高校

- \* 県教委との連携
- \*\* 県教委 + 私学協会との連携

## 大学・大学院の地域志向教育 及び社会人向けプログラム

正  
規  
生

- COC地域志向教育プログラム
- COC+地域協創人材教育プログラム
- 大学院人文社会科学研究所  
地域政策研究(社会人)コース
- 大学院理工学研究科都市システム工学専攻  
社会人マスタープログラム
- 大学院教育学研究科教育実践高度化専攻

正  
規  
生  
向  
け  
の  
プ  
ロ  
グ  
ラ  
ム

授  
業  
科  
目  
を  
活  
用

自治体等と学部との協力による人材育成

企業等との協力による社員教育

## リカレント教育プログラム

〈個人向〉  
オープンコース  
(公開講座・公開授業)

〈個人/組織向〉  
専門コース  
(受講証明発行プログラム)

〈組織向〉R元年度~  
カスタムコース  
(企業等との連携協力講座)

## 茨城大学地域連携統括会議

## カスタムコース

### 組織向 相談に応じてカスタマイズ!

企業や団体の従業員育成の支援を目的として、企業等の要望に応じて教育プログラムをカスタムメイドして提供。

茨城大学オリジナルの仕組み

申込方法	各社内での申し込み受付
受講期間	相談の上決定
基本料金	講習料・登録料 プログラム維持費
その他	専門コースのオプションに加え <ul style="list-style-type: none"> <li>● 説明会や報告会を企業等へ出張して実施。</li> <li>● 企業等へ受講状況を報告。</li> </ul>

実  
績  
/  
実  
施  
予  
定

(令和元年度)

- 関彰商事株式会社  
修了生: 43名
- 株式会社サザコーヒー  
修了生: 8名
- 那珂市役所  
修了生: 2名

(令和2年度) \* 予定  
(上記3社は継続, 合計5社)

- 水戸ヤクルト販売株式会社
- 株式会社NTT東日本茨城支店

大  
学

意  
見  
交  
換

協  
力  
協  
働

企  
業  
産  
業  
界

自  
治  
体

地  
域  
市  
民

い  
ば  
ら  
き  
社  
会  
人  
リ  
カ  
レ  
ン  
ト  
教  
育  
懇  
談  
会

2008年4月、50歳以上のシニアが「学び直し」「再チャレンジ」「異世代共学」するために立教大学が創設した学びの場。

人文学的教養の修得を基礎とし、多彩なフィールドスタディーを提供。

修了生は多様な社会貢献活動の場において活躍。会員900名を超える同窓会により、修了後のネットワークを構築。

## 概要

【対象者】 50歳以上で、高等学校を卒業又はこれに準じた学力があると認められる者。

【募集人数】 70名（例年100名程度の出願）

【場所】 立教大学池袋キャンパス

【学期】 ・春学期（4月～7月）、秋学期（9月～1月）  
・夏季休業中に実施される集中講義も受講可能。  
・3月に修了論文発表会や修了式を実施。

R2年度春学期は新型コロナウイルス感染症の影響により休止。

【修了要件】 ・1年間在学し必修科目から2科目（6単位）  
選択科目から6科目（12単位）以上、合計18単位修得すること。  
・修了者には、学校教育法第105条に定める履修証明書を授与。

【受講料】 登録料10万円、受講料30万円

【その他】 全学共通科目も履修可能。

## カリキュラム

### 1.エイジング社会の教養科目群

自己自身・社会・世界をこれまでとは異なる視点から見直す科目。

- ・聖書と私
- ・グローバル社会とメディアの使命等

### 3.セカンドステージ設計科目群

超高齢社会におけるシニアの役割、心身の健康等、人生設計の立案を支援する科目。

- ・社会老年学
- ・高齢者の生活と介護保険 等

### 5.ゼミナール・修了論文

受講生は全員ゼミナールに所属し、知的潜在力を引き出す共同作業を実施。修了論文の作成を通して、セカンドステージライフへの自信を培う。

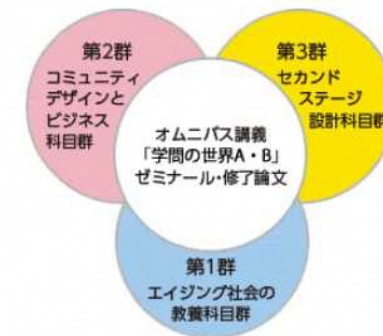
### 2.コミュニティデザインとビジネス科目群

NPO活動、コミュニティ・ビジネス、ボランティア活動等とその基礎となる社会経済について学習する科目。

- ・社会デザインとしてのNPO/NGO
- ・サステナブルコミュニティの思想と実践等

### 4.オムニバス講義「学問の世界」

ゼミナール担当教員が輪番で、それぞれ専門とする学問の営みや意義について語る科目。



## 修了生の進路・活動

さらに勉学を続けたい受講生は専攻科へ進学。

ボランティア活動やNPO法人等において、社会貢献活動を展開。

（例：英語通訳のボランティアガイド、耕作放棄地を活用した復興支援のためのNPO法人活動への参加 等）

【目的】

能登の里山里海の豊かな地域資源を正しく評価し、多様な職種の人々との連携により、新たなビジネス創出と誇りある地域づくりにつなげ、「誰ひとり取り残さない社会」を担うことができる人材を養成する。

【特徴】

里山里海の資源を多角的に学び、ビジネス化や地域活性化について見識を深める。地域の実践者による指導を取り入れ、さらに全国の先進事例を学ぶ。また、受講者が個別の課題に取り組み、問題設定能力、調査遂行能力、情報分析・発信力などを養う。

【対象とする職業分野】

第一次産業の職業をベースに里山里海の地域資源を活かし、第二次、第三次産業と融合し新ビジネスの創出（第六次産業）と地域の活性化に資する職業全般（農業、林業、水産業、観光業、販売業、製造業、飲食業等）

【受講期間】 10ヶ月

【社会人の受講しやすい工夫】 週末、IT活用、託児所



泉谷満寿裕氏 珠洲市長

珠洲市は、2006年から金沢大学との連携事業に取り組んでいます。奥能登には美しく豊かな里山里海のみならず、「揚げ浜式製塩」や「あえのこと」「祭り」といった伝統文化が、今日まで受け継がれています。FAO「世界農業遺産(GIAHS)」に認められた「能登」という地域そのものをブランド化すべく、自らの地域を改めて見つめ直し、今後の持続的な発展につなげる取り組みを進めています。

川上和孝氏 株式会社スギヨファーム取締役

私は、「里山マイスター」1期生として学んだ知識を活かし、2012年に㈱スギヨから独立した㈱スギヨファームで、農業経営に取り組んでいます。当社では、地域の皆さんと協力し、遊休農地を利用してながら農業で地域復興に貢献することを目指しています。能登島で農業の経験を積み、将来の独立を目指してみませんか。



中谷なほさん  
里山マイスター4期生

私は受講をきっかけに東京から移住しました。このプログラムを通じて地域の人々や他の受講生との多くの出会いがありました。また、少人数で里山の専門家からの幅広い知識を得ることもできます。田舎に暮らしながらこのようなチャンスを得られるのは、このプログラムの大きな魅力だと思います。能登は一見地味ですが、じっくりと知るほどに人や暮らしの面白さを発見できます。楽しい人来てください。

奥能登地域への移住者のうち修了した者 (R1年度末時点)		46
うち奥能登での定着者数 (R1年度末時点)		39
内訳	珠洲市	24
	輪島市	7
	穴水町	2
	能登町	6

◆ 自治体と企業との連携体制

地域自治体

出資自治体  
珠洲市

連携自治体  
石川県  
輪島市  
穴水町  
能登町



金沢大学

学長/理事

【教育研究部門】

- ・人間社会学域/理工学域/医薬保健学域
- ・環日本海域環境研究センター
- ・地域政策研究センター
- ・国際文化資源学術研究センター
- ・国際基幹教育院
- ・国際機構 ほか

【社会共創部門】

- ・先端科学・社会共創推進機構

事業実施

実施体制



● 運営委員会

● 教員スタッフ

● 能登学舎

奥能登地域での  
マイスター移住者定着率 = 85%

移住間もない不安定な時期をサポート

## 放送大学について



### 設立の趣旨・目的

放送大学学園は、放送大学を設置し、放送による授業や、全国各地の学習者の身近な場所における面接による授業、インターネットの利用における授業等を行うことを目的としています。

放送大学は学士・修士・博士後期課程を設置し、幅広い年齢層に、多様な分野の教養教育やリカレント教育の機会を提供しています。

### テレビ・ラジオ・オンラインで学べる

テレビ科目 166科目  
 ラジオ科目 180科目  
 オンライン科目 61科目 [令和2年度第1学期]

BS デジタル 231<sup>Ch</sup> (地上放送は、平成30年9月末で終了)  
 テレビ ラジオ 232<sup>Ch</sup> 531<sup>Ch</sup>  
 インターネット ラジオ radiko.jp (ラジコ)

### 全都道府県に57の学習センター等

#### 学習センターの役割

面接授業の開講、放送授業の再視聴  
 単位認定試験、ゼミ・勉強会の開催  
 図書の閲覧・貸出、学習相談

面接授業 3,032講座/年  
 公開講演会 3,635講座/年  
 [令和元年度]

### 学びやすい授業料

	放送大学	国立大学 (標準額)
学部	約70万円	約214万円
修士課程	約50万円	約107万円
博士後期課程	約140万円	約160万円

#### 卒業(修了)までに必要な経費

学部	入学料	授業料
全科履修生	24,000	1単位 5,500
選科履修生	9,000	
科目履修生	7,000	

研究科	検定料	入学料	授業料	研究指導料
修士全科生	30,000	48,000	1単位 11,000	1年間88,000
修士選科生	-	18,000		-
修士科目生	-	14,000		
博士全科生	30,000	48,000	1単位 44,000	1年間 352,000

### 学生数

在学者数合計 82,871人

学部 78,808人 修士課程 3,995人 博士課程 68人

[令和2年度第1学期]

## リカレント教育の取組

### さらに学びやすい環境へ

テレビ・ラジオ授業科目の原則全てを学生向けにインターネット配信。スマートフォン・タブレット等での視聴にも対応

令和2年度第1学期は新たにオンライン授業を11科目開講(計61科目)

### より社会のニーズに応える

社会人のキャリアアップ支援

- ・小学校外国語教育の指導者向けオンライン授業科目を開講
- ・小学校プログラミング教育の指導者向けインターネット配信公開講座を開講
- ・教員免許更新講習を開講  
受講者数 12,823人(令和元年度)
- ・看護師の特定行為研修に対応した授業科目を開講  
連携機関 28機関(令和2年4月)
- ・公認心理師養成カリキュラムに対応した学士課程の授業科目を開講
- ・認定心理士資格取得に対応した授業科目を開講  
資格取得者のうち30.9%(1,057人)が放送大学で資格要件を取得  
(令和元年度資格取得者及び放送大学における証明書発行件数による)
- ・科目群履修認証制度(履修証明制度)として25種類のプランを提供  
認証状発行数累計数 1,518件(令和元年度) 累計 26,660件

### 目指せる資格

#### 教員に関する資格

上位・他教科・隣接校種の免許状  
 特別支援学校教諭免許状  
 栄養教諭免許状  
 幼稚園教諭免許(特例制度利用)  
 司書教諭

#### 心理学に関する資格

認定心理士  
 臨床心理士  
 公認心理師

#### 看護師に関する資格・研修

看護師国家試験の受験資格  
 学士(看護学)  
 看護師の特定行為研修

#### その他の資格

学芸員  
 社会福祉主事  
 社会教育主事  
 介護教員講習会  
 その他



企業と連携した実習ベースの実践的な授業に、専門学校ならではの専門的な知識・技術を習得するカリキュラムを設計し、VFX等に関する実践的能力を短期間で身に付ける機会を提供する。

## 概要

VFX・CGに関する専門的な知識とスキルを1年間で集中的に学び、豊かな発想力ある映像技術者等の育成を目的とする。

主に社会人を対象として、夜間に開講し、1年間で充実した技術が身に付けられるようカリキュラムを編成している。

### 【特徴】

- ・充実した機材・設備環境の中で、日本のVFXを牽引する映像制作プロダクションである関連企業と連携した実習や実務家教員による授業、インターンシップ(カリキュラムの9割を構成)による実践的な授業の提供
- ・反転授業を取り入れ、自宅等で映像等による予習を行った上で、授業では発展的な技術等を学ぶ。

VFX：ビジュアルエフェクト(映画等において、現実には見られない画面効果を実現するための技術)

(公表資料等により文部科学省において作成)

## 主なカリキュラム

### インターンシップ

ポストプロダクションでの業務を実際に体験し、現場でどのような能力が求められるかを総合的に学ぶ。

### 特別講座

映画、映像業界で活躍しているプロフェッショナルをゲストに迎えた講義を通して、業界の今を知り、職業理解を深めながら自分自身が学ぶことの意義や目的を明確にする。

その他「デジタルコンポジット」「3DCG」等実際の作業を通して、専門的な技術を習得するカリキュラムを提供



(授業の様子)

# 一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会 (JMBOOC)

## 無料で学べる日本最大のオンライン大学講座

### 【設立の趣旨・目的】

JMBOOCは、質の高い学習機会を無料で提供することによって、個人の学びを社会に還元していくことを目指し、2012年にアメリカで立ち上がった無料のオンライン大学講座MOOC(ムーク)の日本版MOOCを普及させるため、日本の大学・企業の連合による組織として2013年に設立されました。  
「良質な講義」を「誰も」が「無料」で学べる学習機会を提供することで、様々な分野における知識レベルの共通化・標準化を推進し、個人が意欲的に学ぶことを支援するとともに、個人の知識やスキルを社会的な評価へ繋げていくことを目指します。

### 講座数、登録者数

延べ講座数 **437**  
 登録者数 **約82万人**  
 延べ学習者数 **約122万人**  
 (2020年6月末現在)

### 公認プラットフォーム

**Fisdom**

富士通(株)

**OpenLearning**

(株)ネットラーニング

**docomo gacco**

(株)ドコモgacco

**OUJMOOC**  
Powered by CTELCO Bank

放送大学

### リカレント教育の推進

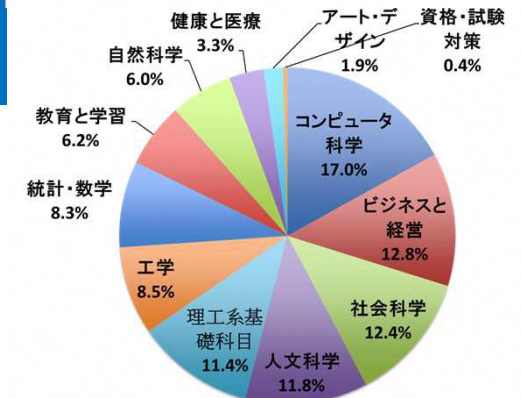
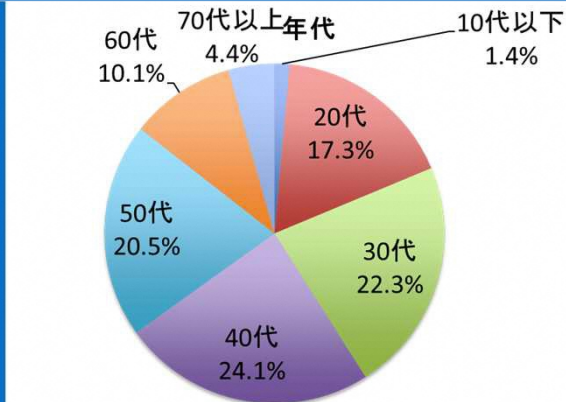
#### 【JMBOOC企画講座の概要】

日本経済団体連合会加盟企業様のご協力のもと、若手技術者400名強(製造系9社)へのアンケートを元に科目を決定し、JMBOOCが主体的に企画した講座を制作。2017年度から主に理工系技術者の業務の基礎となる「理工系基礎科目」の提供を開始した。主にメーカー系企業の若手技術者の研修・学び直しや、理系学部在籍の学生に対する履修の幅の拡大に活用されている。講座数は年々拡大し、理工系科目のみならず、情報工学系、ビジネス系など、2020年度は28講座開講中。

2020年度開講講座の分野

情報工学系:12講座 機械工学系:6講座 電気電子工学系:4講座  
 数学系:3講座 複合系:2講座 ビジネス系:1講座

### 受講者構成・提供講座の分野



## 2. 新型コロナウイルス感染症対策

子供の学び応援サイトの開設

文部科学省の主な新型コロナウイルス感染症対策

# 「子供の学び応援サイト」の開設

臨時休業期間中の児童生徒の学習の支援方策の一つとして、公的機関等が作成した、自宅等で活用できる無償の教材や動画等のリンクを紹介したサイトを、令和2年3月2日に文部科学省ウェブサイト内に開設。

令和2年7月20日現在、リンク数400程度、延閲覧回数510万PV以上

官邸ホームページや文部科学省ホームページ、Facebook、twitter、LINE及び都道府県教育委員会等から周知

➤NHK for School、各教育委員会、大学、教科書発行者、NPO法人等の作成する教材や授業動画等のコンテンツを  
随時充実

➤各教科等の領域・単元ごとに参考となる動画、教材例を整理した一覧表を掲載、随時充実

「子供の学び応援サイト」  
トップページQRコード



(掲載コンテンツ例)  
＜NHK for School＞

**新着情報**

令和2年3月24日「子供の学び応援コンテンツリンク集」(小学校)「中学校」「高等学校」を更新  
 令和2年3月23日「子供の学び応援コンテンツリンク集」(小学校)「中学校」「高等学校」を更新  
 令和2年3月19日「子供の学び応援コンテンツリンク集」(学校の先生・保護者の方へ)を更新  
 令和2年3月18日「小学校」「中学校」「高等学校」を更新  
 令和2年3月2日 サイト公開

**自由に学ぶ**

子供の学び応援コンテンツリンク集

わくわくサイエンスリンク集

マスクの作り方

子供の運動あそび応援サイト

児童生徒・保護者の皆さんへ

リンク用バナーはこちら

#学びを止めない未来の教室

**学校の教科等を学ぶ**

小学校

中学校

高等学校

特別支援教育

幼児教育



＜京都教育大学公式YouTube＞



小1\_時刻と時間\_定義 (日本語版)  
京都教育大学公式YouTube kyokyochannel

＜さいたま市教育委員会家庭学習支援動画＞

1 九九をみなおそう

かけ算のきまりは？

	1	2	3	4	5
7	7	14	21	28	35

① かける数が1ふえると、答えはかけられる数だけおおきくなります。  
 ② かける数が1へると、答えはかけられる数だけ小さくなります。  
 ③ かけられる数とかける数を入れかえて計算しても、答えは同じになります。

＜長野県教育委員会家庭学習支援動画＞



# 「子供の読書キャンペーン～きみの一冊をさがそう～」の開設 (サイト内コンテンツ)

臨時休業期間中の子供たちの読書活動を推進するため、文部科学省の「子供の学び応援サイト」に、「子供の読書キャンペーン～きみの一冊をさがそう～」の特設ページを設け、著名人のおすすめの本や、読書関係団体の取組等を紹介

令和2年5月末現在、延閲覧回数約17万PV

Facebook、twitter、LINEを活用した周知を行うとともに、教育委員会、公立図書館、読書関係団体等宛てに周知

## 著名人のおすすめ本紹介

- ▶ スポーツ庁・文化庁長官をはじめとした各界の著名人11名のおすすめ本を掲載

私たちがおすすめの本を紹介します！(敬称略)

11名の方々からのおすすめ本をご紹介します。  
念をお願いにもかかわらず、子供たちに届くならと快くお引き受けくださったご厚情に深く感謝申し上げます。

鈴木文雄(スポーツ庁長官)



『彼の生きかた』遠藤周作 著(新潮社)

言葉が平直なため言葉で、人とうまく接することができない主人公の一生。そのため、人よりも動物を愛し、野鳥のニコンザルの観察に一身を捧げる決意をする。しかし、無理解な人間たちが立ちふさがるなど致々の壁にぶつかる。自分の意志を大切に、細々とまっすぐな生き方を異く愛を極く異様な小説。

●子供たちへのメッセージ

自分がやりたいことを見つけても、その意志を貫き、実現するのは容易なことではありません。主人公が目標に向かってひたむきに努力する姿が、皆さんの心に響くと思います。受験や就職など人生の節目に、ぜひ読んでみてください。

青田高平(文化庁長官)



『じぶんリセット つまらない大人にならないために』小山薫堂 著(河出書房新社)

〈本センシブの編でもある小山 薫堂さん。アイデアの宝庫であり、人を驚かせる達人が10人の皆さんに宛て書き下した本です。

「夢は大切に育てるべし」、それは人に従うということがチャンスを広げることになるからだといえます。この本は、見過ごしてきた大切なものを見つめ直し、人生を豊かにする感性や時代を生き抜く術を伝えます。

## 読書関係団体取組紹介

- ▶ 「青少年読書感想文全国コンクール」特設サイト等、読書啓発ページを紹介

新しい扉を開きに行こう！(読書関係団体等のおすすめ本掲載などのご紹介)

おうちで読書(青空文庫の紹介)

青空文庫はボランティアの方のご協力によって運営されるインターネット上の電子図書館で、近代の文芸作品など様々な電子書籍が収録されています。  
青空文庫を閲覧することのできるスマホアプリも多数配信されています。ご自分のパソコンから、スマホから、読書を楽しんでみませんか。  
劇作家野宮浩司のおすすめ本「平野のすすめ」も読むことができます。



(青空文庫アクセスランディングページ)

(青空文庫サイトトップページリンク)

リンク集

読書関係団体等の取組をご紹介します。



## 読書啓発動画掲載

- ▶ こどもの教育応援大使 香川照之氏の読書推進動画掲載

こどもの教育応援大使 香川照之さんからみなさんへのメッセージ



(※YouTube)文部科学省動画チャンネルへリンク)



こどもの教育応援大使であり、俳優の香川照之さんから「子ども自身や親子で読書推進動画です。ぜひご覧ください。香川照之にはお忙しいなか、素晴らしいメッセージを届けていただき、ありがとうございます。」

「こどもの教育応援大使 香川照之さんからみなさんへのメッセージ」  
文部科学省文部科学省チャンネル  
2,489 回視聴

## 「子ども読書の日」普及啓発

- ▶ 4月23日「子ども読書の日」及び子供読書表彰の情報提供

4月23日は子ども読書の日です

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日を「子ども読書の日」とすることが定められています。  
文部科学省では毎年、特色ある優れた取組を行っている学校、図書館、団体(個人)を表彰するとともに、4月23日に表彰式を行っています。

これまでの表彰等の取組

これまで表彰された学校、図書館、団体(個人)の取組事例を掲載しています。



○子どもの読書活動推進フォーラム

とよたかずひこ氏の講演があった平成30年子どもの読書活動推進フォーラムの動画はこちら！  
平成30年子どもの読書活動推進フォーラム(※YouTubeサイトへリンク)

様々な団体等がコンテンツの配信やオンライン交流等を通じて様々な学びの機会を提供

## ・カタリバオンライン(認定NPO法人カタリバ)

Web会議システム「Zoom」を使ったオンライン上の居場所と学びのコンテンツを届けるサービス。

- ・学校に行かないことで乱れがちな生活習慣を整えるために毎日決まった時間に行う「朝の会と夕方の会」の開催
- ・世界中から参加するボランティアによる学習会や多様なプログラムを開催
- ・PBLの機会として、オンラインクラブ活動、オンライン文化祭、オンラインマイプロジェクトなど



## ・OKAYAMA・おうちLab.(おかやまおうちラボ)(岡山県教育委員会)

主に小・中学生が、自宅等で楽しみながら主体的に探究的な学習に取り組めるサイト。歴史探究や科学実験、地域の社会教育施設等の紹介など、事態収束後には実際に現地に出かけ、本物に触れ、自身の学びをより深め、郷土への愛着や誇りを持ってもらえるよう、身近な県ゆかりのコンテンツを掲載。

OKAYAMA・おうちLab.(ラボ)

臨時休業でおうちにいることになったキミたちへ

おかやま OKAYAMA おうち Lab.

5月14日(木)に岡山県の緊急事態宣言が解除されたけど、気を緩めすぎると、また新型コロナウイルス感染の拡大の危険性もあるので、油断してはいけません。

まだ学校が休校中の人、もう学校が再開している人も、周りの人と間隔をとる、マスクをする、手洗いをするなど、日常生活の中で「新しい生活様式」に気をつけながら、感染を予防しよう。

このサイトには、岡山県にゆかりのあるコンテンツを主に掲載しているよ。

(そうでないものもあるよ。(>\_<))

このサイトで見た、学んだりしたことは、岡山県内にあるものも多いので、新型コロナウイルスの事態が収まったら、ぜひ家族の人やお友達と一緒に出かけ、実際に見たり触れたり、体験したりしてみよう。



様々な団体等がコンテンツの配信やオンライン交流等を通じて様々な学びの機会を提供

## ▶ 朝日新聞「放課後たのしーと」

朝日新聞と東京学芸大学との共同研究から生まれた低学年むけの教材。遊びと学びのプロたちが「子どもたちに夢中になって欲しい」という思いを込めて制作した「工作」「体あそび」「言葉」「数・図形」など、幅広いジャンルのワークシートを公開。遊び方や解答等を示した「大人向けガイド」も用意。

**大人向けガイド あそびの概要**

何枚か重ねた違う形の紙が、上からどんな順で重なっているかを当ててみるクイズです。重なった様子の絵から、どの順でどの形が重なっているかを見極めます。

**基本の進め方**

- 1 やり方（ルール）を共有し、例題を確認する
- 2 まずは1人で取り組んでもらう（5分間程度）
- 3 悩んでいる場合、やり方や問題内容を再確認する
- 4 わからない場合は、友達に聞いたり、一緒に考えたりしてもら
- 5 全員または個別で答えを確認する

## ▶ 新国立劇場「巣ごもりシアター」

名作オペラやバレエの公演記録映像を期間限定でストリーミング配信

配信ラインアップ

5月22日（金）15:00～5月29日（金）14:00  
オペラ 西村朗『紫苑物語』  
<2019年2月24日公演> 日本語上演/日本語字幕



『紫苑物語』ゲネプロ映像

「日本発のオペラを世界に」という大野和士オペラ芸術監督の願いのもと、2019年に世界初演され話題沸騰となった作品です。歌詠みの家に生まれ、才能がありながらも歌の道を捨て、弓の道へと邁進する主人公を描いた石川淳の同名の小説を原作に、作曲・西村朗、台本・佐々木幹郎、演出・冨田ヨシら一流アーティストの力を結集してオペラ化。刺激的でエネルギー溢れる新たな舞台作品の誕生は大きな注目を浴び、世界的なオペラ賞である International Opera Award 2020のWorld premiere部門にもノミネートされています。（受賞発表は2020年9月予定）

原作：石川 淳 台本：佐々木幹郎 作曲：西村朗  
指揮：大野和士 演出：冨田ヨシ  
出演：高田智宏、大沼 徹、清水華澄、白木あい、村上敏明、河野克典、小山陽二郎 ほか  
合唱：新国立劇場合唱団 管弦楽：東京都交響楽団

## ▶ 国立民族学博物館「おうちでみんぱく」

家にいながら国立民族学博物館の各展示場を見ることが出来る「バーチャルミュージアム」や、展示物のぬりえ、ペーパービーズの作り方などを公開。また、研究者が世界の文化やくらしを紹介した記事も読むことができる。



### 研究者が書いた記事「東南アジア」

**お参りの礼儀作法**  
今回はお寺のお参りの方を紹介しましょう。東南アジアのお寺はだれでも自由に参りますが、ちょっとしたエチケットのようものがあります。お参りをするときは、なるべくきちんとした格好をしてください。肩や太ももを出すのは失礼なことです。建物に入る前にくつを脱ぎましょう。みなさんはお参りするとき、外国入館者のくつはこれを忘れてしまっている人もいます。

**3回礼をする意味**  
中に入ると、必ず中央奥にブツダの像があるはずですが、まずはその前に座りましょう。東南アジアでの正式な座り方は、いわゆる「女盛り（正座を横にずらした座り方）」ですが、正座でもかまいません。膝を上げ、正座のブツダ像をみてください。何かのポーズをしているはずですが、これはブツダの人生における重要な瞬間を表しています。そのブツダ像に対し、目の前で両手を合わせ、共に手を合わせてお参りをします。これは、ブツダとブツダの教え、そして信者を共に礼拝するための儀式です。礼拝が終わったら、足をくずして静観ですが、ブツダの方向に足を投げ出すのは失礼です。上を見てください。お寺の天井に、お参り者の人生や祈願などの壁画が描かれているものもありません。

## ▶ 放送大学BS231ch「筋トレアカデミア」

特別な器具は使わない、家庭で簡単にできるカトレーニングを紹介。

放送予定 番組の種類から選ぶ 気になるキーワードで検索

「筋トレ」に関連する番組

BS231 5/28(木) 23:00～ 筋トレアカデミア 第4回 かかとあげ 柳川浩樹(熊本大学教員)	BS231 5/29(金) 23:00～ 筋トレアカデミア 第5回 座ってのぼし 柳川浩樹(熊本大学教員)	BS231 6/1(月) 23:00～ 筋トレアカデミア 第6回 タオルギャザー 柳川浩樹(熊本大学教員)	BS231 6/2(火) 23:00～ 筋トレアカデミア 第7回 外もあげ 柳川浩樹(熊本大学教員)	BS231 6/3(水) 23:00～ 筋トレアカデミア 第8回 肩すくめ 柳川浩樹(熊本大学教員)
BS231 6/5(金) 23:00～	BS231 6/6(土) 23:00～	BS231 6/7(日) 23:00～	BS231 6/8(月) 23:00～	BS231 6/9(火) 23:00～

https://bangumi.osj.ac.jp/baife/category.php 6/5(金) 23:00～ 6/8(月) 23:00～ 6/9(火) 23:00～ 6/10(水) 23:00～

# 文部科学省の主な 新型コロナウイルス感染症対策



# 子供たちの学びの保障

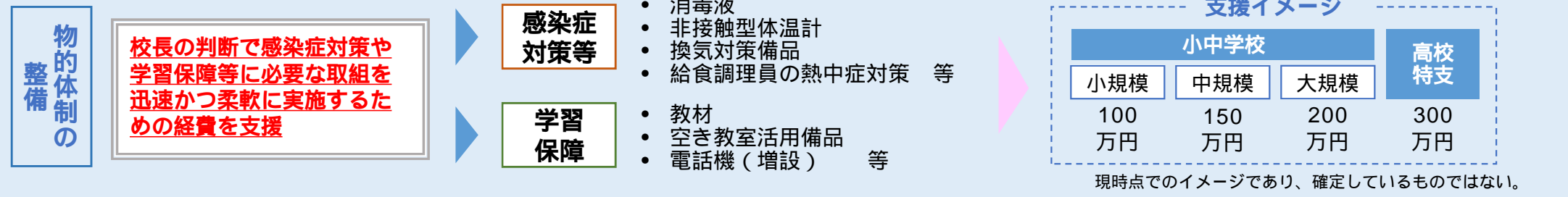
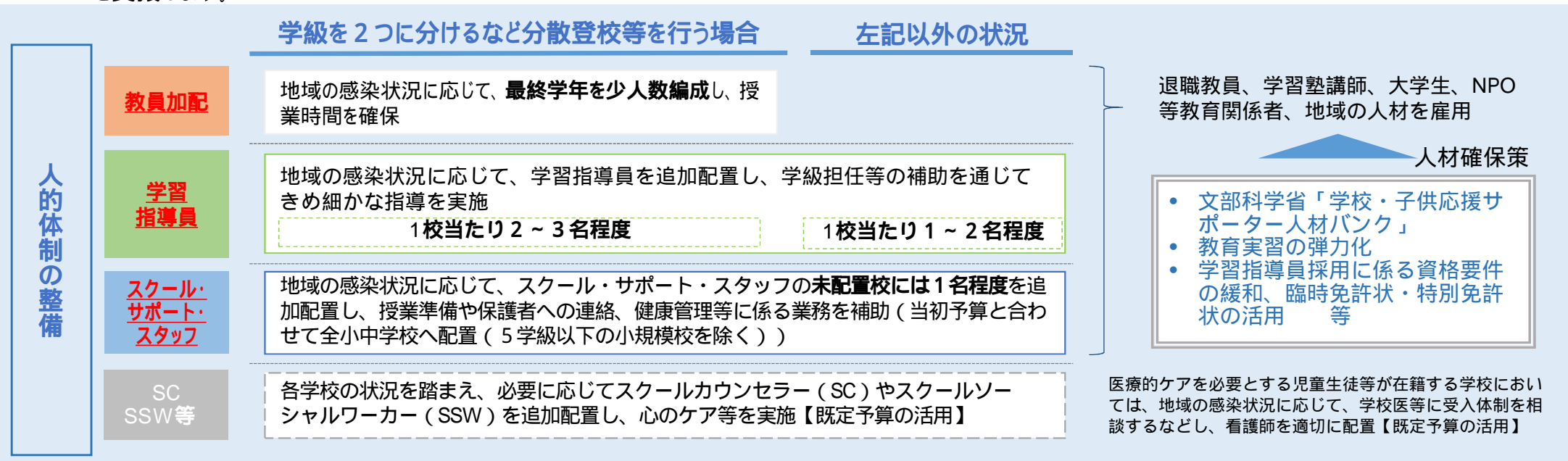
( 下線部は、令和2年度第2次補正予算案における措置 )

社会全体が、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況であることを踏まえ、感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障を両立し、学校教育ならではの学びを最大限進めることができるよう、必要な人的・物的支援等を進めます。

## 【初等中等教育段階】 教育体制の緊急整備

新規・拡充 ( 人的・物的体制の整備について )

- **加配教員、学習指導員等の大規模追加配置** ( 人的体制の整備 )、全ての小中高等学校等に対する **学校再開支援経費** ( 物的体制の整備 ) を支援します。



なお、地方独自の取組や一部の国庫補助事業の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能です。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

## 【初等中等教育段階】 ICT端末等を活用した家庭学習のための環境整備

- 「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供の学びを保障できる環境を早急に実現します。
- 「GIGAスクール構想」による、端末、LTE通信機器（モバイルルータ）、遠隔学習機器等について、
  - ・自治体への補正予算交付決定を待たず**遡りでの整備着手を可能**とする措置
  - ・文科省で**全国の需要を把握**したうえで**供給メーカー等業界と連携**
  - ・迅速な調達を進めるための自治体への**専門家による直接助言**等に加え、地方創生臨時交付金も活用しながら、8月には、特定警戒都道府県として指定された等優先すべき地域（13都道府県）でICTを活用したオンラインによる家庭学習が全ての児童生徒に可能な環境を実現します。
- **低所得世帯の家庭学習を支えるための通信費**について、要保護児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費、高校生等奨学給付金の特例的な追加支給により対応します。
- 「**子供の学び応援サイト**」において、学習支援動画等をワンストップで情報提供しています。
- 放送大学のBS放送により、小中高校生向けの家庭学習に役立つ番組を全国で放送します。



## 【初等中等教育段階】 学校における感染症対策について

- 「新しい生活様式」を踏まえた、**学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する衛生管理マニュアル**を作成し、提供しています。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- 幼稚園における**マスク・消毒液等の購入等、感染拡大防止に係る経費**を支援します。
- 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・高等専修学校等へ**布製マスク**を配布するとともに、**消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品**を購入する学校設置者を支援しています。
- 学校設置者による**特別支援学校のスクールバスでの感染リスクの低減を図る取組**（1台に乗車する幼児児童生徒の少人数化等）を支援します。

拡充

拡充



## 【初等中等教育段階】 学びの保障のための教育活動について

- 年度当初に編成した教育課程を見直すことが必要な場合の考え方は以下のとおりです。
  - 登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、**学校における指導を充実**
  - 上記の取組を行ってもなお、**年度当初に予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の特例的な対応**  
**次年度以降を見通した教育課程編成、** 学校の授業における**学習活動の重点化** 参考となる資料を追って提供する予定です。
- 学習内容の振り返りのための**教材**（小6、中3）を**文部科学省**で作成します。
- 高校入試について、**出題範囲や内容・方法**について、地域における学習状況を踏まえ、**必要に応じた適切な工夫を講じるなど**、実施者である都道府県教育委員会等に対して、**令和3年度の高校入試における配慮を依頼**しています。

## 高等教育段階の支援

拡充

### （遠隔授業の環境構築のさらなる加速について）

- 第1次補正予算に引き続き、各大学・高専・専門学校が**遠隔授業を実施するために必要な環境整備を支援**します。これにより、**実施のニーズがある全ての大学・高専・専門学校において、遠隔授業が実施できる環境の構築を進めます。**
- 学生の通信料の負担軽減については、各電気通信事業者が提供している携帯電話の通信容量制限等に係る特別な支援措置の活用、**上記補正予算を活用した貸与用モバイルルータの整備などの取組を支援**します。
- 大学等における遠隔授業の準備及び実施にあたり、国立情報学研究所（NII）の「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」等と連携し、**具体的好事例の情報収集及び周知**を行います。

<https://www.nii.ac.jp/event/other/decs/>

### （遠隔授業による学修の質の保証等について）

- **遠隔授業等の質保証に係る条件の明確化**を図るとともに、実習等について、遠隔授業による代替、実施時期の後ろ倒しや、感染対策を講じた上での授業の分散実施等の**弾力的な取扱いが可能であることを具体的な取組例とともに周知・徹底**します。



## 日本人学校の教育環境整備

新規

- 日本人学校の児童生徒の**学びの保障**のため、**児童生徒・教師に対する1人1台端末の整備**や**ICTを活用した教育体制構築に関する実証事業等**を支援します。

# 専修学校への支援（再掲を含む）

令和2年6月12日現在

	小・中・高校	専修学校		大学・高等専門学校
		高等専修学校	専門学校	
困窮学生等に対する支援 授業料等減免措置を講じた 学校等への支援		二次補正： 経済的支援に関する実証事業 2.6億円		一次補正： 国立大学運営費交付金 4億円 私立大学経常費助成補助金 3億円 等 二次補正： 国立大学運営費交付金 45億円 私立大学経常費助成補助金 94億円 等
大学・高専・専修学校の遠隔 授業の加速		一次補正： 私立学校情報機器整備費補助金 2.7億円 二次補正： 私立学校情報機器整備費補助金 12.6億円		一次補正： 国立大学情報機器整備費補助金 3億円 私立学校情報機器整備費補助金 17億円等 二次補正： 国立大学情報機器整備費補助金 11億円 私立学校情報機器整備費補助金 43億円等
学校教育活動再開支援経費 消毒液、教材費等の学校再 開に係る経費の支援	一次補正：感染症対策のためのマスク等購入支援 137億円（うち高等専修学校分 0.3億円） 二次補正：感染症対策及び学習保証に係る経費 405億円（うち高等専修学校分 1.7億円）			
(参考)				
困窮学生等に対する支援 (令和2年度予備費により措置済)				学生支援緊急給付金 530億円 大学等の申請に基づきJASSOが支給

### 3. 学校教育無償化～専修学校を中心に～

# 私立高等学校授業料の実質無償化

## 背景説明

家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

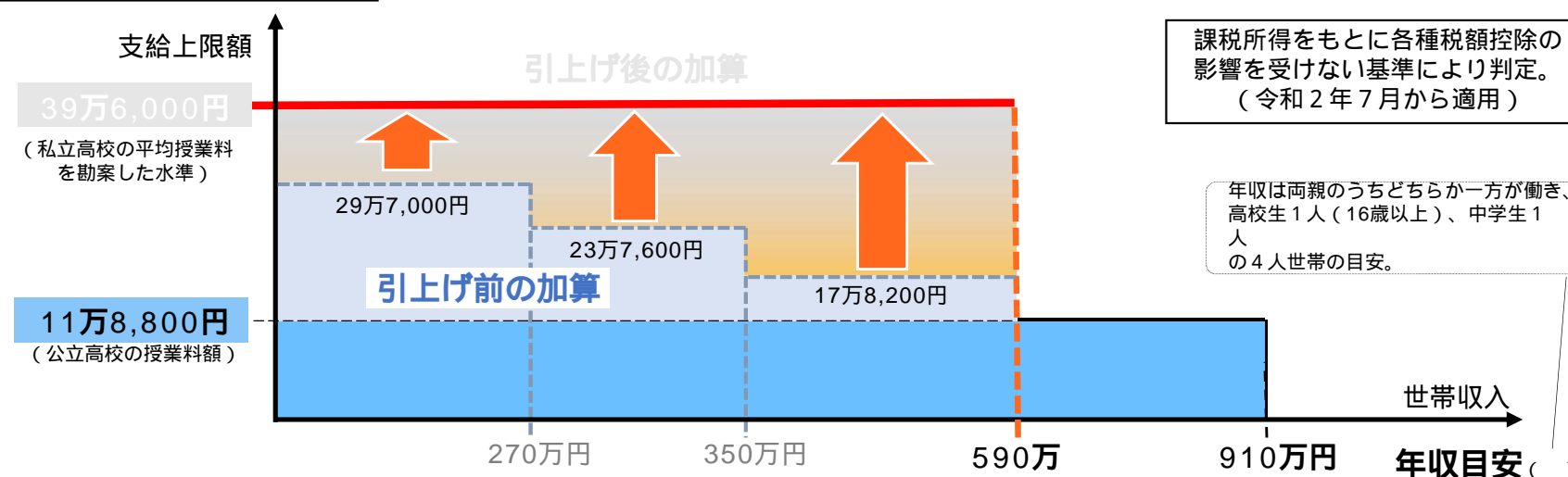
私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準（39万6,000円）まで引き上げることにより、私立高校授業料の実質無償化を実現。

高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給（設置者が代理受領）。

< 対象となる学校種 >

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、**専修学校高等課程、専修学校一般課程**及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

### 令和2年4月からの実施内容



私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円  
国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

# 高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日 / 通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

\* 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校  
 【支援内容】 **授業料等減免制度の創設** **給付型奨学金の支給の拡充**  
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び **それに準ずる世帯の学生**  
 ( (令和2年度の在学生(既入学者も含む)から対象) )  
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用  
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減 2,528億円  
 給付型奨学 2,354億円  
 金 公立大学等及び私立専門学校に係る  
 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

## 授業料等減免

各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

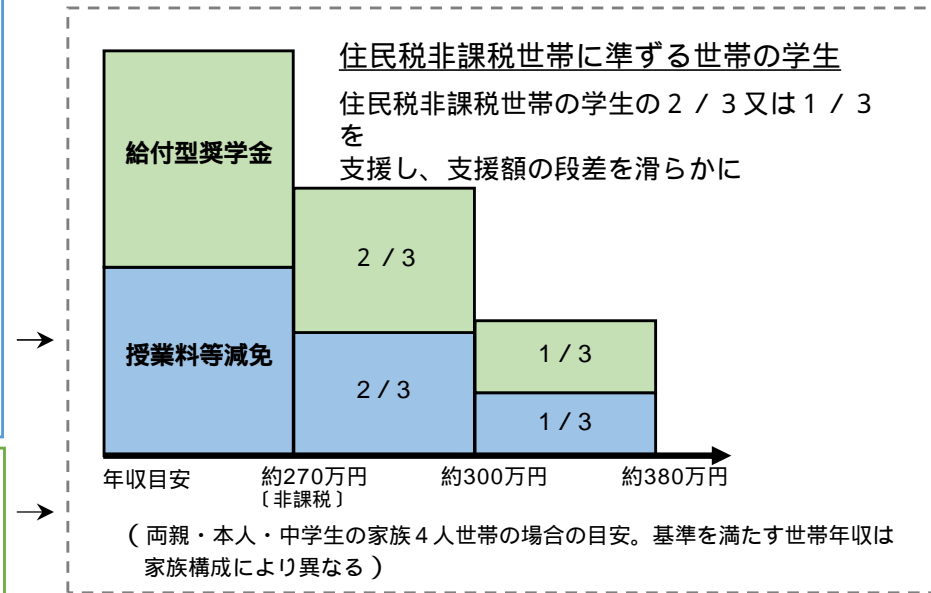
## 給付型奨学金

日本学生支援機構が各学生に支給

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



## 支援対象者の要件

進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認  
 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

**大学等の要件：**国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象  
 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等  
 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm))

## 4. 高校中退者等の学び・活躍支援

学びを通じたステップアップ支援促進事業



## 現状・課題

### 現状

20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約143万人（平成22年国勢調査より）。学校卒業者の約5%に相当する。  
高校卒業資格がないことにより、求人や進学機会が限られ、将来のキャリア形成にも影響が生じる可能性があり、高卒資格が必要であると認識している者が多い。

### 課題

高校を中退した者や未進学者に対しては、都道府県も市町村も、十分な対象者の補足が行われておらず、支援体制も組めていない。  
また、多くの地方自治体（都道府県・指定都市）は、課題を認識しつつも、**ノウハウや予算確保が困難**などにより、対応ができていない。

経済財政運営と改革の基本方針2019  
(令和元年6月21日 閣議決定)  
「中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する」  
(第2章2.人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進 初等中等改革等)

教育振興基本計画  
(平成30年6月15日 閣議決定)  
「高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。」  
「高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。」(第2部4.目標(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供)

## 事業概要

高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援に関する地方公共団体等の取組について実践研究を行い、新たな支援体制や訪問型支援(アウトリーチ)をはじめとした支援手法の活用等に関するモデル開発を実施する。

## 支援体制の構築

### 各自治体等における高校中退者等支援体制の構築を支援

地域住民・企業・民間団体等の地域資源を活用し、地域の学習施設等において、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援し、高校中退者の情報収集を行うとともに、教育委員会事務局OBや退職教員等による学習相談、学習支援等を実施。

高校とサポステの連携による中退者に関する情報提供の仕組みの構築、都道府県・市町村・民間企業等との密接な連携による包括的な支援モデルの構築等

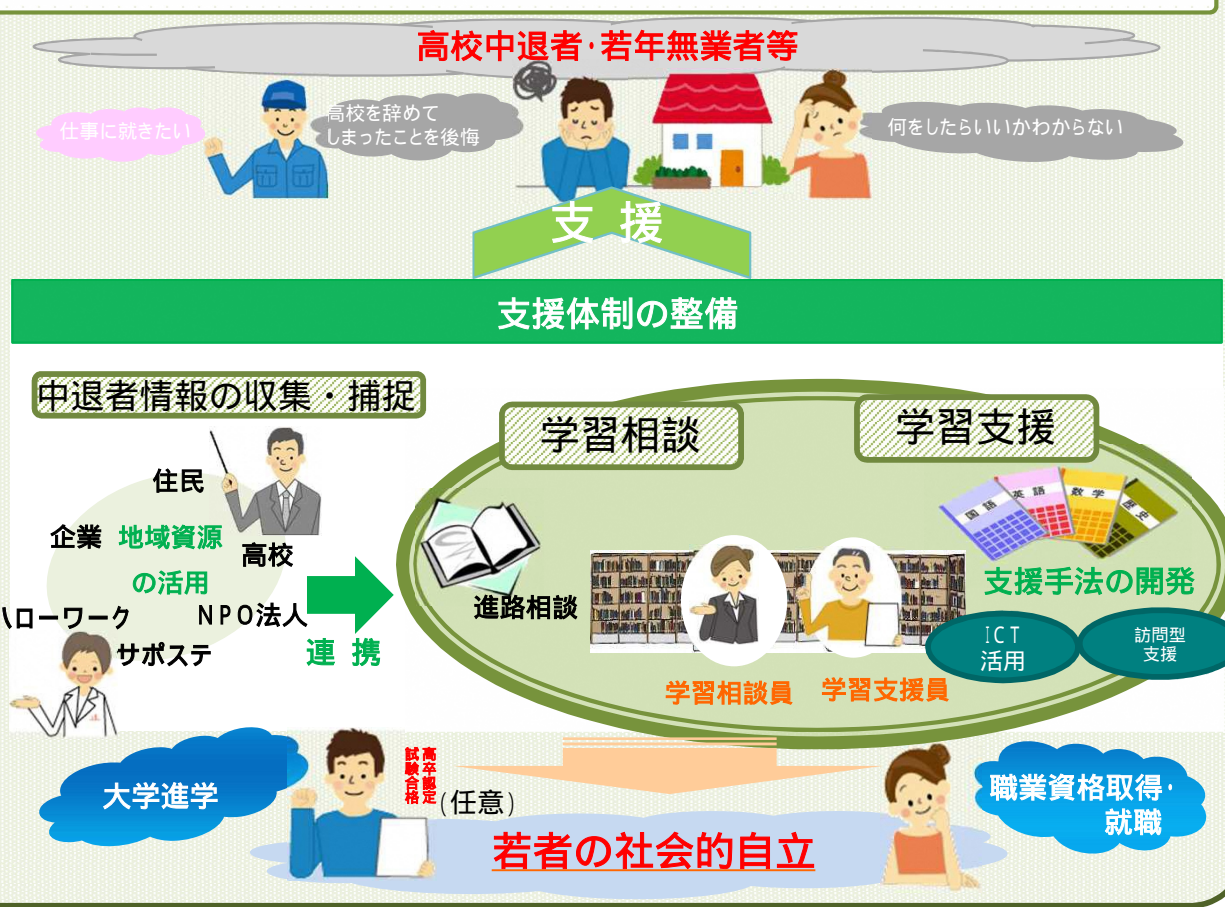
## 支援手法の開発

### 訪問型支援(アウトリーチ)の活用

高校中退者の置かれている様々な事情に寄り添った支援を行うため、学習相談員が高校中退者宅を訪問し、共感的に話を聞きながら学習相談を進めるアウトリーチの手法を活用した支援を行うための研修機会の開発や、個に応じた相談、支援を実施する。

### ICTを活用した学習支援

地域の学習支援施設における支援に参加することが困難なケースや集団の場での学習に負担を感じるケースに対応するため、メール、SNS等を活用した学習相談や補助的な支援ツールとして学習支援を行う。



## 5. 第10期中央教育審議会生涯学習分科会

# 第10期中央教育審議会生涯学習分科会

- (1) 委員 20名 (委員8名、臨時委員12名)  
(2) 任期 委員：平成31年2月15日発令  
臨時委員：平成31年4月12日発令  
(3) 委員名簿

## (委員)

明石 要一 (千葉敬愛短期大学学長、千葉大学名誉教授)  
今村 久美 (認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事)  
牛尾奈緒美 (明治大学情報コミュニケーション学部教授)  
菊川 律子 (前放送大学福岡学習センター所長)  
清原 慶子 (杏林大学客員教授、ルーテル学院大学  
学事顧問・客員教授、前東京都三鷹市長)  
中野 留美 (岡山県浅口市教育委員会教育長)  
萩原なつ子 (立教大学社会学部教授、  
特定非営利活動法人日本NPO センター代表理事)  
東川 勝哉 (公益社団法人日本PTA 全国協議会顧問)

( : 分科会長、 : 副分科会長 )

## (臨時委員)

秋生修一郎 (東京都足立区地域のちから推進部長)  
大久保幸夫 (株式会社リクルートフェロー、リクルートワークス  
研究所アドバイザー)  
澤野由紀子 (聖心女子大学現代教養学部教育学科教授、日本生涯  
教育学会前会長)  
篠原 文也 (政治解説者、ジャーナリスト)  
関 福生 (愛媛県新居浜市教育委員会生涯学習センター所長、  
新居浜生涯学習大学学長)  
高倉 明 (日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業  
労働組合総連合会会長)  
福田 益和 (学校法人福田学園理事長)  
牧野 篤 (東京大学大学院教育学研究科教授)  
宮城 潤 (那覇市若狭公民館館長、  
特定非営利活動法人地域サポートわかさ理事兼事務  
局長)  
山本 健慈 (前一般社団法人国立大学協会専務理事、和歌山大学  
名誉教授)  
山本 仁志 (鳥取県教育委員会教育長)  
横尾 俊彦 (佐賀県多久市長)

(4) 審議経緯

実施回	開催期日	審議内容
第101回	平成31年 4月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期生涯学習分科会発足</li> <li>・第10期に審議すべき事項について検討</li> </ul>
第102回	令和元年 6月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第101回の議論を踏まえて審議事項提示</li> <li>・実践発表（澤野由紀子委員、萩原なつ子委員）</li> </ul>
第103回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践発表 - 子供・若者を巡る課題について - （今村久美委員、島根県益田市）</li> </ul>
第104回	9月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践発表 - 社会的包摂を巡る課題について - （NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ、 一般社団法人 kuriya）</li> </ul>
第105回	10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践発表 - 民間団体や人材の活躍・連携に関する課題について - （宮城潤委員、（株）ハバタク）</li> </ul>
第106回	12月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践発表 - リカレント教育について - （大久保幸夫委員、文化服装学院）</li> </ul>
第107回	令和2年 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議論の整理」骨子案 について審議</li> </ul>
第108回	6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について事務局説明</li> <li>・「議論の整理」（素案）について審議</li> </ul>
第109回	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議論の整理」（案）について審議</li> </ul>

無料

～簡単な登録だけで、  
大学のオンライン講座が受けられる～



# 講習会や研修、学び直しに JMOOC講座を活用してみませんか？



- ✓ 完全無料のオンライン授業
  - ✓ ディスカッションボードで学習者の学び合いも
  - ✓ 学習目標の条件を満たせば「修了証」を発行
- ※一部任意参加型の対面学習で有料の場合があります

## 受講方法は、簡単な登録だけ！ パソコン、タブレット、スマホから

ステップ1 「JMOOC」を検索 <https://www.jmooc.jp/>

JMOOC

検索

ステップ2

JMOOCの  
サイトで

学びたい  
講座を選択



ステップ3

各講座配信  
プラットフォームで

受講登録



受講・  
課題提出



修了書発行



## JMOOCとは？

### 無料で学べる日本最大のオンライン大学講座



2012年にアメリカで立ち上がった無料のオンライン大学講座MOOC（ムーク）。

今では世界トップクラスの大学などが1万3,000を超える多種多様なコースを公開し、企業が社内研修でコンテンツを活用したり、特定のMOOC講座の修了生を採用するなど、企業の人事戦略に合わせた活用事例も多く出てきています。

JMOOCは、質の高い学習機会を無料で提供することによって、個人の学びを社会に還元していくことを目指し、日本版MOOCを普及させるため、日本の大学・企業の連合による組織として2013年に設立されました。

一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会（JMOOC事務局）

お問い合わせ

secretary@jmooc.jp

03-3295-3555

<https://www.jmooc.jp/>

# ◎ JMOOC講座の特徴

## ◎教授陣による本気の授業！

プロ(大学教授陣など)の先生方の真剣講座を提供します。講義は受講しやすいように、1回あたり10分程度にまとまっています。



## 受講の流れ



## ◎仲間と白熱した議論もできる！

「掲示板」で同じ講座を受ける仲間と意見交換したり、教え合ったりすることで、より深く学ぶことができます。仲間がいることが励みになり、最後まで続けることができます。



## ◎リアルな授業も体験できる！

ネット受講だけでは物足りない方のために、一部「対面学習」を組み合わせた講座を設けています。憧れの先生に直接指導してもらうこともできます。



## ◎JMOOC開講講座(一部)

教養系、コンピュータ系、海外の一流大学の講座や中高生向けなど多岐に渡る講座を提供しています。一定の条件が整えば、利用者のご要望に応じた講座制作・開講も可能です。

### 家族と民法



### 防災実践的

東日本大震災の教訓を活かした実践的防災学へのアプローチ

災害科学の役割



### アクティブで深い学びのデザイン



### 社会の中のAI

~人工知能の技術と人間社会の未来展望~



### ビッグデータマネジメント・アナリティクス



理工系 基礎科目シリーズ

JMOOC

電気電子工学系

### 電子回路

理工系 基礎科目シリーズ

JMOOC

情報工学系

### Python入門

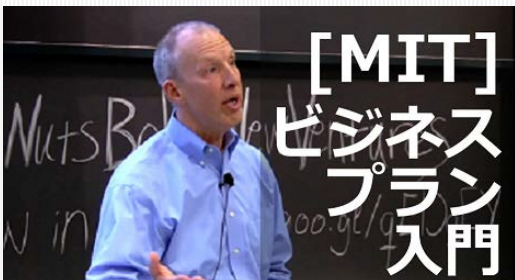
理工系 基礎科目シリーズ

JMOOC

数学系

### 統計学入門

### [MIT] ビジネスプラン入門



### [Yale] 心理学入門 Part 1



中高生向け

### [MIT + K12] Science Out Loud 1



楽しく学べるショートコンテンツ Asuka Academy 提供

※各講座は開講期間が決まっており、本チラシで紹介している講座が開講していない場合もございます。

最新の講座情報はコチラ

<https://www.jmooc.jp/>

JMOOC

検索



# 社会教育施策の最近の動向



文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課



文部科学省

MEXT

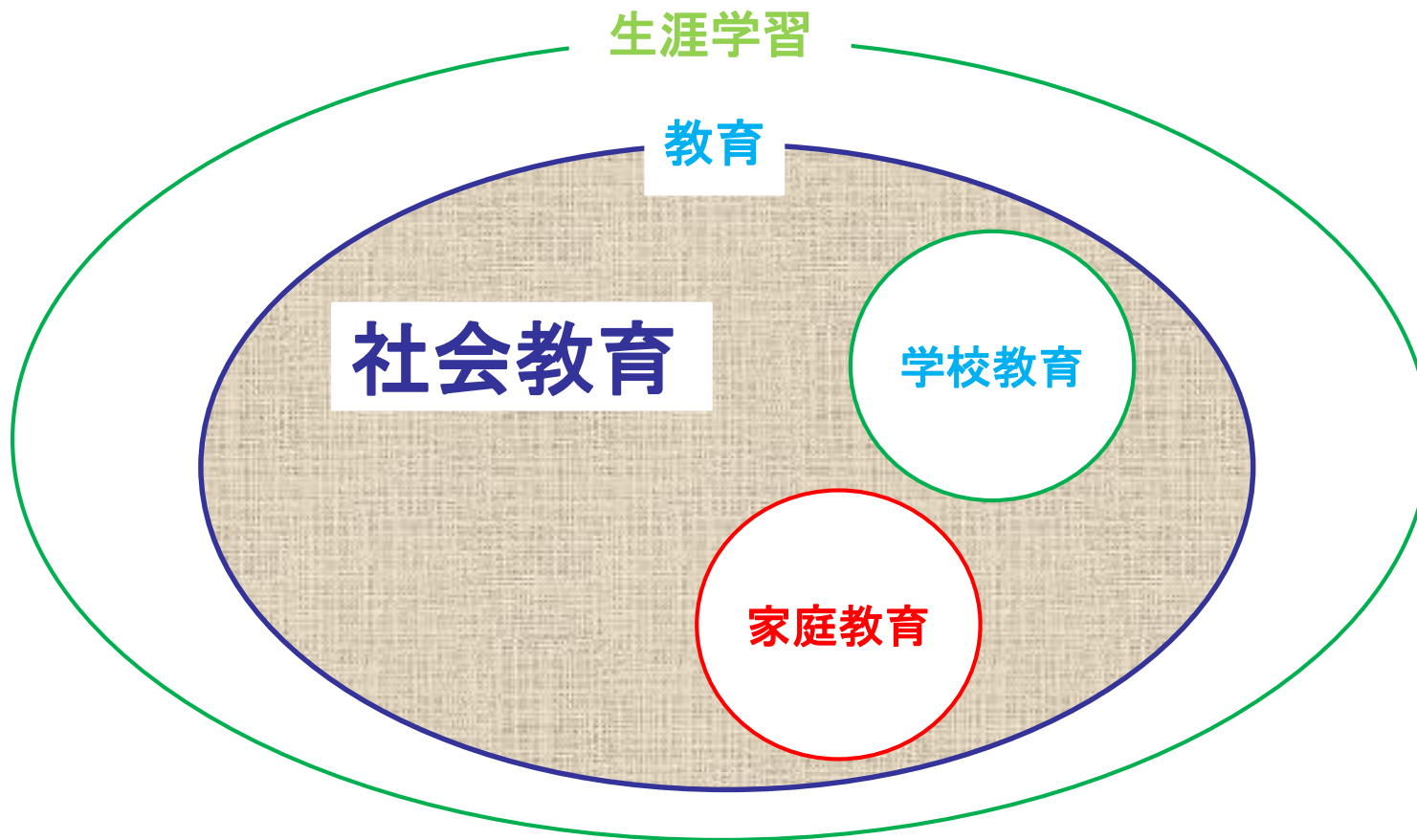
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 生涯学習とは

自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習

## 社会教育とは

広く社会において行われる組織的な教育活動(学校教育・家庭教育を除く。)





## 第1部 今後の地域における社会教育の在り方

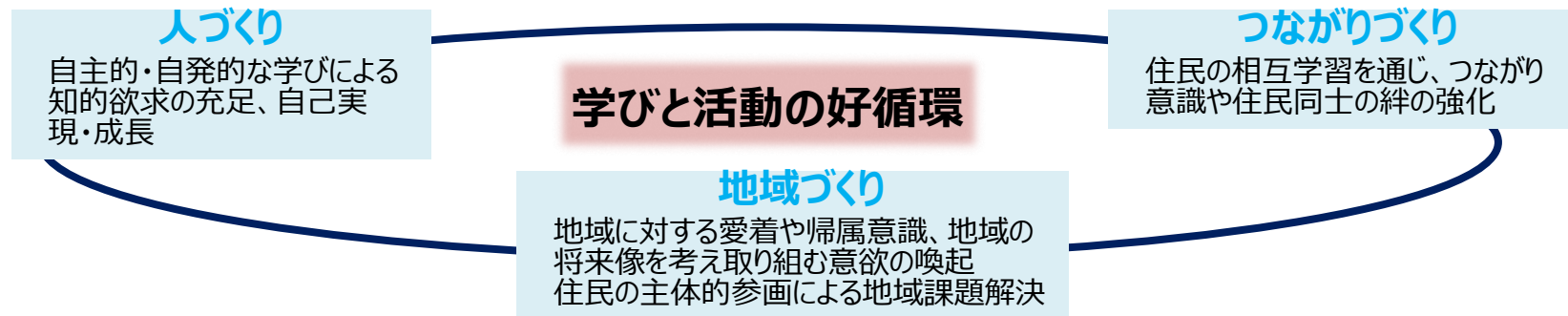
### ＜地域における社会教育の目指すもの＞

#### 1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等  
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等  
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

#### 社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



#### 2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

##### 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

##### ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

##### 地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

#### 開かれ、つながる社会教育へ

＜「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策＞

### 1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- ・社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

### 2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

### 3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

### 4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- ・各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- ・クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

## 第2部 今後の社会教育施設の在り方


### <今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- 公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- 図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- 博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

### <今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

### ◆特例を設けることについて

(他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性)

- 社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- 福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- 社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

(施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性)

- 首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

### ◆社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

### ◆地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- 特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- 教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

# 地方創生における社会教育の重要性

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定)(抜粋)

## 【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する

- 1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
- (2) 地方公共団体等における多様な人材の確保

社会教育関係の人材や施設を始め、地域における多様な民間団体等との連携や施設の活用を図り、地域人材の育成等を行う好事例の横展開を図る。

## (政策パッケージ)

- (a) 公民館や社会教育主事等の社会教育施設・人材が、NPOや企業、農業協同組合など多様な主体と連携して地域の人材の育成・活用を行う取組を促進するため、好事例の収集・分析・横展開を図る。
- (b) 公民館等が多様な主体と連携しつつ「ひとづくり」を通じた地域活性化を図る取組を促進するため、地方公共団体が住民参加の地域づくりのコーディネーターとして専門人材を外部から任用するに当たり、「地域おこし協力隊」や「地域おこし企業人」等の活用を促すとともに、効果的な推進方策について検討する。
- (c) 2020年度から始まる社会教育士について、地域の人材や資源等をつなぐ人材としての専門性が適切に評価され、行政やNPO等の各所で活躍するよう、その専門性や活躍の場、モデルケースについて広く広報する。

## 3. 地域の実情に応じた取組に対する国の支援

### (1) 地方創生推進交付金

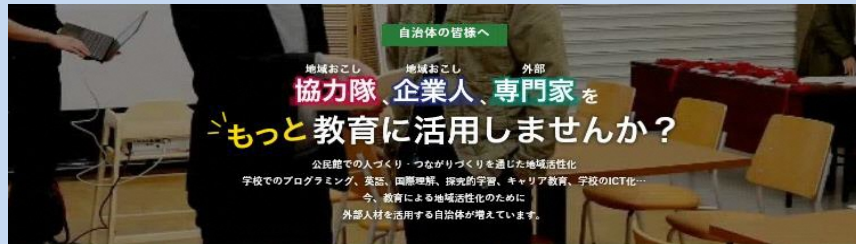
地方創生推進交付金については、引き続き、地域再生法に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持し、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせ、具体的な成果目標とPDCA サイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に推進する。

# 地域おこし協力隊等の教育への活用について ～特設サイトOPEN!～

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定)に基づく取組

地域おこし協力隊・地域おこし企業人・外部専門家の3つの支援制度を教育に活用していただくことを目的に、特設サイトをオープンしました。

特設サイト [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/katsuyou/](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/katsuyou/)



## 3つの外部人材活用の支援制度を活かす

支援 その1	支援 その2	支援 その3
<b>地域おこし協力隊</b> 一定期間、地方自治体からの委嘱を受け、地域に居住して「地域協力活動」を行いながらその地域への定住・定着を図る	<b>地域おこし企業人</b> 企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上を図る	<b>外部専門家制度</b> 外部人材（「地域人材ネット」登録者）を招へいし、地域独自の魅力や価値の向上を図る
<a href="#">地域おこし協力隊の概要をみる</a> <a href="#">協力隊の地域要件をみる</a> <a href="#">活動までの流れをみる</a> <a href="#">自治体向けQ&amp;A</a>	<a href="#">地域おこし企業人の概要をみる</a> <a href="#">活動までの流れをみる</a>	<a href="#">外部専門家制度の概要をみる</a> <a href="#">教育関係の地域人材ネット登録者</a> <a href="#">地域人材ネット一覧</a> <a href="#">活動までの流れをみる</a>

## 支援制度を教育に活用した活動事例

こう変わった!

### 支援制度を教育に活用した活動事例



## パンフレット版

上記の特設サイトよりダウンロード可能です。



● 詳しくはこちらを御覧ください。

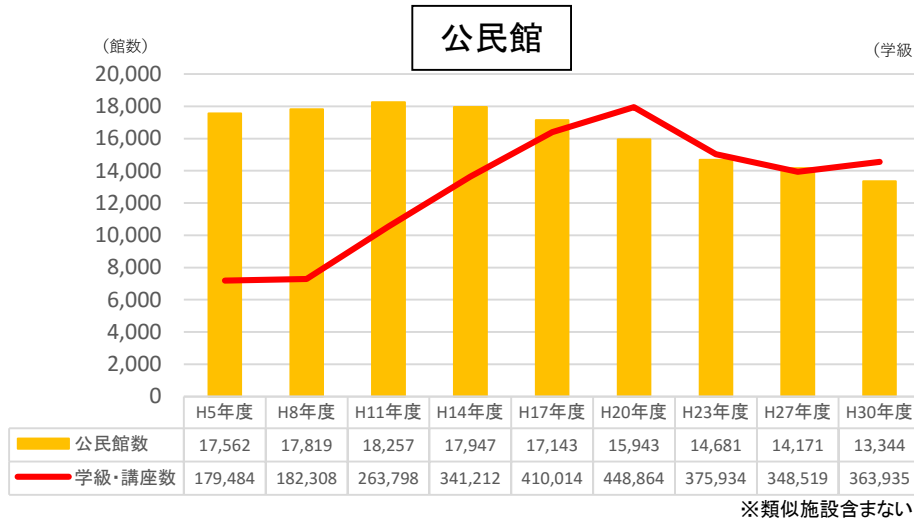
地域おこし協力隊 教育 活用

検索

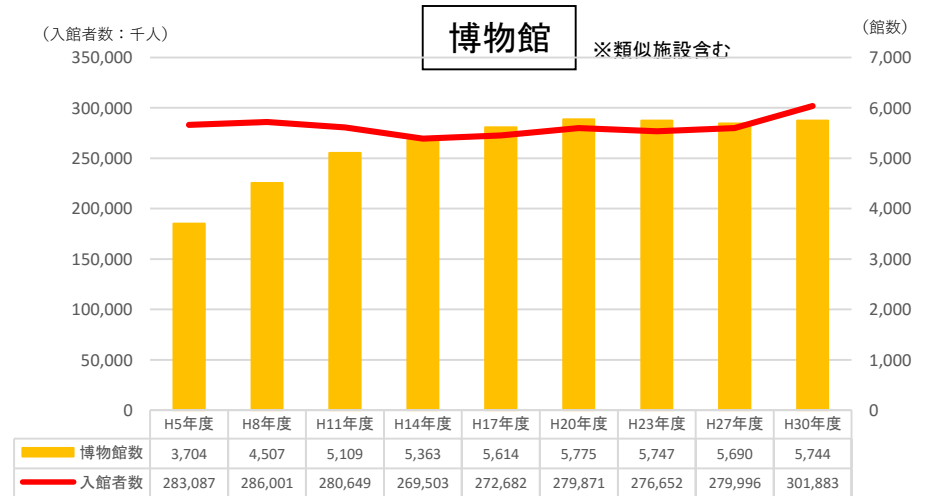
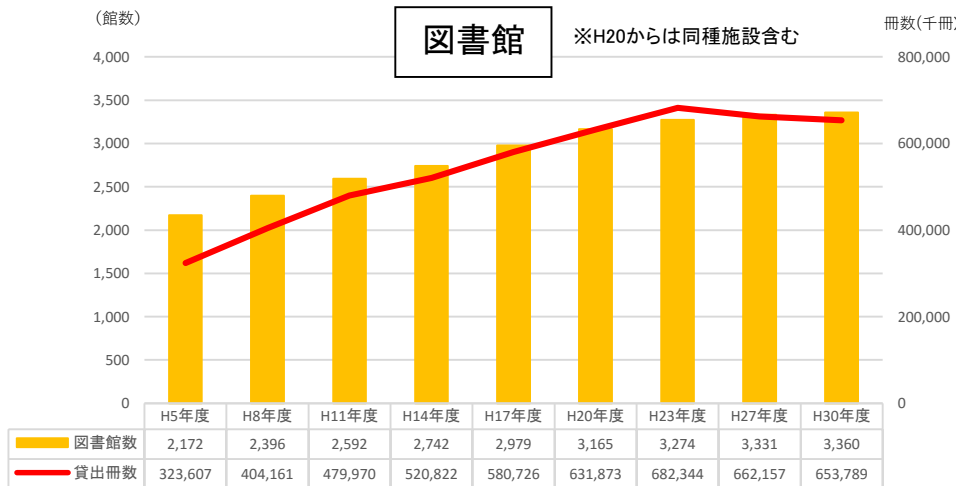
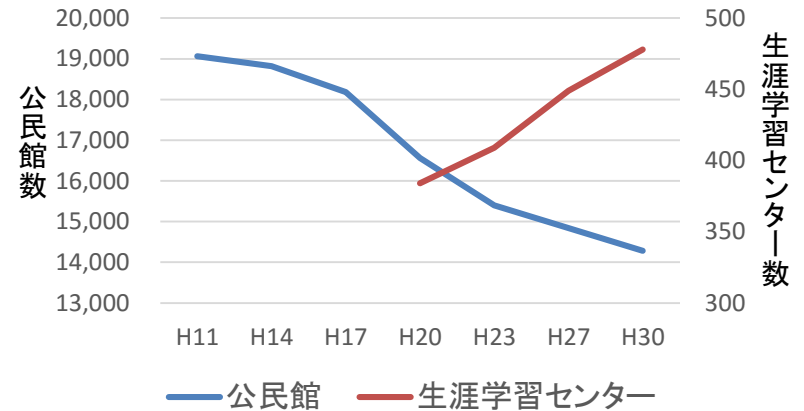


# 主な社会教育施設の数と利用状況

公民館数は減少傾向。要因として、コミュニティセンター等の施設としての転用、施設の老朽化や市町村合併に伴う廃止・整理統合が考えられる。博物館、図書館は増加傾向。



(参考) 公民館数と生涯学習センター数の推移

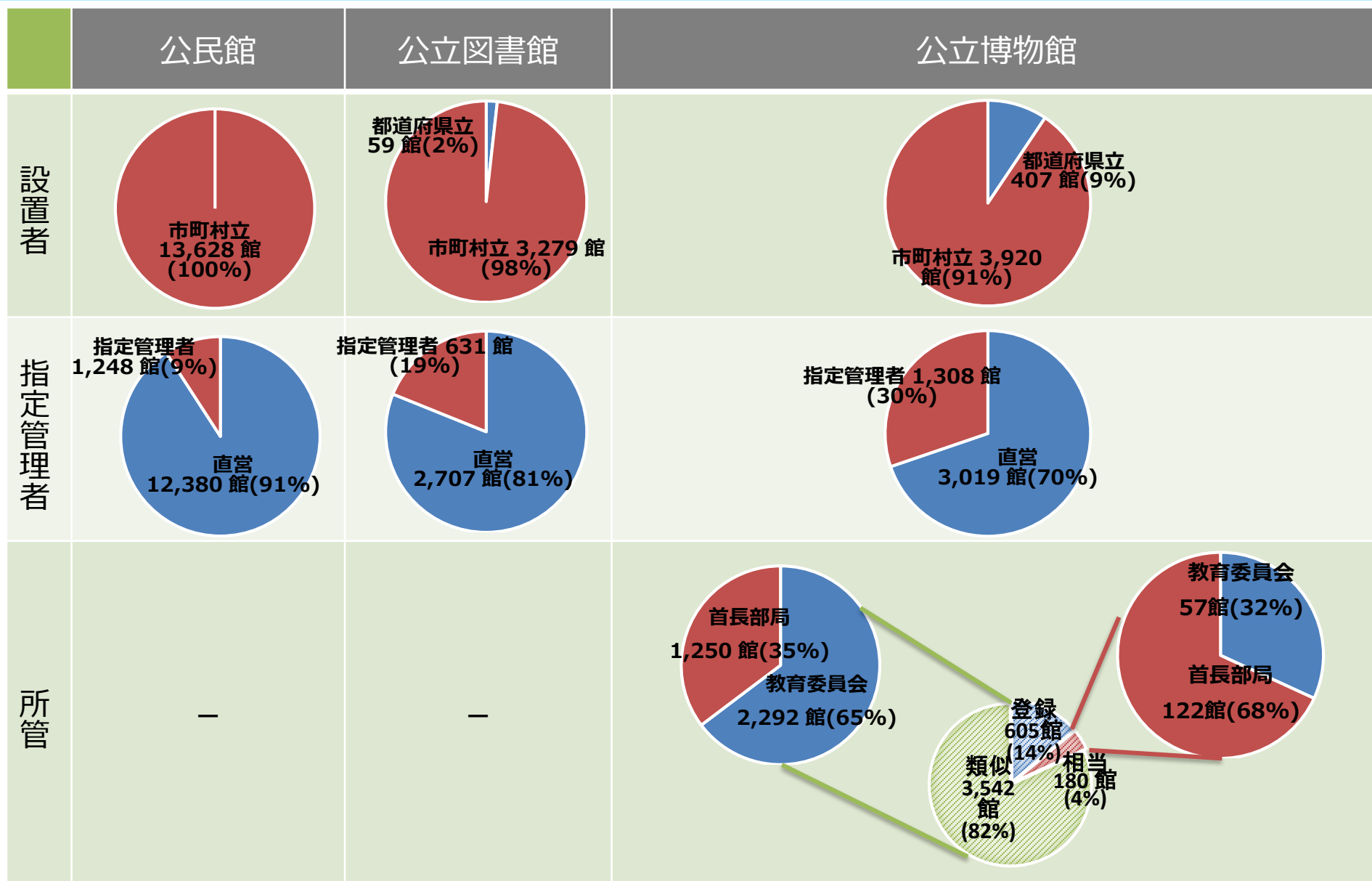


※施設数については各年10月1日現在の数値であり、学級・講座数、貸出冊数及び入館者数については、前年度間の数値である。

※H23の学級講座数、貸出冊数及び入館者数には、岩手県、宮城県、福島県の数値は含まれない。

資料：社会教育調査

# 公立社会教育施設の設置・管理状況について

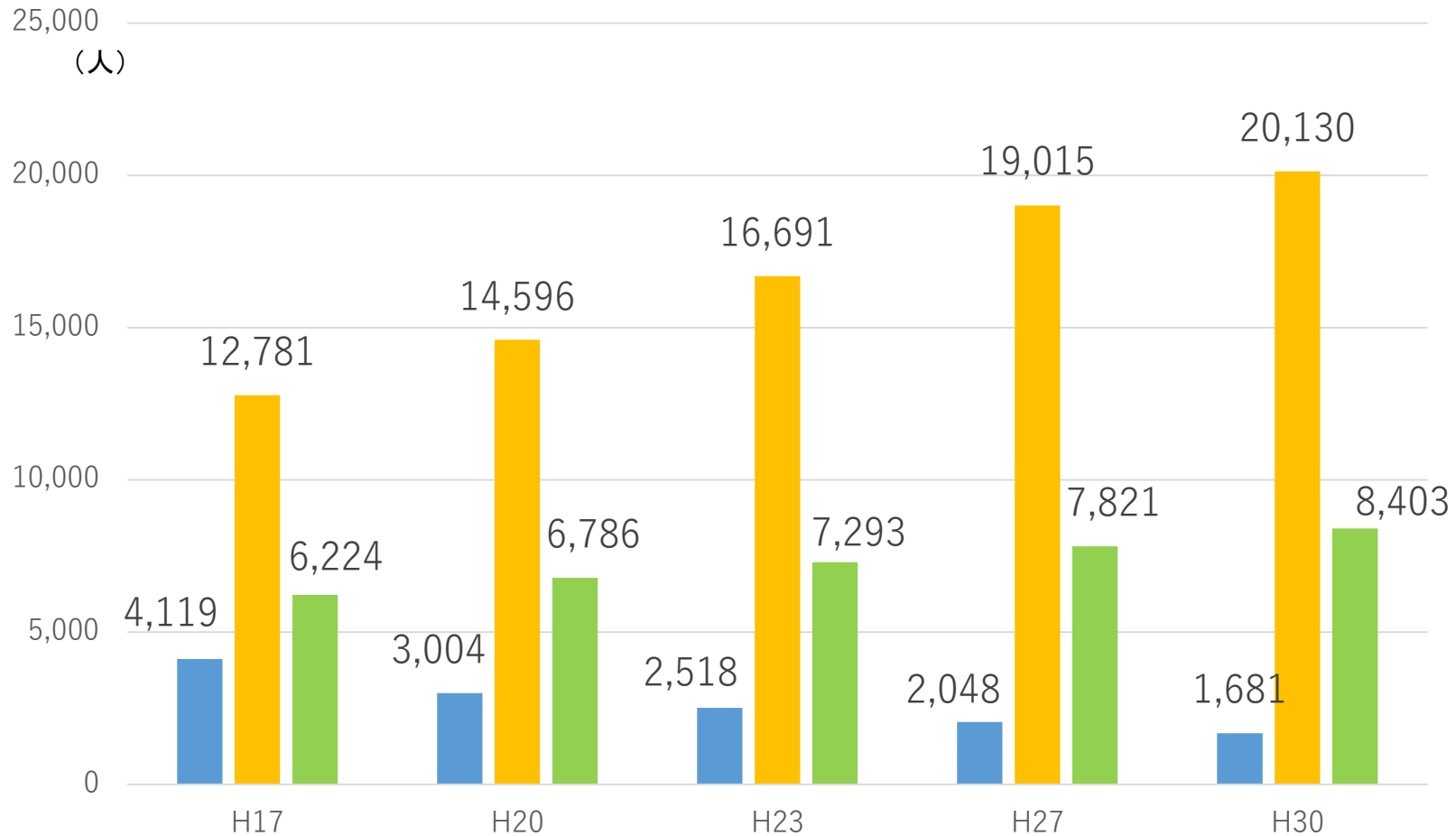


※ ここでの図書館は図書館法第2条に規定する図書館、図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したものを指し、ここでの博物館相当施設は博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設を指す。そして、博物館類似施設は博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設を指す。

資料：平成30年度 社会教育調査



# 社会教育関係職員の現状



■ 社会教育主事 ■ 司書 ■ 学芸員

(出典: 社会教育調査報告書)

# 社会教育行政の課題

## ○地方の行財政改革の進展に伴う社会教育行政の変化

→ 社会教育主事の削減、公民館の統廃合など、厳しい行財政事情の中で社会教育行政を担う体制が脆弱化。

## ○まちづくり、高齢者福祉など多様な行政部局が関係施策を展開

→ 生涯学習社会の理念の浸透や行政の効率化のための人材育成の重要性の高まりなどにより、様々な行政部局でも地域の人づくりの重要性が認識。

## ○NPO、大学、企業など多様なプレイヤーの出現

→ NPOの活性化、大学の地域貢献、企業のCSRなどにより、従来、行政が担ってきた社会教育振興の分野に多様な主体が参画。



**「ネットワーク型行政」として社会教育行政を再構築することが必要**

**「社会教育」を基盤とした、  
人づくり・つながりづくり・地域づくり**

**学びへの参加のきっかけづくりの推進  
多様な主体との連携・協働の推進**

# 今後の社会教育施設に求められる役割（特に公民館）

## ○ 公民館の現状

- ・ 減少傾向にある館数
- ・ 主催事業減少
- ・ 利用者の固定化が見受けられるところも

## ○ 求められる/期待される役割

- ・ 学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割
  - ・ 地域の防災拠点としての役割
  - ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携
  - ・ 地域学校協働活動の拠点としての役割
  - ・ 中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
  - ・ 「地域運営組織」の活動基盤となる役割
  - ・ 外国人が地域に参画していくための学びの場
- これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、  
地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる  
新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。



各都道府県教育委員会社会教育担当課長 殿  
各指定都市教育委員会社会教育担当課長 殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

### 社会教育法第23条第1項の解釈の周知について(依頼)

社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第23条第1項の解釈については、従前より通知の発出等によって周知を行ってきたところですが、近時、本件に関する問合せが数多く寄せられていることに鑑み、下記のとおり、その解釈について改めてお示しすることとしました。(以下略)

#### 記

##### 1 法第23条第1項第1号の趣旨について

法第23条第1項第1号では、公民館が「もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。

##### 2 法第23条第1項第2号の趣旨について

法第23条第1項第2号では、公民館が「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を禁止している。本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。

#### (公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 **もつぱら営利を目的として事業**を行い、**特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助**すること。
- 二 **特定の政党の利害に関する事業**を行い、又は**公私の選挙に関し、特定の候補者を支持**すること。

2 市町村の設置する公民館は、**特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。**

# 住民と共に歩む地域づくり -宮城県白石市斎川公民館-

令和元年度「優良公民館表彰」受賞 最優秀館

## 1. 事業の内容・工夫

### (1) 実施主体

- ・斎川まちづくり協議会
- 【斎川公民館の指定管理を受託】

### (2) 連携・協働団体

- ・白石市教育委員会生涯学習課

### (3) 実施内容

- ・地域課題の情報共有（話し合い）
- ・地域住民への意向調査
- ・地域住民による将来像の検討
- ・地域若者会議の開催
- ・地域住民参画の事業計画

**キーポイント：若者を巻き込んだ住民（地域）主体の地域づくり**  
**みんなで学び・考え、持続可能な地域を実現するための連続講座**

キラリ斎川笑アップ塾



【事例1】  
**SNS(LINE)の運用**  
(公式アカウント取得)  
【工夫点】  
★各種行事の案内を紙面とLINEの両方で発信し、参加の呼びかけ。災害時の情報発信にも活用。

【事例2】  
**若者会議**  
【工夫点】  
★集える日時のリサーチ、年長者の入室禁止で話しやすい環境を整え、年代別①中学生～29歳 ②30歳～49歳で開催した。



【事例3】  
**LINE講習会**  
【工夫点】  
★20歳代を講師に、企業の協力をもらい高齢者との交流の場、若い世代が認められる場を設けた。

【事例4】  
**行事・会議・組織の棚卸し**  
【工夫点】  
★次世代へ安心して引き継ぐことができるよう、団体の統合・行事の掛け合わせをした。

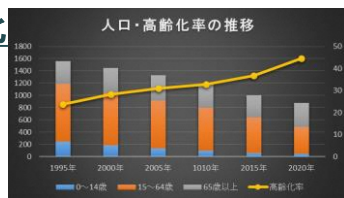
**誰もが安心して暮らしやすい地域を目指す!!**

## 2. 事業のきっかけ（取組の背景）

### ■地域の現状と課題

#### (1)人口減少・少子高齢化

- ・斎川地区の人口の推移は20年前と比較して、35.7%減少し、高齢化率は、13ポイント上昇。



#### (2)小・中学校の閉校と事業の反省

- ・学校の閉校を機に企画した「ころ柿作り体験教室」は大盛況。しかし、イベントにだけ注力しても地域の持続性は高まらず、地域の諸活動等の保存・維持、生活不安など地域の行く末に大きな危機感を抱く住民が増加した。そこで、連続講座「キラリ斎川笑アップ塾」を開催し、皆で一緒に学び考え歩いていくことに決めた。

### ■地域住民のニーズ

#### (1)中学生以上全住民アンケートを実施

- ・多くの住民から「地域住民の抱える課題やニーズをしっかりと把握すべきだ！」と声が挙がり実施。

回収率:85.5%  
(回収823/配布963)

#### アンケートの結果から・・・

- ・将来への不安が浮き彫りに！行事等の工夫・改善が必要だと判明。
- ・若者の声をもっと丁寧に聞く必要があると判明。 などなど・・・

## 3. 担当者の所感、参加者の声

### ■担当者の所感

- ・若者会議の参加者が、自主的に地域行事の手伝いをするようになり、一部の行事では、企画・準備・運営を担っている。また、全体として行事への参加者が増えたことは、以前より地域の人々の動きや交流が活性化してきたと実感している。

### ■参加者の声（若者の声・20歳代女性）

- ・「何かお手伝いすることがあればいつでも言ってください」
- ・「斎川・白石を更に良くしたい」

## 4. 今後の展開

- ・公民館として地域内の課題やニーズを更に深掘りし、今後も**学びの場・小さな挑戦の場**を設け、住民とともに地域の課題を解決しながら、住民の自己肯定感を高めたい。

# 社会教育の学習成果をまちづくりにつなげる -愛媛県新居浜市-

## < 泉川地域の課題 >

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

## 新居浜市泉川公民館(愛媛県)



- 地域自ら課題を解決する「地域主導型」のまちづくりを目指し、「泉川まちづくり協議会」を設立。
- 公民館の職員が中心となり、まちづくり協議会の事務局としてコーディネート役を担う。

## 泉川まちづくり協議会

### ○ 生涯学習部会

- ・各部会が地域課題を解決するために、地域住民が啓発したい内容を持ち寄り、「泉川ふるさと塾」を開設。

### ○ 安全安心部会

- ・児童と住民と一緒に安全マップの作成
- ・児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足
- ・消防団と連携した防災訓練の実施 等

### ○ 子ども支援部会

- ・地域学校支援本部の活動
- ・読み聞かせ活動 等



学習と実践を繋ぐ

### ○ 地域福祉部会・健康づくり部会

- ・食生活改善を目指した親子健康料理教室
- ・健康増進のための「泉川健康体操」
- ・医療費削減を目指したウォーキングの実施 等

### ○ 環境美化部会

- ・地域の花いっぱい運動の実施 等



人づくり+地域づくり

(出所)新居浜市教育委員会資料をもとに文部科学省作成

# 社会的包摂への寄与 -東京都国立市-

## 経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者の居場所づくりや社会参加支援の取組を実施。実践の観点として、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無に関わらない活動”を志向。
- “障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”として、公民館を中核に据えて活動を推進。

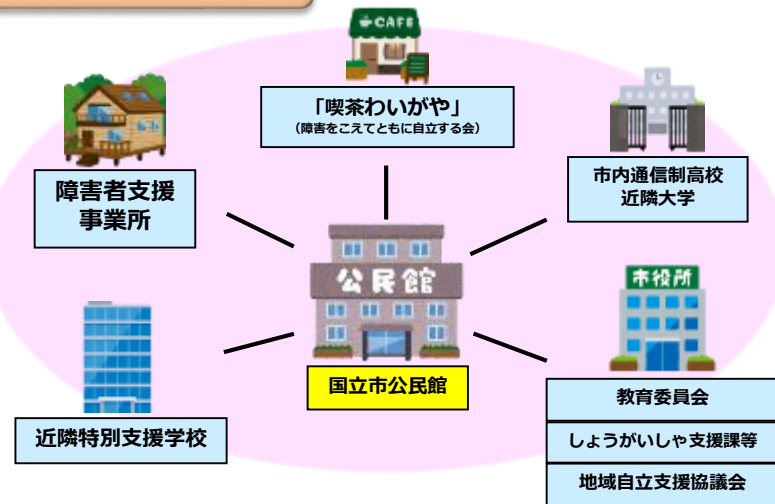


公民館内の「喫茶わいがや」

## 交流の観点からの工夫

- 公民館における障害者青年学級（「しょうがいしゃ青年教室」）、若年層を対象とした「青年講座」、市民グループが運営する公民館内の「喫茶わいがや」の取組が連動しながら、障害の有無に関わらず共に学び合い、活動する枠組みを構築。
- 「青年講座」の一つ、「パラスポーツ体験講座」では、「しょうがいしゃ青年教室」の知的障害者や、「わいがや」に関わるボランティア、一般参加者により、ゴールボール（障害者12名、健常者20名参加）、ポッチャ（障害者5名、健常者10名が参加）、シッティングバレー（障害者8名、健常者17名が参加）を実施、多様な参加者が集う社会的包摂を目指した実践を展開。
- 例えば、ゴールボールについては、障害者も健常者もともにコート設営等の準備段階から取組み、活動中は互いに声を掛け合いながら、参加者全員がパラスポーツを楽しめるよう配慮される。講座終了後、有志が東京都ゴールボール連絡協議会主催の交流大会にも継続して参加。自主的な活動も支援。

## 実施体制



## 取組の成果

- 障害の有無に関わらず同じ空間でスポーツの楽しさを共有。継続的な取組に展開。
- 多様な人々が集まる公民館で、お互いの理解を促し、共生の理念を実体化。



シッティングバレー講座



ポッチャ講座



# 社会的包摂への寄与

## -公民館における外国人親子の居場所づくりの取組事例-

### 蕨市中央公民館等(埼玉県)

- 公民館でボランティアによる日本語教室を行い、外国人親子等に学習の場を提供。学習の場としてだけでなく、子育てに関する情報交換やゴミ捨てなど生活ルールを知る場にもなっている。
- 市内5つの公民館で開催しており、26年度は約90回開催。約750名の外国人親子等が参加。  
【平成27年度優良公民館】

#### 教室に来る目的

- ・来日したばかり。日本語を知りたい
- ・小学校に行く前にひらがなを勉強
- ・高校受験の面接の練習
- ・子育て情報(予防注射や保育園)について知りたい
- ・ゴミ捨てなど地域の生活ルールを知りたい



(写真)蕨市立中央公民館

## 子供たちの自分の町への関心を高め、防災意識を向上させる教室

神奈川県松田町 松田町立公民館

### 取組の概要

- 学校の授業以外の多様な主体による教育活動で、  
公民館が青少年指導員とともに団体（一般社団法人 防災ジオラマ推進ネットワーク）と連携して実施。

開催場所：松田町立公民館

開催時期：夏休みの平日

参加対象者：小学校4～6年生（57名）

### プログラムの特色

- 自分たちの手で段ボールジオラマ（等高線に沿って切り抜かれた段ボールパーツを積み重ねる）を作成することで、自分の町の特徴を知り関心を高めつつ、防災意識の向上へとつなげる。

### 教室の内容

1. 自分の町の地形を調べる。
2. 段ボールジオラマを組み立てる。（等高線の段ボールを積み重ねてジオラマをつくる）
3. 完成したジオラマを見ながら高さを数え、町の特徴や危険な個所を調べる。
4. 災害が起きたらどうするのか考える。

### 参加者の声

#### ○ 子供たちの声

- ・今まで知らなかった町の中の危険な場所がわかった。
- ・自分の家から、どの避難所に行けばよいかや、危険な場所がわかった。
- ・避難所や危険な場所を、帰ったら家族に教えてあげたいと思った。

#### ○ 公民館の声

- ・子供たちが、自分たちの町の防災について興味をもつことができた。
- ・大人と子供がいっしょに防災について学習することができた。
- ・作品を公民館に掲示しているので、来庁者が防災に興味を持って見てくれる。



【段ボールジオラマを組み立てる様子】



【警戒区域など危険区域を確認】



【自分の家や避難場所を確認して、感じたことを発表】

## ▶ 情報コンテンツを活用した取組

### オンライン講座

公民館で行われていた健康体操教室や休校中の子どもの運動不足解消を目的としたキッズヨガ等の講座を**オンライン会議アプリ「Zoom」**を活用して地域住民へ配信。



福井県高浜町和田公民館「オンライン講座」

### 動画配信

動画を一時停止したり、繰り返しみたり受講者のタイミングで視聴できる。

**動画共有サービス「YouTube」**を活用し、公民館講座(ストレッチ、工作など)やマスクのお手入れ・洗い方、料理紹介等、様々なテーマの動画を配信。



### ケーブルテレビ

インターネットが苦手な方でも気軽に受講できる。

公民館講座(絵手紙、写真の撮り方など)を地域での世帯加入率の高い**ケーブルテレビ**に協力を依頼し、番組を作成し放送。



さいたま市のe公民館(おうち公民館) ~いつでも どこでも どなたでも~ [このページを印刷する](#)

 いつでも どこでも どなたでも e公民館 さいたま市こどもみかん

「いつでも どこでも どなたでも」、公民館の講座を気軽に体験できるよう、馬宮公民館と日進公民館の共催事業として、動画配信します。  
ぜひ、チャレンジしてみてください。  
e公民館(おうち公民館)は、「Education」と「良い(いい)」を合わせた仮想の公民館です。  
・ラインナップの画像をクリックすると動画をご覧いただけます。(新しいウィンドウでYouTubeが開きます)

e公民館(おうち公民館)のラインナップ

 **おうちde簡単ストレッチ**  
・タオルを使った簡単ストレッチ ・軽い筋トレ  
・有酸素運動  
講師：ボディメイクトレーナー 岡本 薫 さん

 **朝ドラ時間の新聞ペーパーバッグ(前編)**  
・身近にある新聞紙を使っておしゃれなペーパーバッグを作ります。  
前編はバッグ本体の作り方です。  
講師：ヘルシーカフェの店主 新井 純子 さん

 **朝ドラ時間の新聞ペーパーバッグ(後編)**  
・身近にある新聞紙を使っておしゃれなペーパーバッグを作ります。  
後編は取手の作り方から完成までです。  
講師：ヘルシーカフェの店主 新井 純子 さん

さいたま市e公民館(おうち公民館)

## ▶ 那覇市若狭公民館



公民館つれづれ日記

【若狭公民館・大名児童館 合同企画】政治って何だろう？

政治に関する子供たちからの疑問に答えるため、公民館と児童館が共催で、オンライントークイベント「政治って何だろう」を開催（Zoomを使い、YouTube、Facebookで配信）

Facebook



那覇市若狭公民館  
23時間前

【第9回みんなの若狭公民館YouTubeチャンネルの公民館】「新型コロナを力で乗り切ろうした。今回も素敵な作品をぜひご覧ください」



## ▶ 施設を活用した取組

### 子ども食堂

多くの子ども食堂が閉鎖する中、これまでの会食形式から弁当を配布するスタイルへ変更した上で活動を継続。

地域に根差し、人が「つどう」  
公民館としての活用。

### 除菌水等の配布

公民館を除菌水や手作りマスクなどの配布場所として活用。



佐賀子ども食堂(佐賀市勸興公民館)

## ▶ その他の取組

### 館報や公民館だより

マスクの作り方やおもちゃづくりなど、館報や公民館だよりを活用し、広く地域住民に情報等を提供。



### 再開に向けた取り組み

施設利用再開に向けて、利用時の留意事項などを市のゆるキャラによる実演動画を作成し、公開。



## ▶ 岡山市教育委員会

「はなれて つながる こうみんかん」をキャッチフレーズに、コロナ状況下における市内公民館の取組をホームページで紹介

### はなれて つながる こうみんかん

岡山市立公民館では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、主催講座、クラブ講座を5月31日までを強めているため、みんなでつどい、出会う場を直接公民館として提供できない状況です。

そこで、ホームページ上で、「はなれてつながる」現在の各館や公民館関係の情報や取組を紹介します。

#### 各公民館

#### マスク募集

- [とみやま学区・布マスク「助け合いBOX」設置とご協力のお](#)

#### ことばでつながる

- [書きっぱなし上等！ためずに愚痴ろう「コロナグチ」！ & コロナエール & コロナチエ & イマコロナ\(芳田公民館\)](#)
- [会えなくてもつながろう！公民館メッセージを募集します！（富山公民館）](#)
- [「元気の葉っぱプロジェクト」を開始しました！（東公民館）](#)

コロナエール！①

2020年5月9日（土）

みんなに ありがとう。

そして 元気な わたしにもありがとう。

みんなの元気が広がって、  
みんなが元気になる。  
なることを、信じて…。

毎日を楽しく過ごしていきたい。

（ひな）

書きっぱなし上等！ためずに愚痴ろう「コロナグチ」！ & コロナエール & コロナチエ & イマコロナ

コロナグチ ～あなたの愚痴を書いてお寄せください～

コロナエール ～お互いを励ましあおう～

コロナチエ ～工夫や今だからこそできること～

イマコロナ ～こんなふうに過ごしてるよ～

- [ためずに愚痴ろう「コロナグチ」！ & コロナエール & コロナチエ & イマコロナ\(PDF:665KB\)](#)

- [私のつぶやき「コロナグチ」 & 「コロナエール」\(PDF:112KB\)](#)



**「社会教育」を基盤とした、  
人づくり・つながりづくり・地域づくり**

**多様な人材の幅広い活躍の促進**

# 社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の管駅舎の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

## <具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

## 期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」  
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」  
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

## 必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

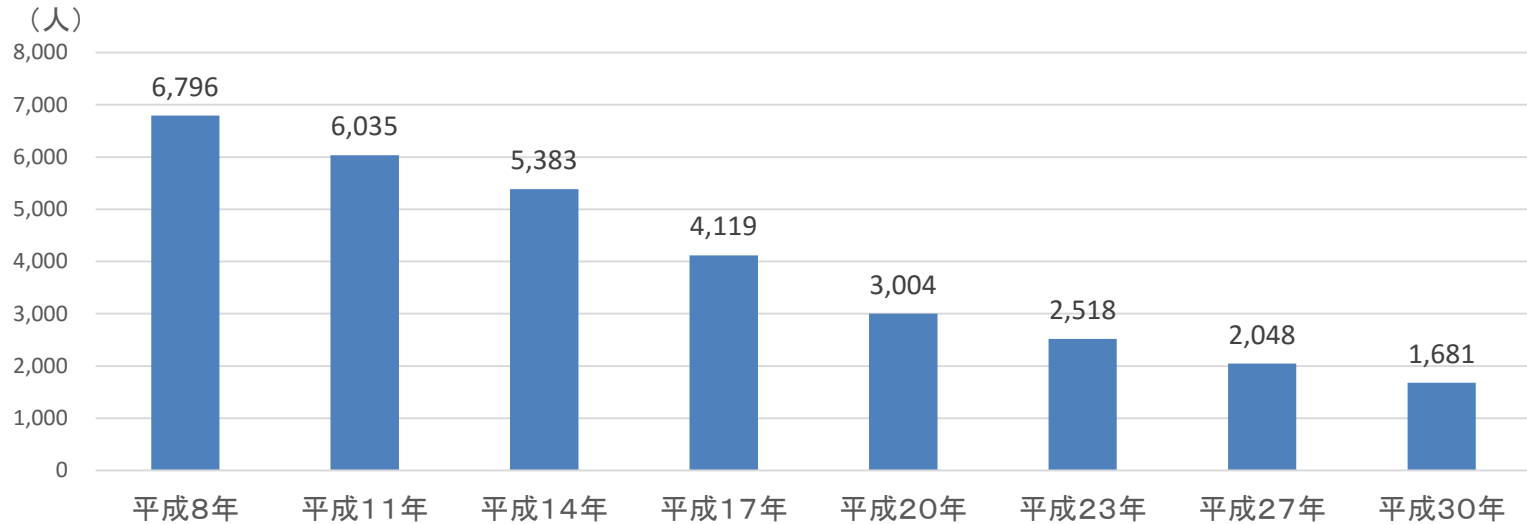
- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」  
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

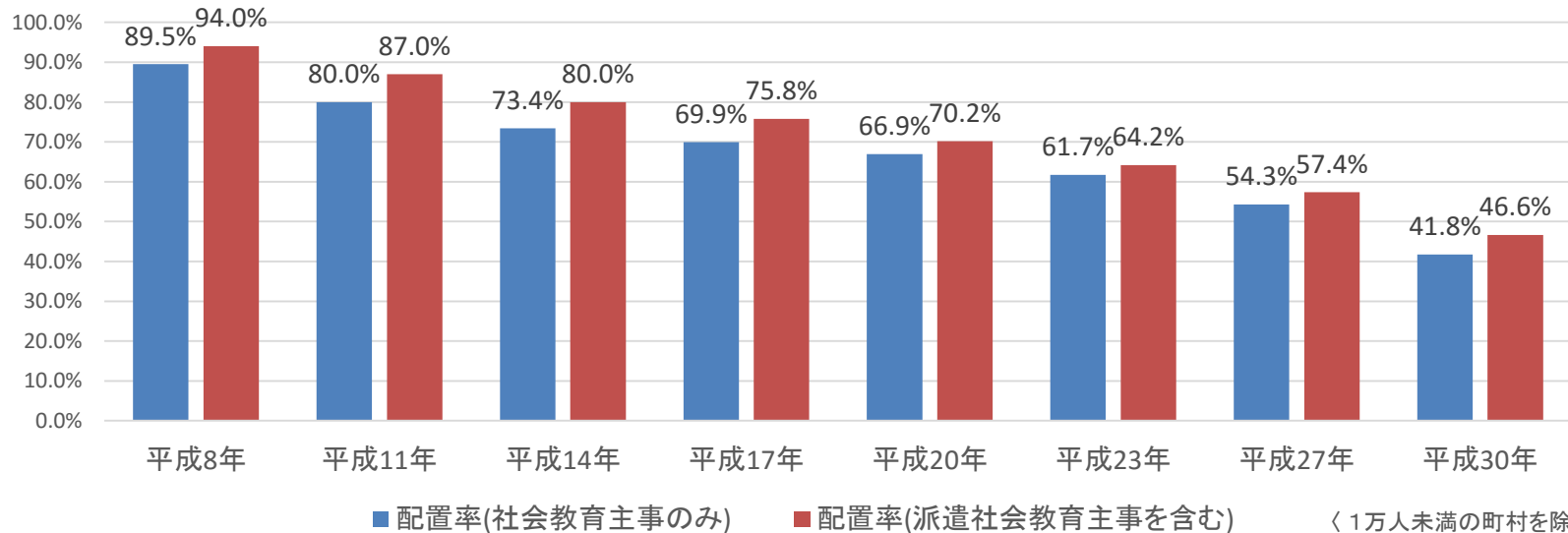
➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**  
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行



## 都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



## 市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



# “ひとづくり”を核とした部局間連携とライフキャリア教育（島根県益田市）

## 社会教育主事の配置状況等

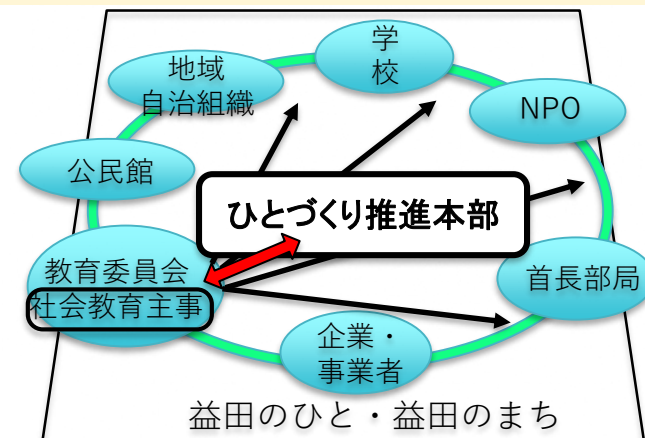
島根県益田市：人口約46,000人  
2019年度は社会教育主事を4名に発令。  
(うち2名は県からの派遣社会教育主事)  
公民館にも有資格者が在籍しており、社会教育主事講習の受講が促されている。

## 取組の概要と特長

地域の持続的な発展を支えるために「しごと」「地域づくり」「未来」の担い手育成を目指す「ひとづくり協働構想」を制定して市長・副市長・各部長等からなる推進本部を組織。部局・教委・学校を結んだ活動とするためにひとづくり推進監に任命された**社会教育課長（社会教育主事経験者）**と**社会教育主事を中心として「ライフキャリア教育」等を展開**。子供と地域住民双方の**地元への意識の変容につながった**。

## 「ひとづくり協働構想」

地域の持続的な発展を支えるための「ひとづくり」を主軸に据えた**地域振興施策**。子育て環境の整備や働く場の確保、教育の充実等により、若者がUターンやIターンし、定着したくなるような魅力的な地域づくりを進めるとともに、益田で働きたい・起業したい・地域を元気にしたいという意欲ある若者を増やし、産業・地域の担い手として育成することをめざす。  
同構想の実施にあたり**市行政だけでなく、教育機関、事業者、民間団体など、幅広い主体が連携・協働する体制の整備を重視**した。



## ライフキャリア教育と成果

「どこに進学・就職するか」だけでなく、どんな環境でも“生き抜く力”を身につけるとともに**将来にわたって益田と関わる種まき**をする。子供が多様な自己実現のあり方に目を向け広い視野で自分の人生を考えるために**地域の人々との対話と交流を重視**。「益田版カタリ場」や「新・職業体験」などの活動を通じて、地域の人々や異校種との交流を重ね、**地域の担い手として子供たちを育てていくとともに、ロールモデルとなる大人自身も成長**していく。

### カタリ場を受けていない世代と受けた世代の成人者へのアンケート調査の結果

- (1) 「益田市には魅力的な大人が多い」と答えた割合  
2018年度成人式（カタリ場を受けていない世代）51% → 2019年度成人式（カタリ場を受けた世代）**70%**
- (2) 「将来、益田に住みたい」と答えた割合  
2018年度成人式（カタリ場を受けていない世代）50% → 2019年度成人式（カタリ場を受けた世代）**69%**

### 益田版カタリ場：

小学生と高校生、中学生と地域活動を進める大人、高校生と地元企業の社員らが本音で語り合うことを通し、子供たちが「どんな大人になりたいか」を考える授業。



語る大人たちは市職員が研修として参加するほか、市内企業からの派遣や**公民館からの紹介**をもとに募集。**大人自身の成長の場や地域人材の発掘にもつながっている**。

2019年度は市内12小学校、8中学校、2高校で実施のべ254人の地域の大人と540人の中高生による対話のべ219人の高校生と422人の小学生による対話

# 社会教育主事を中心とした部局間の連携（埼玉県川口市）

## 社会教育主事の配置状況等

埼玉県川口市：人口約60万人の中核市  
 社会教育主事の配置（2019年度）  
 ・生涯学習課：6枚（うち教員籍2名）  
 ・有資格者数の把握はしていないが、  
 社教主事講習を毎年1～2名受講

## 取組の概要と特長

- ・社会教育主事を経験した職員が、異動先の部署で新たなネットワークを築き、**現役社会教育主事と連携・協働**することで、新たな公民館講座の企画・運営に繋がっている。
- ・教育委員会事務局内において、学校教育担当課と社会教育担当課が連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の**一体的な推進体制を構築**している。

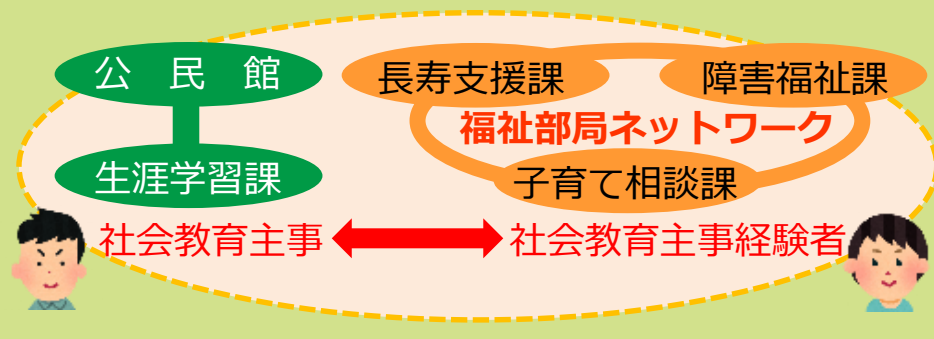
## 取組と成果Ⅰ 社会教育主事経験者のネットワークを生かした公民館講座の企画・運営

### 福祉部局 × 公民館 × 生涯学習課

- ・公民館から「虐待」をテーマにした人権講座を開催したいとの相談をきっかけに、現役社会教育主事と福祉部局の社会教育主事経験者が連携し、講座を企画・運営した。
- ・元社会教育主事が築いた福祉部局ネットワークを活用することで関係課と連携体制をスムーズに構築することができ、シンポジウム形式の講座を実施することに繋がった。



福祉に関する公民館講座 企画・運営ネットワーク



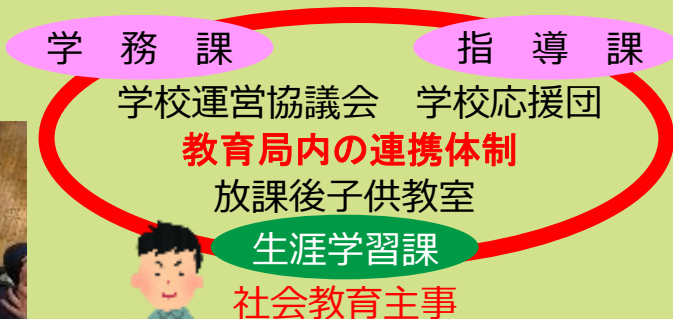
## 取組と成果Ⅱ 学校支援から「地域学校協働活動」への発展とコミュニティ・スクールとの連携体制の構築

### 学校教育部（指導課・学務課） × 生涯学習課

- ・学校教育部指導課主催の学校応援団に関する研修会や会議において、「地域学校協働活動」について説明したり学務課管轄の学校運営協議会の研修会ワークショップでファシリテーターを務めたりする等連携体制を構築。
- ・関係課による今後の方向性や仕組み等を検討する機会をコーディネートするとともに、協議等において社会教育主事がファシリテーションを担当。



「地域学校協働活動」の推進のための連携体制



# 「社会教育士」について

「社会教育士」とは！？～学びを通じて、人づくりと地域づくりに中核的な役割をはたす～

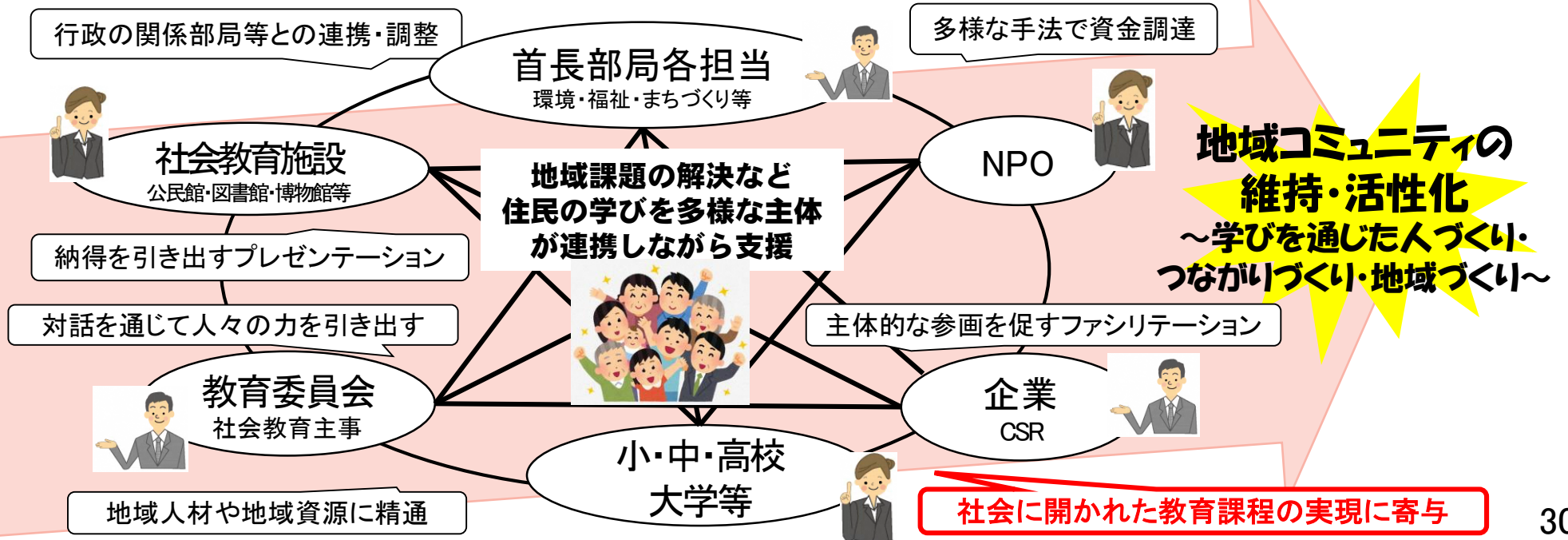
- 社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、令和2年4月より新設された称号
- 身につける**社会教育の体系的理解や専門性、コーディネート能力・ファシリテーション能力**等の発揮が期待される

## 「社会教育士」に期待される役割

- NPOや企業等の**多様な主体と連携・協働**して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における**学習活動の支援**を通じて、人づくりや地域づくりに携わる
- 住民の地域社会への**参画意欲を喚起**する
- 住民の多様な**特性に応じて学習支援**を行う
- 住民の学習成果を地域課題解決やまちづくり、**地域学校協働活動等につなげる**
- 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す
- 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応じていく



社会教育を担う多様な主体に社会教育士がいることでさらなる学習機会の充実とネットワーク化が可能に！



# 全ての人に開かれた公民館（沖縄県那覇市若狭公民館）

## 社会教育主事の配置状況等

エリアの人口：約3万人（約1万5千世帯）  
若狭公民館は「NPO地域サポートわかさ」が指定管理者として運営。社会教育主事有資格者の館長を含む6人のスタッフで運営。

## 取組の概要と特長

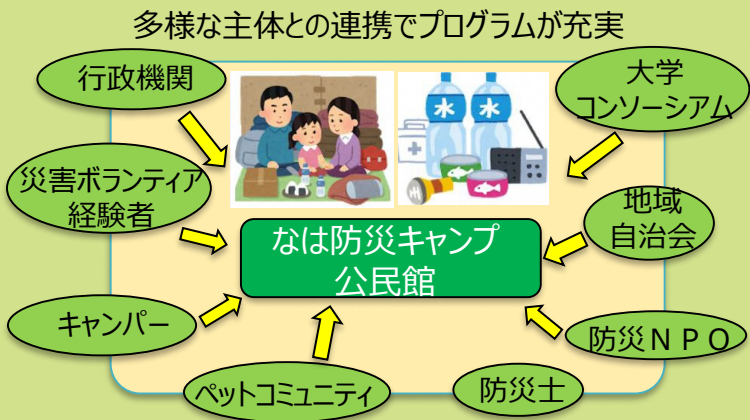
近隣自治会長や民生委員、学校、利用者団体連絡協議会長、地域住民有志等からなるNPO法人として指定管理を受け館を運営。地域課題に対応するために、青年層や在住外国人、ひとり親世帯など、これまで公民館に足を運ぶことが少ない層へ向けた取組に加え、多様な主体と連携した取組を実践。

## “魅力ある楽しい活動”を軸とした新たなコミュニティづくり～「なは防災キャンプ」

### 「なは防災キャンプ」について

「誰でも、簡単に、楽しみながら学べる」をコンセプトに2019年1月にトライアル版を実施して以降、春～冬の季節ごとに計5回実施。非日常の空間やキャンプのノウハウ、野外活動等を楽しみながら、防災や災害時の対応を学ぶことができる。

防災の専門家や行政によるブースだけでなく、キャンパーが設置したシェアキッチンでの持ち寄り食材調理やテント設置の体験ブース、ペット防災に関するブース、避難所でもできる子供向け遊びブース等、様々な方の知識や特技を防災的観点から活かしている。



## ゆるやかなつながりの創出×様々な人材×地域課題へのアプローチ

### 「ゆるやかなつながり」の創出

地域活動の担い手不足への不安や高い子供の貧困率、急激な外国人留學生の増加による住民との軋轢など、様々な地域課題を解決するため、地域コミュニティの再構築をめざす。



コミュニティを「自分らしくいられる居場所」と捉え、興味関心や利害、情報を共有しながら共に活動をしていけるよう、様々な“魅力ある楽しい活動”や“届ける活動”づくりを推進。ユニークかつ創造的なプログラムから「ゆるやかなつながり」へ。

### 多様な機関・団体との連携

公民館報やホームページ、SNS等において、予定だけでなく取組の結果や地域情報など多角的な発信を重ねることで、公民館での活動に興味を持つ多様な機関・団体との連携が実現。

#### <多様な機関・団体との連携事業例>

南極観測隊OB「南の島の南極教室」

地域音楽団体「ジュニアジャズオーケストラおきなわ那覇ウエスト」

映画制作会社「こども国際映画祭in沖縄<KIFFO>」

大学生・キャリア教育コーディネーター

「土曜朝塾」（教員志望学生のインターンも受け入れ）

NPO法人「無料英会話教室ELIO」（就学援助世帯及びひとり親世帯の児童・生徒対象）



# 地域総がかりで子供たちを育む環境醸成（愛媛県西予市野村地区）

## 社会教育主事の配置状況等

愛媛県西予市 人口：約38,000人  
西予市職員約560人のうち、社会教育主事有資格者31名。（うち2名発令）  
30歳前後の市職員を公民館主事に配属し、積極的に社会教育主事講習に派遣。

## 取組の概要と特長

社会教育主事講習を受講した公民館主事が、身につけた社会教育に関する体系的な知識等の専門性や他地域のさまざまな事例等を参考に、自治体の社会教育主事と連携。新たに子供たち向けの体験的教育プログラム「**のむらチャレンジ隊**」をスタートさせた。館だよりやSNS等での発信の積み重ね等をきっかけとして、**地域内外の多様な主体が関わる活動に発展**。地域ネットワークの深まりに寄与した。

## 様々な主体との連携による取組の充実～「のむらチャレンジ隊」

多様な体験、学習活動を通して、子供たちの健全育成につなげていく活動として開始。**館だよりやSNS等での丁寧な発信が各方面からのタイアップ依頼につながる**ようになり、様々な企画が展開。

その後も、**子供たちが自ら企画立案し、より主体的に活動を進めていける**ようプログラム内容の工夫や中高生による活動「N-ジオチャレ」等を展開。

### 【「のむらチャレンジ隊」のタイアップ先と活動・さらなる展開】

- 漁協「鮎つかみ取り」・ 域内の各商店「はんこづくり」「ケーキづくり」
- 他地区公民館「陶芸体験」・ 食品開発グループ「マヨネーズづくり」
- 農業協力者「ジャガイモ・さつまいもほり」・ 市観光部局「ジオサイクリング」
- 域内の神社「まつり」としての田植え～もちつき … 等
- “軽トラ市”への参加（体験による収穫から製品化・販売の工夫）
- ジオパークを活用した地域づくり（中高生によるスタッフ参加等）

様々な主体との連携と「のむらチャレンジ隊」



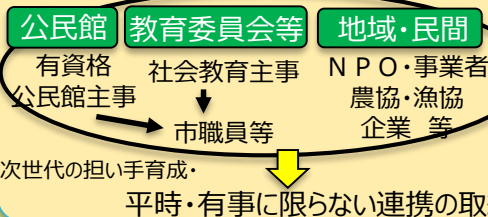
## 地域ネットワークが発揮する力～平成30年7月豪雨災害時の対応等

野村地域も被災し、避難所が開設された。予定されていた夏休みのイベントや行事は中止となったが、有資格公民館主事や社会教育主事が中心となって構築してきた地域ネットワークが活かされ、NPOや民間企業等と連携した子供たち向けの教育プログラムが実施されるなど、災害時においても地域資源を最大限活用した取組が進められた。また、小学校区ごとに設置されている地域づくり組織にも社会教育主事有資格者が参加し、次世代を担うメンバーの育成やネットワークづくりを進めている。



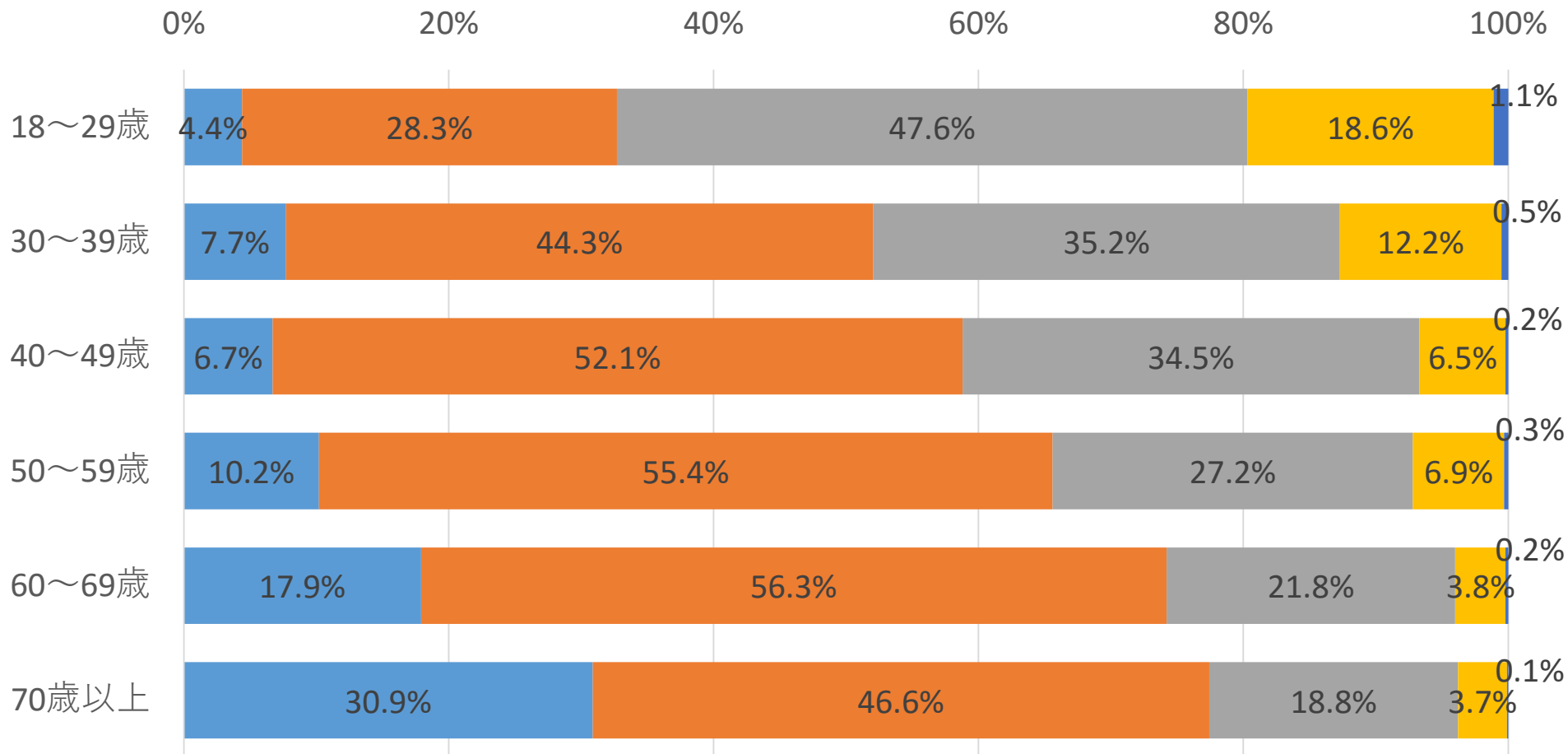
企業による教育プログラム

### 地域ネットワークと地域づくり組織



# 若年層ほど、地域での付き合いが少ない

## 現在の地域での付き合いの程度



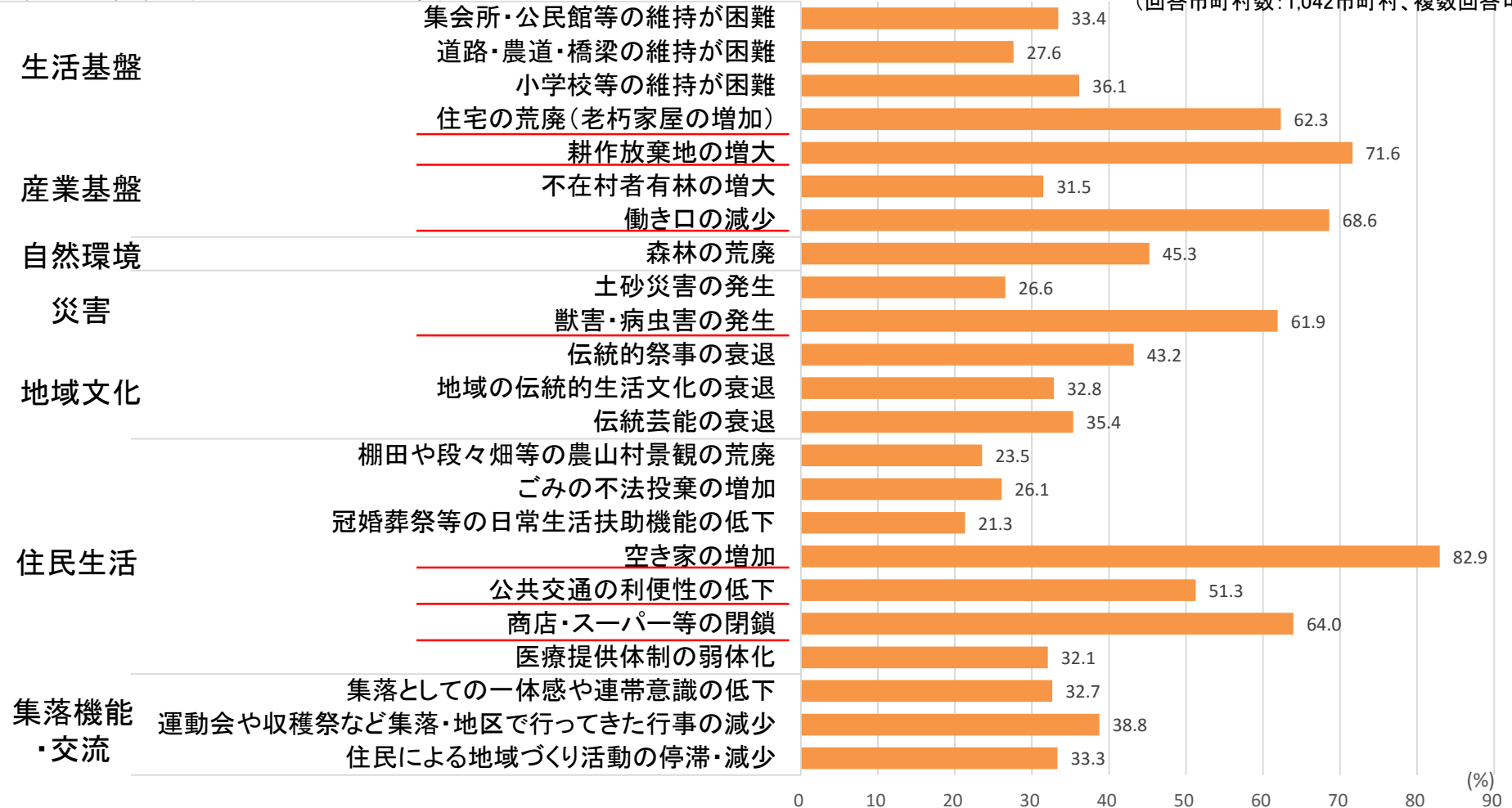
■ よく付き合っている ■ ある程度付き合っている ■ あまり付き合っていない ■ 全く付き合っていない ■ わからない

# コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難な状況が拡大してきている。

## ■ 多くの集落で発生している主な問題

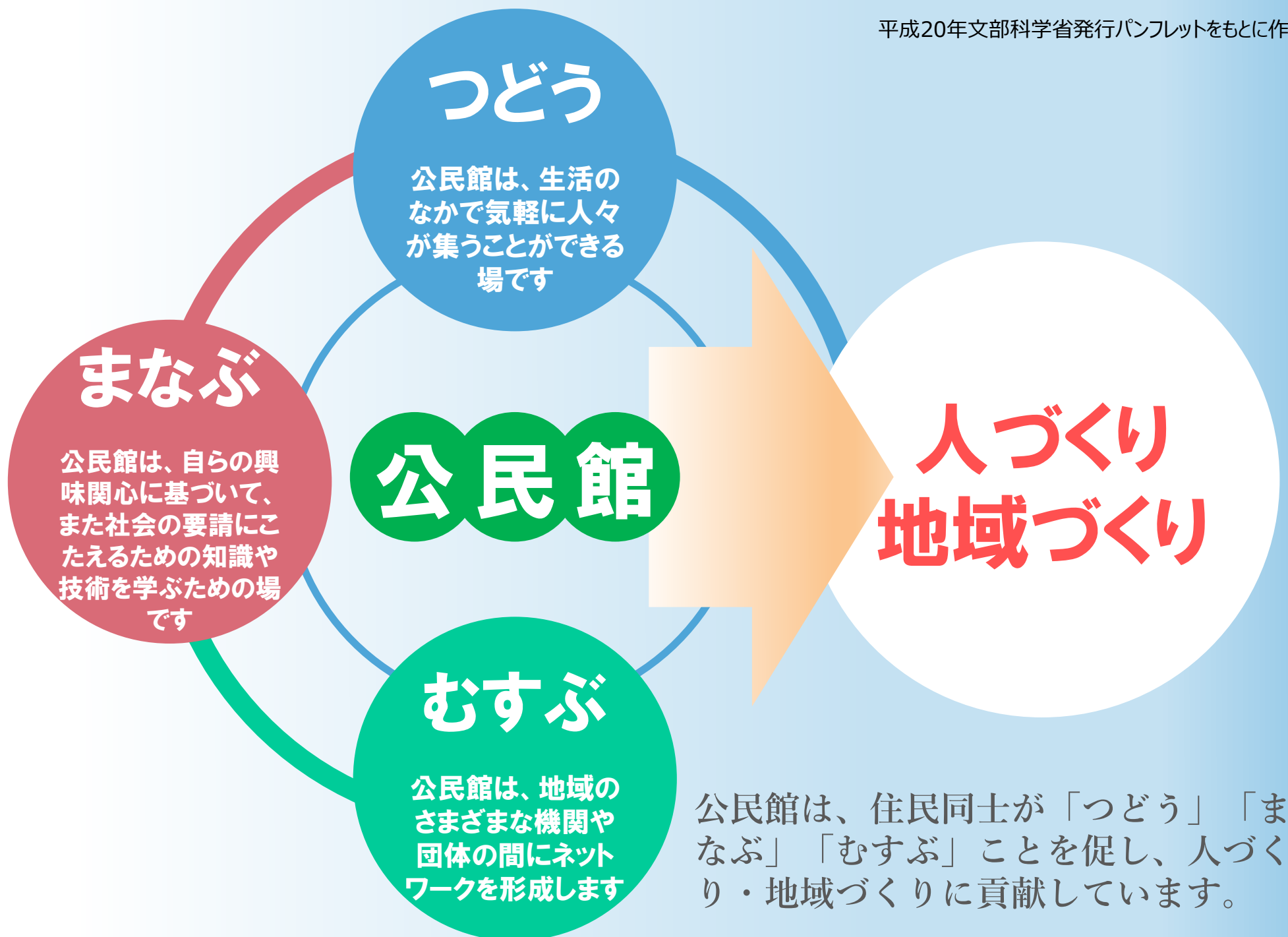
多くの集落で発生している問題として市町村が挙げたものについて集計  
(回答市町村数:1,042市町村、複数回答可)



出典:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28年3月国土交通省、総務省)

[http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03\\_hh\\_000095.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000095.html)





# マナビィ・メールマガジンをチェック！！



## マナビィ

故石ノ森章太郎氏デザインの生涯学習のマスコットです。「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ「マナビィ」と名づけられました。学ぶことが好きな「マナビィ」には「学」という字のように触角が3本あります。

## 問い合わせ

地域学習推進課 地域学習推進係

☎ 03-6734-3455

✉ manabi@mext.go.jp

## ● マナビィ・メールマガジンとは？

生涯学習、社会教育をメインテーマに、文部科学省関連のイベント・研修情報やお知らせなど、毎月2回（8日、24日）配信中

## ● 主な配信コンテンツ

リレートーク

今月のニュース・お知らせ

全国の生涯学習の取組

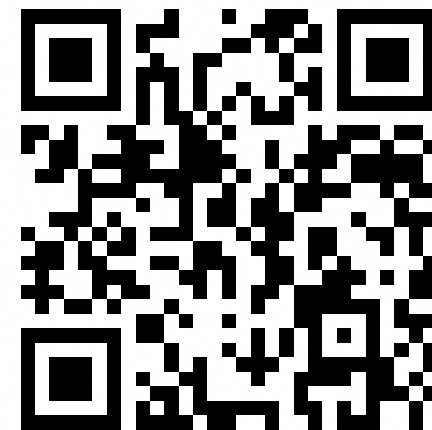
国立青少年教育振興機構の取組

霞が関ナレッジスクエア

「しごと力向上ライブラリ」

あさだより

編集後記 など



## ● 登録方法

QRコードを読み込むか、下記アドレスもしくは「マナビィ・メルマガ」で検索！ <http://www.mext.go.jp/magazine/#002>

# 社会教育施設の個別施設計画策定のお願い

文部科学省総合教育政策局  
地域学習推進課

公民館や図書館をはじめとした公立社会教育施設に関する  
**個別施設毎の長寿命化計画は2020年度末までの策定**  
をお願いします。

**個** 別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）とは・・・

- ・我が国のインフラが急速に老朽化することが予想される中、インフラの戦略的な維持管理等を推進するため、各インフラの管理者が、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ定める具体的な対応方針。

**目** 指すべき姿

- ・各設置者における「メンテナンスサイクル」の構築
- ・改築中心から長寿命化への転換による、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減
- ・予算の平準化

<インフラ長寿命化基本計画等の体系（イメージ）>

## インフラ長寿命化計画(H25.11)

- 策定主体：国
- 対象施設：全てのインフラ

- I はじめに
- II 目指すべき姿
- III 基本的考え方
- IV **インフラ長寿命化計画等の策定**
- V 必要施策の方向性
- VI 国と地方公共団体の役割
- VII 産学界の役割
- VIII その他

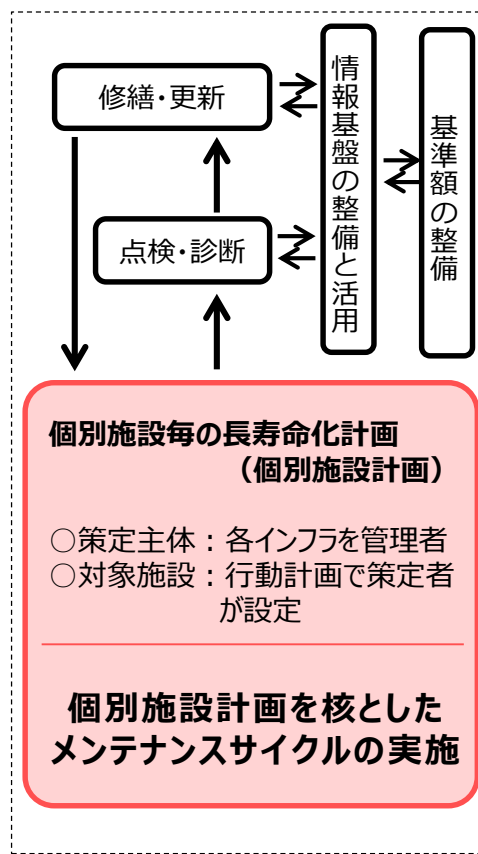
## 行動計画

- 策定主体：各インフラを管理・所管する者
- 対象施設：安全性等を鑑み、策定主体が設定

文科省においては  
「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」をH27.3に策定

- ## 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）
- 策定主体：各インフラを管理者
  - 対象施設：行動計画で策定者が設定

**個別施設計画を核とした  
メンテナンスサイクルの実施**



# 個別施設計画の策定にかかる支援策について

## 学校施設

### 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引 (平成27年4月)

長寿命化計画に盛り込むべき事項、記載事例、留意事項等を整理しています。

URL: [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm)

### 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」 (平成29年3月)

手引に基づき、学校施設の長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、より具体的に留意点等を解説した解説書です。解説書付属のエクセルソフトの活用により、計画の対象となる建物情報の整理や維持更新コストの試算が可能です。

URL: [https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/03/1383568.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/03/1383568.htm)

### 学校と地域の将来設計！個別施設計画策定取組事例集 (平成31年3月)

文部科学省が作成した手引等を活用しつつ限られた予算内の中で計画を策定した事例や、専門業者の知見を活用しながら事務職員が中心となって計画を策定した事例等について、計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介しています。

URL: [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2019/03/27/1383790\\_10.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2019/03/27/1383790_10.pdf)

### 「解説書の講習会」等の実施

解説書を用いて計画策定の進め方を解説するとともに、地方公共団体の事例を紹介する講習会を全国主要都市で開催しています(平成29年度～)。

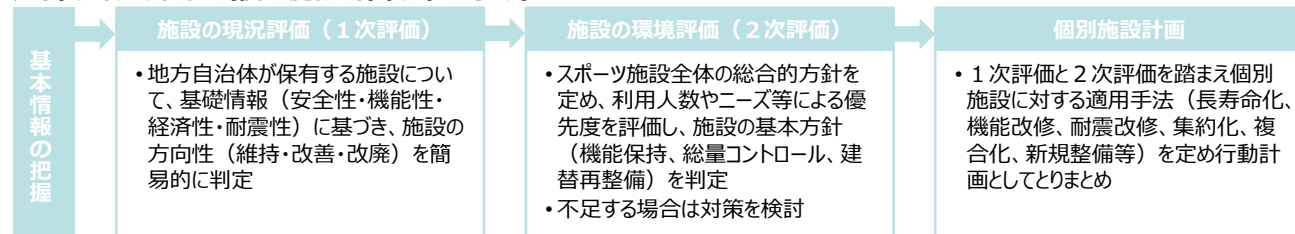
なお、令和2年度の開催については現時点では未定です。

## スポーツ施設

### スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(平成29年5月公表)

URL: [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop02/list/1380329.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329.htm)

#### ■ガイドラインの概要(個別施設計画の策定手順)



### スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業(令和元年度～)

令和2年度 10,000千円

「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を踏まえた個別施設計画策定を促進するとともに、施設の集約・複合化や広域連携等の先進事例を全国に展開するため、地方公共団体向けの講習会の開催等を行っています。

## 文化・社会教育施設

### 全国劇場・音楽堂等総合情報サイト(公社)全国公立文化施設協会

URL: [https://www.zenkoubun.jp/support/renovation\\_qa/index.html](https://www.zenkoubun.jp/support/renovation_qa/index.html)

よくあるご質問に対する回答・解説を掲載しています。

また、HP上の相談申込フォームや、電話(TEL: 03-5565-3030)による個別相談も受け付けております。

### 社会教育施設の複合化・集約化事例集(平成30年3月)

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/1387273.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1387273.htm)

地方公共団体における文化施設・社会教育施設の長寿命化計画策定の際、他の公共施設等との複合化・集約化について検討することが想定されるため、文化施設・社会教育施設の複合化・集約化等に関する事例を収集し、事例集を作成しています。

### \* 早期の策定完了に向けて これまでご紹介した策定事例 \*

#### ・北海道 南富良野町 教育施設長寿命化計画<公立学校施設、社会体育施設、社会教育施設>

URL: <https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/wp-content/uploads/2018/08/c6125ba114fff820afbd04c4b8646512.pdf>

#### ・滋賀県 琵琶湖博物館長寿命化計画(個別施設計画)<社会教育施設>

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/4040618.pdf>

## 都道府県における個別施設計画策定促進に向けた取組等

「個別施設計画の検討の着手状況や計画策定期間についての調査等について（依頼）」（令和2年1月30日付け事務連絡）で実施した個別施設計画策定に向けた取組等に関するアンケートについて、以下のとおりとりまとめたのでお知らせします。

とりまとめの結果、各都道府県において、文部科学省からの通知を周知したり、都道府県主催の講習会において先進的な取組事例を紹介したりするだけでなく、計画策定期間が未定のインフラの管理者（以下「設置者」という。）に対して、更に踏み込んだ取組が行われていることが明らかになりました。また、各設置者においても、計画策定に向けた様々な取組が行われており、これらの取組により各設置者における計画策定の進捗に繋がっていることが明らかになりました。

各都道府県の担当者においては、こちらの内容も参考にいただきながら、令和2年度までの全ての設置者における計画策定に向けて、適切に御指導いただくようお願いします。

※ カッコ内の数字は計画策定期間が未定の設置者数の推移  
（平成31年4月1日時点→令和2年1月1日時点）

### 1. 都道府県の取組例

#### 【学校施設】

- ・ 早期の着手及び策定を促すことを目的とした訪問によるヒアリングを実施した（原発事故の影響のある浜通りの設置者を除く。）。その後、電話等で進捗について確認している。（福島県：7→2）
- ・ 教育長を訪問し、設置者としての考え方を伺い、指導・助言を実施した。（青森県：1→0）
- ・ 国の調査以外で策定状況調査を実施し、着手済みの設置者については進捗状況の確認を行った。また、「策定期間未定」の設置者へは聞き取りを行い、現状と今後の策定計画について確認した。（秋田県：2→0）（熊本県：1→0）
- ・ 市町村担当者会議において、策定済みの設置者と未策定設置者との情報交換の場を設けた。（新潟県：3→1）
- ・ 該当設置者に対して策定期間及び現状について、確認を行うとともに、県内で策定済みの設置者の取組を参考事例として伝え、早期に取り組んでもらうよう依頼した。（三重県：5→1）
- ・ 計画策定期間が未定の設置者に対し、個別に状況を確認するとともに策定を促した。（埼玉県：2→0）（栃木県：2→0）（奈良県：1→0）（広島県：2→0）
- ・ 市町村を対象に開催した会議の際、ヒアリングを実施した。（北海道：32→10）（静岡県：5→2）（岐阜県：3→0）

### 【文化会館等】

- ・ 計画策定期が未定の設置者に対し、個別に状況を確認するとともに策定を促した。  
(広島県：11→9) (佐賀県：5→1)
- ・ 市町村を対象に開催した会議の際、ヒアリングを実施した。 (静岡県：8→4)

### 【社会体育施設】

- ・ 策定に向けた組織体制や予算確保の調整に活用できるよう、策定済みの設置者から策定手法等の情報を入手し、未策定の設置者に対して情報提供した。 (三重県：12→6)
- ・ 計画策定期が未定の設置者に対し、個別に状況を確認するとともに策定を促した。  
(岩手県：8→0)
- ・ 市町村を対象に開催した会議の際、ヒアリングを実施した。 (静岡県：9→5)

### 【社会教育施設】

- ・ 調査の際に、全設置者の担当者に計画策定期について電話連絡をして理解を求めた。 (広島県：11→7)
- ・ 計画策定期が未定の設置者に対し、個別に状況を確認するとともに策定を促した。  
(福島県：18→9) (山梨県：8→7) (鳥取県：8→2)
- ・ 市町村を対象に開催した会議の際、ヒアリングを実施した。 (静岡県：11→6)

## 2. 計画策定の時期が未定でなくなった設置者における取組例

- ・ 国の解説書を利用することで経費を減らして策定できると判断した。
- ・ 最優先の業務として着手した。
- ・ 他の設置者の策定事例を参考に、計画策定のプロセスのめどが立った。
- ・ 都道府県の個別訪問による説明で策定の方針が定まった。
- ・ 首長部局と協力して実施することとした。
- ・ 庁内に策定のための組織体制が構築できた。全庁的に取り組むことになった。

### 【参考】

都道府県による個別ヒアリングや独自アンケート調査、先行事例の紹介、意見交換の場の設置は、設置者における以下のような効果が期待できます。

- ・ 未策定設置者への個別施設計画策定の必要性等の理解、意識付け
- ・ 未策定設置者の抱えている課題の洗い出し
- ・ 個別施設計画策定に向けた体制、手順等の可視化
- ・ 設置者同士の横のつながりの強化 など

事務連絡  
令和2年5月27日

各都道府県・指定都市教育委員会  
社会教育施設主管課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

### 社会教育施設の個別施設計画の令和2年度までの策定について

平素より、社会教育行政の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予想される中、インフラの戦略的な維持管理等を推進するために、社会教育施設においても整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な計画である「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を令和2年度までに確実に行うようお願いしております（別添1参照）。しかしながら、過日実施した調査においては依然として多くの設置者において取組が進んでいない状況となっております（別添2参照）。

については、別添2で示した調査結果を踏まえ、特に、個別施設計画策定の着手時期又は策定期間が未定の設置者におかれては、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」、及び「学校と地域の将来設計！個別施設計画策定取組事例集」を、他の公共施設との複合化・集約化を検討される場合は「社会教育施設の複合化・集約化事例集」も参考にいただき、令和2年度までの策定を確実に行うよう改めてお願いします。また、策定に着手しているものの未策定である設置者におかれては、令和2年度までのできるだけ早い時期に策定を行うよう改めてお願いします。

文部科学省では、個別施設計画策定に関する一元的な相談窓口も設置しておりますので（下記参照）、策定に関する質問があれば積極的にご活用をお願いします。

なお、都道府県主管課におかれては、域内市区町村（指定都市を除く）の社会教育施設主管課に対し、本件について周知いただき、令和2年度までの全ての設置者における計画策定に向けて、適切に御指導いただきますよう併せてお願いします。

（別添1）「個別施設計画の策定について（通知）」（令和元年10月15日付け元文科施第208号）

（別添2）「個別施設毎の長寿命化計画の令和2年度までの策定について（通知）」（令和2年5月27日付け2施施企第6号）

#### 【文教施設の個別施設計画策定に関する相談窓口】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設企画課 施設マネジメント係  
TEL:03-5253-4111（内線）4669  
E-mail:sisetuki@mext.go.jp

**【参考資料】**

学校施設の長寿命化計画策定に係る手引

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm)

学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/03/1383568.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/03/1383568.htm)

学校と地域の将来設計！個別施設計画策定取組事例集

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/27/1383790\\_10.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/27/1383790_10.pdf)

社会教育施設の複合化・集約化事例集

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/1387273.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1387273.htm)

**【問合せ先】**

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

庶務係（社会教育施設担当）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-6734-2969 / FAX : 03-6734-3718

E-mail : [chisui@mext.go.jp](mailto:chisui@mext.go.jp)



元文科施第 208 号  
令和元年 10 月 15 日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各国立大学法人の長  
各公立大学法人の長  
各大学共同利用機関法人機構長  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長  
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長  
独立行政法人国立女性教育会館理事長  
独立行政法人国立科学博物館長 殿  
独立行政法人国立美術館理事長  
独立行政法人国立文化財機構理事長  
独立行政法人教職員支援機構理事長  
国立研究開発法人科学技術振興機構理事長  
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長  
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長  
独立行政法人日本学生支援機構理事長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省大臣官房長  
柳 孝

(印影印刷)

### 個別施設計画の策定について（通知）

我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予想される中、国及び地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたことなどを踏まえ、文部科学省では、「個別施設計画の策定について（通知）」（平成 31 年 1 月 8 日付け 30 文科施第 396 号）等において、令和 2 年度までのできるだけ早い時期の個別施設計画の策定をお願いしてきたところです。

しかしながら、平成 31 年 4 月 1 日現在においても文部科学省所管施設における個別施設計画策定率は、別紙 1 のとおり、昨年度に比べ一定の進捗が見られるものの、他の各施設における計画策定率に比べ依然として極めて低い状況となっております。

については、個別施設計画が未策定の設置者におかれては、令和 2 年度までのできるだ

け早い時期に策定するよう、改めてお願いします。特に、策定完了の目標年度まで1年半を切っていることから、未だ個別施設計画の検討に着手していない設置者におかれては早急に検討に着手いただくとともに、今回の調査で計画の策定期が未定と回答された設置者におかれては、令和2年度までに確実に策定いただくようお願いします。

個別施設計画の策定状況について、都道府県別の集計結果は別紙2、策定期未定と回答された設置者は別紙3のとおりであり、各設置者の策定状況については、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」のホームページで公表されていることを申し添えます。

また、令和2年1月頃には、個別施設計画の検討の着手状況や計画策定期についての確認を実施する予定としております。

なお、文教施設の個別施設計画策定に関する一元的な相談窓口は、引き続き設置しておりますので、個別施設計画の策定に関して質問があれば相談窓口にお問い合わせください。

さらに、個別施設計画の策定に当たり、建築の専門知識を有する職員が不足していることが課題として挙げられたことから、文部科学省では本年6月の全国営繕主管課長会議（国土交通省主催）において、文教施設の個別施設計画策定への協力を依頼しておりますので、営繕部局に積極的に相談いただくようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会及び都道府県知事部局におかれては、域内の市区町村教育委員会及び市区町村首長部局に周知するとともに、令和2年度までの全ての設置者における計画策定に向けて、適切に御指導いただくようお願いします。特に、別紙3の計画策定期が未定の設置者に対しては、令和2年度までの策定を促していただくようお願いします。

#### 【調査結果公表ホームページ】

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/)

#### <文教施設の個別施設計画策定に関する相談窓口>

大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

施設マネジメント係

TEL 03-5253-4111 (内線 4669)

メールアドレス: sisetuki@mext.go.jp

個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)の策定状況について

資料2-1

【背景】

○ 政府は、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を策定し、各インフラの管理者は、令和2年度までのできるだけ早い時期に「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定することとした。

<参考>

各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として「個別施設毎の長寿命化計画」を策定するものである。

なお、行動計画は、インフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設について対象とし、個別施設計画は、行動計画において個別施設計画を策定することとした施設を対象としている。

○ これを受け、各主体による取組を促進するため、平成31年4月1日時点における個別施設計画の策定状況をとりとまとめた。

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成30年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
内閣府	内閣府本府が維持管理する施設	庁舎等(一般庁舎、防災関連施設、迎賓館)(単位:施設数)	13	13	13	100%	100%	100%
		宿舎(単位:施設数)	2	2	2	100%	100%	100%
	所管独立行政法人が維持管理する施設	北方領土問題対策協会施設(単位:施設数)	3	3	3	100%	100%	100%
		国立公文書館施設(単位:施設数)	2	2	2	100%	100%	0%
警察庁	警察施設	庁舎等(単位:施設数)	14,875	10,550	5,047	71%	48%	44%
		宿舎(単位:施設数)	5,164	4,307	1,997	83%	46%	39%
	交通安全施設	交通安全施設(信号機等)(単位:管理者数)	47	35	14	74%	40%	33%
	警察通信施設	警察通信施設(無線中継所)(単位:施設数)	578	578	578	100%	100%	100%
総務省	官庁施設	庁舎(単位:施設数)	20	12	12	60%	100%	100%
		宿舎(単位:施設数)	6	6	6	100%	100%	100%
	情報通信	情報通信関係施設(単位:ネットワーク)	7	7	7	100%	100%	100%
	郵便	直営郵便局(単位:局)	20,158	16,500	16,500	82%	100%	100%
	消防関係施設	消防庁舎(単位:消防本部数)	726	726	265	100%	37%	31%
法務省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	902	877	870	97%	99%	99%
		宿舎(単位:施設数)	408	381	373	93%	98%	100%
外務省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	77	77	76	100%	99%	100%
		宿舎(単位:施設数)	112	112	111	100%	99%	100%
財務省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	783	764	762	98%	100%	100%
		宿舎(単位:施設数)	947	946	940	99%	99%	100%

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成30年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
文部科学省	学校施設	公立学校施設(単位:管理者数)	1,786	1,786	272	100%	15%	7%
		国立大学法人等施設(単位:管理者数)	91	91	30	100%	33%	10%
		公立大学等施設(単位:管理者数)	91	91	30	100%	33%	23%
	社会教育施設	社会体育施設(単位:管理者数)	1,933	1,933	337	100%	17%	14%
		文化会館等(単位:管理者数)	1,332	1,332	256	100%	19%	13%
		社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く)(単位:管理者数)	2,123	2,123	326	100%	15%	11%
	独立行政法人施設	独立行政法人施設(単位:管理者数)	16	16	2	100%	13%	6%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%	100%
宿舎(単位:施設数)		20	20	20	100%	100%	100%	
厚生労働省	水道分野	上水道施設(単位:管理者数)	1,392	1,392	1,123	100%	81%	75%
	医療分野(公的医療機関)	病院(単位:施設数)	1,353	1,246	257	92%	21%	10%
	福祉分野(公立施設)	児童福祉施設等(単位:施設数)	14,841	13,076	3,877	88%	30%	23%
		保護施設(単位:施設数)	96	93	40	97%	43%	32%
		障害福祉施設等(単位:施設数)	2,202	1,907	473	87%	25%	24%
		老人福祉施設(単位:施設数)	2,954	2,663	585	90%	22%	21%
	雇用分野	職業能力開発短期大学校等(単位:施設数)	118	118	28	100%	24%	6%
	年金分野	年金事務所(単位:施設数)	289	289	289	100%	100%	100%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	711	699	694	98%	99%	99%
		宿舎(単位:施設数)	188	132	129	70%	98%	91%
農林水産省	農業水利施設 (受益面積100ha以上の基幹 水利施設)	ダム、調整池、ため池(単位:施設数)	884	750	561	85%	75%	68%
		頭首工(単位:施設数)	1,388	1,147	837	83%	73%	64%
		水路(単位:施設数)	9,845	8,682	6,295	88%	73%	68%
		用排水機場(単位:施設数)	2,492	2,142	1,822	86%	85%	79%
		施設機械等(単位:施設数)	949	768	592	81%	77%	67%
	農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル(単位:施設数)	3,550	3,550	1,851	100%	52%	36%
	農業集落排水施設	管路施設、処理施設(単位:市町村数)	888	749	377	84%	50%	42%
	地すべり防止施設	抑止工、抑制工(単位:区域数)	1,975	1,893	919	96%	49%	21%
	海岸保全施設(農村振興局所管)	堤防、護岸、胸壁等(単位:地区海岸数)	1,749	1,066	586	61%	55%	26%
	治山	保全施設事業に係る施設、地すべり防止施設等(単位:地区数)	2,029	1,756	1,483	87%	84%	60%
	林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設(単位:施設数)	36,129	35,309	17,758	98%	50%	33%
	漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設(単位:漁港数)	2,621	2,621	2,160	100%	82%	80%
	漁場の施設	増殖場、養殖場(単位:施設数)	185	185	147	100%	79%	75%
	漁業集落環境施設	漁業集落排水施設(単位:施設数)	389	389	98	100%	25%	18%
	海岸保全施設(水産庁所管)	堤防、護岸、胸壁等(単位:地区海岸数)	2,734	2,556	1,539	93%	60%	33%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	1,127	484	474	43%	98%	89%	
	宿舎(単位:施設数)	393	326	308	83%	94%	87%	

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成30年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
経済産業省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	5	5	5	100%	100%	100%
		宿舎(単位:施設数)	4	4	4	100%	100%	100%
	工業用水	工業用水道事業(単位:事業数)	154	154	71	100%	46%	39%
国土交通省※	道路	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	1,827	1,827	1,481	100%	81%	73%
		トンネル(単位:団体数)	710	710	374	100%	53%	36%
		大型の構造物(単位:団体数)	749	749	468	100%	62%	40%
	河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)	44,734	15,498	14,162	35%	91%	91%
		ダム(単位:施設数)	558	558	538	100%	96%	83%
	砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	90	90	90	100%	100%	89%
	海岸	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	5,440	4,784	3,806	88%	80%	46%
	下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	1,471	1,471	1,471	100%	100%	70%
	港湾	係留施設(単位:施設数)	14,057	13,936	13,504	99%	97%	96%
		外郭施設(単位:施設数)	19,622	19,241	13,775	98%	72%	66%
		臨港交通施設(単位:施設数)	9,566	9,389	7,450	98%	79%	74%
		廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	197	189	93	96%	49%	35%
		その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	17,525	9,098	4,094	52%	45%	44%
	空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	109	109	100%	100%	100%
		空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	80	80	73%	100%	100%
		空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	91	91	55	100%	60%	68%
	鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	184	184	184	100%	100%	100%
		軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	33	33	33	100%	100%	100%
	自動車道	橋(単位:施設数)	92	92	66	100%	72%	72%
		トンネル(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%	100%
		大型の構造物(門型標識等)(単位:事業者数)	23	23	16	100%	70%	65%
	航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	5,176	5,176	5,176	100%	100%	100%
	公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	17	17	17	100%	100%	100%
		都市公園(単位:地方公共団体数)	712	712	672	100%	94%	93%
	住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	1,691	1,691	1,520	100%	90%	89%
		UR賃貸住宅(単位:棟数)	15,351	15,351	15,351	100%	100%	100%
		公社賃貸住宅(単位:事業主体数)	11	11	11	100%	100%	100%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	2,712	1,498	1,477	55%	99%	98%
		宿舎(単位:施設数)	761	736	726	97%	99%	99%

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成30年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
環 境 省	廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設(単位:施設)	4,161	2,778	1,429	67%	51%	42%
	自然公園等施設	国立公園(単位:公園)	34	34	5	100%	15%	0%
		国民公園・墓苑(単位:公園等)	4	4	0	100%	0%	0%
		世界自然遺産関連施設(単位:遺産地域)	4	2	0	50%	0%	0%
		野生生物関連施設(単位:施設)	42	18	0	43%	0%	0%
		生物多様性センター(単位:施設)	1	0	—	0%	—	—
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	254	152	138	60%	91%	76%
		宿舎(単位:施設数)	43	13	12	30%	92%	25%
防 衛 省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	503	410	360	82%	88%	88%
		宿舎(単位:施設数)	597	438	334	73%	76%	74%
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	事務所(単位:施設数)	4	4	4	100%	100%	100%
-	地方公共団体庁舎※2	地方公共団体庁舎(単位:施設数)	1,788	1,788	354	100%	20%	14%

※国土交通省は平成31年3月31日時点

※2総務省調査による

## 都道府県別の個別施設計画策定状況調査(公立学校施設)

平成31年4月1日時点

都道府県名	学校施設														
	公立学校施設 (単位:管理者数)												公立大学施設 ※公立大学法人を除く (単位:管理者数)		
	都道府県域内管理者集計 (①+②+③)			都道府県(①)			政令指定都市(②)			市区町村(③)			都道府県域内管理者集計		
	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)
北海道	180	18	10.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	178	18	10.1%	2	1	50.0%
青森県	41	5	12.2%	1	1	100.0%	-	-	-	40	4	10.0%	-	-	-
岩手県	34	4	11.8%	1	0	0.0%	-	-	-	33	4	12.1%	-	-	-
宮城県	36	6	16.7%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	34	6	17.6%	-	-	-
秋田県	26	8	30.8%	1	1	100.0%	-	-	-	25	7	28.0%	-	-	-
山形県	36	4	11.1%	1	0	0.0%	-	-	-	35	4	11.4%	-	-	-
福島県	58	5	8.6%	1	0	0.0%	-	-	-	57	5	8.8%	-	-	-
茨城県	45	8	17.8%	1	0	0.0%	-	-	-	44	8	18.2%	1	0	0.0%
栃木県	26	4	15.4%	1	1	100.0%	-	-	-	25	3	12.0%	-	-	-
群馬県	36	6	16.7%	1	1	100.0%	-	-	-	35	5	14.3%	-	-	-
埼玉県	64	8	12.5%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	62	7	11.3%	-	-	-
千葉県	55	14	25.5%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	53	12	22.6%	1	1	100.0%
東京都	63	10	15.9%	1	0	0.0%	-	-	-	62	10	16.1%	-	-	-
神奈川県	34	6	17.6%	1	0	0.0%	3	2	66.7%	30	4	13.3%	1	1	100.0%
新潟県	31	7	22.6%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	29	6	20.7%	-	-	-
富山県	16	3	18.8%	1	1	100.0%	-	-	-	15	2	13.3%	-	-	-
石川県	20	2	10.0%	1	1	100.0%	-	-	-	19	1	5.3%	-	-	-
福井県	18	4	22.2%	1	0	0.0%	-	-	-	17	4	23.5%	-	-	-
山梨県	28	8	28.6%	1	1	100.0%	-	-	-	27	7	25.9%	1	0	0.0%
長野県	78	8	10.3%	1	0	0.0%	-	-	-	77	8	10.4%	1	0	0.0%
岐阜県	43	8	18.6%	1	1	100.0%	-	-	-	42	7	16.7%	2	1	50.0%
静岡県	36	3	8.3%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	33	1	3.0%	-	-	-
愛知県	55	22	40.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	53	20	37.7%	-	-	-
三重県	30	2	6.7%	1	0	0.0%	-	-	-	29	2	6.9%	1	0	0.0%
滋賀県	20	4	20.0%	1	1	100.0%	-	-	-	19	3	15.8%	-	-	-
京都府	27	3	11.1%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	25	1	4.0%	-	-	-
大阪府	44	4	9.1%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	41	2	4.9%	-	-	-
兵庫県	42	9	21.4%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	40	7	17.5%	-	-	-
奈良県	40	3	7.5%	1	0	0.0%	-	-	-	39	3	7.7%	-	-	-
和歌山県	31	6	19.4%	1	0	0.0%	-	-	-	30	6	20.0%	-	-	-
鳥取県	20	1	5.0%	1	0	0.0%	-	-	-	19	1	5.3%	-	-	-
島根県	20	3	15.0%	1	1	100.0%	-	-	-	19	2	10.5%	-	-	-
岡山県	28	4	14.3%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	26	3	11.5%	1	0	0.0%
広島県	24	5	20.8%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	22	4	18.2%	1	0	0.0%
山口県	20	2	10.0%	1	0	0.0%	-	-	-	19	2	10.5%	-	-	-
徳島県	25	3	12.0%	1	1	100.0%	-	-	-	24	2	8.3%	-	-	-
香川県	18	1	5.6%	1	0	0.0%	-	-	-	17	1	5.9%	1	1	100.0%
愛媛県	21	2	9.5%	1	0	0.0%	-	-	-	20	2	10.0%	-	-	-
高知県	35	4	11.4%	1	1	100.0%	-	-	-	34	3	8.8%	-	-	-
福岡県	61	13	21.3%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	58	11	19.0%	-	-	-
佐賀県	21	4	19.0%	1	1	100.0%	-	-	-	20	3	15.0%	-	-	-
長崎県	22	5	22.7%	1	0	0.0%	-	-	-	21	5	23.8%	-	-	-
熊本県	46	6	13.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	44	5	11.4%	-	-	-
大分県	19	7	36.8%	1	1	100.0%	-	-	-	18	6	33.3%	-	-	-
宮崎県	27	4	14.8%	1	0	0.0%	-	-	-	26	4	15.4%	-	-	-
鹿児島県	44	5	11.4%	1	1	100.0%	-	-	-	43	4	9.3%	1	1	100.0%
沖縄県	42	1	2.4%	1	0	0.0%	-	-	-	41	1	2.4%	1	0	0.0%
合計	1,786	272	15.2%	47	24	51.1%	20	12	60.0%	1,719	236	13.7%	15	6	40.0%

## 都道府県別の個別施設計画策定状況調査(文化会館等)

平成31年4月1日時点

都道府県名	社会教育施設											
	文化会館等 (単位:管理者数)											
	都道府県域内管理者集計 (①+②+③)			都道府県(①)			政令指定都市(②)			市区町村(③) ※一部事務組合等を含む		
	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)
北海道	82	14	17.1%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	80	13	16.3%
青森県	23	2	8.7%	-	-	-	-	-	-	23	2	8.7%
岩手県	26	10	38.5%	1	0	0.0%	-	-	-	25	10	40.0%
宮城県	27	8	29.6%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	25	7	28.0%
秋田県	21	10	47.6%	1	1	100.0%	-	-	-	20	9	45.0%
山形県	25	9	36.0%	1	0	0.0%	-	-	-	24	9	37.5%
福島県	30	5	16.7%	1	0	0.0%	-	-	-	29	5	17.2%
茨城県	30	6	20.0%	1	0	0.0%	-	-	-	29	6	20.7%
栃木県	19	5	26.3%	1	1	100.0%	-	-	-	18	4	22.2%
群馬県	29	4	13.8%	1	1	100.0%	-	-	-	28	3	10.7%
埼玉県	58	7	12.1%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	56	5	8.9%
千葉県	41	10	24.4%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	39	9	23.1%
東京都	52	16	30.8%	1	1	100.0%	-	-	-	51	15	29.4%
神奈川県	26	7	26.9%	1	0	0.0%	3	1	33.3%	22	6	27.3%
新潟県	26	9	34.6%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	24	7	29.2%
富山県	16	3	18.8%	1	0	0.0%	-	-	-	15	3	20.0%
石川県	18	3	16.7%	1	0	0.0%	-	-	-	17	3	17.6%
福井県	18	4	22.2%	1	0	0.0%	-	-	-	17	4	23.5%
山梨県	21	2	9.5%	1	0	0.0%	-	-	-	20	2	10.0%
長野県	57	6	10.5%	1	0	0.0%	-	-	-	56	6	10.7%
岐阜県	36	8	22.2%	1	1	100.0%	-	-	-	35	7	20.0%
静岡県	30	7	23.3%	1	0	0.0%	2	2	100.0%	27	5	18.5%
愛知県	49	11	22.4%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	11	23.4%
三重県	21	2	9.5%	1	0	0.0%	-	-	-	20	2	10.0%
滋賀県	18	6	33.3%	1	1	100.0%	-	-	-	17	5	29.4%
京都府	18	1	5.6%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	16	0	0.0%
大阪府	41	6	14.6%	1	1	100.0%	3	0	0.0%	37	5	13.5%
兵庫県	43	11	25.6%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	41	10	24.4%
奈良県	32	2	6.3%	1	0	0.0%	-	-	-	31	2	6.5%
和歌山県	18	2	11.1%	1	0	0.0%	-	-	-	17	2	11.8%
鳥取県	10	4	40.0%	1	1	100.0%	-	-	-	9	3	33.3%
島根県	17	2	11.8%	1	1	100.0%	-	-	-	16	1	6.3%
岡山県	24	3	12.5%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	21	3	14.3%
広島県	26	3	11.5%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	24	3	12.5%
山口県	23	3	13.0%	2	0	0.0%	-	-	-	21	3	14.3%
徳島県	16	2	12.5%	1	0	0.0%	-	-	-	15	2	13.3%
香川県	17	3	17.6%	1	1	100.0%	-	-	-	16	2	12.5%
愛媛県	20	1	5.0%	1	0	0.0%	-	-	-	19	1	5.3%
高知県	21	2	9.5%	1	1	100.0%	-	-	-	20	1	5.0%
福岡県	52	9	17.3%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	49	8	16.3%
佐賀県	16	5	31.3%	-	-	-	-	-	-	16	5	31.3%
長崎県	23	7	30.4%	1	1	100.0%	-	-	-	22	6	27.3%
熊本県	28	4	14.3%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	26	3	11.5%
大分県	14	4	28.6%	2	2	100.0%	-	-	-	12	2	16.7%
宮崎県	20	2	10.0%	1	0	0.0%	-	-	-	19	2	10.5%
鹿児島県	35	4	11.4%	1	1	100.0%	-	-	-	34	3	8.8%
沖縄県	19	2	10.5%	-	-	-	-	-	-	19	2	10.5%
合計	1,332	256	19.2%	46	21	45.7%	22	8	36.4%	1,264	227	18.0%



## 都道府県別の個別施設計画策定状況調査(社会体育施設)

平成31年4月1日時点

都道府県名	社会教育施設											
	社会体育施設 (単位:管理者数)											
	都道府県域内管理者集計 (①+②+③)			都道府県(①)			政令指定都市(②)			市区町村(③) ※一部事務組合等を含む		
	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)
北海道	188	31	16.5%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	186	30	16.1%
青森県	43	4	9.3%	1	1	100.0%	-	-	-	42	3	7.1%
岩手県	35	8	22.9%	1	0	0.0%	-	-	-	34	8	23.5%
宮城県	40	6	15.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	38	5	13.2%
秋田県	34	15	44.1%	1	1	100.0%	-	-	-	33	14	42.4%
山形県	38	11	28.9%	2	0	0.0%	-	-	-	36	11	30.6%
福島県	64	8	12.5%	1	0	0.0%	-	-	-	63	8	12.7%
茨城県	50	6	12.0%	2	1	50.0%	-	-	-	48	5	10.4%
栃木県	30	8	26.7%	2	2	100.0%	-	-	-	28	6	21.4%
群馬県	39	3	7.7%	1	1	100.0%	-	-	-	38	2	5.3%
埼玉県	72	13	18.1%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	70	11	15.7%
千葉県	65	13	20.0%	2	2	100.0%	1	0	0.0%	62	11	17.7%
東京都	62	17	27.4%	1	0	0.0%	-	-	-	61	17	27.9%
神奈川県	39	12	30.8%	1	0	0.0%	4	1	25.0%	34	11	32.4%
新潟県	31	6	19.4%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	29	6	20.7%
富山県	17	3	17.6%	1	1	100.0%	-	-	-	16	2	12.5%
石川県	22	4	18.2%	1	0	0.0%	-	-	-	21	4	19.0%
福井県	22	7	31.8%	1	0	0.0%	-	-	-	21	7	33.3%
山梨県	29	3	10.3%	1	1	100.0%	-	-	-	28	2	7.1%
長野県	89	11	12.4%	2	0	0.0%	-	-	-	87	11	12.6%
岐阜県	45	10	22.2%	1	1	100.0%	-	-	-	44	9	20.5%
静岡県	38	6	15.8%	1	0	0.0%	2	2	100.0%	35	4	11.4%
愛知県	59	13	22.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	57	13	22.8%
三重県	32	4	12.5%	1	0	0.0%	-	-	-	31	4	12.9%
滋賀県	21	2	9.5%	1	0	0.0%	-	-	-	20	2	10.0%
京都府	28	6	21.4%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	26	5	19.2%
大阪府	47	4	8.5%	1	1	100.0%	2	0	0.0%	44	3	6.8%
兵庫県	49	10	20.4%	2	2	100.0%	1	0	0.0%	46	8	17.4%
奈良県	46	10	21.7%	1	1	100.0%	-	-	-	45	9	20.0%
和歌山県	33	5	15.2%	2	1	50.0%	-	-	-	31	4	12.9%
鳥取県	24	3	12.5%	1	1	100.0%	-	-	-	23	2	8.7%
島根県	25	3	12.0%	1	1	100.0%	-	-	-	24	2	8.3%
岡山県	30	1	3.3%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	27	1	3.7%
広島県	27	3	11.1%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	25	3	12.0%
山口県	24	4	16.7%	1	0	0.0%	-	-	-	23	4	17.4%
徳島県	25	3	12.0%	1	0	0.0%	-	-	-	24	3	12.5%
香川県	18	3	16.7%	1	1	100.0%	-	-	-	17	2	11.8%
愛媛県	23	3	13.0%	1	0	0.0%	-	-	-	22	3	13.6%
高知県	36	5	13.9%	1	1	100.0%	-	-	-	35	4	11.4%
福岡県	68	10	14.7%	3	0	0.0%	3	2	66.7%	62	8	12.9%
佐賀県	21	5	23.8%	1	0	0.0%	-	-	-	20	5	25.0%
長崎県	25	7	28.0%	1	0	0.0%	-	-	-	24	7	29.2%
熊本県	51	6	11.8%	2	1	50.0%	1	0	0.0%	48	5	10.4%
大分県	20	6	30.0%	2	2	100.0%	-	-	-	18	4	22.2%
宮崎県	28	2	7.1%	2	0	0.0%	-	-	-	26	2	7.7%
鹿児島県	45	12	26.7%	1	1	100.0%	-	-	-	44	11	25.0%
沖縄県	36	2	5.6%	1	0	0.0%	-	-	-	35	2	5.7%
合計	1,933	337	17.4%	59	26	44.1%	23	8	34.8%	1,851	303	16.4%

## 都道府県別の個別施設計画策定状況調査(社会教育施設)

平成31年4月1日時点

都道府県名	社会教育施設											
	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く) (単位:管理者数)											
	都道府県域内管理者集計 (①+②+③)			都道府県(①)			政令指定都市(②)			市区町村(③) ※一部事務組合等を含む		
	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)	計画策定対象 管理者数(A)	計画策定完了 管理者数(B)	計画策定率 (B/A)
北海道	204	33	16.2%	1	1	100.0%	3	0	0.0%	200	32	16.0%
青森県	48	3	6.3%	2	2	100.0%	-	-	-	46	1	2.2%
岩手県	41	6	14.6%	1	0	0.0%	-	-	-	40	6	15.0%
宮城県	47	9	19.1%	2	0	0.0%	2	2	100.0%	43	7	16.3%
秋田県	34	15	44.1%	1	1	100.0%	-	-	-	33	14	42.4%
山形県	41	8	19.5%	2	0	0.0%	-	-	-	39	8	20.5%
福島県	69	11	15.9%	1	0	0.0%	-	-	-	68	11	16.2%
茨城県	52	6	11.5%	2	0	0.0%	-	-	-	50	6	12.0%
栃木県	30	8	26.7%	2	1	50.0%	-	-	-	28	7	25.0%
群馬県	38	5	13.2%	2	2	100.0%	-	-	-	36	3	8.3%
埼玉県	77	19	24.7%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	75	17	22.7%
千葉県	64	11	17.2%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	62	10	16.1%
東京都	78	19	24.4%	1	0	0.0%	-	-	-	77	19	24.7%
神奈川県	44	9	20.5%	2	0	0.0%	6	2	33.3%	36	7	19.4%
新潟県	36	11	30.6%	2	0	0.0%	1	1	100.0%	33	10	30.3%
富山県	21	0	0.0%	2	0	0.0%	-	-	-	19	0	0.0%
石川県	27	3	11.1%	1	0	0.0%	-	-	-	26	3	11.5%
福井県	20	6	30.0%	1	0	0.0%	-	-	-	19	6	31.6%
山梨県	31	4	12.9%	1	1	100.0%	-	-	-	30	3	10.0%
長野県	87	7	8.0%	2	0	0.0%	-	-	-	85	7	8.2%
岐阜県	51	8	15.7%	1	1	100.0%	-	-	-	50	7	14.0%
静岡県	44	9	20.5%	2	0	0.0%	3	3	100.0%	39	6	15.4%
愛知県	70	13	18.6%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	67	13	19.4%
三重県	37	6	16.2%	2	0	0.0%	-	-	-	35	6	17.1%
滋賀県	25	5	20.0%	1	1	100.0%	-	-	-	24	4	16.7%
京都府	35	3	8.6%	2	0	0.0%	2	2	100.0%	31	1	3.2%
大阪府	48	2	4.2%	1	1	100.0%	3	0	0.0%	44	1	2.3%
兵庫県	57	14	24.6%	2	2	100.0%	2	0	0.0%	53	12	22.6%
奈良県	41	3	7.3%	2	0	0.0%	-	-	-	39	3	7.7%
和歌山県	38	5	13.2%	2	0	0.0%	-	-	-	36	5	13.9%
鳥取県	25	6	24.0%	1	0	0.0%	-	-	-	24	6	25.0%
島根県	27	1	3.7%	1	1	100.0%	-	-	-	26	0	0.0%
岡山県	32	3	9.4%	2	2	100.0%	2	0	0.0%	28	1	3.6%
広島県	31	2	6.5%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	27	2	7.4%
山口県	29	4	13.8%	1	0	0.0%	-	-	-	28	4	14.3%
徳島県	29	3	10.3%	1	0	0.0%	-	-	-	28	3	10.7%
香川県	21	2	9.5%	2	1	50.0%	-	-	-	19	1	5.3%
愛媛県	27	2	7.4%	2	0	0.0%	-	-	-	25	2	8.0%
高知県	41	3	7.3%	2	0	0.0%	-	-	-	39	3	7.7%
福岡県	79	10	12.7%	1	0	0.0%	4	2	50.0%	74	8	10.8%
佐賀県	23	3	13.0%	1	0	0.0%	-	-	-	22	3	13.6%
長崎県	29	6	20.7%	2	0	0.0%	-	-	-	27	6	22.2%
熊本県	52	6	11.5%	1	0	0.0%	2	0	0.0%	49	6	12.2%
大分県	23	10	43.5%	2	2	100.0%	-	-	-	21	8	38.1%
宮崎県	29	1	3.4%	1	0	0.0%	-	-	-	28	1	3.6%
鹿児島県	46	3	6.5%	1	1	100.0%	-	-	-	45	2	4.4%
沖縄県	45	0	0.0%	3	0	0.0%	-	-	-	42	0	0.0%
合計	2,123	326	15.4%	72	22	30.6%	36	13	36.1%	2,015	291	14.4%

## 計画策定期が未定の管理者数一覧(公立学校施設)

平成31年4月1日時点

都道府県名	計画策定期未定の管理者数※	地方公共団体名
北海道	32	名寄市、三笠市、新篠津村、木古内町、鹿部町、長万部町、奥尻町、留寿都村、泊村、仁木町、由仁町、新十津川町、妹背牛町、沼田町、鷹栖町、比布町、和寒町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、利尻町、壮瞥町、厚真町、日高町、平取町、浦河町、様似町、えりも町、士幌町、鹿追町、大樹町
青森県	1	階上町
岩手県	2	西和賀町、九戸村
宮城県	0	
秋田県	2	八峰町、井川町
山形県	2	寒河江市、金山町
福島県	7	金山町、矢吹町、平田村、富岡町、川内村、浪江町、飯館村
茨城県	0	
栃木県	2	上三川町、高根沢町
群馬県	5	南牧村、高山村、川場村、みなかみ町、千代田町
埼玉県	2	鶴ヶ島市、小川町
千葉県	0	
東京都	5	利島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	0	
新潟県	3	柏崎市、阿賀町、粟島浦村
富山県	0	
石川県	1	珠洲市
福井県	1	池田町
山梨県	0	
長野県	6	南相木村、北相木村、青木村、中川村、平谷村、王滝村
岐阜県	3	安八町、富加町、白川村
静岡県	5	熱海市、湖西市、東伊豆町、松崎町、西伊豆町
愛知県	1	豊根村
三重県	5	尾鷲市、亀山市、熊野市、東員町、明和町
滋賀県	0	
京都府	1	久御山町
大阪府	5	八尾市、松原市、箕面市、高石市、豊能町
兵庫県	0	
奈良県	1	下北山村
和歌山県	5	和歌山市、岩出市、湯浅町、由良町、すさみ町
鳥取県	1	日南町
島根県	1	海士町
岡山県	1	玉野市
広島県	2	北広島町、神石高原町
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	6	須崎市、馬路村、土佐町、大川村、梶原町、大月町
福岡県	2	筑前町、みやこ町
佐賀県	1	大町町
長崎県	0	
熊本県	1	産山村
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	0	
沖縄県	5	東村、読谷村、南風原町、渡嘉敷村、八重瀬町
合計	117	

※ 個別施設計画の計画策定対象管理者数のため、地方公共団体数とは一致しません。

## 計画策定期が未定の管理者数一覧(文化会館等)

平成31年4月1日時点

都道府県名	計画策定期未定の管理者数※	地方公共団体名
北海道	34	札幌市、小樽市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、芦別市、江別市、三笠市、滝川市、富良野市、恵庭市、伊達市、北斗市、七飯町、江差町、黒松内町、倶知安町、岩内町、古平町、余市町、東川町、剣淵町、下川町、幌加内町、増毛町、小平町、利尻町、斜里町、えりも町、新ひだか町、音更町、陸別町
青森県	7	黒石市、深浦町、藤崎町、板柳町、六戸町、六ヶ所村
岩手県	1	一関市
宮城県	7	塩竈市、角田市、多賀城市、岩沼市、山元町、女川町、仙南地域広域行政事務組合
秋田県	2	湯沢市、羽後町
山形県	5	東根市、中山町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県	1	会津若松市
茨城県	8	水戸市、土浦市、取手市、守谷市、桜川市、行方市、河内町
栃木県	5	足利市、日光市、壬生町、野木町
群馬県	8	前橋市、高崎市、藤岡市、安中市、中之条町、東吾妻町、片品村
埼玉県	25	行田市、飯能市、東松山市、春日部市、深谷市、草加市、朝霞市、和光市、桶川市、久喜市、八潮市、坂戸市、幸手市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、滑川町、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町
千葉県	9	銚子市、茂原市、鴨川市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑳市、多古町、芝山町、睦沢町
東京都	11	文京区、台東区、北区、葛飾区、江戸川区、八王子市、東大和市、奥多摩町、三宅村、八丈町
神奈川県	4	小田原市、海老名市、二宮町、湯河原町
新潟県	10	加茂市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、聖籠町、弥彦村、阿賀町、津南町
富山県	5	富山県、魚津市、氷見市、南砺市、立山町
石川県	5	七尾市、珠洲市、志賀町、能登町
福井県	6	大野市、坂井市、永平寺町、南越前町、おおい町、若狭町
山梨県	6	大月市、北杜市、甲州市、南部町、富士川町、鳴沢村
長野県	8	上田市、佐久市、小海町、辰野町、南箕輪村、中川村、飯綱町
岐阜県	6	岐阜市、土岐市、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、東白川村
静岡県	8	富士宮市、磐田市、藤枝市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、牧之原市、小山町
愛知県	14	一宮市、碧南市、江南市、新城市、豊明市、日進市、みよし市、あま市、阿久比町、武豊町、幸田町、設楽町、豊根村
三重県	8	名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、多気町、玉城町
滋賀県	4	大津市、甲賀市、高島市、米原市
京都府	7	宮津市、城陽市、八幡市、宇治田原町、南山城村
大阪府	13	豊中市、池田市、茨木市、河内長野市、大東市、箕面市、柏原市、門真市、阪南市、能勢町、忠岡町、千早赤阪村
兵庫県	1	三田市
奈良県	18	大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、葛城市、平群町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、王寺町、河合町、大淀町、下市町、黒滝村、東吉野村
和歌山県	5	和歌山市、田辺市、かつらぎ町、白浜町、那智勝浦町
鳥取県	2	境港市、日南町
島根県	5	江津市、雲南市、川本町、美郷町
岡山県	10	玉野市、総社市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、和気町、里庄町、鏡野町、美咲町
広島県	12	尾道市、福山市、府中市、三次市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	7	下関市、萩市、長門市、美祢市、周防大島町、和木町
徳島県	4	牟岐町、藍住町、上板町
香川県	1	三豊市
愛媛県	6	愛媛県、西条市、大洲市、西予市、久万高原町、砥部町
高知県	6	室戸市、土佐清水市、四万十市、田野町、芸西村、三原村
福岡県	16	柳川市、筑後市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、篠栗町、新宮町、久山町、水巻町、岡垣町、筑前町、大刀洗町、苅田町
佐賀県	5	唐津市、嬉野市、神埼市、基山町、有田町
長崎県	7	島原市、平戸市、松浦市、五島市、雲仙市、長与町、東彼杵町
熊本県	4	八代市、合志市、美里町、益城町
大分県	6	日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、国東市
宮崎県	6	日向市、西都市、えびの市、木城町、川南町
鹿児島県	3	薩摩川内市、さつま町、徳之島町
沖縄県	7	那覇市、石垣市、うるま市、東村、北大東村
合計	358	

※ 個別施設計画の計画策定対象管理者数のため、地方公共団体数とは一致しません。

## 計画策定期が未定の管理者数一覧(社会体育施設)

平成31年4月1日時点

都道府県名	計画策定期未定の管理者数*	地方公共団体名
北海道	66	岩見沢市、網走市、三笠市、滝川市、歌志内市、深川市、富良野市、石狩市、北斗市、鹿部町、森町、厚沢部町、せたな町、蘭越町、二セコ町、留寿都村、喜茂別町、倶知安町、共和町、岩内町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、北竜町、鷹栖町、上富良野町、占冠村、剣淵町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、枝幸町、利尻町、清里町、小清水町、置戸町、豊浦町、厚真町、安平町、むかわ町、平取町、様似町、えりも町、新ひだか町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、更別村、大樹町、幕別町、豊頃町、陸別町、浦幌町、標茶町
青森県	15	黒石市、今別町、深浦町、藤崎町、板柳町、鶴田町、六ヶ所村、おいらせ町、風間浦村、佐井村、三戸町、階上町
岩手県	8	花巻市、八幡平市、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、岩泉町、九戸村、一戸町
宮城県	13	多賀城市、岩沼市、富谷市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、亘理町、利府町、大衡村、加美町、涌谷町、女川町
秋田県	8	横手市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、八郎潟町、井川町
山形県	9	長井市、東根市、山辺町、中山町、西川町、最上町、舟形町、鮭川村、戸沢村
福島県	20	会津若松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、磐梯町、金山町、昭和村、泉崎村、棚倉町、鮫川村、浅川町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、新地町、飯館村
茨城県	17	土浦市、古河市、石岡市、常総市、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、那珂市、桜川市、行方市、城里町、美浦村、河内町
栃木県	8	佐野市、小山市、矢板市、さくら市、茂木町、壬生町、野木町、那須町
群馬県	16	前橋市、高崎市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、みどり市、南牧村、中之条町、高山村、片品村、川場村、板倉町、千代田町
埼玉県	10	蕨市、桶川市、深谷市、草加市、伊奈町、ときがわ町、東秩父村、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	19	銚子市、松戸市、茂原市、勝浦市、鴨川市、富津市、四街道市、富里市、南房総市、大網白里市、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、長南町、御宿町、鋸南町
東京都	12	文京区、葛飾区、江戸川区、日野市、東大和市、檜原村、奥多摩町、新島村、三宅村、八丈町、小笠原村
神奈川県	10	藤沢市、小田原市、伊勢原市、海老名市、葉山町、大磯町、二宮町、松田町、清川村
新潟県	11	三条市、加茂市、妙高市、五泉市、阿賀野市、南魚沼市、聖籠町、弥彦村、田上町、津南町、三条・燕総合グラウンド施設組合
富山県	5	魚津市、氷見市、黒部市、南砺市、上市町
石川県	6	珠洲市、能美市、志賀町、宝達志水町、能登町
福井県	3	池田町、南越前町、おおい町
山梨県	11	富士吉田市、大月市、北杜市、甲州市、中央市、身延町、南部町、富士川町、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	16	小海町、南相木村、北相木村、佐久穂町、長和町、南箕輪村、中川村、松川町、根羽村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、大桑村、木曾町、飯綱町
岐阜県	15	岐阜市、郡上市、下呂市、岐南町、養老町、関ヶ原町、安八町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、七宗町、東白川村、御嵩町、白川村
静岡県	9	熱海市、藤枝市、伊豆市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、小山町
愛知県	14	瀬戸市、半田市、稲沢市、新城市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、阿久比町、南知多町、美浜町、幸田町、設楽町、豊根村
三重県	12	桑名市、名張市、尾鷲市、熊野市、志摩市、伊賀市、川越町、大台町、玉城町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	5	大津市、甲賀市、高島市、愛荘町
京都府	14	京都府、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、京丹後市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町
大阪府	16	守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、阪南市、島本町、能勢町、田尻町、千早赤阪村
兵庫県	10	尼崎市、相生市、赤穂市、西脇市、加西市、猪名川町、多可町、播磨町、福崎町、佐用町
奈良県	18	大和高田市、大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市、川西町、三宅町、明日香村、上牧町、下市町、黒滝村、川上村、東吉野村
和歌山県	12	かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町、由良町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
鳥取県	6	智頭町、八頭町、南部町、日南町、江府町
島根県	8	大田市、江津市、奥出雲町、川本町、吉賀町
岡山県	9	高梁市、瀬戸内市、真庭市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町、美咲町
広島県	12	広島県、三原市、福山市、府中市、三次市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	5	萩市、長門市、美祢市、周防大島町、和木町
徳島県	5	三好市、上勝町、佐那河内村、牟岐町、藍住町
香川県	1	三豊市
愛媛県	9	愛媛県、宇和島市、西条市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町
高知県	12	室戸市、須崎市、四万十市、東洋町、馬路村、仁淀川町、梶原町、津野町、大月町、三原村
福岡県	17	柳川市、筑後市、豊前市、宗像市、朝倉市、みやま市、那珂川市、新宮町、久山町、水巻町、小竹町、筑前町、大刀洗町、大任町、福智町、苅田町
佐賀県	6	伊万里市、武雄市、嬉野市、神埼市、有田町、大町町
長崎県	6	島原市、松浦市、雲仙市、長与町、東彼杵町
熊本県	2	産山村、西原村
大分県	3	杵築市、宇佐市、国東市
宮崎県	0	
鹿児島県	9	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、湧水町、大崎町、錦江町、肝付町、徳之島町、天城町
沖縄県	11	浦添市、糸満市、豊見城市、宮古島市、南城市、国頭村、伊江村、読谷村、北大東村
合計	529	

※ 個別施設計画の計画策定対象管理者数のため、地方公共団体数とは一致しません。

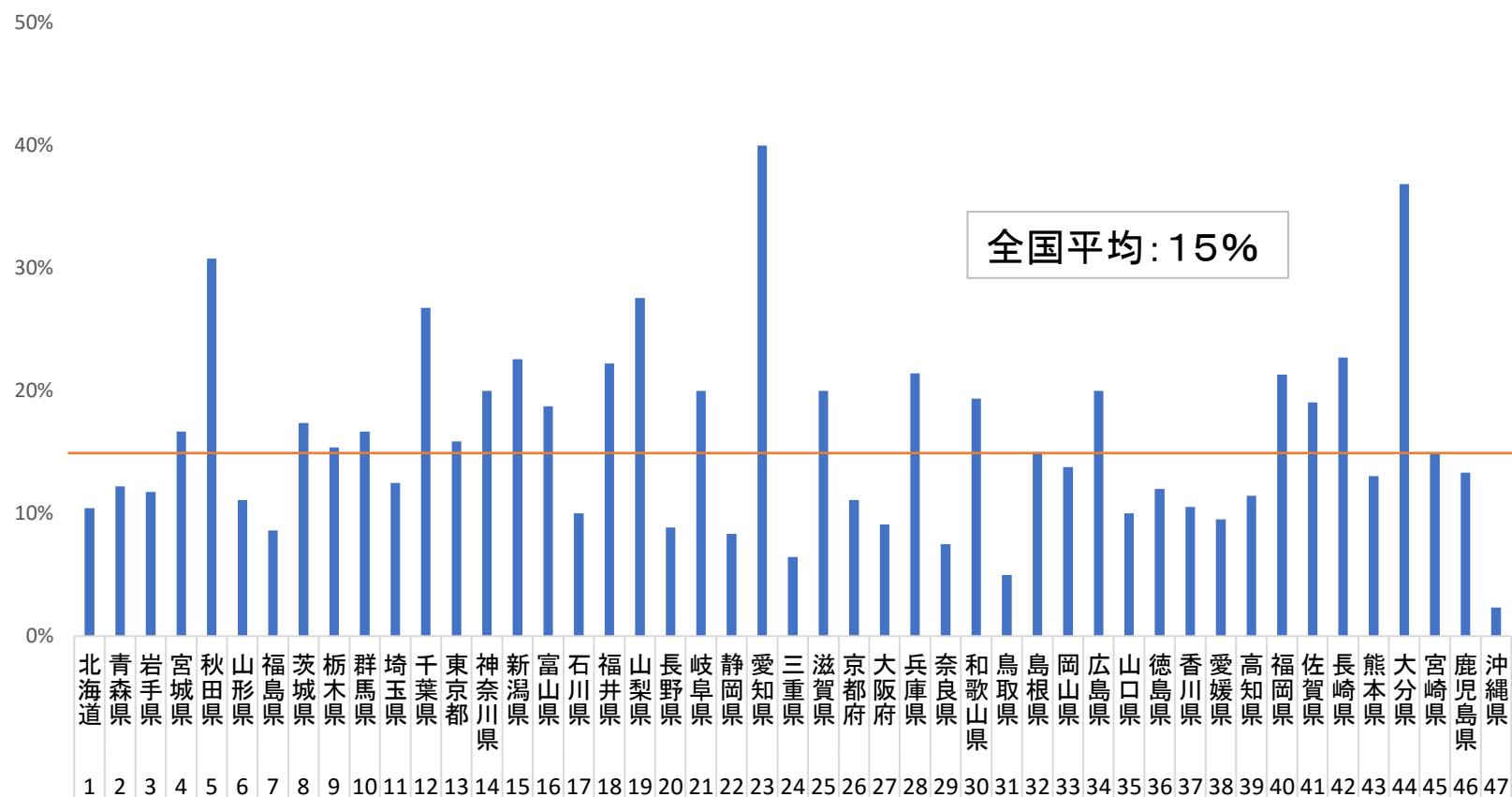
## 計画策定期が未定の管理者数一覧(社会教育施設)

平成31年4月1日時点

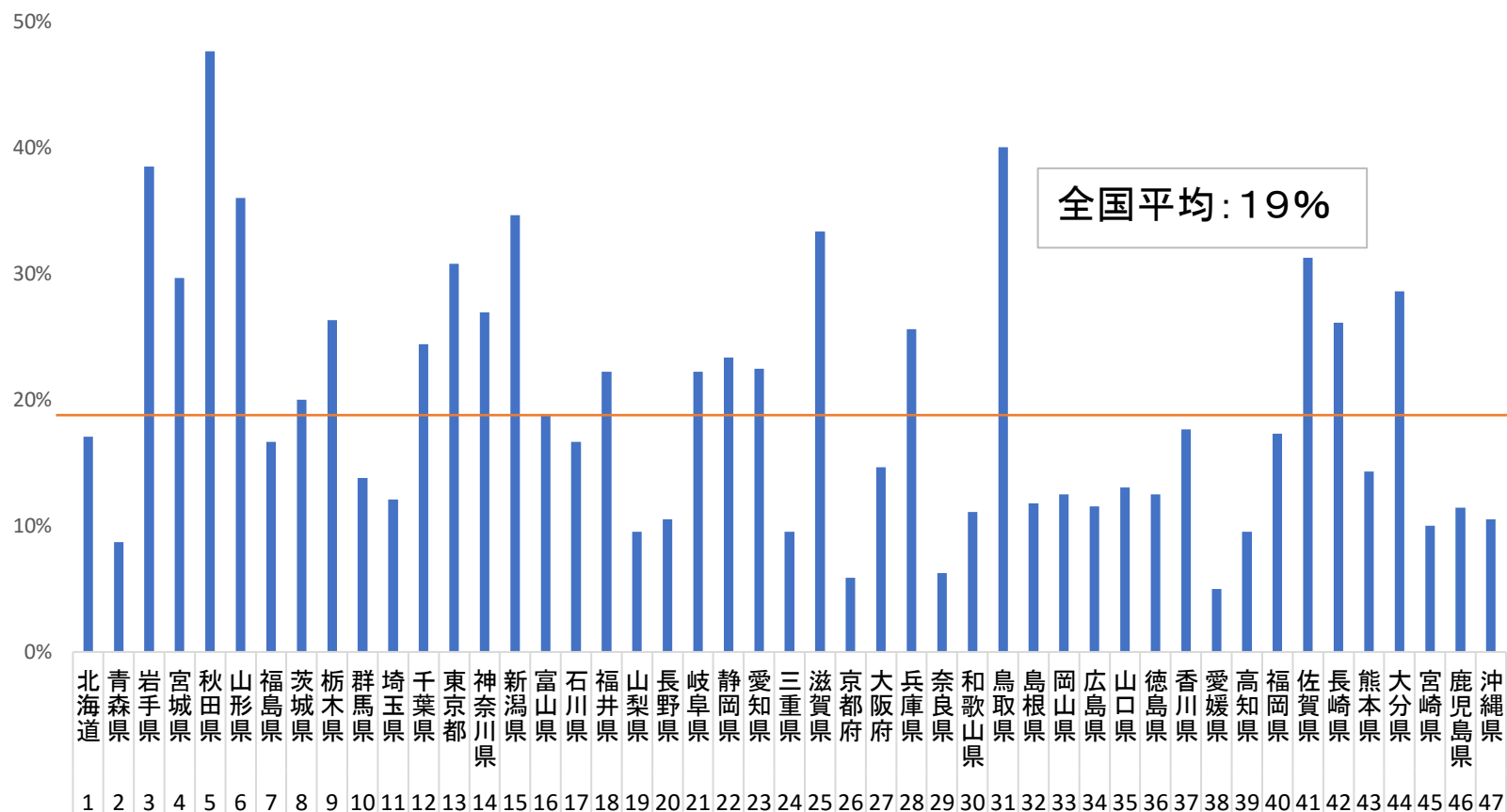
都道府県名	計画策定期未定の管理者数※	地方公共団体名
北海道	72	岩見沢市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、三笠市、根室市、滝川市、歌志内市、登別市、恵庭市、伊達市、北斗市、鹿部町、森町、八雲町、江差町、厚沢部町、留寿都村、喜茂別町、倶知安町、共和町、岩内町、積丹町、余市町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、沼田町、東川町、南富良野町、占冠町、剣淵町、下川町、美深町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、遠別町、枝幸町、利尻町、斜里町、置戸町、豊浦町、白老町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、平取町、浦河町、新ひだか町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町
青森県	14	黒石市、むつ市、深浦町、藤崎町、板柳町、鶴田町、六戸町、六ヶ所村、おいらせ町、風間浦村、佐井村、三戸町、階上町
岩手県	14	一関市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、矢巾町、西和賀町、大槌町、田野畑村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	13	塩竈市、多賀城市、岩沼市、富谷市、七ヶ宿町、川崎町、亘理町、山元町、利府町、大衡村、山南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合
秋田県	2	湯沢市、羽後町
山形県	9	長井市、天童市、東根市、中山町、金山町、舟形町、戸沢村、小国町、白鷹町
福島県	17	いわき市、南相馬市、伊達市、国見町、金山町、昭和村、泉崎村、棚倉町、鮫川村、平田村、浅川町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、新地町
茨城県	18	土浦市、古河市、常総市、常陸太田市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、那珂市、桜川市、神栖市、行方市、小美玉市、美浦村、河内町、利根町
栃木県	8	栃木県、佐野市、鹿沼市、大田原市、茂木町、野木町
群馬県	10	太田市、渋川市、藤岡市、富岡市、南牧村、中之条町、高山村、片品村、川場村、大泉町
埼玉県	24	行田市、飯能市、東松山市、深谷市、朝霞市、桶川市、北本市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、嵐山町、小川町、長瀬町、東秩父村、美里町、上里町、宮代町、杉戸町
千葉県	29	銚子市、木更津市、野田市、成田市、佐倉市、勝浦市、四街道市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、大網白里市、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	17	文京区、葛飾区、江戸川区、八王子市、日野市、東大和市、日の出町、檜原村、奥多摩町、新島村、三宅村、八丈町、小笠原村
神奈川県	8	横須賀市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、大磯町、二宮町、清川村
新潟県	10	加茂市、十日町市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、津南町
富山県	5	魚津市、氷見市、黒部市、南砺市
石川県	5	七尾市、珠洲市、志賀町、能登町
福井県	4	敦賀市、大野市、池田町、おおい町
山梨県	9	大月市、甲州市、中央市、南部町、富士川町、道志村、忍野村、鳴沢村
長野県	20	上田市、飯田市、諏訪市、佐久市、小海町、南相木村、北相木村、佐久穂町、長和町、南箕輪村、中川村、松川町、根羽村、豊丘村、大鹿村、大桑村、木曾町、小谷村、飯綱町
岐阜県	15	岐阜市、関市、美濃市、羽島市、可児市、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、北方町、七宗町、東白川村、御嵩町、白川村
静岡県	11	富士宮市、藤枝市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、小山町
愛知県	19	一宮市、瀬戸市、豊川市、碧南市、江南市、稲沢市、新城市、東海市、豊明市、日進市、清須市、あま市、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、豊根村
三重県	15	名張市、尾鷲市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	4	甲賀市、高島市、多賀町
京都府	20	京都府、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、宇治田原町、和束町、南山城村、京丹波町
大阪府	17	豊中市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、能勢町、岬町、千早赤阪村
兵庫県	3	尼崎市、三田市
奈良県	17	奈良県、大和郡山市、桜井市、五條市、葛城市、平群町、川西町、三宅町、田原本町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、下北山村、東吉野村
和歌山県	14	和歌山市、田辺市、岩出市、かつらぎ町、有田川町、美浜町、由良町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
鳥取県	6	倉吉市、智頭町、南部町、日南町、江府町
島根県	10	松江市、安来市、江津市、奥出雲町、川本町、吉賀町、海士町、知夫村
岡山県	15	倉敷市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、美作市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町、奈義町、美咲町、吉備中央町
広島県	11	三原市、尾道市、福山市、三次市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	8	下関市、萩市、長門市、美祿市、周防大島町、和木町
徳島県	4	阿南市、三好市、牟岐町、藍住町
香川県	2	丸亀市、三豊市
愛媛県	9	愛媛県、西条市、西予市、上島町、東温市、久万高原町、砥部町
高知県	13	室戸市、南国市、四万十市、東洋町、田野町、馬路村、芸西村、橘原町、津野町、大月町、三原村
福岡県	23	飯塚市、柳川市、筑後市、古賀市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、篠栗町、新宮町、久山町、水巻町、小竹町、筑前町、大刀洗町、広川町、大任町
佐賀県	6	嬉野市、神埼市、基山町、有田町、大町町
長崎県	9	島原市、松浦市、五島市、雲仙市、長与町、東彼杵町、小値賀町
熊本県	2	産山村、西原村
大分県	4	日田市、佐伯市、杵築市、国東市
宮崎県	0	
鹿児島県	13	枕崎市、指宿市、南九州市、始良市、湧水町、大崎町、錦江町、肝付町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、天城町、知名町
沖縄県	0	
合計	578	

※ 個別施設計画の計画策定期対象管理者数のため、地方公共団体数とは一致しません。

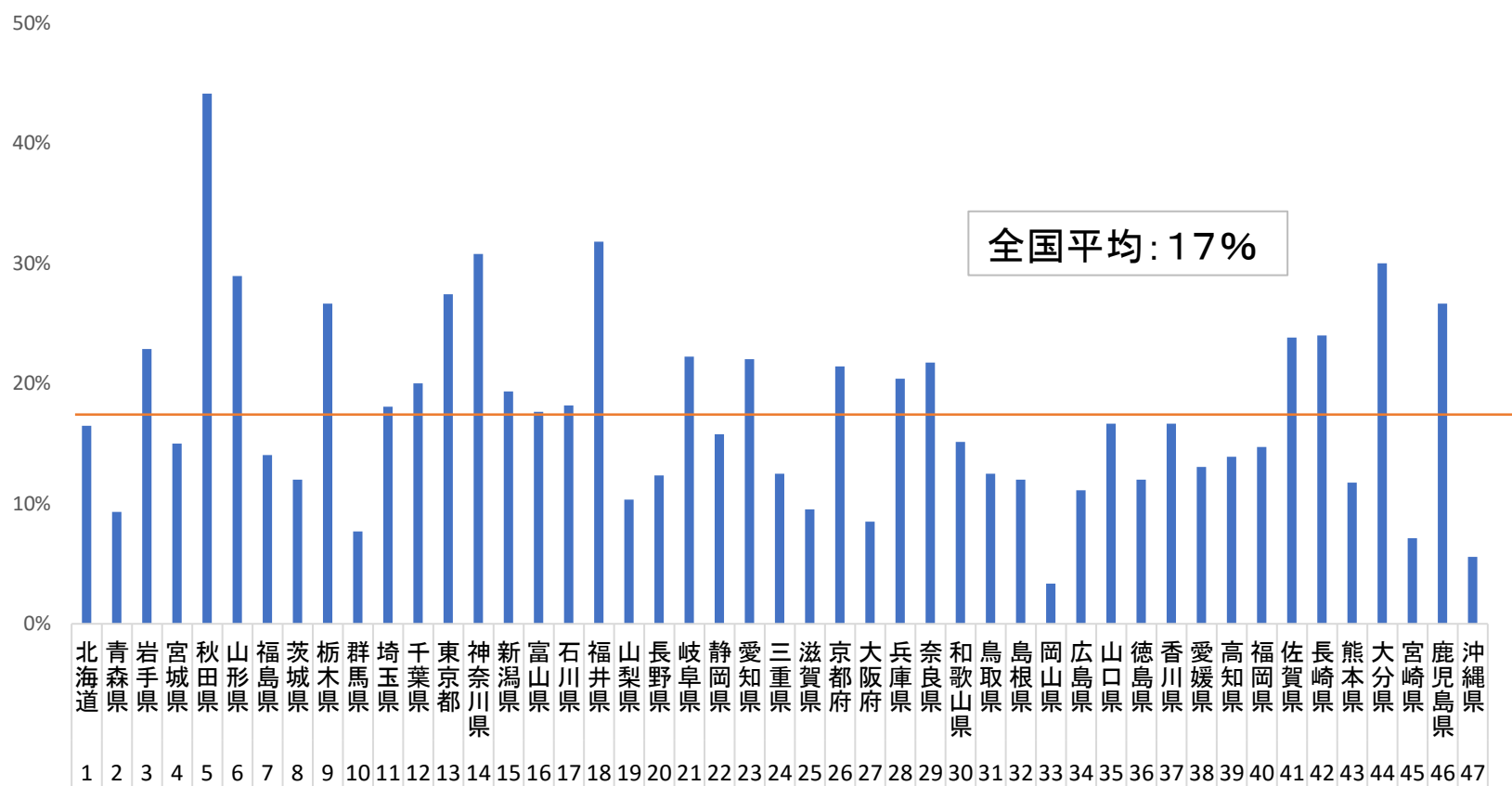
### 都道府県別の個別施設計画策定状況調査(学校施設)



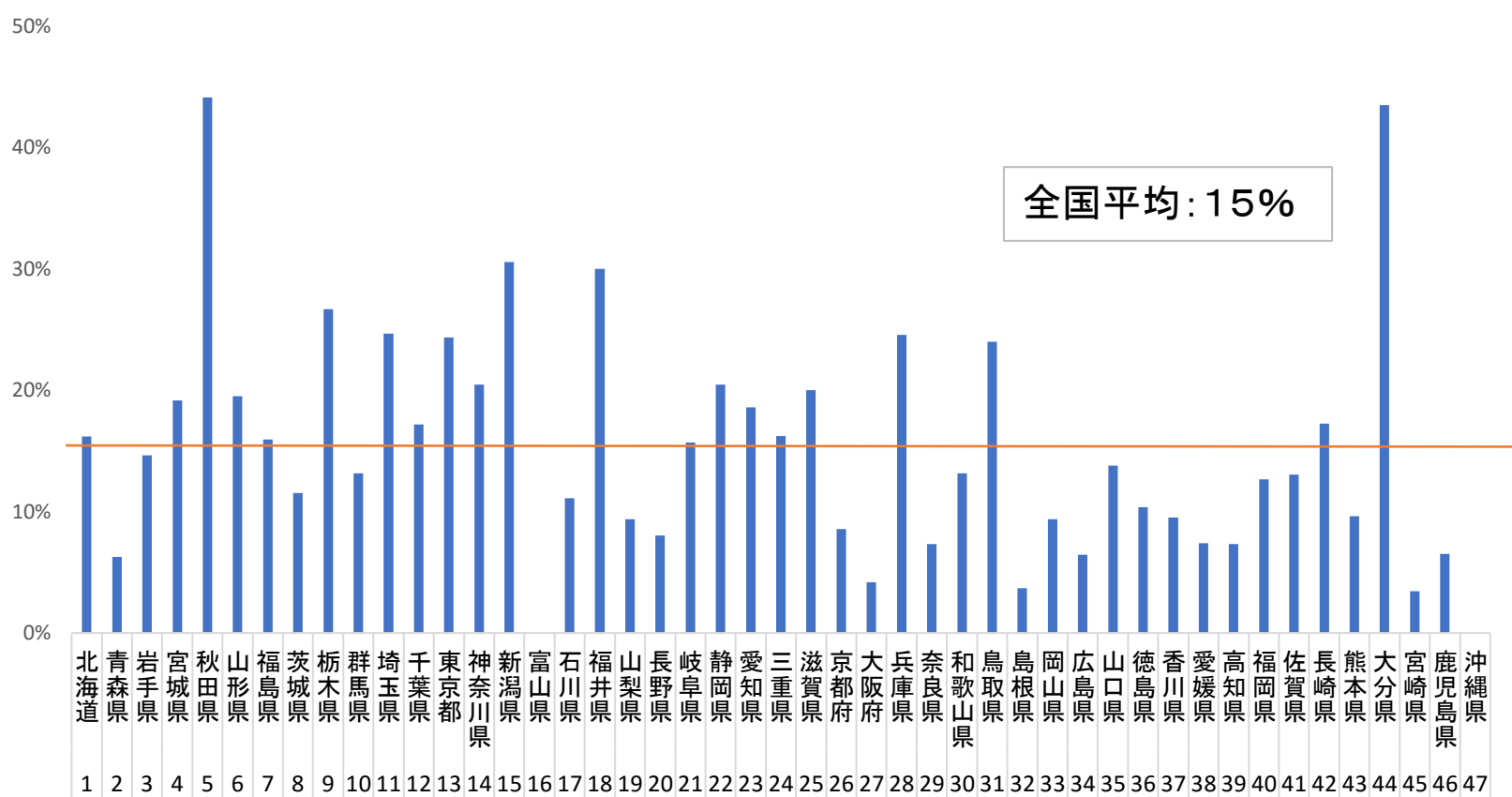
### 都道府県別の個別施設計画策定状況調査(文化会館等)



### 都道府県別の個別施設計画策定状況調査(社会体育施設)



### 都道府県別の個別施設計画策定状況調査(社会教育施設)







2 施企第 6 号  
令和 2 年 5 月 27 日

各都道府県教育委員会施設主管課長  
各都道府県社会教育施設主管課長  
各都道府県スポーツ施設主管課長  
各都道府県文化会館等主管課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長

森 政之

(印影印刷)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長

小谷 和浩

(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

水田 功

(印影印刷)

スポーツ庁参事官（地域振興担当）

増井 国光

(印影印刷)

文化庁企画調整課長

清水 幹治

(印影印刷)

個別施設毎の長寿命化計画の令和2年度までの策定について（通知）

我が国のインフラが今後急速に老朽化することが予想される中、国及び地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたことなどを踏まえ、文部科学省では、「個別施設計画の策定について（通知）」（令和元年10月15日付け元文科施第208号）において、個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）の策定を令和2年度までに確実にを行うようお願いしたところです。

しかしながら、平成31年4月1日時点における文部科学省所管施設における個別施設計画策定率は、別紙1のとおり、他の各施設における計画策定率に比べて極めて低い状況となっています。

また、本状況を踏まえて実施した「個別施設計画の検討の着手状況や計画策定期間について（依頼）」（令和2年1月30日付け事務連絡）における調査結果では、令和2年1月1日現在においても、個別施設計画策定の着手時期又は策定期間が未定となっている設

置者は別紙2-1~4の通りであり、平成31年4月1日時点に比べ一定の進捗が見られるものの、依然として多くの設置者において取組が進んでいない状況となっております。この調査結果については、文部科学省のホームページでも公表しております。

については、特に、計画策定の着手時期又は策定期が未定の設置者におかれては、下記の点に留意しつつ、令和2年度までの策定を確実にを行うよう改めてお願いします。また、策定に着手しているものの未策定である設置者におかれては、令和2年度までのできるだけ早い時期の策定を行うよう改めてお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会及び都道府県知事部局におかれては、域内の市区町村教育委員会及び市区町村首長部局に周知するとともに、令和2年度までの全ての設置者における計画策定に向けて、適切に御指導いただくようお願いいたします。

## 記

1. 令和2年1月に実施した個別施設計画策定促進に向けた取組等についてのアンケート結果（別紙3）によると、計画策定の進捗につながっている例として、都道府県において①域内市町村の教育長や各インフラ管理者に対するヒアリングを実施し、指導助言を行っていたり、②策定に向けた組織体制や予算確保の調整に活用できるよう、策定済の設置者から策定手法等の情報を入手し、未策定の設置者に対して情報提供したりするなど、様々な取組が行われていることが明らかになりました。これらの取組を参考にいただき、令和2年度までの全ての設置者における計画策定に向けて、適切に指導いただくようお願いいたします。
2. 文部科学省では、従前より、各設置者における個別施設計画の策定を促進するために、別紙4のとおり、具体的な計画策定のノウハウや事例を周知するなど、様々な支援策を講じているところであり、各設置者におかれては、これらも積極的に活用の上、計画を策定願います。また、文部科学省では、引き続き策定に関する一元的な相談窓口を設置しておりますので、策定に関する質問があればお問い合わせください。
3. 個別施設計画の策定に当たり、建築の専門知識を有する職員が不足していることが課題として挙げられたことから、文部科学省では昨年6月の全国営繕主管課長会議（国土交通省主催）において、文教施設の個別施設計画策定への協力を依頼しておりますので、営繕部局に積極的に相談いただくようお願いいたします。
4. 各施設に応じた策定に関する支援策や留意事項等については、各施設の状況等に応じて問合せ先の各課より別途事務連絡の発出や状況の確認等を行いますので、そちらも合わせて御確認、御留意いただくようお願いいたします。
5. 本日付の事務連絡「個別施設毎の長寿命化計画の策定状況調査について（依頼）」において、令和2年4月1日時点における各施設における個別施設計画策定状況について調査を実施する旨を連絡しています。本時点においても、計画未策定の管理者におかれては、以上に記載の支援策等の活用についても検討した上で、御回答いただくようお願いいたします。また、計画策定期が令和3年度又は未定と回答される管理者については、地方公共団体名や今年度末までに策定が終わらない理由等について公表することを予定しています。

<令和2年度1月1日時点における設置者の状況>

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1422538\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1422538_00002.htm)

**【文教施設の個別施設計画策定に関する相談窓口】**

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設企画課 施設マネジメント係  
TEL:03-5253-4111 (内線) 4669  
sisetuki@mext.go.jp

**【公立学校施設に関する問合せ先】**

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
施設助成課 長寿命化対策推進係  
TEL:03-5253-4111 (内線) 2467  
tyousa-j@mext.go.jp

**【社会教育施設に関する問合せ先】**

文部科学省総合教育政策局  
地域学習推進課 庶務係  
TEL:03-5253-4111 (内線) 2969  
chisui@mext.go.jp

**【社会体育施設に関する問合せ先】**

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付  
施設企画係  
TEL:03-5253-4111 (内線) 3773  
stiiki@mext.go.jp

**【文化会館等に関する問合せ先】**

文化庁企画調整課  
総括係  
TEL:03-5253-4111 (内線) 3143  
b-sisetu@mext.go.jp

個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)の策定状況について

資料2-1

【背景】

○ 政府は、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を策定し、各インフラの管理者は、令和2年度までのできるだけ早い時期に「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定することとした。

<参考>

各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として「個別施設毎の長寿命化計画」を策定するものである。

なお、行動計画は、インフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設について対象とし、個別施設計画は、行動計画において個別施設計画を策定することとした施設を対象としている。

○ これを受け、各主体による取組を促進するため、平成31年4月1日時点における個別施設計画の策定状況をとりとまとめた。

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成30年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
内閣府	内閣府本府が維持管理する施設	庁舎等(一般庁舎、防災関連施設、迎賓館)(単位:施設数)	13	13	13	100%	100%	100%
		宿舎(単位:施設数)	2	2	2	100%	100%	100%
	所管独立行政法人が維持管理する施設	北方領土問題対策協会施設(単位:施設数)	3	3	3	100%	100%	100%
		国立公文書館施設(単位:施設数)	2	2	2	100%	100%	0%
警察庁	警察施設	庁舎等(単位:施設数)	14,875	10,550	5,047	71%	48%	44%
		宿舎(単位:施設数)	5,164	4,307	1,997	83%	46%	39%
	交通安全施設	交通安全施設(信号機等)(単位:管理者数)	47	35	14	74%	40%	33%
	警察通信施設	警察通信施設(無線中継所)(単位:施設数)	578	578	578	100%	100%	100%
総務省	官庁施設	庁舎(単位:施設数)	20	12	12	60%	100%	100%
		宿舎(単位:施設数)	6	6	6	100%	100%	100%
	情報通信	情報通信関係施設(単位:ネットワーク)	7	7	7	100%	100%	100%
	郵便	直営郵便局(単位:局)	20,158	16,500	16,500	82%	100%	100%
	消防関係施設	消防庁舎(単位:消防本部数)	726	726	265	100%	37%	31%
法務省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	902	877	870	97%	99%	99%
		宿舎(単位:施設数)	408	381	373	93%	98%	100%
外務省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	77	77	76	100%	99%	100%
		宿舎(単位:施設数)	112	112	111	100%	99%	100%
財務省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	783	764	762	98%	100%	100%
		宿舎(単位:施設数)	947	946	940	99%	99%	100%

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成30年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
文部科学省	学校施設	公立学校施設(単位:管理者数)	1,786	1,786	272	100%	15%	7%
		国立大学法人等施設(単位:管理者数)	91	91	30	100%	33%	10%
		公立大学等施設(単位:管理者数)	91	91	30	100%	33%	23%
	社会教育施設	社会体育施設(単位:管理者数)	1,933	1,933	337	100%	17%	14%
		文化会館等(単位:管理者数)	1,332	1,332	256	100%	19%	13%
		社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く)(単位:管理者数)	2,123	2,123	326	100%	15%	11%
	独立行政法人施設	独立行政法人施設(単位:管理者数)	16	16	2	100%	13%	6%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%	100%
宿舍(単位:施設数)		20	20	20	100%	100%	100%	
厚生労働省	水道分野	上水道施設(単位:管理者数)	1,392	1,392	1,123	100%	81%	75%
	医療分野(公的医療機関)	病院(単位:施設数)	1,353	1,246	257	92%	21%	10%
	福祉分野(公立施設)	児童福祉施設等(単位:施設数)	14,841	13,076	3,877	88%	30%	23%
		保護施設(単位:施設数)	96	93	40	97%	43%	32%
		障害福祉施設等(単位:施設数)	2,202	1,907	473	87%	25%	24%
		老人福祉施設(単位:施設数)	2,954	2,663	585	90%	22%	21%
	雇用分野	職業能力開発短期大学校等(単位:施設数)	118	118	28	100%	24%	6%
	年金分野	年金事務所(単位:施設数)	289	289	289	100%	100%	100%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	711	699	694	98%	99%	99%
		宿舍(単位:施設数)	188	132	129	70%	98%	91%
農林水産省	農業水利施設 (受益面積100ha以上の基幹 水利施設)	ダム、調整池、ため池(単位:施設数)	884	750	561	85%	75%	68%
		頭首工(単位:施設数)	1,388	1,147	837	83%	73%	64%
		水路(単位:施設数)	9,845	8,682	6,295	88%	73%	68%
		用排水機場(単位:施設数)	2,492	2,142	1,822	86%	85%	79%
		施設機械等(単位:施設数)	949	768	592	81%	77%	67%
	農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル(単位:施設数)	3,550	3,550	1,851	100%	52%	36%
	農業集落排水施設	管路施設、処理施設(単位:市町村数)	888	749	377	84%	50%	42%
	地すべり防止施設	抑止工、抑制工(単位:区域数)	1,975	1,893	919	96%	49%	21%
	海岸保全施設(農村振興局所管)	堤防、護岸、胸壁等(単位:地区海岸数)	1,749	1,066	586	61%	55%	26%
	治山	保全施設事業に係る施設、地すべり防止施設等(単位:地区数)	2,029	1,756	1,483	87%	84%	60%
	林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設(単位:施設数)	36,129	35,309	17,758	98%	50%	33%
	漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設(単位:漁港数)	2,621	2,621	2,160	100%	82%	80%
	漁場の施設	増殖場、養殖場(単位:施設数)	185	185	147	100%	79%	75%
	漁業集落環境施設	漁場集落排水施設(単位:施設数)	389	389	98	100%	25%	18%
	海岸保全施設(水産庁所管)	堤防、護岸、胸壁等(単位:地区海岸数)	2,734	2,556	1,539	93%	60%	33%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	1,127	484	474	43%	98%	89%
宿舍(単位:施設数)		393	326	308	83%	94%	87%	

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成30年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
経済産業省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	5	5	5	100%	100%	100%
		宿舎(単位:施設数)	4	4	4	100%	100%	100%
	工業用水	工業用水道事業(単位:事業数)	154	154	71	100%	46%	39%
国土交通省※	道路	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	1,827	1,827	1,481	100%	81%	73%
		トンネル(単位:団体数)	710	710	374	100%	53%	36%
		大型の構造物(単位:団体数)	749	749	468	100%	62%	40%
	河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)	44,734	15,498	14,162	35%	91%	91%
		ダム(単位:施設数)	558	558	538	100%	96%	83%
	砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	90	90	90	100%	100%	89%
	海岸	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	5,440	4,784	3,806	88%	80%	46%
	下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	1,471	1,471	1,471	100%	100%	70%
	港湾	係留施設(単位:施設数)	14,057	13,936	13,504	99%	97%	96%
		外郭施設(単位:施設数)	19,622	19,241	13,775	98%	72%	66%
		臨港交通施設(単位:施設数)	9,566	9,389	7,450	98%	79%	74%
		廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	197	189	93	96%	49%	35%
		その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	17,525	9,098	4,094	52%	45%	44%
	空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	109	109	100%	100%	100%
		空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	109	80	80	73%	100%	100%
		空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	91	91	55	100%	60%	68%
	鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	184	184	184	100%	100%	100%
		軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	33	33	33	100%	100%	100%
	自動車道	橋(単位:施設数)	92	92	66	100%	72%	72%
		トンネル(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%	100%
		大型の構造物(門型標識等)(単位:事業者数)	23	23	16	100%	70%	65%
	航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	5,176	5,176	5,176	100%	100%	100%
	公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	17	17	17	100%	100%	100%
		都市公園(単位:地方公共団体数)	712	712	672	100%	94%	93%
	住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	1,691	1,691	1,520	100%	90%	89%
		UR賃貸住宅(単位:棟数)	15,351	15,351	15,351	100%	100%	100%
		公社賃貸住宅(単位:事業主体数)	11	11	11	100%	100%	100%
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	2,712	1,498	1,477	55%	99%	98%
		宿舎(単位:施設数)	761	736	726	97%	99%	99%

所管府省	分野	対象施設	策定状況					(参考) 平成30年4月1日時点 計画策定率
			①総数	②策定対象数	③策定完了数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)	
環 境 省	廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設(単位:施設)	4,161	2,778	1,429	67%	51%	42%
	自然公園等施設	国立公園(単位:公園)	34	34	5	100%	15%	0%
		国民公園・墓苑(単位:公園等)	4	4	0	100%	0%	0%
		世界自然遺産関連施設(単位:遺産地域)	4	2	0	50%	0%	0%
		野生生物関連施設(単位:施設)	42	18	0	43%	0%	0%
		生物多様性センター(単位:施設)	1	0	—	0%	—	—
	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	254	152	138	60%	91%	76%
		宿舎(単位:施設数)	43	13	12	30%	92%	25%
防 衛 省	官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	503	410	360	82%	88%	88%
		宿舎(単位:施設数)	597	438	334	73%	76%	74%
	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	事務所(単位:施設数)	4	4	4	100%	100%	100%
-	地方公共団体庁舎※2	地方公共団体庁舎(単位:施設数)	1,788	1,788	354	100%	20%	14%

※国土交通省は平成31年3月31日時点

※2総務省調査による

## 検討着手時期、計画策定期が未定の計画策定管理者一覧(公立学校施設)

令和2年1月1日時点

都道府県名	検討着手時期・計画策定期が共に未定		検討着手時期のみが未定		計画策定期のみが未定	
	計画策定 管理者数※	地方公共団体名	計画策定 管理者数※	地方公共団体名	計画策定 管理者数※	地方公共団体名
北海道	7	せたな町、月形町、妹背牛町、雨竜町、占冠村、羽幌町、様似町	0		3	秩父別町、美深町、大樹町
青森県	0		0		0	
岩手県	0		0		0	
宮城県	0		0		0	
秋田県	0		0		0	
山形県	1	寒河江市	0		0	
福島県	1	富岡町	0		1	浪江町
茨城県	0		0		0	
栃木県	0		0		0	
群馬県	1	川場村	0		0	
埼玉県	0		0		0	
千葉県	0		0		0	
東京都	5	新島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村	0		0	
神奈川県	0		0		1	大磯町
新潟県	1	粟島浦村	0		0	
富山県	0		0		0	
石川県	0		0		0	
福井県	0		0		0	
山梨県	0		0		0	
長野県	3	南相木村、北相木村、中川村	0		0	
岐阜県	0		0		0	
静岡県	1	松崎町	0		1	南伊豆町
愛知県	0		0		0	
三重県	0		0		1	亀山市
滋賀県	0		0		0	
京都府	0		0		0	
大阪府	1	豊能町	0		1	松原市
兵庫県	0		0		0	
奈良県	0		0		0	
和歌山県	0		0		0	
鳥取県	0		0		1	日南町
島根県	0		0		0	
岡山県	0		0		0	
広島県	0		0		0	
山口県	0		0		0	
徳島県	0		0		0	
香川県	0		0		0	
愛媛県	0		0		0	
高知県	2	土佐町、大月町	0		1	馬路村
福岡県	0		0		0	
佐賀県	0		0		0	
長崎県	0		0		0	
熊本県	0		0		0	
大分県	0		0		0	
宮崎県	0		0		0	
鹿児島県	0		0		0	
沖縄県	0		0		0	
合計	23		0		10	

※個別施設計画の計画策定対象管理者数のため、地方公共団体数とは一致しません。



## 検討着手時期、計画策定期が未定の計画策定管理者一覧(文化会館等)

令和2年1月1日現在

都道府県名	検討着手時期・計画策定期が共に未定		検討着手時期のみが未定		計画策定期のみが未定	
	計画策定 管理者数*	地方公共団体名	計画策定 管理者数*	地方公共団体名	計画策定 管理者数*	地方公共団体名
北海道	23	札幌市、小樽市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、江別市、富良野市、恵庭市、江差町、黒松内町、倶知安町、岩内町、古平町、余市町、妹背牛町、東川町、剣淵町、下川町、幌加内町、陸別町、中標津町	0		2	伊達市、北斗市
青森県	2	黒石市、六戸町	0		2	六ヶ所村
岩手県	0		0		0	
宮城県	2	女川町、仙南地域広域行政事務組合	0		0	
秋田県	1	羽後町	0		0	
山形県	2	小国町、飯豊町	0		0	
福島県	1	会津若松市	0		0	
茨城県	4	土浦市、取手市、河内町	0		0	
栃木県	2	日光市	0		1	足利市
群馬県	8	前橋市、高崎市、藤岡市、草津町、東吾妻町、片品村	1	中之条町	0	
埼玉県	8	春日部市、草加市、朝霞市、白岡市、小川町、横瀬町、小鹿野町	0		1	和光市
千葉県	5	木更津市、成田市、勝浦市、茂原市、鴨川市	0		1	白井市
東京都	10	文京区、台東区、北区、葛飾区、八王子市、東大和市、奥多摩町、三宅村、八丈町	0		0	
神奈川県	2	小田原市、二宮町	0		0	
新潟県	3	加茂市、村上市	0		0	
富山県	2	魚津市、南砺市	0		0	
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町	0		0	
福井県	4	坂井市、永平寺町、おおい町、若狭町	0		1	南越前町
山梨県	2	南都町、富士川町	0		2	北杜市、甲州市
長野県	5	上田市、辰野町、中川村、飯綱町	0		0	
岐阜県	0		0		0	
静岡県	2	磐田市、伊豆の国市	0		2	富士宮市、伊豆市
愛知県	7	一宮市、江南市、日進市、武豊町、豊根村	0		1	設楽町
三重県	3	名張市、尾鷲市、玉城町	0		1	亀山市
滋賀県	4	大津市、甲賀市、米原市	0		0	
京都府	6	宮津市、亀岡市、八幡市、宇治田原町、南山城村	0		0	
大阪府	5	池田市、門真市、能勢町、岬町、千早赤阪村	0		0	
兵庫県	0		0		0	
奈良県	9	大和高田市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、河合町、下市町、黒滝村、東吉野村	0		4	天理市、葛城市、大淀町
和歌山県	0		0		1	串本町
鳥取県	1	境港市	0		1	日南町
島根県	3	雲南市、川本町、美郷町	0		1	浜田市
岡山県	6	玉野市、真庭市、美作市、和気町、里庄町、鏡野町	0		3	総社市、高梁市、美咲町
広島県	6	福山市、三次市、江田島市、大崎上島町、世羅町	1	竹原市	3	熊野町、北広島町
山口県	6	下関市、長門市、美祢市、周防大島町、和木町	0		1	萩市
徳島県	0		0		0	
香川県	1	三豊市	0		0	
愛媛県	3	愛媛県、大洲市、西予市	1	宇和島市	0	
高知県	2	土佐清水市、四万十市	0		0	
福岡県	6	嘉麻市、みやま市、糸島市、新宮町、久山町、岡垣町	0		0	
佐賀県	1	神埼市	0		0	
長崎県	2	平戸市、東彼杵町	0		0	
熊本県	2	山鹿市、南関町	0		0	
大分県	3	日田市、佐伯市、臼杵市	0		0	
宮崎県	5	日向市、西都市、えびの市、木城町	1	門川町	0	
鹿児島県	7	阿久根市、霧島市、南さつま市、南九州市、東串良町、知名町、徳之島町	0		1	いちき串木野市
沖縄県	4	那覇市、石垣市、宜野座村、北大東村	0		0	
合計	185		4		29	

※個別施設計画の計画策定対象管理者数のため、地方公共団体数とは一致しません。

## 検討着手時期、計画策定期が未定の計画策定管理者一覧(社会体育施設)

令和2年1月1日現在

都道府県名	検討着手時期・計画策定期が共に未定		検討着手時期のみが未定		計画策定期のみが未定	
	計画策定 管理者数※	地方公共団体名	計画策定 管理者数※	地方公共団体名	計画策定 管理者数※	地方公共団体名
北海道	38	網走市、歌志内市、森町、せたな町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、喜茂別町、倶知安町、共和町、岩内町、月形町、浦臼町、妹背牛町、北竜町、上富良野町、占冠村、剣淵町、小清水町、豊浦町、厚真町、むかわ町、平取町、様似町、新ひだか町、鹿追町、大樹町、幕別町、豊頃町、陸別町、浦幌町、標茶町	3	中頓別町、西興部村、新冠町	4	富良野市、北斗市、清里町、清水町
青森県	1	おいらせ町	1	青森市	1	六ヶ所村
岩手県	0		0		0	
宮城県	8	名取市、富谷市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、亘理町、大衡村、涌谷町	0		0	
秋田県	5	男鹿市、鹿角市、仙北市	0		3	横手市、北秋田市
山形県	0		0		0	
福島県	11	桑折町、国見町、川俣町、只見町、金山町、泉崎村、棚倉町、富岡町、川内村、新地町	1	田村市	1	伊達市
茨城県	6	土浦市、常総市、取手市、ひたちなか市、那珂市、美浦村	0		1	笠間市
栃木県	5	小山市、矢板市、茂木町、芳賀町、那須町	0		1	佐野市
群馬県	9	前橋市、高崎市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、中之条町、片品村	0		0	
埼玉県	2	東秩父村、宮代町	0		3	蕨市、桶川市、杉戸町
千葉県	4	勝浦市、南房総市、長南町、御宿町	0		2	四街道市、東庄町
東京都	6	文京区、葛飾区、東大和市、檜原村、奥多摩町、三宅村	1		0	
神奈川県	11	藤沢市、伊勢原市、海老名市、大磯町、二宮町、清川村	0		0	
新潟県	5	五泉市、阿賀野市、南魚沼市、田上町、三条・燕総合グラウンド施設組合	0		1	加茂市
富山県	1	南砺市	0		1	砺波市
石川県	4	珠洲市、津幡町、志賀町、宝達志水町	0		0	
福井県	0		0		0	
山梨県	4	北杜市、中央市、南部町、鳴沢村	0		2	富士川町
長野県	6	南相木村、北相木村、中川村、松川町、飯綱町	0		1	大桑村
岐阜県	7	郡上市、下呂市、北方町、坂祝町、富加町、御嵩町、白川村	0		1	養老町
静岡県	3	熱海市、河津町、松崎町	0		2	伊豆市、南伊豆町
愛知県	3	瀬戸市、日進市、阿久比町	0		7	半田市、稲沢市、新城市、岩倉市、あま市、美浜町、設楽町
三重県	6	桑名市、名張市、尾鷲市、伊賀市、大紀町、紀北町	0		0	
滋賀県	1	高島市	0		2	甲賀市
京都府	10	宇治市、宮津市、向日市、京丹後市、南丹市、大山崎町、笠置町、南山城村、京丹波町	1	亀岡市	3	京都府、綾部市、宇治田原町
大阪府	12	守口市、寝屋川市、大東市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、能勢町、田尻町、岬町、千早赤阪村	0		1	泉佐野市
兵庫県	8	尼崎市、相生市、赤穂市、加西市、播磨町、福崎町、上郡町、佐用町	0		1	猪名川町
奈良県	0		0		18	大和高田市、大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市、川西町、三宅町、明日香村、上牧町、下市町、川上村、東吉野村、黒滝村
和歌山県	4	由良町、太地町、古座川町	0		1	串本町
鳥取県	2	智頭町、北栄町	1	岩美町	0	
島根県	6	大田市、江津市、奥出雲町、川本町	0		0	
岡山県	6	瀬戸内市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町	0		2	高梁市、美咲町
広島県	6	福山市、三次市、江田島市、大崎上島町、世羅町	0		3	府中市、熊野町
山口県	4	長門市、美祢市、周防大島町、和木町	0		1	萩市
徳島県	0		0		0	
香川県	1	三豊市	0		0	
愛媛県	3	愛媛県、宇和島市、伊方町	0		1	西予市
高知県	5	室戸市、香南市、東洋町、馬路村、梶原町	0		2	四万十市、津野町
福岡県	9	筑後市、みやま市、新宮町、久山町、水巻町、小竹町、広川町、大任町、福智町	0		1	豊前市
佐賀県	1	大町町	0		0	
長崎県	1	東彼杵町	0		0	
熊本県	1	西原村	0		0	
大分県	2	佐伯市、杵築市	0		0	
宮崎県	0		0		0	
鹿児島県	4	鹿屋市、指宿市、伊仙町、湧水町	0		2	薩摩川内市、徳之島町
沖縄県	7	豊見城市、宮古島市、南城市、国頭村、読谷村、北大東村	0		0	
合計	238		8		69	

※個別施設計画の計画策定対象管理者数のため、地方公共団体数とは一致しません。

## 検討着手時期、計画策定期が未定の計画策定管理者一覧(社会教育施設)

令和2年1月1日現在

都道府県名	検討着手時期・計画策定期が共に未定		検討着手時期のみが未定		計画策定期のみが未定	
	計画策定 管理者数※	地方公共団体名	計画策定 管理者数※	地方公共団体名	計画策定 管理者数※	地方公共団体名
北海道	41	岩見沢市、留萌市、美唄市、芦別市、江別市、根室市、歌志内市、森町、八雲町、島牧村、黒松内町、喜茂別町、倶知安町、共和町、岩内町、積丹町、仁木町、余市町、月形町、浦臼町、妹背牛町、雨竜町、沼田町、占冠村、剣淵町、美深町、豊浦町、白老町、洞爺湖町、様似町、足寄町、浦幌町、厚岸町、標茶町、鶴居村、中標津町	3	神恵内村、壮瞥町	8	伊達市、北斗市、長沼町、むかわ町、鹿追町、新得町、陸別町
青森県	4	黒石市、むつ市、六戸町、おいらせ町	0		1	六ヶ所村
岩手県	7	滝沢市、葛巻町、矢巾町、西和賀町、田野畑村、一戸町	0		0	
宮城県	8	富谷市、川崎町、亶理町、利府町、大衡村、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合	0		0	
秋田県	1	羽後町	0		0	
山形県	2	長井市、小国町	0		0	
福島県	8	桑折町、国見町、棚倉町、鮫川村、浅川町、大熊町、双葉町、新地町	0		1	伊達市
茨城県	12	土浦市、古河市、常総市、常陸太田市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、那珂市、美浦村、八千代町、利根町	0		0	
栃木県	6	佐野市、鹿沼市、大田原市、茂木町	0		0	
群馬県	5	太田市、藤岡市、片品村、川場村、大泉町	1	神流町	0	
埼玉県	7	朝霞市、桶川市、ふじみ野市、東秩父村、宮代町	0		0	
千葉県	11	成田市、佐倉市、勝浦市、南房総市、九十九里町、睦沢町、長柄町、御宿町	0		7	木更津市、白井市、東庄市、大多喜町、鋸南町
東京都	12	文京区、葛飾区、東村山市、東大和市、檜原村、奥多摩町、新島村、三宅村、八丈町	0		1	日の出町
神奈川県	5	小田原市、海老名市、大磯町、二宮町、清川村	0		1	伊勢原市
新潟県	4	加茂市、村上市、阿賀野市、田上町	0		0	
富山県	4	魚津市、黒部市、南砺市	0		0	
石川県	5	七尾市、珠洲市、津幡町、志賀町	2	川北町	0	
福井県	2	池田町、おおい町	0		0	
山梨県	7	中央市、南部町、富士川町、道志村、忍野村、鳴沢村	0		0	
長野県	7	上田市、南相木村、北相木村、中川村、松川町、飯綱町	0		1	大桑村
岐阜県	6	関市、羽島市、関ヶ原町、神戸町、北方町、白川村	1	大野町	1	可児市
静岡県	4	伊豆市、伊豆の国市、河津町、松崎町	0		2	富士宮市、南伊豆町
愛知県	13	一宮市、瀬戸市、豊川市、津島市、江南市、稲沢市、東海市、日進市、清須市、大治町、阿久比町、美浜町、武豊町	0		2	新城市、設楽町
三重県	5	名張市、尾鷲市、大紀町、紀北町	0		0	
滋賀県	2	高島市、多賀町	0		2	甲賀市
京都府	16	福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、大山崎町、南山城村、京丹波町	0		1	京都府
大阪府	10	羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、能勢町、岬町、千早赤阪村	0		0	
兵庫県	2	尼崎市	0		0	
奈良県	9	桜井市、葛城市、川西町、田原本町、河合町、大淀町、下市町、下北山村、東吉野村	0		1	黒滝村
和歌山県	8	和歌山市、田辺市、湯浅町、由良町、太地町、古座川町	0		1	串本町
鳥取県	2	智頭町、日南町	0		0	
島根県	5	江津市、奥出雲町、川本町、知夫村	0		0	
岡山県	6	瀬戸内市、美作市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町	0		3	倉敷市、高梁市、美咲町
広島県	6	福山市、三次市、江田島市、大崎上島町、世羅町	0		1	熊野町
山口県	5	下関市、長門市、美祢市、周防大島町、和木町	0		3	下関市、萩市
徳島県	0		0		0	
香川県	2	丸亀市、三豊市	0		0	
愛媛県	2	宇和島市、伊方町	0		3	愛媛県、西予市
高知県	11	室戸市、東洋町、田野町、馬路村、芸西村、中土佐町、梶原町、大月町、三原村	1	土佐清水市	2	四万十市、津野町
福岡県	11	みやま市、新宮町、久山町、水巻町、小竹町、広川町、大任町	0		1	古賀市
佐賀県	2	神埼市、大町町	0		0	
長崎県	1	東彼杵町	0		1	五島市
熊本県	1	西原村	0		0	
大分県	3	日田市、佐伯市、杵築市	0		0	
宮崎県	0		0		0	
鹿児島県	8	指宿市、南九州市、姶良市、湧水町、大崎町、瀬戸内町、伊仙町、知名町	0		0	
沖縄県	3	宜野座村、北大東村、八重瀬町	11	名護市、南城市、国頭村、大宜味村、今帰仁村、読谷村、北谷町、渡嘉敷村、伊是名村、久米島町	0	
合計	301		19		44	

※個別施設計画の計画策定対象管理者数のため、地方公共団体数とは一致しません。

## 都道府県における個別施設計画策定促進に向けた取組等

「個別施設計画の検討の着手状況や計画策定期間についての調査等について（依頼）」（令和2年1月30日付け事務連絡）で実施した個別施設計画策定に向けた取組等に関するアンケートについて、以下のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

とりまとめの結果、各都道府県において、文部科学省からの通知を周知したり、都道府県主催の講習会において先進的な取組事例を紹介したりするだけでなく、計画策定期間が未定のインフラの管理者（以下「設置者」という。）に対して、更に踏み込んだ取組が行われていることが明らかになりました。また、各設置者においても、計画策定に向けた様々な取組が行われており、これらの取組により各設置者における計画策定の進捗に繋がっていることが明らかになりました。

各都道府県の担当者においては、こちらの内容も参考にいただきながら、令和2年度までの全ての設置者における計画策定に向けて、適切に御指導いただくようお願いします。

※ カッコ内の数字は計画策定期間が未定の設置者数の推移  
（平成31年4月1日時点→令和2年1月1日時点）

### 1. 都道府県の取組例

#### 【学校施設】

- ・ 早期の着手及び策定を促すことを目的とした訪問によるヒアリングを実施した（原発事故の影響のある浜通りの設置者を除く。）。その後、電話等で進捗について確認している。（福島県：7→2）
- ・ 教育長を訪問し、設置者としての考え方を伺い、指導・助言を実施した。（青森県：1→0）
- ・ 国の調査以外で策定状況調査を実施し、着手済みの設置者については進捗状況の確認を行った。また、「策定期間未定」の設置者へは聞き取りを行い、現状と今後の策定計画について確認した。（秋田県：2→0）（熊本県：1→0）
- ・ 市町村担当者会議において、策定済みの設置者と未策定設置者との情報交換の場を設けた。（新潟県：3→1）
- ・ 該当設置者に対して策定期間及び現状について、確認を行うとともに、県内で策定済みの設置者の取組を参考事例として伝え、早期に取り組んでもらうよう依頼した。（三重県：5→1）
- ・ 計画策定期間が未定の設置者に対し、個別に状況を確認するとともに策定を促した。（埼玉県：2→0）（栃木県：2→0）（奈良県：1→0）（広島県：2→0）
- ・ 市町村を対象に開催した会議の際、ヒアリングを実施した。（北海道：32→10）（静岡県：5→2）（岐阜県：3→0）

### 【文化会館等】

- ・ 計画策定期が未定の設置者に対し、個別に状況を確認するとともに策定を促した。  
(広島県：11→9) (佐賀県：5→1)
- ・ 市町村を対象に開催した会議の際、ヒアリングを実施した。 (静岡県：8→4)

### 【社会体育施設】

- ・ 策定に向けた組織体制や予算確保の調整に活用できるよう、策定済みの設置者から策定手法等の情報を入手し、未策定の設置者に対して情報提供した。 (三重県：12→6)
- ・ 計画策定期が未定の設置者に対し、個別に状況を確認するとともに策定を促した。  
(岩手県：8→0)
- ・ 市町村を対象に開催した会議の際、ヒアリングを実施した。 (静岡県：9→5)

### 【社会教育施設】

- ・ 調査の際に、全設置者の担当者に計画策定期について電話連絡をして理解を求めた。 (広島県：11→7)
- ・ 計画策定期が未定の設置者に対し、個別に状況を確認するとともに策定を促した。  
(福島県：18→9) (山梨県：8→7) (鳥取県：8→2)
- ・ 市町村を対象に開催した会議の際、ヒアリングを実施した。 (静岡県：11→6)

## 2. 計画策定の時期が未定でなくなった設置者における取組例

- ・ 国の解説書を利用することで経費を減らして策定できると判断した。
- ・ 最優先の業務として着手した。
- ・ 他の設置者の策定事例を参考に、計画策定のプロセスのめどが立った。
- ・ 都道府県の個別訪問による説明で策定の方針が定まった。
- ・ 首長部局と協力して実施することとした。
- ・ 庁内に策定のための組織体制が構築できた。全庁的に取り組むことになった。

### 【参考】

都道府県による個別ヒアリングや独自アンケート調査、先行事例の紹介、意見交換の場の設置は、設置者における以下のような効果が期待できます。

- ・ 未策定設置者への個別施設計画策定の必要性等の理解、意識付け
- ・ 未策定設置者の抱えている課題の洗い出し
- ・ 個別施設計画策定に向けた体制、手順等の可視化
- ・ 設置者同士の横のつながりの強化 など

## 学校施設

### 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引 (平成27年4月)

長寿命化計画に盛り込むべき事項、記載事例、留意事項等を整理しています。

URL: [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm)

### 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」 (平成29年3月)

手引に基づき、学校施設の長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、より具体的に留意点を解説した解説書です。解説書付属のエクセルソフトの活用により、計画の対象となる建物情報の整理や維持更新コストの試算が可能です。

URL: [https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/03/1383568.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/03/1383568.htm)

### 学校と地域の将来設計！個別施設計画策定取組事例集 (平成31年3月)

文部科学省が作成した手引等を活用しつつ限られた予算内の中で計画を策定した事例や、専門業者の知見を活用しながら事務職員が中心となって計画を策定した事例等について、計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介しています。

URL: [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2019/03/27/1383790\\_10.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2019/03/27/1383790_10.pdf)

### 「解説書の講習会」等の実施

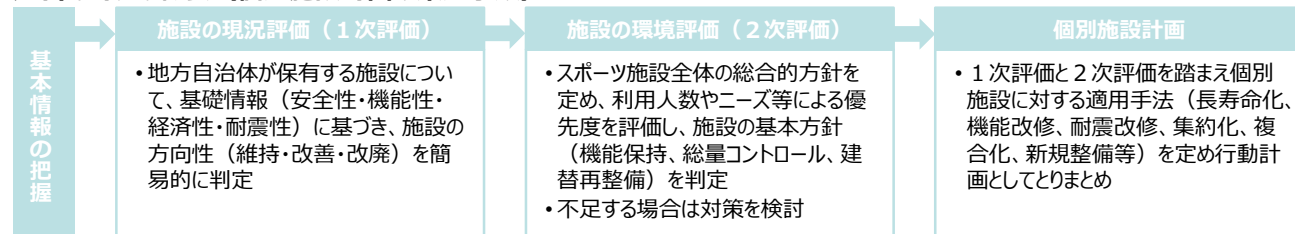
解説書を用いて計画策定の進め方を解説するとともに、地方公共団体の事例を紹介する講習会を全国主要都市で開催しています(平成29年度～)。なお、令和2年度の開催については現時点では未定です。

## スポーツ施設

### スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(平成29年5月公表)

URL: [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop02/list/1380329.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329.htm)

#### ■ガイドラインの概要(個別施設計画の策定手順)



### スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業(令和元年度～)

令和2年度 10,000千円

「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を踏まえた個別施設計画策定を促進するとともに、施設の集約・複合化や広域連携等の先進事例を全国に展開するため、地方公共団体向けの講習会の開催等を行っています。

## 文化・社会教育施設

### 全国劇場・音楽堂等総合情報サイト(公社)全国公立文化施設協会

URL: [https://www.zenkoubun.jp/support/renovation\\_qa/index.html](https://www.zenkoubun.jp/support/renovation_qa/index.html)

よくあるご質問に対する回答・解説を掲載しています。

また、HP上の相談申込フォームや、電話(TEL: 03-5565-3030)による個別相談も受け付けております。

### 社会教育施設の複合化・集約化事例集(平成30年3月)

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/1387273.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1387273.htm)

地方公共団体における文化施設・社会教育施設の長寿命化計画策定の際、他の公共施設等との複合化・集約化について検討することが想定されるため、文化施設・社会教育施設の複合化・集約化等に関する事例を収集し、事例集を作成しています。

**\* 早期の策定完了に向けて これまでご紹介した策定事例 \***

・北海道 南富良野町 教育施設長寿命化計画 <公立学校施設、社会体育施設、社会教育施設>

URL: <https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/wp-content/uploads/2018/08/c6125ba114fff820afbd04c4b8646512.pdf>

・滋賀県 琵琶湖博物館長寿命化計画(個別施設計画) <社会教育施設>

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/4040618.pdf>

# 障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について

令和2年7月

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課 障害者学習支援推進室

# 障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた取組

## 1. 現状と課題

障害者は学校（特別支援学校・学級等）を卒業した後の学びの場が少ない

### 【障害者の学校卒業後の状況】

特別支援学校から高等教育機関への進学率は約4%、ほとんどの障害者が就職又は障害福祉サービス（就労移行支援・就労継続支援）などに進む。

障害福祉サービス  
60.3% / 就職30.1%  
【計90.4%】

特別支援学校卒業生  
約2万人

### 【地方公共団体の状況】

都道府県 なし94.3%

市区町村 なし95.9%

障害者の生涯学習活動に関する窓口を有する自治体は都道府県5.7%、市区町村4.1%と極めて少ない。

### 【障害者の状況】

障害者当事者へのアンケート調査によれば「生涯学習の機会があると思う(34.3%)」「仲間と学び合う場や学習プログラムが身近にあると思う(28.3%)」となっており、いずれも低い割合となっている。

## 2. 社会情勢の変化

平成26年「障害者の権利に関する条約」の批准等  
→障害者の生涯学習機会の確保が明記

平成28年「障害者差別解消法」の施行  
→国・自治体の合理的配慮の義務化

## 3. 推進体制の構築

国

平成29年4月、大臣メッセージ『特別支援教育の生涯学習化に向けて』を発出するとともに、当時の生涯学習政策局（現 総合教育政策局）に「障害者学習支援推進室」を新設。教育・スポーツ・文化芸術に係る省内関係課と厚労省（障害福祉、障害者雇用対策）と連携し、障害者の生涯学習に係る推進体制を構築

自治体

都道府県、市区町村に「障害者学習支援担当」窓口の設置を依頼

→ 平成31年3月に有識者会議の報告として『障害者の生涯学習の推進方策について（報告）』を公表し、各主体別に施策の方針を明確化

## 4. 施策のターゲット

「共に学び、生きる共生社会」の実現や、学校卒業後も障害者が学び続けることができる環境整備に向けて、以下の観点で取組を推進

①学校から社会への移行期における自立や社会参加に向けた学習機会の充実

②生涯のライフステージを通じた学びや交流の充実

## 5. 主な取組（令和2年度）

文部科学大臣表彰の実施	障害者の生涯学習支援活動を行う個人・団体を表彰 ※令和元年度は64件を表彰
障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究	障害者の生涯学習にかかるモデルを開発 ※令和2年度は自治体、大学、社福等、計16団体に委託
地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究	地方公共団体を中心とした地域連携コンソーシアム形成モデルの構築 ※令和2年度は計4団体に委託
共に学び、生きる共生社会コンファレンス	学びの場の担い手の育成や学びの場の充実等を目指して開催 ※令和2年度は全国7ブロック
「超福祉の学校」フォーラムの開催	障害者の生涯学習の普及啓発フォーラムを障害者本人等の参画を得て開催
コーディネーター育成部会	社会教育、特別支援教育、障害者福祉等をつなぐ中核的人材の養成等について研究
読書バリアフリー法にもとづく取組の推進	基本計画を策定し、視覚障害者等の読書環境の整備を推進



# 第3期教育振興基本計画について（答申） （平成30年3月8日 中央教育審議会）

## 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

### 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

#### （13）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

#### 参考指標

学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

#### ○ 学校卒業後における障害者の学びの支援

障害者の各ライフステージにおける学びを支援し、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげることができるよう、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するための、効果的な学習プログラムや実施体制等に関する研究や成果普及等を行う。

#### ○ 地域学校協働活動の推進

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

#### ○ 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した教育の充実を図る。

#### ○ 大学等における学生支援の充実

障害のある学生の在籍者数が急激に増加している高等教育段階の状況を踏まえ、各大学等における修学支援・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）とが連携した取組を促進することにより、各大学等における障害のある学生の修学を支援する。また、放送大学においてまた、放送大学においてテレビ授業への字幕付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

#### ○ 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツを実施できる環境整備や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。併せて、図書館等の環境整備を促進する。

# 障害者基本計画（第4次）①

## （平成30年3月30日 閣議決定）

### 9. 教育の振興

#### 基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。

また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努める。

さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

#### (1) インクルーシブ教育システムの推進

#### (2) 教育環境の整備

#### (3) 高等教育における障害学生支援の推進

#### (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

○ **学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。**

○ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

○ 放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

○ 公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。

○ その他、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。

# 障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）

平成30年2月に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、障害者の生涯学習の現状と課題の把握を行った上で、障害者の生涯学習の推進に関する基本的な考え方や具体的な方策について報告書を取りまとめ、平成31年3月公表。

## 障害者の生涯学習推進の意義

- (1) 障害者をめぐる社会情勢の進展
  - 平成26年 「障害者権利条約」の批准
  - 平成29年 文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」
- (2) 「共生社会」実現の必要性
  - 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献することができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（H24中教審初中分科会報告）
  - 持続可能な開発目標（SDGs）（H27国連サミットで採択）  
「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」

## 現状と課題

### ①障害者本人等の意識

「一緒に学習する友人、仲間がいない」 71.7%  
「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 66.3%  
「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にある」 32.8%

### ②都道府県・市町村による障害者の生涯学習を推進する上での課題

「体制の整備」	都道府県82.9%、市町村69.2%
「ニーズの把握」	都道府県62.9%、市町村70.3%
「事業・プログラムの開発」	都道府県45.7%、市町村46.3%

### ③国や地方公共団体の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うもの

「障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実」  
(48.1%)

## 学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

### 目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現
- 障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現

### 取り組むべき施策

- ① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行
  - ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
  - ・学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用
- ② 多様な学びの場づくり
  - ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施
- ③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化
  - ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
  - ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進
- ④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備
  - ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、国において、2019年度、全国6カ所で「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
  - ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

- ※ 国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が役割分担、連携し、取組を推進
- ※ 国においては、成果指標を掲げて取組のフォローアップを行い、取組を着実に推進

# 文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022 (概要)

「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告を受け、当面の強化策を策定。令和元年7月8日付けで地方公共団体等へ通知を発出。

## 1. 障害者の多様な学習活動の充実

### (1) 多様な学びの機会提供の促進

- ・多様な学習プログラム、実施形態のモデルの開発・普及
- ・放課後の学習に係る優良事例の収集・研究

### (2) 障害の特性を踏まえた学びの場づくり

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進
- ・生涯学習における先端技術の活用方策に関する研究

### (3) 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実

- ・特別支援学校高等部学習指導要領及び解説における生涯学習に関する主な記載事項について周知

### (4) 学校卒業後の組織的な継続教育の検討

- ・障害福祉サービス等における学びに資する実態把握・分析、発信
- ・大学等における知的障害者等の学びの場づくりに関する実践的な研究

## 2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ・生涯学習における合理的配慮に関する研究の推進
- ・一般就労以外にも、ピアサポーターとして、あるいは障害者と共に調査や研究を行うインクルーシブリサーチを通じたまちづくりへの参画など多様な社会参加の在り方を提示

## 3. 障害に関する理解促進

- ・学校における「交流及び共同学習ガイド」(H31.3改訂)の活用促進、「心のバリアフリーノート」の作成
- ・「超福祉の学校」(障害者参加型フォーラム)の実施

## 4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ・「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」の実施により、障害者の学びの場に携わる実践者同士の交流・学び合いを進め、担い手を育成
- ・社会教育、特別支援教育、障害福祉の制度や仕組み、人的リソース等を理解した中核的人材に期待される役割、身に付けるべき専門性等について研究
- ・社会教育士の活用方策についても具体的に検討
- ・社会教育主事講習や社会教育主事等の現職研修に「障害者の生涯学習支援」を位置づけ

## 5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- ・個別の教育支援計画への「生涯学習」の位置づけや、同計画の適切な引継ぎの促進
- ・都道府県、市町村における、障害者の学びの場へのアクセスや情報保障、学びに関する相談支援体制の確保促進
- ・当面、以下の成果指標に基づき実態把握を行った上で継続的にフォローアップを実施

※ 成果指標は施策の進捗状況等を踏まえ、見直し

- ① 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置づけている都道府県・市町村の割合
- ② 障害者の学習機会に関する実態把握を行っている都道府県・市町村の割合
- ③ ホームページ等により、障害者の学習機会に関する情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- ④ 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- ⑤ 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置づけ、実施している特別支援学校の割合

○ 「学びの場や学習プログラムが身近にある」と感じる障害者本人の割合の向上

## 1. 障害者の多様な学習活動の充実

- ・都道府県と市町村の連携による、地域における障害者の学びの場の確保
- ・特別支援学校等における社会教育と連携した教育の推進に向けた、都道府県教育委員会等による支援
- ・都道府県教育委員会等による、学校運営協議会等を活用した、特別支援学校等と地域の連携・協働による社会教育施設をはじめとした地域の様々な学習機会に関する情報の整理・共有の促進
- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進

## 2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- ・都道府県、市町村や公民館等の主催事業や講座等の合理的配慮の観点からの見直し、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場の拡大

## 3. 障害に関する理解促進

- ・市町村の障害者学習支援担当の、市町村社会福祉協議会との連携・協働による、地域における障害理解促進の取組推進

## 4. 障害者の学びの場づくりの担い手の育成

- ・都道府県、市町村の障害者学習支援担当や生涯学習・社会教育担当の職員等の、実践者同士の学びあいによる担い手の育成等を目指して全国7カ所で文部科学省が開催する「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」への参加
- ・都道府県の障害者学習支援担当による、市町村の障害者学習支援担当を対象とした人材育成研修の実施

## 5. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

### (1) 都道府県、市町村における連携体制の構築、学びの場の確保

- ・市町村障害者学習支援担当の、庁内関係部局、外部の関係機関・団体等との連携による、域内の障害者の学びの場に関する情報収集とホームページ等における情報提供
- ・都道府県と市町村の連携による、地域における障害者の学びの場の確保
- ・社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、博物館協議会等への特別支援教育・障害福祉関係者の参加促進
- ・市町村の（自立支援）協議会への、障害者学習支援担当や生涯学習・社会教育関係者の参加促進

### (2) 本人のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり

- ・市町村の障害者学習支援担当が、基幹相談支援センターや障害者就業・生活支援センター等と連携し、両センターで学びに関する相談を受けた場合に学びの場までつなげる

### (3) 都道府県、市町村の教育振興基本計画等への位置づけ

- ・都道府県及び市町村が作成する教育振興基本計画や障害者計画、総合計画や生涯学習・社会教育の推進に関する計画等への、障害者の生涯学習に関する目標や事業の位置づけ

# 社会教育関係職員に期待される役割

## 多様な実施主体による多様な学びの機会提供の促進

- 公民館等の社会教育施設や生涯学習センターにおける講座等
- 特別支援学校の同窓会組織等が主催する学びの場
- 大学のオープンカレッジや公開講座
- 社会福祉法人、NPO法人等における、障害福祉サービス等と連携した学びの場

※上記のような学びの機会を社会教育・生涯学習担当課が中心になって、充実・拡大していくことを目指す

各ライフステージにおいて求められる学びや、障害の特性を踏まえた事項を配慮

## 主に教育委員会事務局の社会教育主事等に期待される役割

- 障害者の学びの場に関する実態把握・情報提供、学びの場の確保
- 庁内連携体制、関係機関・団体等との連携の推進
- 障害者本人のニーズを踏まえた学びに関する相談支援体制の整備
- 障害者の生涯学習を担う人材の育成に向けた職員研修等の実施
- 教育振興基本計画や社会教育計画等への「障害者の生涯学習」の位置付け

## 主に公民館や生涯学習センター等の職員に期待される役割

- 障害者青年学級や、共生社会の視点に立ったインクルーシブな学習講座の提供、合理的配慮の実施
- 障害理解の促進に向けた講座の実施や、地域行事における交流機会の提供
- 特別支援教育や障害福祉などの専門的知見を有する関係者との連携・協働
- 社会福祉協議会等と連携したボランティア人材育成に係る研修の実施
- 自主サークル等、当事者団体の組織化支援

# 障害者の生涯学習啓発リーフレット「【わかりやすい版】だれでもいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」

## 趣旨・ねらい

- ✓ **障害のある・なしに関係なく、学校卒業後も学び続けることができる「生涯学習」について、特別支援学校等の生徒を主な対象に想定した「わかりやすい版」リーフレット。**
- ✓ 有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について」に基づき、文部科学省が令和2年3月に作成。
- ✓ **学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学び場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけ**として活用・配布していただくことを期待。

## 構成内容

- ✓ 全16ページ構成のリーフレットの主な内容は以下の通り。
- ✓ P3～6：**学校卒業後の障害のある人を対象として実施されている生涯学習の事例**を掲載。公民館などの地域の社会教育施設や大学で学べる活動を紹介。
- ✓ P7～10：ワークシートになっており、得意なこと、好きなこと、将来の夢を考えることを通じて、**卒業してからやりたい生涯学習を考えてみることを目的**としている。
- ✓ P11,12：国、関係機関など社会全体が、障害のある人の生涯学習を応援していることを伝える。

## 配布方法

- ✓ **文部科学省ホームページから、ダウンロードが可能。**
- ✓ 裏表紙には、「あなたの街の障害者学習支援担当窓口」を記入できる枠を設けており、配布する際に、問合せ窓口の連絡先を入れて配付することができる。



# 障害者の生涯学習啓発リーフレット「だれでも いつでも 学べる社会へ（わかりやすい版）」の 特別支援学校（知的障害）高等部での活用例

## 活用例 1 特別活動 〔ホームルーム活動〕の中で



### ▶ 特別活動として

将来における自己実現に関わり、一人一人の主体的な意思決定が大切であることを学ぶ。

### ▶ 具体的には

- ・高等部卒業後の社会生活においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりすることが大切であることを学ぶ。
- ・さらに、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行する必要があることを学ぶ。
- ・その上で、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことが大切であることを学ぶ。

将来、一人暮らしをしてみたいと思いますが、一人で料理やお金の管理がきちんとできるか不安でした。調べてみたら、住んでいる市にも青年学級があるみたいだから、卒業したら学びに行きたいと思いました。（冊子3ページを学習したAさんの感想）



<根拠規定> 特別支援学校高等部学習指導要領第5章で準ずるとしている高等学校学習指導要領第5章

【高等学校学習指導要領第5章第2〔ホームルーム活動〕の2の(3)のア】

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

### ▶ 教科「職業」として

職場で働くことを中心とした生活をする上で求められる、休日の有効な生かし方などについて学ぶ。

### ▶ 具体的には

- ・公共施設が提供しているサービスや、地域のサークル活動などを利用することにより、休日を有効に生かすことができることを学ぶ。
- ・職場によっては、レクリエーションやサークル活動、福利厚生施設が整備されていることを学ぶ。
- ・その上で、自分の生活やニーズに沿って、これらを組み合わせて利用するなど、休日の計画的な過ごし方を考える。

部活動でダンス部に入っていて、卒業するときにダンスをやめないといけないと思っていましたが、社会人が入れるサークルがたくさんあるんですね。仕事が休みの日は、ダンスでリフレッシュできそうです。（冊子10ページに書かれたBさんの思い）



<根拠規定> 【特別支援学校高等部学習指導要領第2章第2節第1款〔職業〕の2の〔1段階〕(2)のAのイの(1)の㊸】

イ 職業

(1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

㊸ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。

## 活用例 2 教科「職業」の中で





# 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰 概要

## 趣旨

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動（「障害者の生涯学習支援活動」という）を行う個人又は団体について、活動内容が極めて優れているものを文部科学大臣が表彰する。その活動を事例集としてまとめ、公表することで、当事者、支援者、自治体等に広く周知し、障害者の生涯学習支援の推進を図る。

## 表彰の対象

障害者とその保護者、支援者、専門家等の意見や状況等を反映しつつ、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力・貢献し、社会教育やスポーツ、文化芸術等の分野における活動を活発かつ継続的に行う個人又は団体。

### ①功労者表彰

長期（10年以上）に渡る活動の功績を讃えるもの。

### ②奨励者表彰 ※令和元年度より実施

活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの。



※表彰状授与及び表彰式の様子

## 選定方法

①都道府県・指定都市からの推薦、②全国の大学からの自薦、③文科省が関係団体等と連携して推薦した候補者について、審査委員会の審査を経て被表彰対象者を選定する。

## これまでの表彰件数

平成29年度より毎年度実施しており、3年間の表彰累計件数は192件にのぼる。

また、活動分野も学習、スポーツ、文化芸術、情報保障等、多岐にわたる生涯学習活動が表彰されている。

## 活動分野別の表彰累計件数(H29～R1年度)

年度別 分野別	H29年度		H30年度		R1年度	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
学習	5	26	3	8	-	5
スポーツ	5	16	3	7	6	9
文化芸術	4	5	4	12	2	11
その他※1	-	-	4	25	3	25
情報保証※2	-	-	-	1	1	2
小計	14	47	14	53	12	47
合計	61		67		64	

※1 学習、スポーツ、文化芸術ほか分野が混合している活動をさす

※2 手話、点字、音訳などによる活動をさす

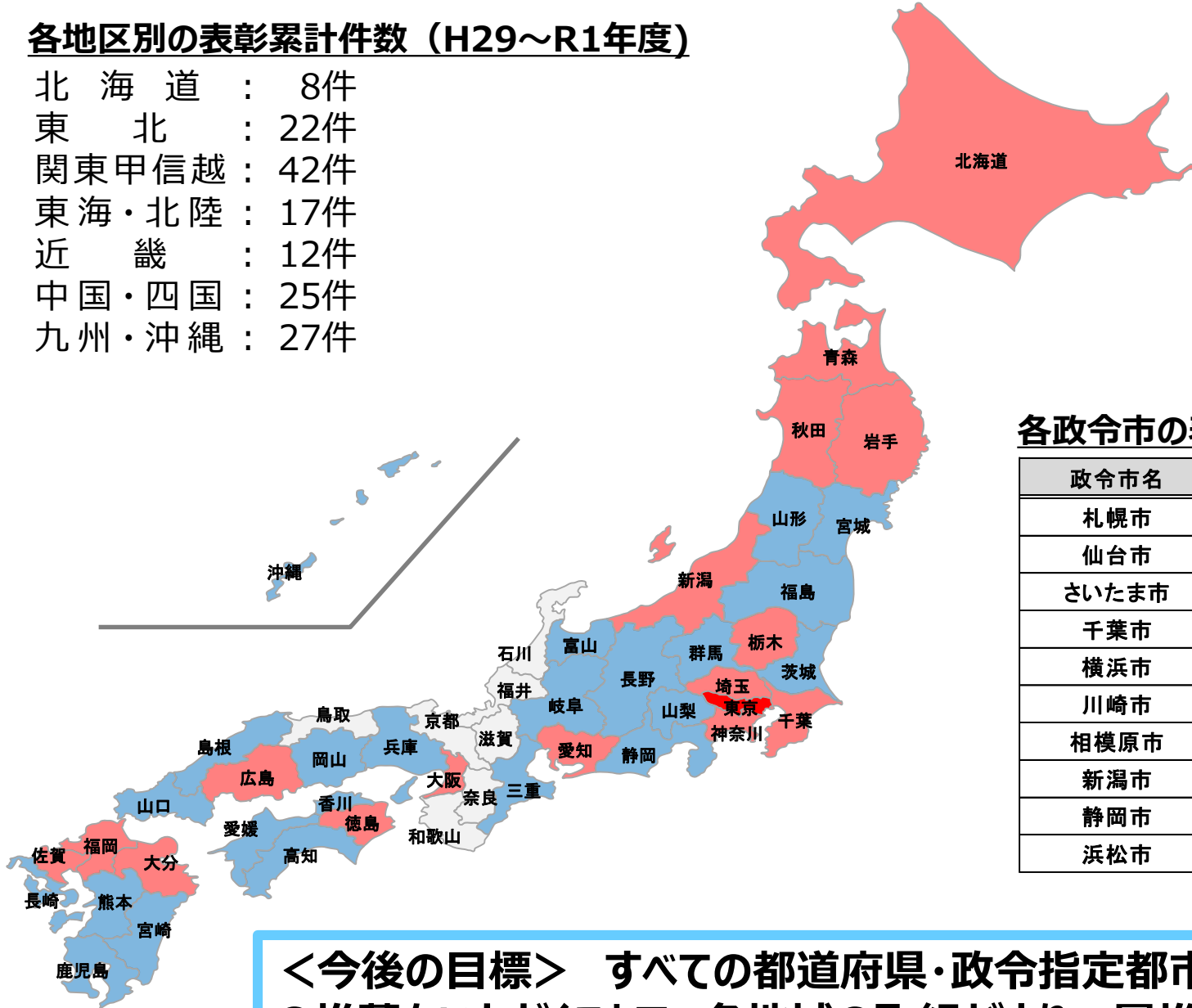
# 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰 都道府県別の表彰件数（累計）

## 各地区別の表彰累計件数（H29～R1年度）

北海道：8件  
 東北：22件  
 関東甲信越：42件  
 東海・北陸：17件  
 近畿：12件  
 中国・四国：25件  
 九州・沖縄：27件

## 表彰件数（H29～R1年度）

7件以上：■  
 4～6件：■  
 1～3件：■  
 0件：■



## 各政令市の表彰累計件数（H29～R1年度）

政令市名	累計件数	政令市名	累計件数
札幌市	2	名古屋市	-
仙台市	1	京都市	3
さいたま市	-	大阪市	1
千葉市	1	堺市	-
横浜市	2	神戸市	-
川崎市	-	岡山市	-
相模原市	1	広島市	-
新潟市	-	北九州市	1
静岡市	2	福岡市	1
浜松市	3	熊本市	1

**＜今後の目標＞** すべての都道府県・政令指定都市から、毎年1事例以上の推薦をいただくことで、各地域の取組がより一層推進されることを期待。

# 表彰事例：若竹ミュージカル（東京学芸大学附属特別支援学校同窓会）

## 活動概要

**特別支援学校卒業生と支援者によるミュージカル活動。** 交流、公演等を通じての社会参加と社会的包摂へのメッセージを発信。

## 沿革、分野など

- 沿革：東京学芸大学附属特別支援学校在籍時に音楽活動などに親しんできた**高等部卒業生、教員有志、保護者が1993年に立ち上げる。**
- 分野：台本、芝居、歌、ダンス、美術など、多様な分野を踏まえた総合的な音楽表現活動に取り組む。

## 活動形態

- 活動日：**月2回の定例活動**（公演に向けた練習）、**毎年1回のミュージカル定期公演**、数年に一度の旅公演、映画上演会などを開催する。
- 参加者：知的障害、発達障害のある卒業生34名、支援者（スタッフ、家族、一般の支援者）40名、若竹ミュージカルオーケストラ35名が参加。

## ポイント

- 東京学芸大学附属特別支援学校同窓会「若竹会」に属する活動の一つ。独自に**若竹ミュージカル運営委員会を設置**している。
- 台本をそのまま演ずるのではなく、知的障害のある本人が表現したいと思うことを大切に、時間をかけて表現のレッスンを行い、作品のテーマ、時代的背景などを学びながら作り上げている。

## 取組による効果

ミュージカル活動を中心とした生涯学習支援を通じて**卒業生の作品理解、表現力の向上、深まり**が見られる。支援者の参加が徐々に広がり、公演活動に対する社会的評価も高まりつつある。



表彰式での成果発表（於 文部科学省）



身体ワーク



公演『屋根の上のヴァイオリン弾き』より

# 表彰事例：障害をこえてともに自立する会（東京都推薦・団体）

功労者表彰  
（平成30年度）

## 活動概要

国立市公民館内の「喫茶わいがや」を運営し、障害の有無をこえた若者の学び合いと交流の場をつくりながら、40年近く活動を継続。

## 沿革、分野など

- 沿革：1980年から国立市公民館1階ロビーの喫茶コーナーを拠点とし、障害のある若者の「喫茶実習」を支援。
- 分野：全国に広がる「障害者と共に働くカフェ」の草分け。
- 連携：公民館主催事業「しょうがいしゃ青年教室」と連携、近隣高校や大学からボランティアを受入れる。

- レトロな雰囲気の店内は障害の有無をこえて市民の「居場所」



## 活動形態

- 活動日：週3～5日程度の喫茶運営、不定期イベント開催
- 場所：公民館ロビー横の喫茶コーナー、公民館各会場など
- 参加者：会員122名。毎年度10名程度の喫茶実習生が参加



- コーヒーはハンドドリップで淹れています

## ポイント

- ◆ 「くにたち市民文化祭」、「くにたち市民祭」、広域通信制高等学校の文化祭等に出店・参画するなど、地域に幅広く認知されてきた。
- ◆ 「障害」だけでなく、若者たちの生きづらさなど、多様なあり方や生き方を受け止める場づくりへと活動の場を拡げている。
- ◆ ボランティアとして参加する若者にとっても、「障害」に対する見方、「共生」の考え方を捉え返す学習活動を展開。

- 地域住民が幅広く参加する「くにたち市民祭」に毎年出店



## 取組による効果

障害者が日常的に集う「居場所」、活動する場を公民館につくることで、障害者の生涯学習、社会参加を促進。  
幅広い市民が喫茶コーナーを通じて、障害者と出会い、交流する拠点となってきたことで、共生のまちづくりにも貢献。

## 趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、**学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進**することが急務。

このため、学校卒業後の障害者について、効果的な学習に係る具体的な**学習プログラム・実施体制等に関する実証研究や、障害者の学びの実態把握のための調査研究**、これらの成果を全国に普及するための**ブロック別のコンファレンス等の取組を実施**する。

併せて、文部科学省障害者活躍推進プラン（平成31年）等の成果も受け、新たに関係機関の**コンソーシアム形成による地域連携体制の構築**を図る。

## 事業内容

### (1) 障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究〔51百万円〕

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、**学校から社会への移行期、生涯の各ライフステージにおける効果的な学習について、具体的な学習プログラム**（※1）や**実施体制**（※2）に関する実践研究を実施（14箇所）

#### ※1：学習プログラムの例

- 学校卒業直後に行う、主体的に判断し行動する力などの社会で自立して生きるための基盤となる力を育むプログラム

#### ※2：実施体制の例

- 公民館等の施設を活用した障害者青年学級等の実施
- 特別支援学校の同窓会組織等による卒業生対象の取組の実施

### (3) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究〔3百万円〕

- ・生涯学習分野における合理的配慮の在り方に関する研究
- ・生涯学習における先端技術の活用方策に関する調査研究

成果・課題の共有

### (4) 障害者の学びに関する普及・啓発や人材育成に向けた取組〔27百万円〕

- ・障害に関する社会全体の理解の向上や、担い手育成と実践の拡大を目指す**ブロック別コンファレンスの実施**
- ・**障害者参加型フォーラムの実施**
- ・社会教育と特別支援教育・障害者福祉をつなぐ**コーディネーター人材育成・確保に向けた有識者会議の開催** 等

成果・課題の共有

これまでに開発した学習プログラム等の活用、横展開

全国を取組状況や好事例の共有

### (2) 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究〔34百万円〕【新規】

#### ① 地域連携コンソーシアム形成モデルの構築（3箇所）

◆**地方公共団体（社会教育施設を含む）を中心に、関係機関（大学等の高等教育機関、障害者雇用を行う企業等、障害者雇用に知見のある社会福祉法人等や、生涯学習の機会を提供する民間団体等）が連携し、コンソーシアムを形成・運営**（実行委員会を設置）する。

（主な研究事項）

- ・地域の実情を踏まえた、ターゲットとする**障害者のニーズ**や**講座内容・方法、必要な支援策**
- ・大学での学びの成果として修了証（履修証明）の発行等を見据えた新たな**学習プログラムの開発**
- ・**地域住民を巻き込んだボランティアの育成講座**
- ・障害当事者と講座実施団体、自治体等の**費用負担の在り方**
- ・**地域の障害者の学びの拠点**としての**障害者の学びに関する情報の収集・提供のためのシステム構築** 等

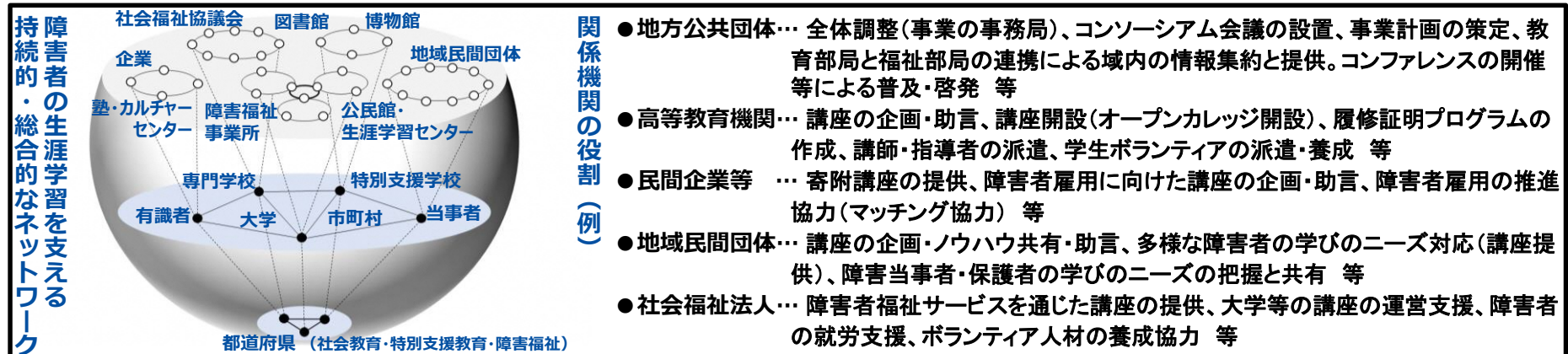
#### ② 連絡協議会の開催

◆各コンソーシアムの取組が共有されるよう、**コンソーシアム形成に取り組む自治体等で構成される連絡協議会**を開催する。

## 取組内容の概要

- ◆ 学校卒業後の障害者の学びの場を拡充するため、**地方公共団体（主に都道府県）が教育部局と福祉部局の垣根を越えて中心**となり、**大学等の高等教育機関や社会福祉法人、地元の企業、NPO団体等が連携**した、障害者の生涯学習のための「**地域連携コンソーシアム**」形成の**モデル構築**を行う。
- ◆ **参画する機関がそれぞれ得意とする役割を担う**ことで、地域全体として**持続可能な障害者の生涯学習を推進する体制づくり**をねらいとする。
- ◆ **社会教育施設や大学等の教育機関、社会福祉法人等が協力し、障害者が参加できる学びの場の提供**や、大学等による履修証明制度の活用など、**障害者の自立や就労も見据えた新たな学習プログラムの開発・実証等**の取組を進める。
- ◆ 学びの場づくりの拡大や質の向上に資する**人材育成の研修プログラムの開発・実証等**を進める。
- ◆ **障害のあるなしに関わらず参加できる講座等の情報収集と提供を可能とする仕組みを構築**するとともに、**関係機関や障害当事者等が参加するコンファレンス等の開催**を通じて、本事業の成果の普及・啓発を進める。

## 地域連携コンソーシアムの構成イメージ



## 期待される成果（アウトプット）

### 持続的・総合的な学びの支援の仕組みを構築する

- 関係機関に人的・金銭的な課題がある中で、学びの場を支える**持続的な支援を実現**する。
- 関係者の**縦割りを超えたネットワーク構築**に向けてコンソーシアムが自律的に運営される。

### 障害者が様々な学びの機会に参加できる

- 障害者が参加可能な**学びの場が拡大**し、**学びの成果を示す**ことができるようになる。
- **学びの場に関する情報が収集・展開**されることで、障害者の学びへの参加が促進される。

## 期待される成果（アウトカム）

- ◎ 各地域で障害のある人の**社会参加と活躍を推進**
- ◎ 各地域における**支援人材の増加と障害への理解を増進**
- ◎ 障害のあるなしに関わらず**生きやすい共生社会の実現**へ

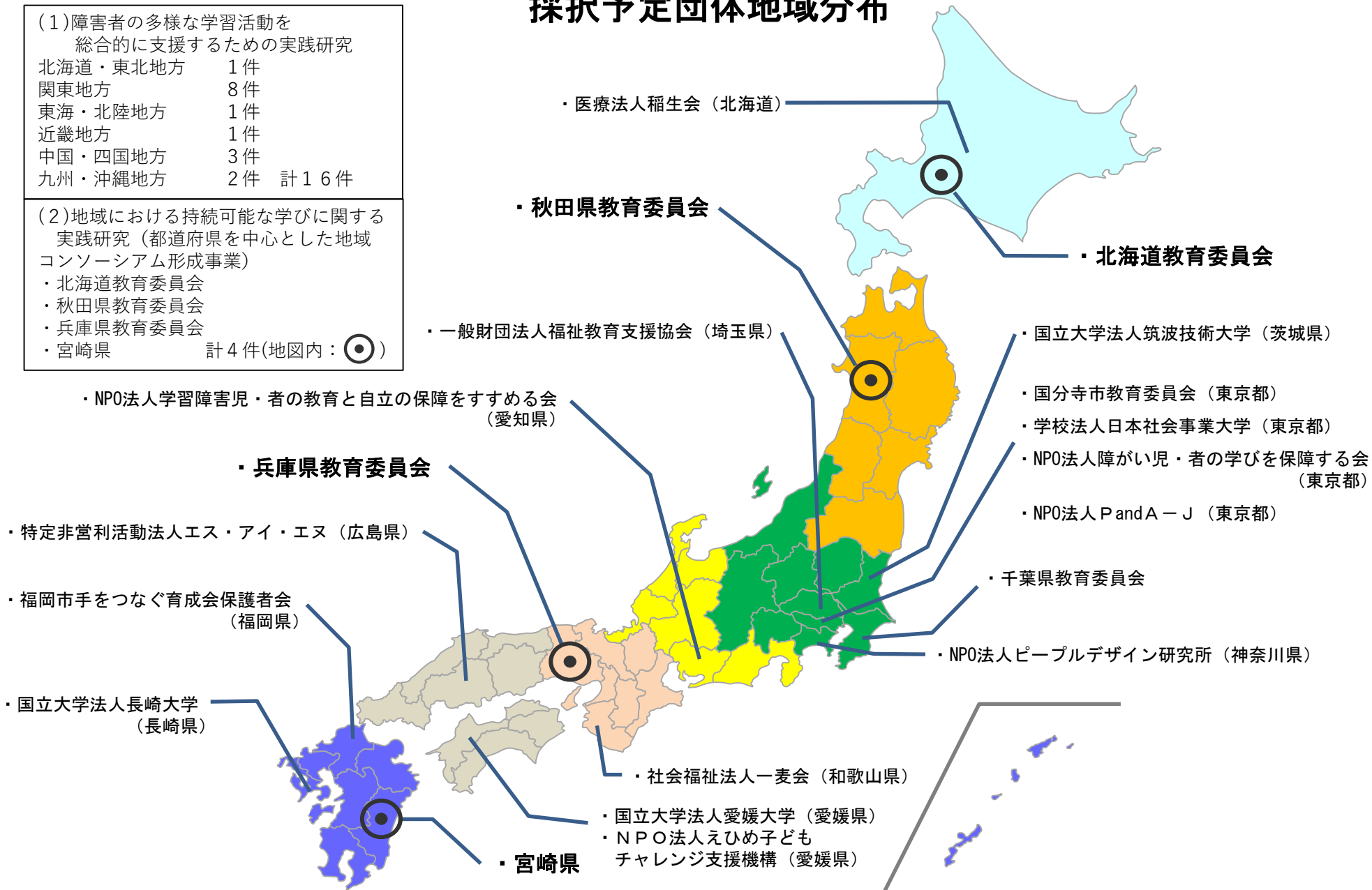
# 令和2年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」 採択予定団体地域分布

(1)障害者の多様な学習活動を  
総合的に支援するための実践研究

北海道・東北地方	1件	
関東地方	8件	
東海・北陸地方	1件	
近畿地方	1件	
中国・四国地方	3件	
九州・沖縄地方	2件	計16件

(2)地域における持続可能な学びに関する  
実践研究（都道府県を中心とした地域  
コンソーシアム形成事業）

- ・北海道教育委員会
  - ・秋田県教育委員会
  - ・兵庫県教育委員会
  - ・宮崎県
- 計4件(地図内：◎)



# 令和2年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」

採択予定団体実施主体別・障害種別取組一覧（計20団体） ★＝令和2年度新規団体、◎＝地域連携コンソーシアム形成事業

## 都道府県

(5件)

★◎北海道教育委員会 ※北海道コンファレンス  
〈地域連携コンソーシアム形成事業〉

◎秋田県教育委員会  
〈地域連携コンソーシアム形成事業〉

★◎宮崎県 ※九州・沖縄コンファレンス  
〈地域連携コンソーシアム形成事業〉

◎兵庫県教育委員会 ※近畿コンファレンス  
〈地域連携コンソーシアム形成事業〉

千葉県教育委員会  
【知的障害】

## 市町村

(1件)

★国分寺市教育委員会（東京都）  
【知的障害】

## 大学

(4件)

国立大学法人筑波技術大学（茨城県）  
【視覚障害・聴覚障害・知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】

学校法人日本社会事業大学（東京都）  
【視覚障害・聴覚障害】

国立大学法人愛媛大学（愛媛県）  
【重度障害】 ※四国・中国コンファレンス

国立大学法人長崎大学（長崎県）  
【発達障害・精神障害】

## 医療・ 社会福祉

## 法人等

(3件)

医療法人稲生会（北海道）  
【肢体不自由・重度障害・難病等】

一般財団法人福祉教育支援協会（埼玉県）  
【知的障害・発達障害・精神障害・重度障害・難病等】  
※関東甲信越コンファレンス

社会福祉法人一麦会（和歌山県）  
【知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】

## NPO

## 法人

(7件)

NPO法人障がい児・者の学びを保障する会（東京都）  
【知的障害】

NPO法人P and A - J（東京都）  
【知的障害・発達障害】

NPO法人ピープルデザイン研究所（神奈川県）  
【知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】

NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会（愛知県）  
【発達障害】 ※東海・北陸コンファレンス

特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ（広島県）  
【知的障害・発達障害】

★NPO法人えひめ子どもチャレンジ支援機構（愛媛県）  
【知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】

## 保護者の 会(1件)

福岡市手をつなぐ育成会保護者会（福岡県）  
【知的障害】



# 共に学び、生きる共生社会コンファレンス＜令和2年度実施＞

## 趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び生きる共生社会の実現に向けて、**障害者の生涯学習の機会を全国的に整備・充実**することが急務である。

そこで、**障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」**を全国ブロック別に開催し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害の社会モデルに基づく**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の充実**を目指す。

## 参加者

- 150～300名程度を想定
  - 障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人など
- ⇒都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化・芸術、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

## コンファレンス実施内容

**例1** 障害者の学びのニーズや学びの成果としての社会参加機会の創出に向けて、障害者本人による学びの成果発表や思いの表現等の機会を設定

**例2** 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

**例3** 各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催、関係者のネットワーク構築に資する交流機会を設定

⇒今年度はオンラインによる開催も検討、オンライン学習の知見も共有



## コンファレンス (Conference)

会議、協議会  
関係者間で共有する問題  
について協議すること

## 目指す成果

- 多様な学習、参加、交流の方法の知見共有
- 障害の社会モデルに基づく障害理解の促進
- 関係者同士の学び合いによる担い手の育成
- 全国各地における障害者の学びの場の拡大

誰もが、障害の有無にかかわらず  
共に学び、生きる共生社会の実現

# 令和2年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」 ブロック別実施予定団体地域分布

★全国を7ブロックに分け、複数の都道府県の域内関係者を対象として実施

＜共生社会コンファレンス 実施予定団体＞

- 北海道ブロック (北海道教育委員会)
- 東北ブロック (宮城県教育委員会)
- 関東甲信越ブロック (一般財団法人福祉教育支援協会)
- 東海・北陸ブロック (NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会)
- 近畿ブロック (兵庫県教育委員会)
- 中国・四国ブロック (国立大学法人愛媛大学)
- 九州・沖縄ブロック (宮崎県)

・ NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会 (愛知県)

・ 兵庫県教育委員会

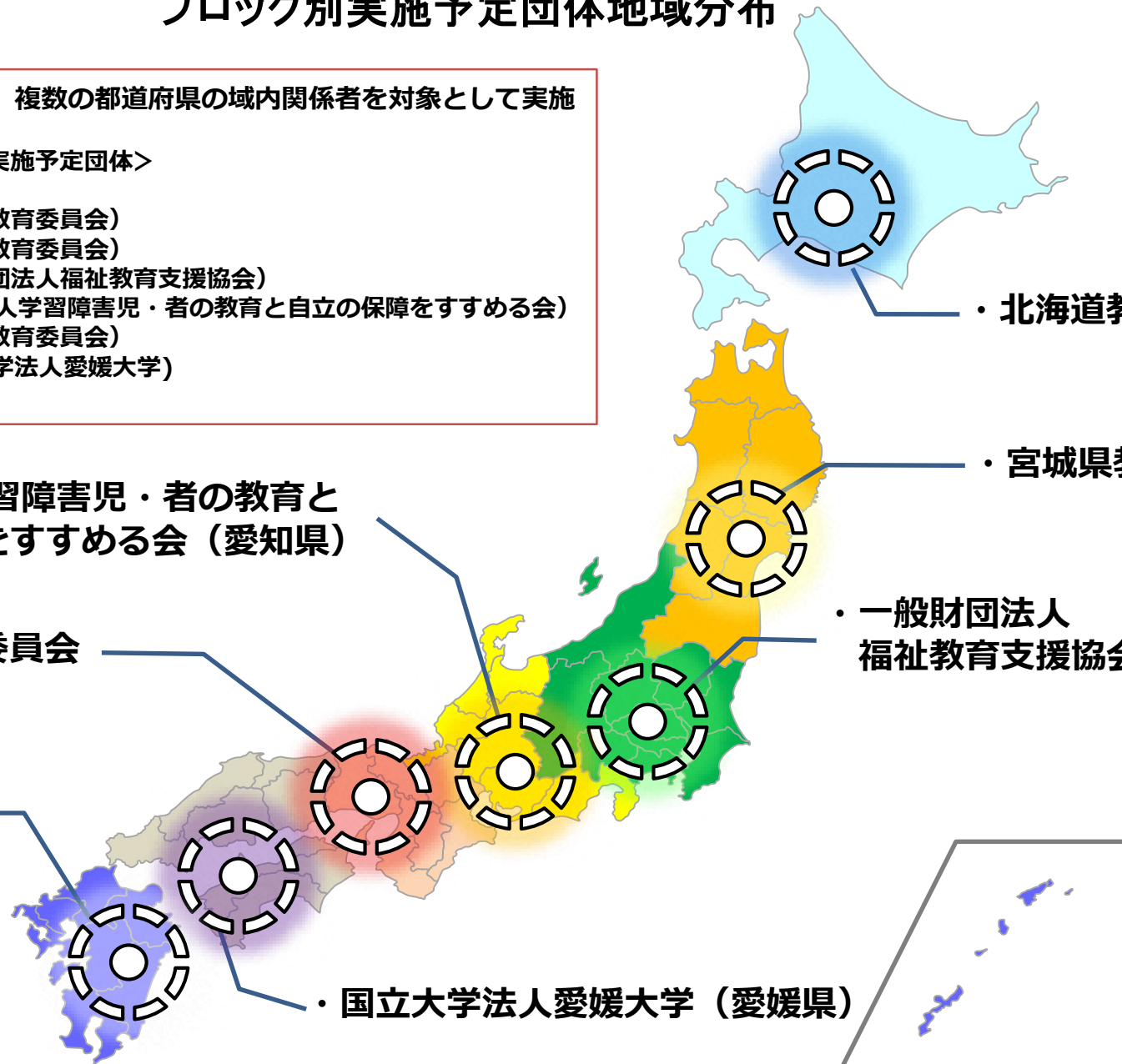
・ 宮崎県

・ 国立大学法人愛媛大学 (愛媛県)

・ 宮城県教育委員会

・ 一般財団法人福祉教育支援協会 (埼玉県)

・ 北海道教育委員会



# 秋田県教育委員会 令和元年度「障害者の生涯学習支援モデル事業」

## 特徴

- 部局横断した庁内連携組織モデル
- 県から市町村への普及・啓発モデル

＜事業受託の背景＞

- ・特別支援学校卒業生が、休日の日中を一人で過ごしているケースが多く、生涯学習の場や機会の充実が求められている。

## 令和元年度事業概要

【県】

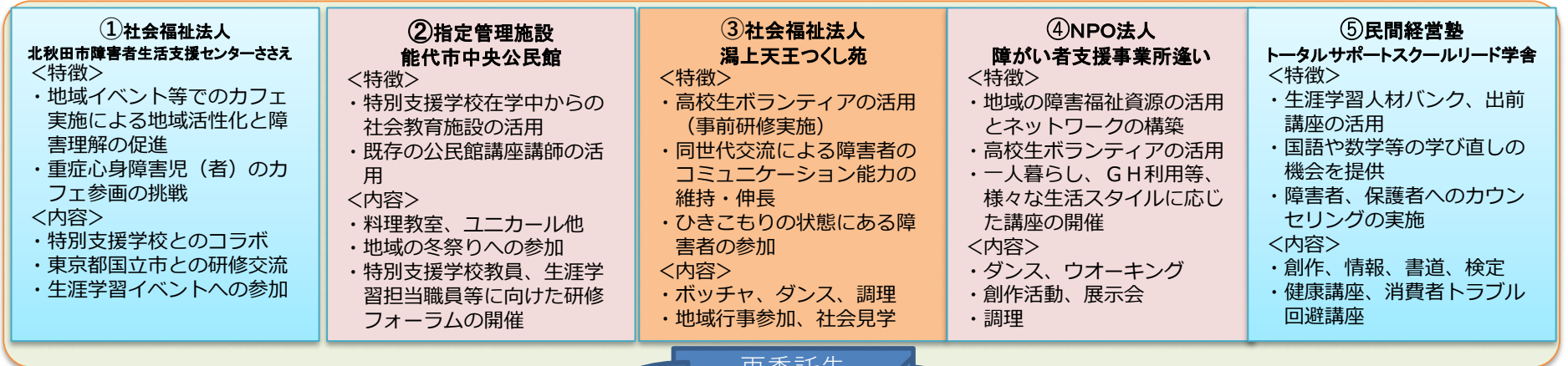
- 障害者のための生涯学習支援連絡協議会（庁内関連部局連携組織）の開催（年2回）
- 連携協議会（有識者・関係団体・再委託先・庁内関係課による協議組織）の開催（年3回）
- 県生涯学習センターによる調査・研究
- 「共に学び、生きる共生社会コンファレンス(東北ブロック)」の開催

【再委託先(5か所)】

- 効果的な学習プログラムや実施体制の研究・開発



## 「障害者の生涯学習支援モデル事業」の実施体制

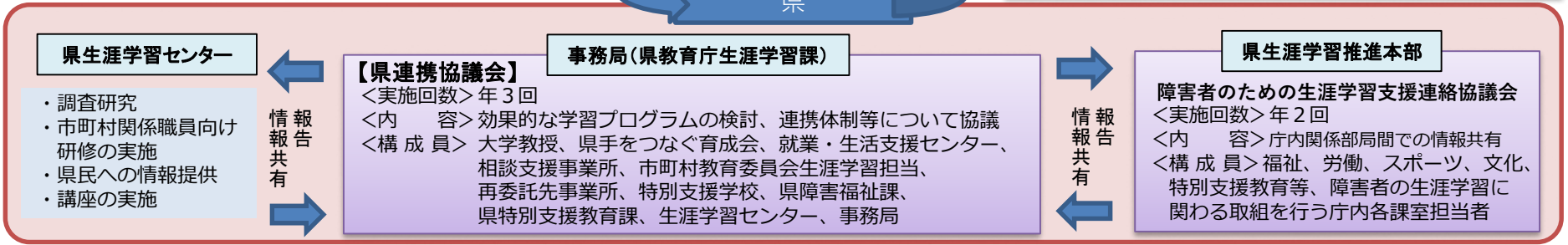


再委託先

県

効果的な学習プログラム・実施体制の情報提供

効果的な学習プログラム・実施体制の開発依頼



情報共有

情報共有

## 令和元年度 共に学び、生きる共生社会コンファレンス(東北ブロック)

- 期日・場所：令和元年12月5日(木)～6日(金) 於：秋田県生涯学習センター
- 参加者：生涯学習・社会教育担当職員、特別支援教育関係職員、障害福祉担当課職員、障害福祉事業所職員、親の会、保護者、当事者等（約150名参加）
- 内容：行政説明、公演、基調講演、模擬講座、鼎談、分科会
- 参加者アンケート：「これまで障害者と接する機会がなかったが、当事者の方の夢と希望の発表や、講座に参加している様子を知り、障害者観が変わった。」(社会教育関係者)



## 今後の方向性

令和2年度

- ・再委託先5か所（継続）
- ・県内25市町村で障害者が参加できる講座の開設
- ・生涯学習センターによる調査に基づく市町村への相談・助言等の充実

# 兵庫県教育委員会 令和元年度 身体障害者社会学級における実践研究

## 兵庫県身体障害者社会学級事業について

- ・視覚障害者（青い鳥学級）、聴覚・言語障害者（くすの木学級）、進行性筋ジストロフィー症者（たけのこ学級）を対象に、社会人として幅広い教養や実用的な知識・技能等を習得するとともに、広く県民との交流の機会を通して相互理解を深め、ともに生きる喜びを創造する場を提供する。
- ・1年目の取組で明確となった成果と課題をもとに、「障害者のための活動」（公助による支援）から「障害の有無にかかわらず共に学び続けることができる活動」（共助による連携・協働）へ向けた新たな障害者の生涯学習の推進を図る。



青い鳥学級「小学生とのニュースポーツ大会」

何を学ぶか（学習内容）：「教養・文化」「実践・技能」「健康」「見聞（学外研修）」「交流（コミュニケーション）」

### 青い鳥学級（視覚）

- ・学級数等：6学級8教室
- ・開設場所：6地区（公民館等）

### くすの木学級（聴覚・言語）

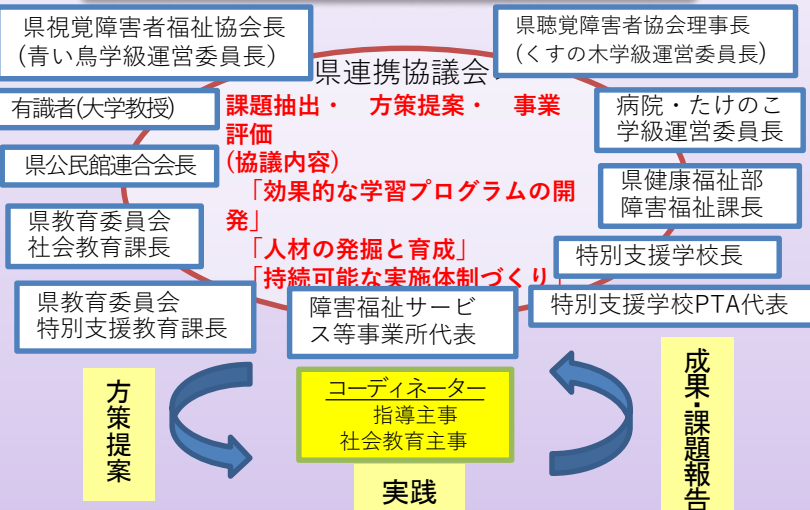
- ・学級数等：6学級7教室
- ・開設場所：6地区（公民館等）

### たけのこ学級（肢体）

- ・学級数等：1学級1教室
- ・開設場所：病院

研究で得たモデルを活用し  
全県展開（全市町）

## 関係部署・機関・団体等との連携体制の構築



## 研究内容

### コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成

- ① コーディネーター等（事業担当者含）による情報交換会の実施
- ② 各学級の効果的な取組の情報共有

### 活動の企画・運営の効果的な実施プログラム

- ① 障害の有無に関わらず開催でき、連続性、継続性のあるプログラムの開発
  - ・公民館、老人会、婦人会など団体と連携した交流講座
  - ・公民館の一般講座と一緒に開催（合理的配慮の提供）
- ② 障害種別を超えた連続性、継続性のあるプログラムの開発
  - ・特別支援学校の生徒たちの交流講座、卒業生との交流講座
  - ・小学校や特別支援学校に福祉学習として実施する出前講座
- ③ 若者世代の参加促進に向けたプログラム等の開発
  - ・若者が気軽に集い、学びたいことが学べる場の創出
  - ・仕事や生活の不安や悩みを相談できる場づくり

## 共に学び、生きる共生社会コンファレンス

テーマ：障害があってもなくても、もっと自由にもっと楽しく学ぶ  
～共に学び、生きる共生社会に向けて～  
内容：ミニ公演、シンポジウム、ポスターセッション、分科会



### 各学級運営委員会

指導主事・社会教育主事等がコーディネーターとなり、県の連携協議会で協議された方策等について、各学級の運営委員会（学級生・ボランティア・関係機関の代表等）で検討の上、事業実施

障害の有無にかかわらず、共に学び続けることのできる共生社会の実現

# 社会福祉法人一麦会(和歌山市・岩出市・紀の川市)における「障害者の生涯学習」に関する取組

## 社会福祉法人一麦会(麦の郷)について

1977年に任意団体「たつのご共同作業所」として発足。障害者・家族との出会いの中で「ほっとけやん(放っておけない)」として「地域協同」のもと、障害種別を超え、福祉の谷間や対象とされなかった人についての支援と仕組みづくりを推進している。現在、一麦会では、生活支援(生活介護・相談)、就労支援、グループホーム、障害児支援、ひきこもり者支援と計38事業を行っている。就労支援では、内職にみられるような型にはまった仕事を廃止し、地域住民や一般社会と関わりをもつことが出来る仕事おこしをおこなっている。一麦会で働く当事者たちは、支援を受け保護をされる対象ではなく仕事を任せ誇りと自信をもち地域で働いている。それは、支援者/被支援者という関係ではなく、地域社会の中で「共に歩み、共に働く」こと43年間実践し続けてきた実践体である。



## 学習プログラム構成と実施体制(事業名:ゆめ・やりたいこと実現センターの運営)

全方向的な学びの保障

テーマ **学び合い** そして **創り合う** (共に学びを創り合うこと)

人は生涯にわたって学び続け発達する存在、学ぶことで幸せを追求することが生涯学習



## やりたいことを提案・企画・実現みんなで創る活動

### 夕刻のたまり場(居場所)

ゆっくりしたり、食べたり、飲んだり、してみたいことを話したり、フリーな居場所(毎週水曜日16時~20時)毎回約14名が参加

＜参加者の声＞

- ・『知れてよかった落語の魅力』と『絶滅しきり動物』のパワーポイントを作ってみんなに見てもらいながら話をした。新しい知識に出会ったという反応が伝わってきた。
- ・自分の意思で行くことと休むことを選んでいる。電車とバスで1時間半ほどかかるので帰ってきたら9時半ごろになるけど、楽しそう。
- ・みんなで食べる夕食は楽しい。
- ・自分が行きたくなる場所。みんなに会いたくてたまり場に來ている。純粹になって帰れる。

### やりたいこと講座

「興味はあるけどしたことがない」「やってみたいけどひとりではむずかしい」そんな「やってみたい!」を出し合って実現していく

＜受講生＞講師に頼まれて、経験したことを話せたことがうれしかった。緊張せずに話せたし、みんなしっかり聞いてくれて楽しんでいたのがよかった。自分が役に立つことがあればまた話したい。

＜講師＞教えるつもりで来たけれど、丁寧に取り組んでいる姿を見て、逆に教えられた。みんな率先してしようという意欲的な気持ちがある。

＜家族＞「助手としてバリ島の話をする!」と言って、うれしそうに自宅にあるバリ島のおみやげを持って参加した。頼りにされることがとてもうれしいようで、そんなお返しをしてもらえたこともありがたい。

＜講座一覧 全55講座 (複数回開催あり)＞

ちぎり絵講座、〇と△アート講座、音楽で学ぼう中国の文化、ヨガでここちからだも気持ちよく、フルーツコースターづくり、トークと絵本のつどい、世界にひとつのマグネットづくり、俳句に挑戦してみよう、寄せ植えをつくろう、折り染めにチャレンジ、デニムアートをしよう、ポリ袋クッキング、かんたん!パソコン講座①~④、音楽療法を体験しよう、書道でアート、毛糸のブローチ・ストラップづくり、やりくりの達人になろう講座、鹿線敷ハイキング、ジャンベを楽しまう♪、マカロニあーと、チェンバリーハープの音色を楽しまう♪、みんなでつくろう「生きもの楽園」段ボールアート、ストレッチ講座、もこもこマグネット講座、フラワーアレンジ講座、クッキング講座、バリ島の楽しさを味わおう講座、カラオケ講座、おいしいコーヒーの淹れ方講座、マジック講座 他

## 連携協議会

障害当事者や地域で生涯学習の活動をしている団体と今年度から和歌山大学教育学部教授、県庁県立学校教育課特別支援教育室室長、県庁生涯学習課企画調整班長も加わり17名で構成している。



## 受動的参加 から 主体的参加への仕掛け

「知りたい」「やってみたい」ことを表明 → 深く学びたい → 講師の助手をしたい → 自分が講座を企画したい

## 主体的 学び への仕掛け

当事者の興味関心 + 連携協議会委員・コーディネーターの学びの面白さ喜びを伝えたい + その道の精通者魅力あふれる講師陣との出会い

= 豊かな人生との出会い

衣・食・住・働が保障されていることで「生きる」ことが出来るとすれば、学びや活動・役割が保障されていることで「生きる」ことが出来る。『生』『活』を保障し「ゆめ」や「やりたいこと」を実現させるセンターです!

## 課題

- 障害福祉施設に事業継続要請がなされる中、通所による支援だけでなく、在宅支援希望者に対して、「学び」を継続的に提供していくために、どのような支援ができるか
- 知的障がい当事者がコロナ禍において、正しい知識・情報を取得し、それらをもとに主体的に考え、適切な行動をとれるようにするために、どのような支援ができるか

## 取組み前の当事者の姿

- 間違った情報を拡散してしまう
- マスクや紙類の品薄状態を極度に不安がる
- 活動自粛の意味が分からず集団での外食ツアーを企画する
- 家が安心安全な場でない、親が医療関係者など、自宅待機するでことがきかない
- 先の見通しが立たないことに対して不安がる
- コロナに似た症状が出てしまい、パニックになる
- 地活の講座・オープンスペースが中止となる情報が届かず、戸惑っている

# コロナ禍における学びの会の取組

4月6日～5月28日（以降も当面のあいだ継続の予定）

NPO法人  
障がい児・者の  
学びを保障する会



(東京都練馬区)

## 事前学習

モアタイム  
ねりま

### [ 緊急事態宣言 ]



不要不急の外出ってどんなこと？  
3蜜って何だろう？  
わたしたちの暮らしはどう変わるの？

### [ 新型コロナウイルス ]



新型コロナウイルスって何だろう？  
感染した人はどうなるの？  
感染しない・させないためには？

### [ リモート学習 ]



オンラインの仕組みを知ろう  
オンラインをうまく使って学習しよう  
実際にライブ配信してみよう

## オンライン活動 (stayhome支援)

i-LDK

《たのしく学べる様々な活動》

《居場所・相談》

フリータイム



ワークショップ

部活 ※動画マニュアルを作成して実施

モアタイム  
ねりま

## リモート学習の一例 (在宅支援)

※感染防止対策をして通所支援も並行



[ 性教育 ]



[ 文化・教養 ]

- 午前中は学習動画を配信し、午後は電話で健康確認と個別相談を受ける。(在宅の学生のみ)
- 週に1回教材や通信など郵送
- 週に1回、近況報告プログラムを設け、ライブ配信中に在宅の学生に電話をかけ、通所の学生と会話をするなど交流をしている



[ はたらくこと・暮らし ]

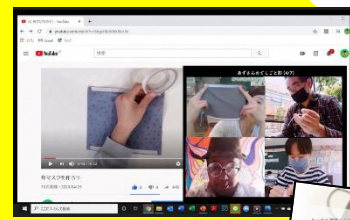


みんなで  
サンクラス

※その他、緊急避難場所として  
事業所を開ける対応をとった



ぶっち先生の  
ファッション図工  
\* 廃材で全身ブローチ



てしごと部

- マスク不足の不安を  
解消するためにテーマに

実行委員会



ZOOMとLINEの両方にチャレンジ!



お料理ライブ配信

- 知的障がい当事者発案  
のレシピをこどもたちが試作



なっちゃんゆるダン部

- 知的障がい当事者が振付を考案



# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案（読書バリアフリー法）概要

## 目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する。

## 基本理念（3条）

- ・ アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

## 国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・ 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施する。
- ・ 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施する。

## 基本的施策（9条～17条）

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）          | ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）                  |
| ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）      | ⑦情報通信技術の習得支援（15条）                          |
| ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）           | ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条） |
| ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）         | ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）                   |
| ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条） |  |

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

## 協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日：令和元年6月28日

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】

## (読書バリアフリー基本計画)

### 本計画の位置付け

- ・視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法(7条)に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定(対象期間:令和2～令和6年度)。
- ・関係者による「協議の場」(18条)として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

### 基本的な方針

#### 1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等(=音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書、オーディオブック、テキストデータ等)について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍(=点字図書、拡大図書等)を提供するための取組を推進する。

#### 2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

#### 3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

### 施策の方向性

#### 1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

#### 2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10条関係)

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

#### 3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条関係)

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等(=著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等)の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

#### 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条関係)

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

#### 5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条関係)

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

#### 6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援(14条・15条関係)

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

#### 7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技术等の研究開発の推進等(16条関係)

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

#### 8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条関係)

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成



# 地域と学校の連携・協働の推進について



文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課  
地域学校協働活動推進室



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 地域における教育力の低下

- 少子化・核家族化・都市化・情報化等の経済社会の変化
  - 地域における地縁的なつながりの希薄化
  - 地域の人間関係の希薄化
- 等

## 学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 保護者の学校に対するニーズの多様化
  - 生徒・児童指導に関わる課題の複雑化
  - 教員の働き方改革の必要
- 等

## 新学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用**、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開

## 地域 学校



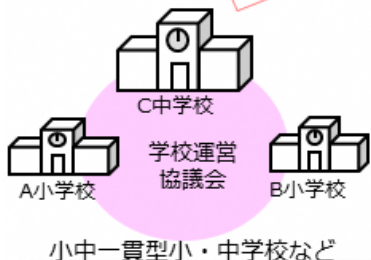
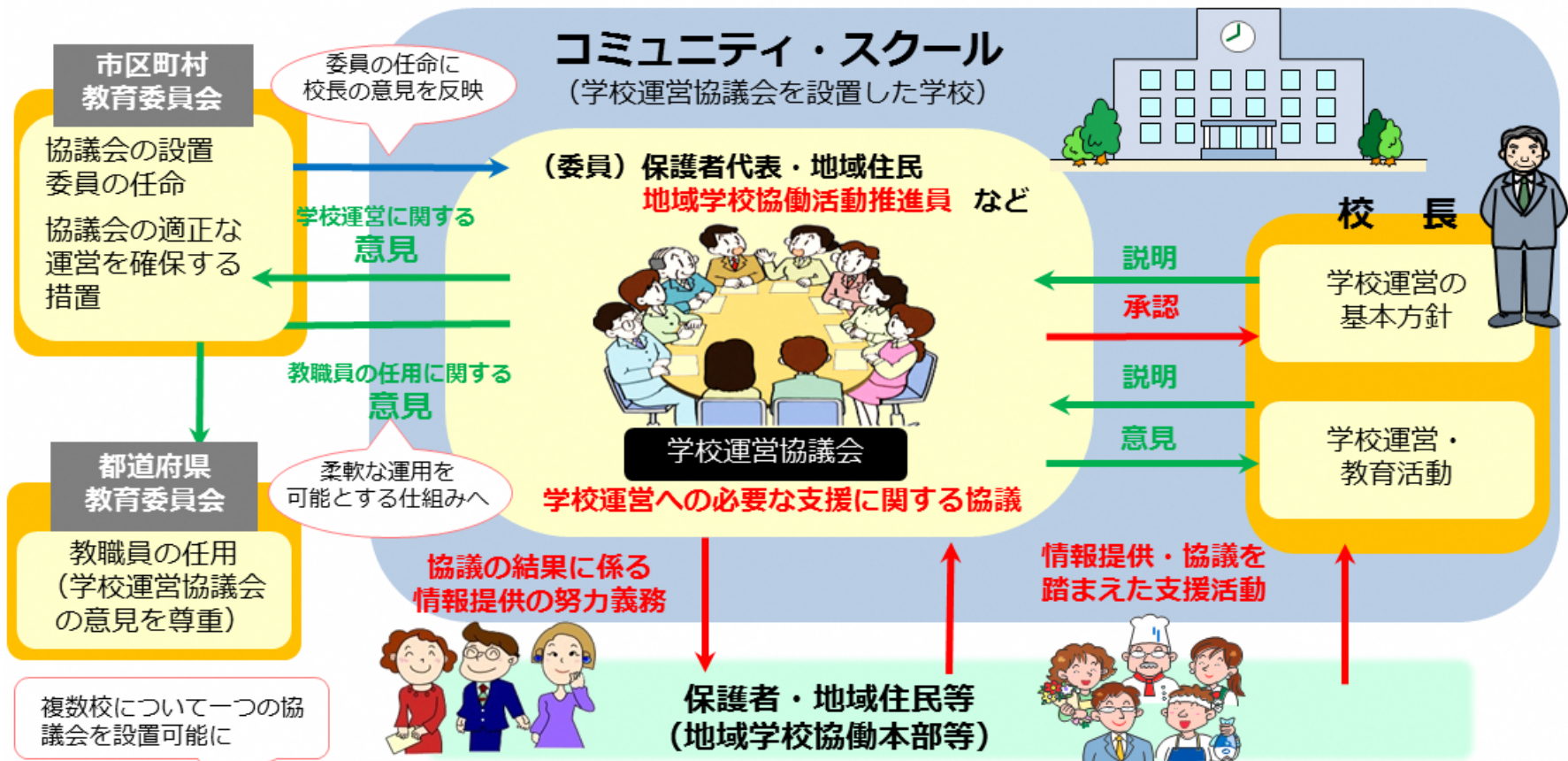
- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
- ◆ 地域学校協働活動、地域学校協働本部



地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

# 地域と学校の連携・協働 —コミュニティ・スクール

## コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



### <学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

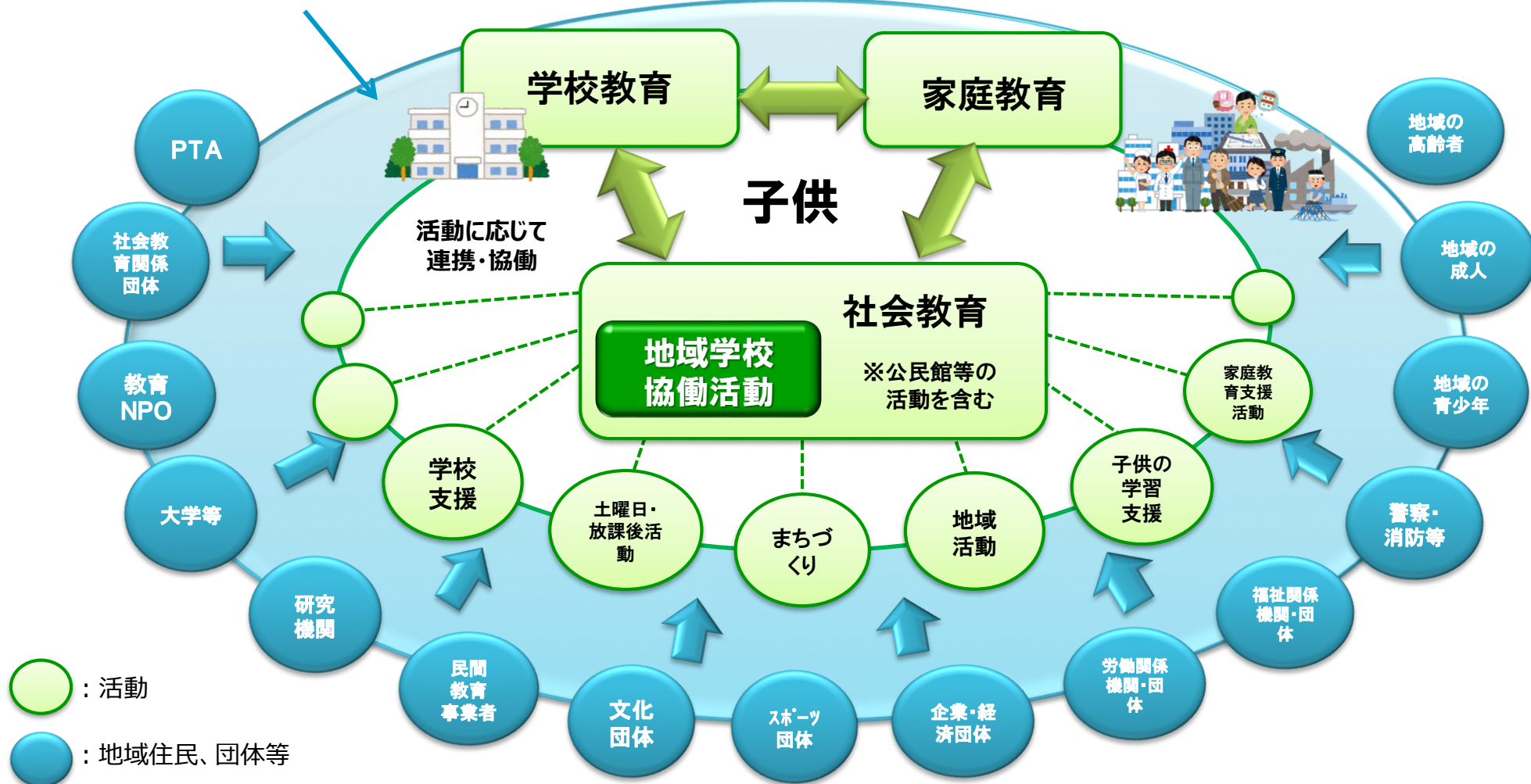
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

**コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。**

# 地域と学校の連携・協働 — 地域学校協働活動

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「**緩やかなネットワーク**」を形成



# 地域と学校の連携・協働 — 地域学校協働活動

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「**学校を核とした地域づくり**」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が連携・協働
- 社会教育法第五条第2項に定める地域住民等と学校が協働して行う活動（第五条第1項第十三号～第十五号に規定する活動）

「社会に開かれた教育課程」の実現



**放課後等の学習支援・体験活動等**  
(放課後子供教室・地域未来塾等)

**社会総掛かりでの教育活動**  
(地域産業の職場体験学習、自然体験学習、地域課題解決型学習、キャリア教育等)

○ **学校の授業の終了後、  
休日の学習及び  
その他の活動**



**学校に対する多様な協力活動**  
(防犯の見守り・本の読み聞かせ・  
学校環境整備・企業の出前授業等)

**地域学校  
協働活動**

○ **ボランティア活動、  
社会奉仕体験活動、  
自然体験活動、  
その他の体験活動**



○ **社会教育における  
学習の機会を利用  
して行った学習の  
成果を活用する  
活動**

**学びによるまちづくり**  
(防災・環境・伝統文化・地域活性化等)

**家庭教育支援活動**  
(保護者が学び合う機会づくり)



## 新しい学習指導要領

予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる

### 第1部 学習指導要領改訂の基本的な方向性

- 人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である。一方で人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。多様な文脈が複雑に入り交じった環境の中でも、場面や状況を理解して自ら目的を設定し、その目的に応じて必要な情報を見だし、情報を基に深く理解して自分の考えをまとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したり、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだしたりすることができるという強みを持っている。
- このために必要な力を成長の中で育てているのが、人間の学習である。…新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。

未来社会を切り拓くための資質・能力を育成

何ができるよう  
になるか  
学びに向かう力、人間性等

3つの柱

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な  
資質・能力を育む **「社会に開かれた教育課程」** の実現

何を学ぶか  
知識・技能

どのように学ぶか  
思考力・判断力・表現力等

アクティブ・ラーニングの視点

実施するために何が必要か

○ 学校の指導体制の充実

○ **家庭・地域との連携・協働**

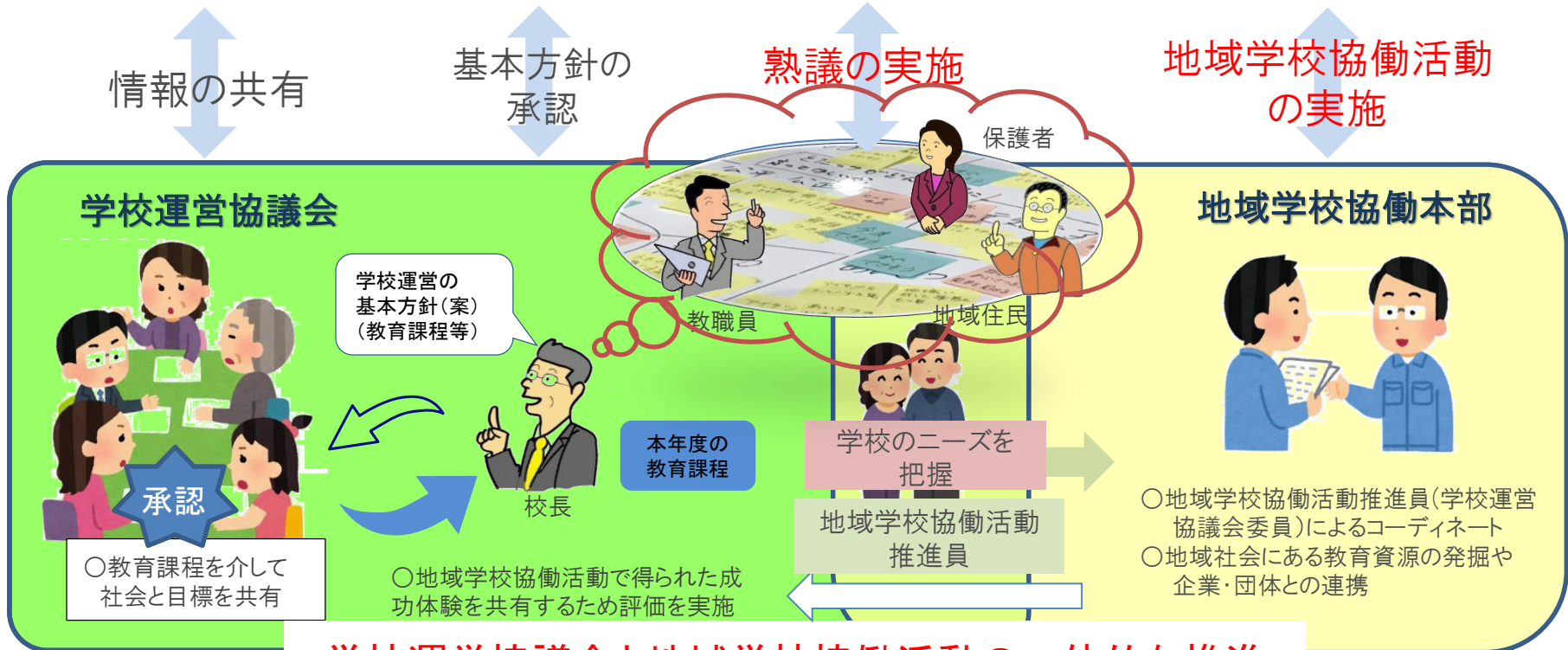
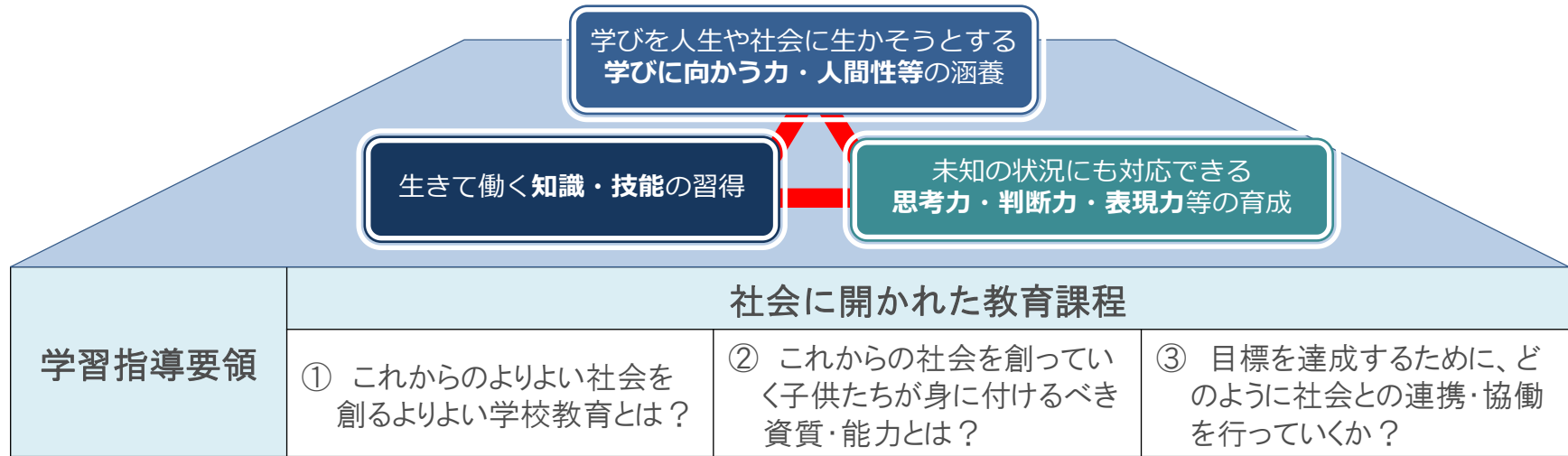
⇒「チーム学校」の取組

## ＜社会に開かれた教育課程＞

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。



# 地域と学校の連携・協働 —社会に開かれた教育課程の実現



## 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進



## コミュニティ・スクール以前の課題（まなび）



さまざまな体験活動を実施していたが・・・

- 児童は、やっているだけ、してもらおう感の強さ （お客様）
- 単発的な学校行事として行っていた
  - ・ 目的意識の弱さ
  - ・ 計画性をもった、探求的な活動になっていなかった
- 児童に関わる地域の方が 限られていた



## コミュニティ・スクール4年間の成果（まなび）



綾木学「大田・絵堂の戦い」



全校書き初め大会

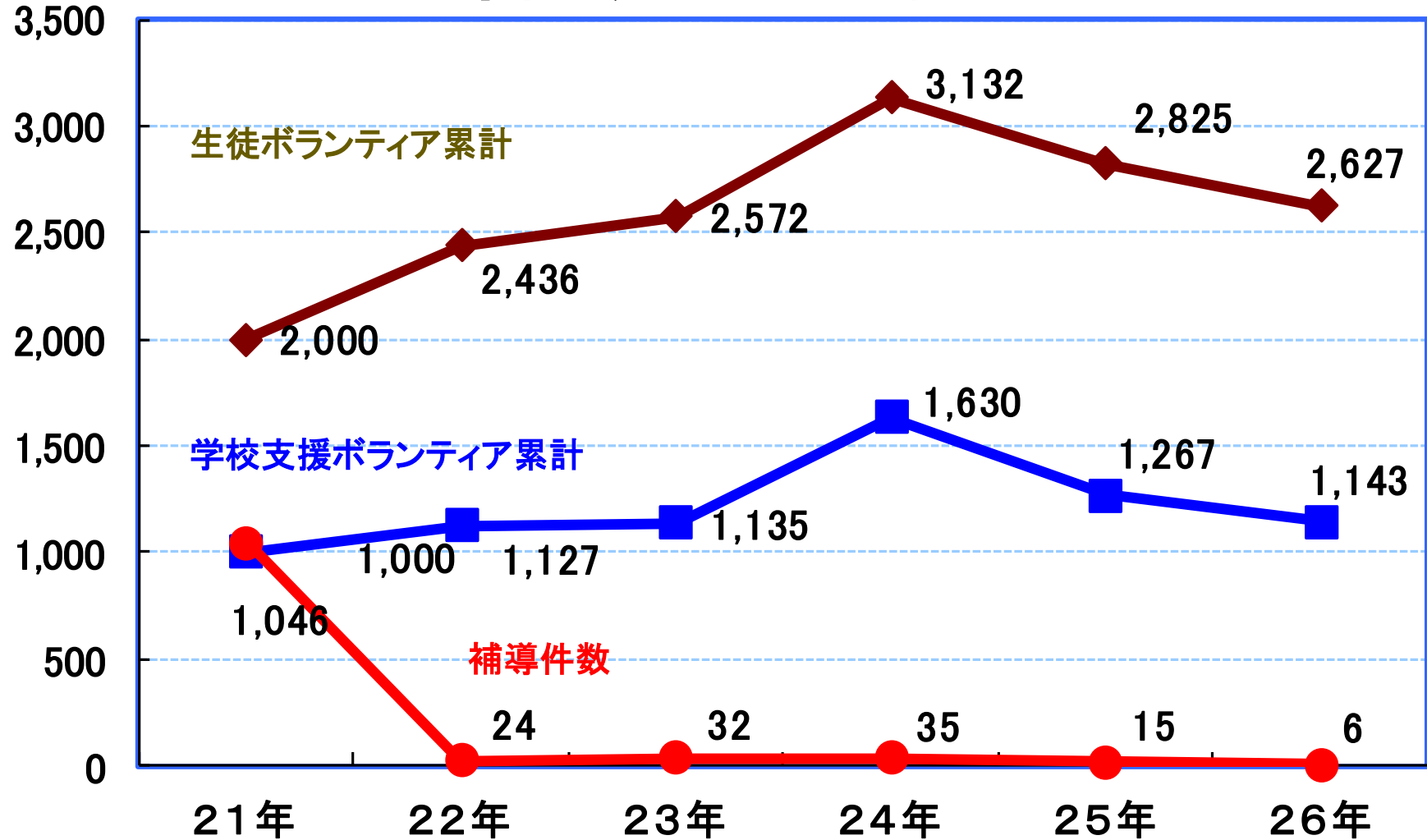


感想画の指導

地域カリキュラムを美東中学校区（みとうこぶっちゃんネット）として作成

- 児童は、**目的意識**を持ち、**自ら関わる姿**となる
- 「綾木学」を6年間を通して、**計画的**に学ぶことができる
- **本物**を学ぶことにより、生き生き真剣に取り組むが輝く
- **自分の言葉**で、学習の成果を語り、書くことができる
- 「**ふるさとが好き**」「**地域の行事への積極的な参加**」の増加
- 行事だけでなく、幅広い地域の方の参画が増えた

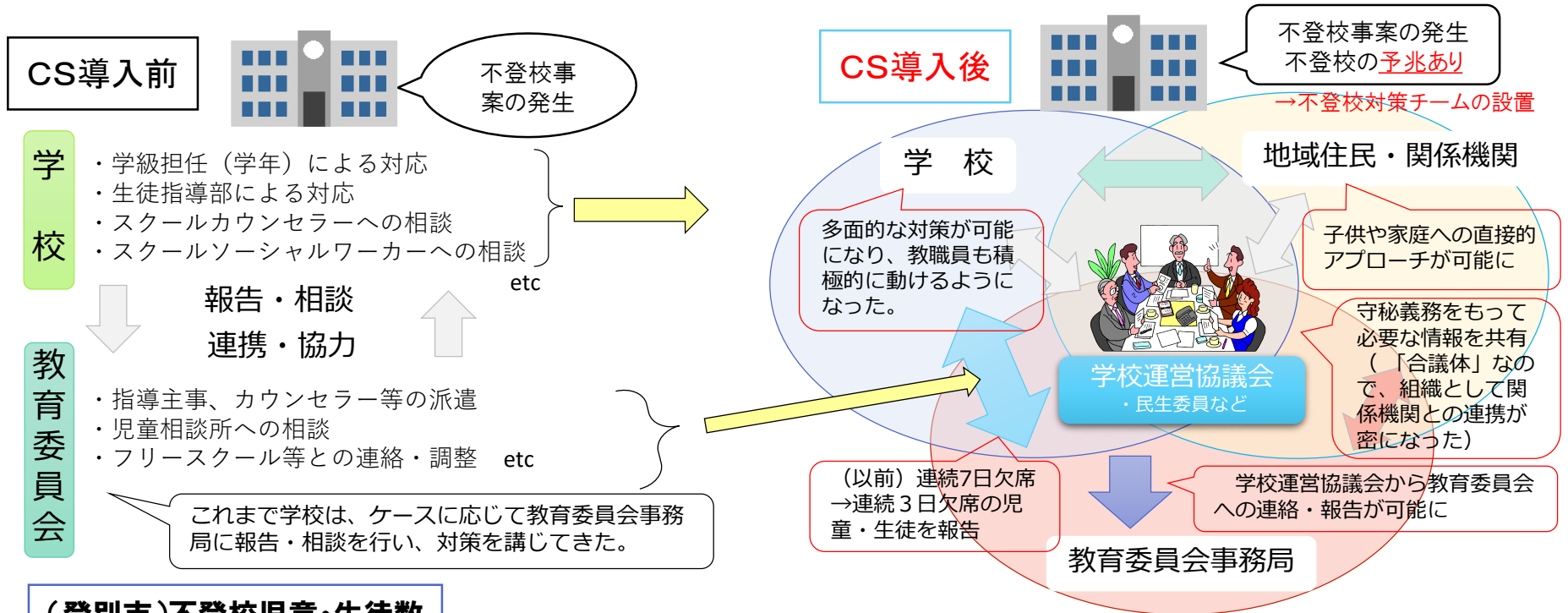
## 補導件数の減少・抑制



# 地域と学校の連携・協働 —コミュニティ・スクール（子供への効果）

## 生徒指導上の課題解決に向けた取組 ～年度別不登校児童生徒(欠席累計日数30日以上)出現の状況(北海道登別市)～

コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かした初期対応や小学校低学年時点からの組織的なアプローチ等により、**新たな不登校の発生を抑えることができています。**



### (登別市)不登校児童・生徒数

平成28年9月末現在

	CS導入前			CS導入後		
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
小学校(人)	6	7	8	5	4	0
中学校(人)	30	26	25	23	22	18
合計(人)	36	33	33	28	26	18

■学校運営協議会により、学校・教育委員会・地域住民(民生委員等)・関係機関が組織として情報を共有。協力体制の中で適切なアプローチが可能になり、不登校の発生を抑えることができています。

#### ★学校運営協議会内で情報を共有

- 教育委員会との連携
- + 学校と地域(民生委員・関係機関等)との連携・協働

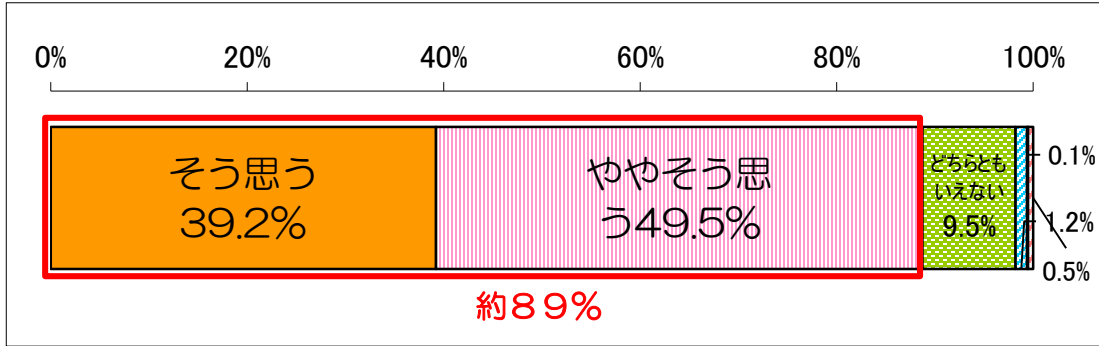
#### ★不登校対策チームの設置

- 適切な初期対応が可能
- 本人への適切なケア、家庭へのアプローチが可能に

# 地域と学校の連携・協働 —地域学校協働活動（子供への効果）

## ○コミュニケーション能力の向上

子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**コミュニケーション能力の向上**につながったと思いますか。

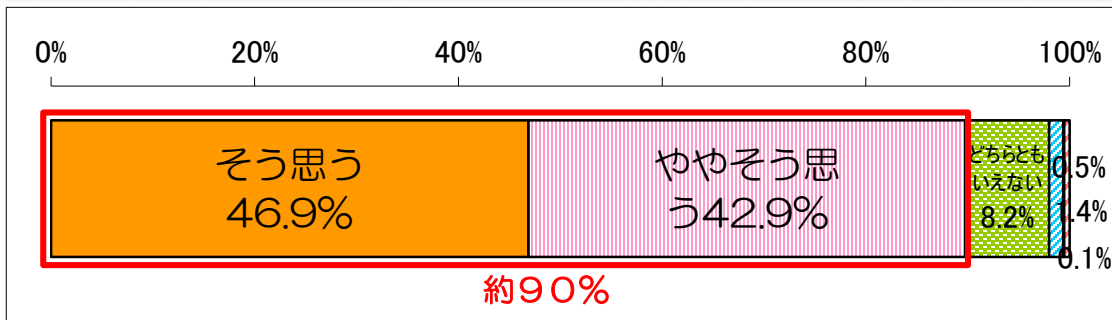


協働活動を通じて、子供たちが地域住民と知り合いになることはとても重要です。



## ○地域への理解・関心の深化

子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、**地域への理解・関心が深まった**と思いますか。



（「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。）

# 地域と学校の連携・協働 —地域学校協働活動（子供への効果）

## ○学力の向上

○ 以下の設問について肯定的に回答している学校では、特に国語に関して平均正答率が高い傾向がみられる。

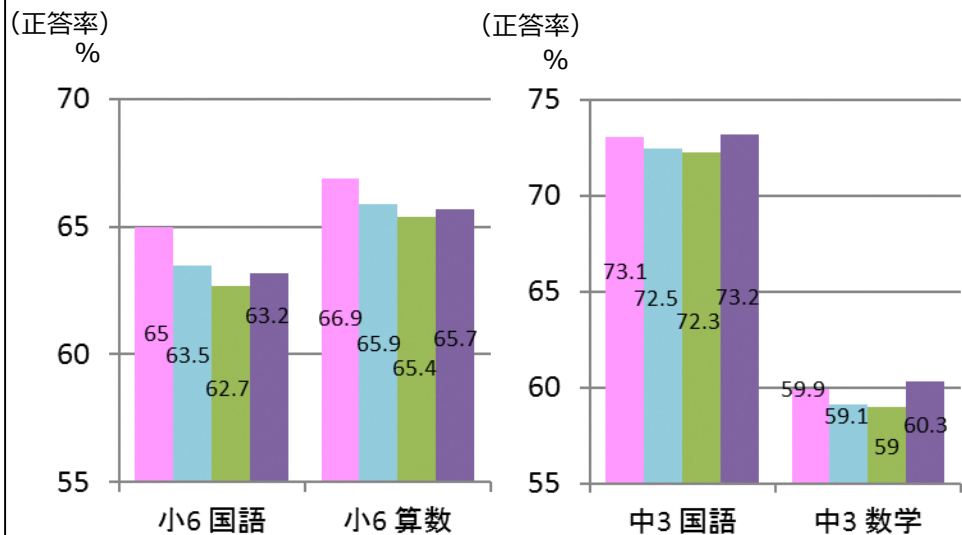
- 地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか
- 保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか

地域住民が**学校支援**などを通じて、**子供の教育に関わっている学校**では、**学力テストの結果が高い傾向**にあるようです。



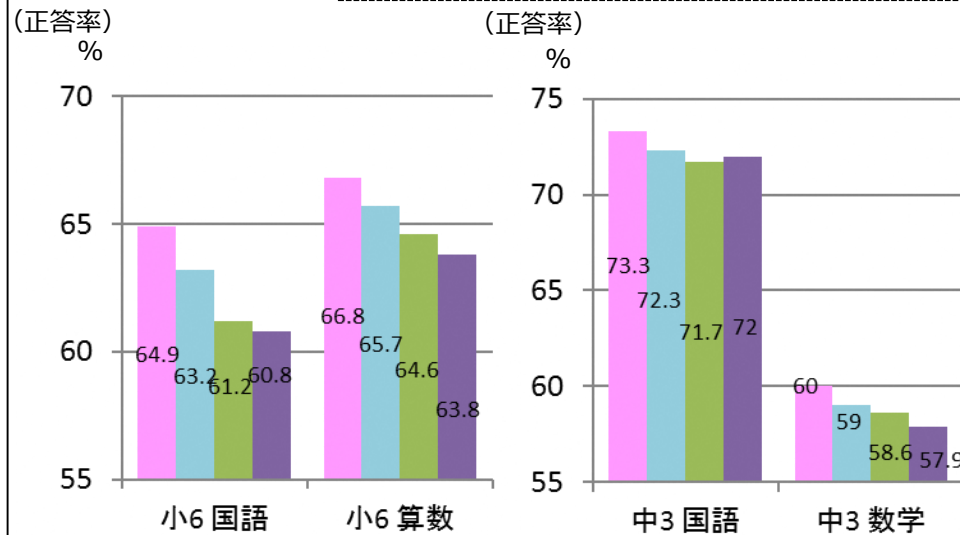
地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか

よくしている      どちらかといえば、している  
あまりしていない      まったくしていない



保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果がありましたか

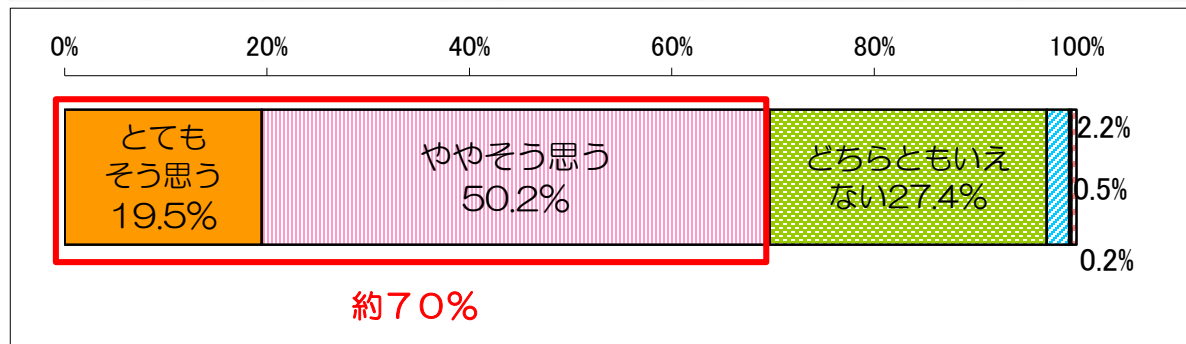
よくしている      どちらかといえば、している  
あまりしていない      まったくしていない



# 地域と学校の連携・協働 —地域学校協働活動（地域への効果）

## ○地域の活性化

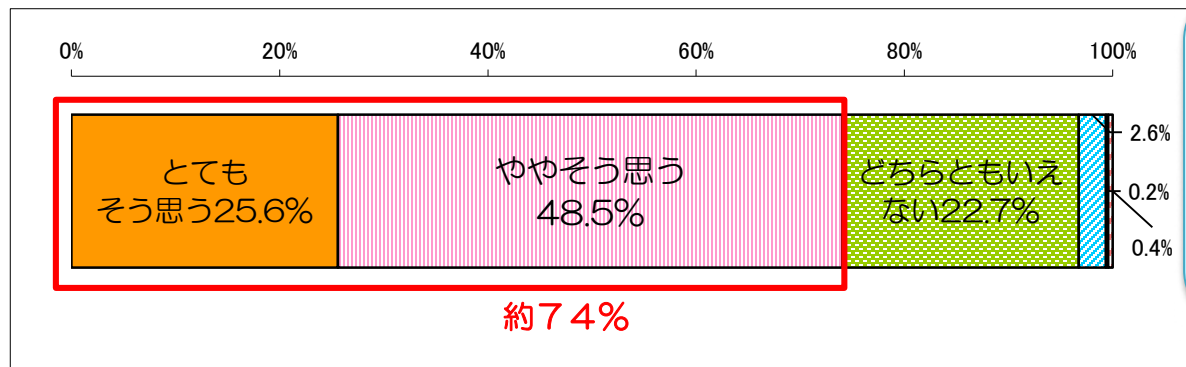
地域住民が学校を支援することにより、**地域の教育力が向上し、地域の活性化**につながったと思いますか。



活動を通じて、**地域住民同士のコミュニケーション**も深まりますね。

## ○地域住民の生きがいづくりや自己実現

地域住民の**生きがいづくりや自己実現**につながったと思いますか。



**自分の趣味を活かして、活動することができるのもよさの一つです。**





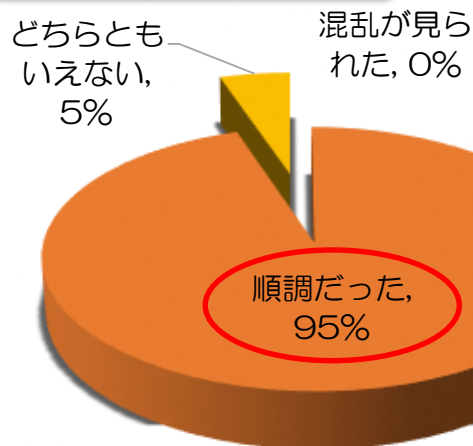
## ○被災時の自治組織の立ち上げ

東日本大震災時、避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調でしたか？



### 宮城県内の小中学校の事例

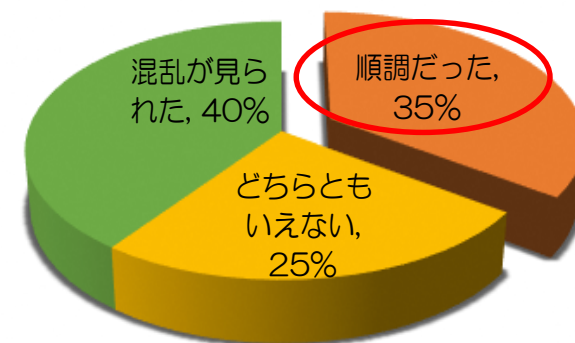
#### 学校支援地域本部設置校




地域の方から「避難所は私たちに任せて、先生は子供たちのことを考えて」というような声があがり、自治組織が速やかに組織されるなど、緊急時の分担と協働作業がスムーズに進んだそうです。



#### 学校支援地域本部未設置校



(東日本大震災後の宮城県内の小中学校長40名へのアンケート調査：文部科学省調べ)



平成28年の熊本地震でも、学校支援地域本部設置校では、地域住民、学校教職員、児童生徒の結束力が高まっていたため、避難所の運営がスムーズであったとの声が聞かれています。

(熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調べ)

協働活動を通じて、日頃から信頼関係をつくっておくことが大切ですね。



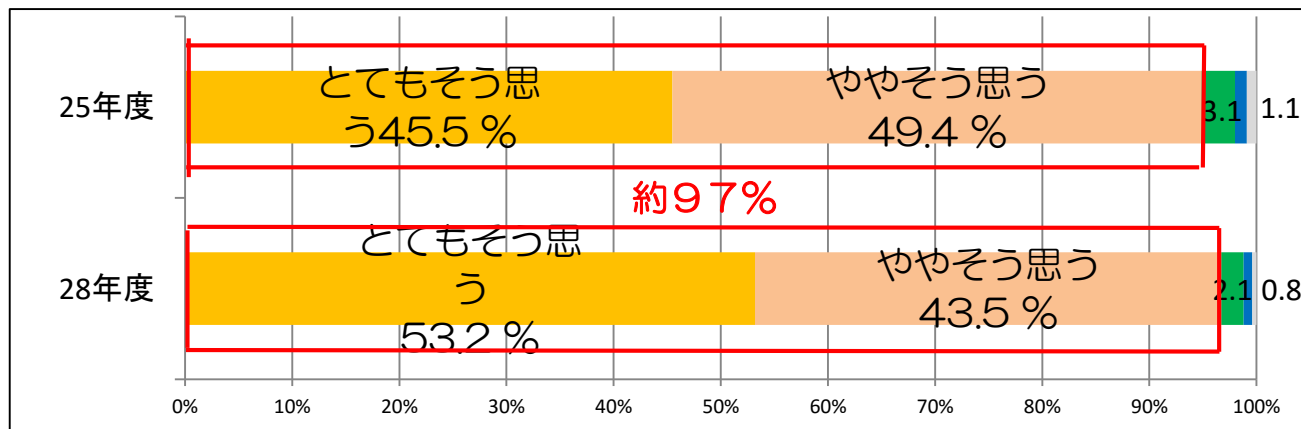
# 地域と学校の連携・協働 —地域学校協働活動（学校への効果）

## ○学校の教育水準の向上

保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動は、  
**学校の教育水準の向上**に効果があると思いますか？

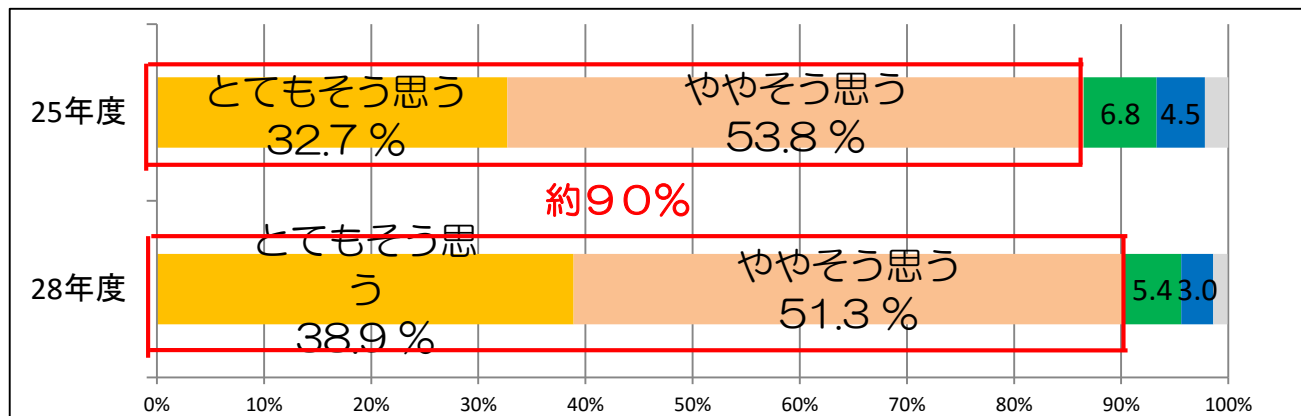


### 【小学校】



多くの学校で、地域による学校支援の活動は、**学校の教育水準の向上**により影響があると捉えられているようです。

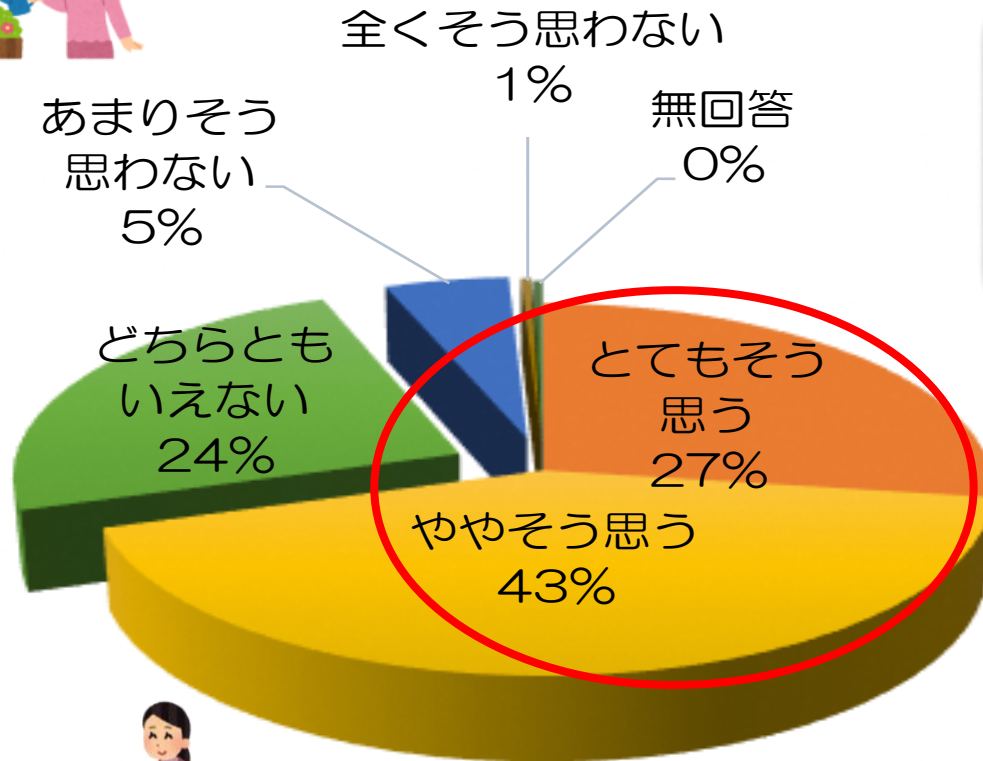
### 【中学校】



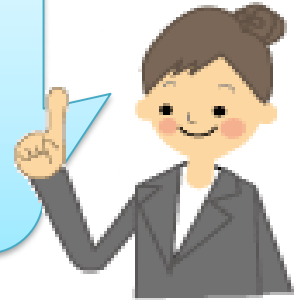
（「平成27年度地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。）

## ○教職員の指導等の時間の確保

地域住民が学校を支援することにより、  
教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができましたと  
思いますか？



**7割の学校で**  
授業や生徒指導などにより  
力を注ぐことができました  
回答されています。



立ち上げ時は一時的に  
負担があるかもしれませんが、**定着化すれば**  
**教員の負担減も期待で**  
きますね。



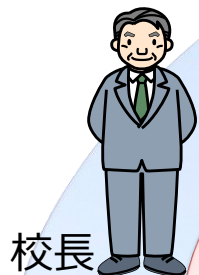
P

計画

### ● 学校運営の基本方針の承認

- ・教育課程・組織編成
- ・学校予算・施設管理

- ・地域学校協働活動に関する協議
  - 何を目的・目標にして行うのか？
  - どのように行うのか？（効果的な手段は？）
  - 学校の「教育課程」とどう関連付けるのか？



校長

### 学校運営協議会

- 【委員】
- ・保護者（PTA）代表
  - ・地域学校協働活動推進員、地域住民代表
  - ・企業・組織（青年会議所・社会福祉協議会）
  - ・接続校の管理職 等

- ・学校運営に関する意見
- ・教職員の任用に関する意見
- ・地域学校協働活動の改善

- <次年度に向けて>
- ・目的・目標の（再）設定・微修正
  - ・具体的な手段・方法の工夫・変更
  - ・何をスクラップ・統合するか？
  - ・新たな課題への対応をどうするか？
  - ・どのように「業務改善」を行うか？等

教育委員会

A

改善

### 地域学校協働本部



幅広い地域住民や団体等の参画

- 社会教育施設・団体
- 保護者
- PTA
- 文化団体
- スポーツ団体
- 企業・NPO

地域学校協働活動推進員

【地域と学校をつなぐコーディネーターの役割】

子供たちが志を果たしていける  
未来を目指して

### ・地域学校協働活動

- （放課後子供教室・地域未来塾等）の評価
- コーディネート機能
  - 多様な活動
  - 継続的な活動

・学校評価（自己評価・学校関係者評価）

### ・授業評価



D

実行

地域学校協働活動

- ・授業補助
- ・ふるさと学習
- ・課題解決学習
- ・キャリア教育支援
- ・読み聞かせ
- ・登下校の見守り
- ・放課後子供教室
- ・学校行事
- ・地域行事 等

C

評価 19

# 参考資料

# 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）【抜粋】

## 第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

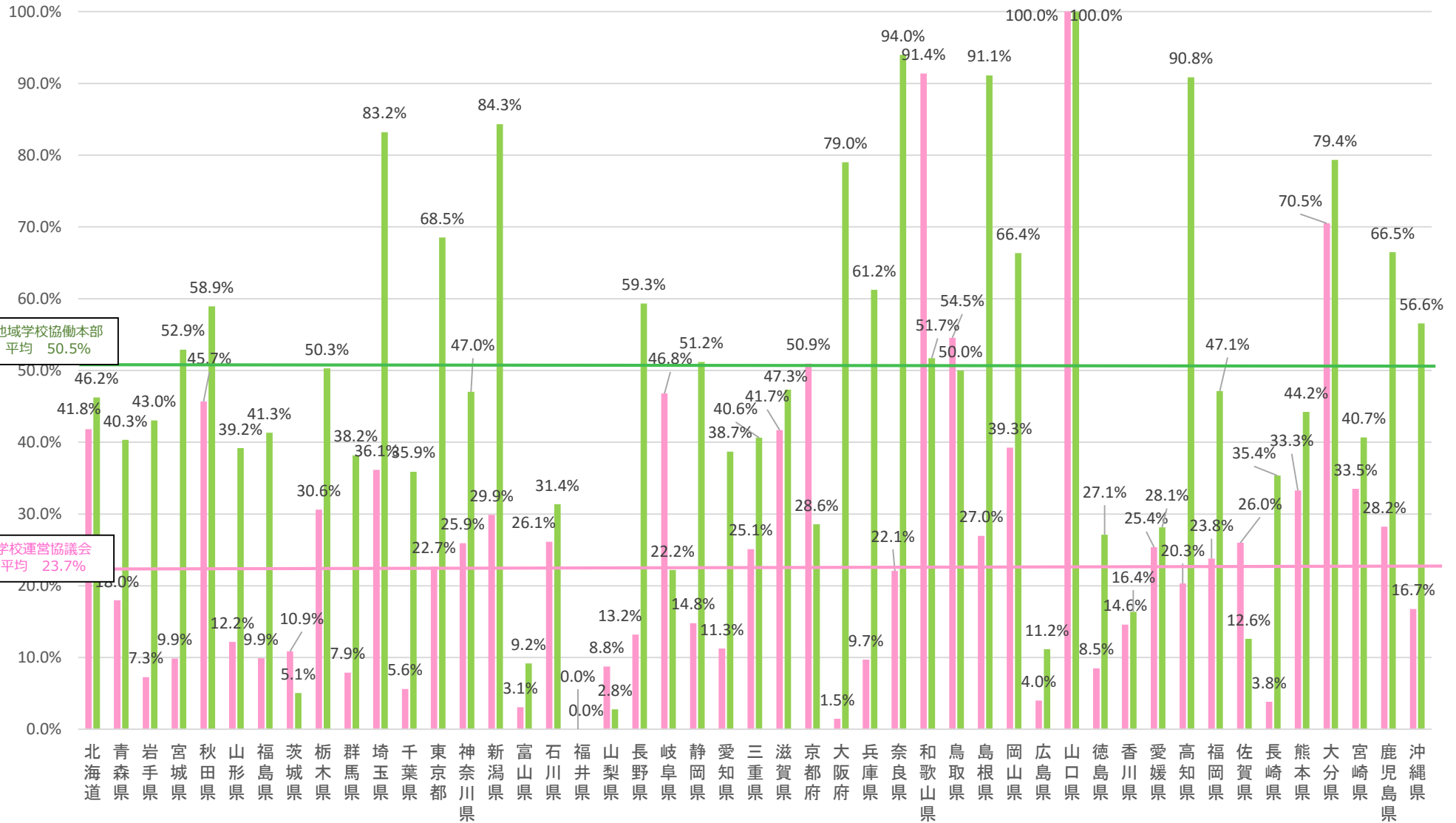
## 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

# コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率（都道府県別）

学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数：6,767校（小学校：4,618校、中学校：2,099校、義務教育学校：50校）  
 地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,390校（小学校：9,843校、中学校：4,499校、義務教育学校：48校）  
 （全国の地域学校協働本部数：9,387本部）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては調査の対象外としている。  
 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2019年5月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定も含む））による。

# 地域と学校の連携・協働体制構築事業

(旧 地域学校協働活動推進事業) (前年度予算額

令和2年度予算額

6,737百万円

5,924百万円)

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

## 目標

2022年度までに全小中学校区において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。その際、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進を図る。

## 事業内容

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**」と「**地域学校協働活動**」を**一体的に推進**するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。  
 「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「**地域学校協働活動推進員**」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するほか、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援する。これらの活動を通じ、各地方自治体における地域と学校との連携・協働を進め、**社会全体の教育力の向上及び地域の活性化**を図る。

## 補助要件

- ① コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
- ② 地域学校協働活動推進員を配置すること

## 補助対象

- 学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化**
- ① 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
  - ② 地域における学習支援・体験活動

## 概要

地域学校協働活動推進員を中心に、協働活動支援員や協働活動サポーターなど様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



## 地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

### 【重点的に補助を行う地域学校協働活動】

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動  
 例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
  - ① 登下校に関する対応
  - ② 放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
  - ③ 児童生徒の休み時間における対応
  - ④ 校内清掃
  - ⑤ 部活動
- 地域における学習支援・体験活動（放課後等における学習支援活動等）



地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

<具体的な措置内容>

## 令和2年度 文教関係地方財政措置

### ◇学校運営協議会の設置

学校運営協議会を設置する学校に対し、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費として、積算上、学校運営協議会委員報酬及び会議費等を措置

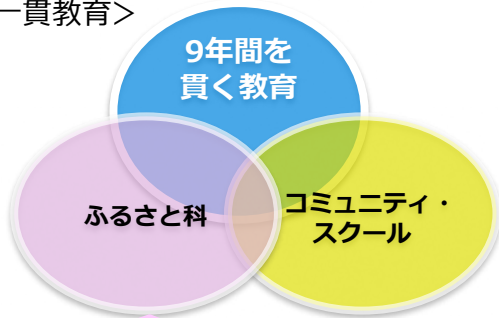
# 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例（岩手県大槌町）

## 小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校の課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

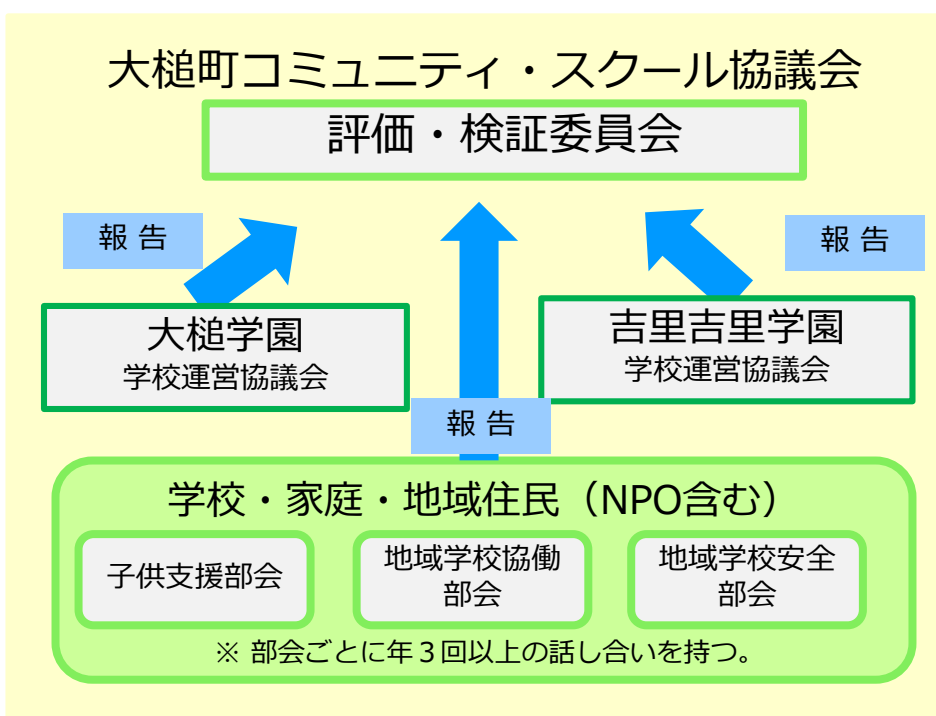
- 教育環境の復興
  - 安心して学べる新しい学校の建設
  - 9年間の継続性を持った心のケア
- 学校だけでは解決できない課題解決への取組
  - 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

<大槌町の小中一貫教育>



・次代を背負って立つ子供たちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年に設置。  
 ・生活科と特別活動の一部、総合的な学習の時間の全てを充てて実施

- ① 地域への愛着を育む学び
  - ・地域の歴史や特産、郷土の文化等の学習
- ② 生き方・進路指導を充実させる力を育む学び
  - ・職場体験活動、沿岸地区の仮設店舗での体験学習の実施等
- ③ 防災教育を中心とした学び
  - ・「いきる・かかわる・そなえる」防災学習



委員会名 部会名	主な活動内容（協議内容）	主なメンバー
評価・検証委員会	○学校運営協議会の報告 ○各部会の今年度の方針 ○目標設定・効果測定について	学校運営協議会長、PTA会長・副会長、教育委員、各学校長、各部部长、教育委員会等
子供支援部会	○放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について	教員、保護者、地域住民、保健福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、NPO等
地域学校協働部会	○「ふるさと科」の推進について ○地域ボランティアについて	教員、保護者、地域住民、学校支援地域コーディネーター、商工会、教育委員会、NPO等
地域学校安全部会	○通学路交通安全プログラムの実施 ○学校安全計画の検討	教員、保護者、警察、消防署、消防団、三陸国道事務所、沿岸広域振興局道路整備課、大槌町役場職員、教育委員会等

本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミュニティのつながりとなり、家庭・地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。

# 地域と学校の連携・協働 – 地域と学校の連携・協働の推進がカリキュラム・マネジメントに寄与した事例 – (島根県益田市立豊川小学校)

地域と学校の連携・協働の推進により、社会教育コーディネーターを中心に、地域ぐるみで子供を育む方向性を共有。活動を協働化し、カリキュラム・マネジメントにも寄与。

➤ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の教育力も高まり、大人も子供も学び合う「学びの循環」へ

## 学校運営協議会 / 地域の協議会 での協議・連携

### 学校運営協議会

校長、教職員、**社会教育コーディネーター**、公民館、保育園、PTA、自治会代表 等

地域の協議会が推薦した者を学校運営協議会の委員に任命

学校の教育目標や校内研究の取組、子供の状況を共有

### 地域の協議会

公民館、連合自治会、社会福祉協議会、民生児童委員、保育園、小学校、中学校、PTA、**社会教育コーディネーター**等



## 授業の実施

地域の特性や実情を踏まえて行う一部の授業について、**地域住民と連携して実施**。授業前に地域住民と指導案・ねらいを共有し、地域住民も授業に参画。指導案を踏まえて地域住民からも児童へ質問の投げかけ。

(授業で子供たちが作物を栽培する单元において、教師だけでは難しい大豆の栽培から豆腐作りまでを、地域住民の協力を得て実施)

## 振り返り

授業実施後、学校運営協議会の委員を中心に、**地域住民も授業の研究協議に参加**。



## カリキュラム・マネジメント

授業後、ねらいを達成した次年度以降も豆腐作りの活動が継続されていたが、**学校・社会教育コーディネーター・公民館の協議により、公民館活動に切り替えて継続**

➤ 社会教育コーディネーターが調整し、学校・地域の双方にとってより良い手法に転換することができ、児童の学びの充実にもつながった。

# 「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

## 「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページをリニューアルしました。

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になられる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

学校と地域でつくる  
学びの未来  
School Home Community

文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY/JAPAN

文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問い合わせ  検索

自治体の方

学校教職員の方

地域学校協働活動推進員  
(コーディネーター)の方

保護者・地域の方

企業・団体の方

ホーム

国の取組

全国の実践事例

企業等による教育プログラム

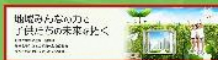
関連資料・パンフレット

## 地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、  
教育と子供たちの明日へ心を寄せる  
すべての方々に支えられています。



一時停止



未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。



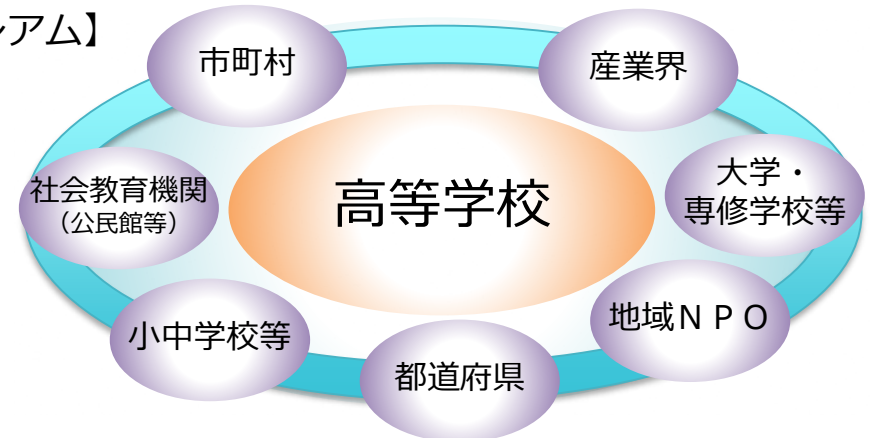
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学び未来”で検索

新高等学校学習指導要領を踏まえ、地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

## 高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発

## 【コンソーシアム】



## 地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

(R2新規指定 14校)  
(R1指定校 51校)

### 【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔 ※専門学科を中心に実施  
(指定校数 15校) 〕

### 【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔 ※普通科を中心に実施  
(指定校数 26校) 〕

### 【グローバル型】

グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成

〔 ※全学科を対象に実施  
(指定校数 24校) 〕

## 【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築、成果普及のための全国サミット等を実施

# 地域との協働による高等学校教育改革推進事業 指定校一覧（令和2年度）



文部科学省

## プロフェッショナル型【15件】

都道府県	設置者	学校名	実施学科	指定
秋田県	県立	金足農業高等学校	農業	R2
栃木県	県立	宇都宮工業高等学校	工業	R1
福井県	県立	科学技術高等学校	工業	R2
長野県	県立	飯田OIDE長姫高等学校	工業・商業	R1
岐阜県	県立	岐阜工業高等学校	工業	R1
愛知県	県立	愛知商業高等学校	商業	R1
三重県	県立	四日市工業高等学校	工業	R1
京都府	府立	京都すばる高等学校	商業	R1
兵庫県	県立	佐用高等学校	家庭	R2
島根県	県立	出雲農林高等学校	農業	R1
島根県	県立	情報科学高等学校	商業	R2
山口県	県立	田布施農工高等学校	農業	R1
愛媛県	県立	小松高等学校	家庭	R1
福岡県	県立	<small>かしい</small> 香椎高等学校	家庭	R1
熊本県	県立	天草拓心高等学校	農業	R1

## 地域魅力化型【26件】

都道府県	設置者	学校名	指定
岩手県	県立	大槌高等学校	R1
宮城県	県立	石巻西高等学校	R1
山形県	県立	新庄北高等学校	R1
山形県	県立	小国高等学校	R1
埼玉県	県立	小川高等学校	R1
東京都	都立	八丈高等学校	R2
神奈川県	県立	山北高等学校	R1
福井県	県立	鯖江高等学校	R1
福井県	県立	三国高等学校	R2
長野県	県立	白馬高等学校	R1
静岡県	県立	熱海高等学校	R1
静岡県	私立	浜松学芸高等学校	R1
三重県	公立	飯南高等学校	R1
兵庫県	公立	生野高等学校	R1
兵庫県	公立	村岡高等学校	R2
島根県	公立	松江東高等学校	R1
島根県	公立	平田高等学校	R1
島根県	公立	矢上高等学校	R2
岡山県	公立	<small>わけしずたに</small> 和気閑谷高等学校	R1
徳島県	公立	城西高等学校神山分校	R1
愛媛県	公立	三崎高等学校	R1
高知県	公立	大方高等学校	R2
長崎県	公立	松浦高等学校	R2
熊本県	公立	上天草高等学校	R1
宮崎県	公立	飯野高等学校	R1
宮崎県	公立	宮崎南高等学校	R1

## グローバル型【24件】

都道府県	設置者	学校名	指定
北海道	道立	登別明日中等教育学校	R1
山形県	私立	九里学園高等学校	R1
山形県	県立	山形東高等学校	R1
福島県	県立	ふたば未来学園中学・高等学校	R2
千葉市	市立	稲毛高等学校・附属中学校	R1
東京都	私立	昭和女子大学附属昭和高等学校	R1
福井県	県立	丸岡高等学校	R1
山梨県	県立	甲府第一高等学校	R2
長野県	県立	長野高等学校	R1
静岡県	県立	<small>はいばら</small> 榛原高等学校	R1
愛知県	私立	星城高等学校	R1
愛知県	私立	名古屋国際中学校・高等学校	R1
三重県	県立	宇治山田商業高等学校	R1
兵庫県	県立	<small>かいばら</small> 柏原高等学校	R1
兵庫県	県立	兵庫高等学校	R2
奈良県	県立	<small>うねび</small> 畝傍高等学校	R1
奈良県	私立	育英西中学校・高等学校	R1
和歌山県	私立	和歌山信愛中学校・高等学校	R1
島根県	県立	隠岐島前高等学校	R2
岡山県	県立	岡山城東高等学校	R1
香川県	県立	高松北高等学校	R1
愛媛県	県立	松山東高等学校	R1
高知県	県立	室戸高等学校	R1
宮崎県	県立	五ヶ瀬中等教育学校	R1

# 学校における働き方改革の取組状況について

初等中等教育局財務課

# 勤務実態の現状と分析①

## ○教員の1週間当たりの学内勤務時間(※持ち帰り時間は含まない)



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、勤務時間が増加している

## 平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ▶ 若手教師の増加
- ▶ 総授業時数の増加  
(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ▶ 中学校における部活動時間の増加  
(平日:7分、土日:1時間3分)

## ○業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)

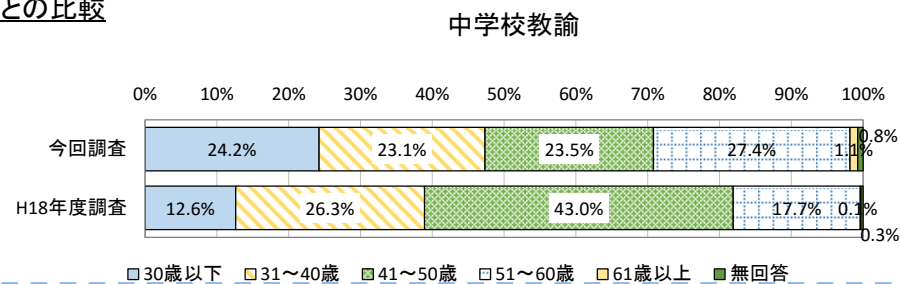
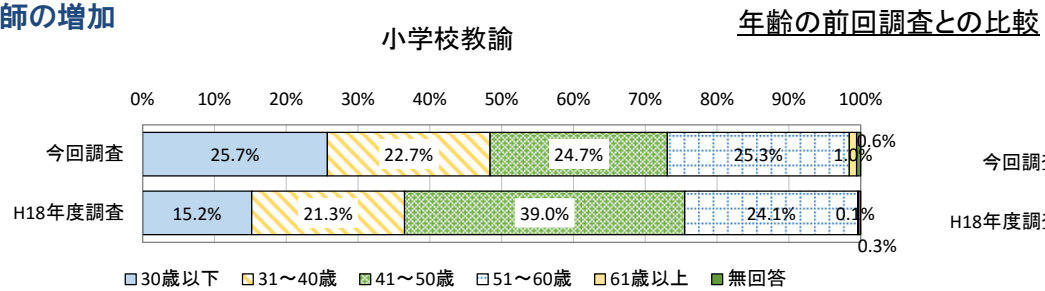
平日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20			0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04	0:31	-0:07	0:06		
事務(調査回答)	0:01			0:01		
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07			0:03		
授業(補助)	0:01	0:00	+0:08	0:00	0:00	+0:03
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00			0:00		
個別打ち合わせ	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務(調査回答)	0:00			0:00		
事務(学納金)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

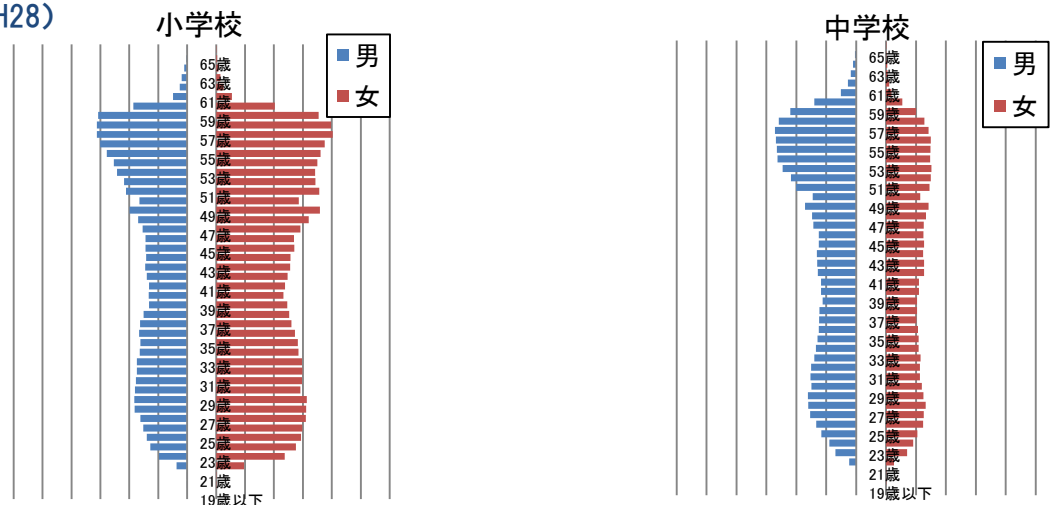


# 勤務実態の現状と分析②

## ○若手教師の増加



## ○教師の年齢構成(H28)



出典:平成28年学校教員統計

平成29年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31年1月 中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」をとりまとめ

- 第1章 学校における働き方改革の目的
- 第2章 教員の勤務の長時間化の現状と要因
- 第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- 第5章 学校の組織運営体制の在り方
- 第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度
- 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
- 第8章 改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

# 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について①

## 学校における働き方改革の目的<第1章>

- 学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること
- 志ある教師の過労死等が社会問題になっているが、子供のためと必死になって文字通り昼夜、休日を問わず教育活動に従事していた志ある教師が、適切な勤務時間管理がなされていなかった中で勤務の長時間化を止めることが誰もできず、ついに過労死等に至ってしまう事態は、本人はもとより、その遺族又は家族にとって計り知れない苦痛であるとともに、児童生徒や学校にとっても大きな損失である。さらに、不幸にも過労死等が生じてしまった場合に、勤務実態が把握されていなかったことをもって、公務災害の認定に非常に多くの時間がかかり、遺族又は家族を一層苦しめてしまうような事例も報告されている。この点については、勤務時間管理の徹底や「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた各地方公共団体の規則等に基づく勤務時間管理の徹底、学校や教師の業務の明確化・適正化による勤務の縮減を図り、一刻も早く改善しなければならない。こうした志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、我々は、学校における働き方改革を実現し、根絶を目指して以下に述べる必要な対策を総合的に実施していく必要がある。

## 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進<第3章>

- 労働安全衛生法の改正を踏まえ、勤務時間管理を徹底。公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定、その実効性を高めるための制度的工夫を行い改革の始点とする。
- ストレスチェックや産業医への相談等、労働安全衛生管理体制の整備を徹底。人事評価や学校評価を通じ、教職員一人一人の意識改革を進める。

### 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(平成31年1月25日文部科学省策定)

※改正給特法第7条を踏まえ、「指針」に格上げ(令和2年1月17日文部科学省告示)

#### ○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる 在校時間を対象とすることを基本とする(所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く)。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について 外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする(休憩時間を除く)。

#### ○上限の目安時間

① 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内 ② 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで)

# 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について②

## 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化<第4章>

○ これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施**。  
(右表の通り)

○ 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、**学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するか**の決断。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

## 学校における働き方改革の諸施策の実施による在校等時間の縮減の目安の例

### 【小学校】

○ **登校時間等の見直し**による出勤時刻の適正化

→ 平日45分 × 約200日(長期休業を除く平日) : **年間約150時間**

(※) 小学校における一般的な正規の勤務開始時刻 8:15

教員勤務実態調査(平成28年度)の平均出勤時刻 7:30 → 差:45分

### 【中学校】

○ 中学校の部活動指導の適正化

① **部活動ガイドライン**で示された活動時間等の遵守

(学期中: 平日1日・休日1日の休養日)

→ 平日41分 × 43週(52週-長期休業9週) : 年間約30時間

休日2時間9分 × 43週(52週-長期休業9週) : 年間約90時間

**合計: 年間約120時間**

○ **統合型校務支援システムの活用**による成績処理等に係る負担軽減

→ 平日30分 × 約245日(勤務日) : **年間約120時間**

(※) 北海道の事例によると、年間平均換算116.9時間 1日あたり29分の軽減

② **部活動指導員等の外部人材の活用**

(学期中: 平日1日・休日1日, 長期休業中: 20日)

→ 学期中: 年間約120時間 + 長期休業中: 20日 × 2時間9分 : **年間約160時間**

(※) 長期休業中の時間を教員勤務実態調査(平成28年度)の土日の中学校の部活動2時間9分と仮定

# 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について③

## 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化<第4章>

- 業務の明確化・適正化を確実に推進するため、
  - ・ 文部科学省は、条件整備とともに、
    - ①学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出、
    - ②関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底、
    - ③市町村単位の在校等時間の公表など業務改善が自走する仕組みの確立、
    - ④学校に新たに業務を求める場合のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、などの責任を確実に果たす。
    - ・ 教育委員会は、新たに学校に業務が生じる場合について、スクラップ・アンド・ビルドの観点から仕分けを実施。
    - ・ **校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減**
  - (例)夏休み期間の**プール指導**、勝利至上主義の**早朝練習の指導**、内発的な研究意欲がない**形式的な研究指定校としての業務**、**運動会等の過剰な準備等**
  - ・ 学校が担ってきた業務の見直しに当たっては、安全配慮義務など学校の責任についての法的な整理を踏まえる必要。



- 答申を踏まえ、学校における働き方改革を強力に推進するため、平成31年1月25日に**大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を省内に設置**。  
推進本部において、**文部科学大臣メッセージを公表**。

- 学校関係者や保護者・地域の方々など社会全体に向けて、「**学校の働き方改革**」の趣旨・目的等を**広く知って頂くため**、公式プロモーション動画を制作し、**平成31年3月8日に公開**。  
(公開後5日間で1万回以上、6.5万回以上(令和2年4月10日時点)視聴)

- また、校長等が適切に勤務時間管理を行えるよう、その基本となる関係法令や「**上限ガイドライン**」等について、文部科学省担当職員がわかりやすく解説する動画を公開。

- その他、政府広報を活用し、学校における働き方改革に関する学校の取組等を紹介。

- 学校週5日制の完全実施に伴い**夏休みに研修等の業務の実施を求めてきた平成14年の通知を廃止**し、**学校閉庁日の設定等を促す**とともに、ICTの活用を含めた研修の整理・精選、部活動の適正化、高温時のプール指導の削減等、**長期休業中の業務の見直しを求める**新たな通知を発出。**5**



# 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について④

## 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備<第7章>

○ 上記の方策の実施のためには環境整備が必要。教職員定数の改善や専門・外部スタッフ等の確保等の条件整備を行う。



### 文部科学省として、以下の通り環境整備を推進【令和2年度予算】

#### ◆学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

##### ● 学校の指導体制の充実－教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上－

- ▶ 義務教育9年間を見通した指導体制支援（小学校英語専科指導を含めた専科指導の充実） . . . +3,201人  
※ 小学校における質の高い英語専科指導教員の配置充実（+1,000人）、学校における働き方改革の観点から、小学校のチームティーチングのための加配定数の一部について、専科指導のための加配定数に発展的に見直した上で（▲2,000人）、小学校高学年における教科担任制を含む専科指導の積極的取組への支援（+2,201人）
- ▶ 中学校における学びや生活に関する課題への対応 . . . + 100人

##### ● 学校の運営体制の強化－校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減－

- ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） . . . + 20人
- ▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 . . . + 20人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+3,726人の改善。（振替2,000人を除く改善は+1,726人）

※ 平成29年3月の義務標準法改正により、通級指導や外国人児童生徒に対する日本語指導教育等のための加配定数について、基礎定数化。

通級による指導に係る教員定数	児童生徒13人に対し教員1人（現状16.5対1）
外国人児童生徒等教育に係る教員定数	児童生徒18人に対し教員1人（現状21.5対1）

#### ◆教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充 . . . 67億円  
【SC:全公立小中学校27,500校、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】  
【SSW:10,000全中学校区、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
- スクール・サポート・スタッフの配置 . . . 19億円【4,600人(+1,000人)】  
※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教師のサポート
- 中学校における部活動指導員の配置 . . . 11億円【10,200人(+1,200人)】
- 学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材の配置を支援 . . . 32億円【8,000人(+300人)】

# 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について⑤

## 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備<第7章>

- 今後引き続き、教育課程の在り方、教員免許制度の改善、新時代の学びにおける先端技術の活用、小規模校の在り方等について検討が必要。



- こうした提言も踏まえ、平成31年4月17日に中央教育審議会に対し、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問。

## 中央教育審議会において審議をお願いしたい事項(概要)

### 1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方等

### 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方等

### 3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方等

### 4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

# 答申の主なポイントと答申を踏まえた文部科学省における取組について⑥

## 改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ<第8章>

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査(平成28年度)と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

## 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度改革<第6章>

### ○ 給特法の今後の在り方

- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要とすることは、現状を追認する結果になり、働き方の改善につながらない、また、学校において現実に対応可能ではない。
- ・ したがって、給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出すことが求められる。
- ・ なお、教職調整額が「4%」とされていることについては、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、必要に応じ中長期的な課題として検討すべき。

### ○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・ かつて行われていた「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、選択肢の一つとして検討。
- ・ 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき。
- ・ 導入の前提として、文部科学省等は①長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組みべき、②学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保できるよう措置すべき。

- 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、教師に関する労働環境について、給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討。

…我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。

# 公立学校における働き方改革の推進（全体イメージ）

## 学校における働き方改革の目的

- 教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること

## 教師の勤務の長時間化の現状と要因

- 教員勤務実態調査（平成28年度）の結果等から、長時間勤務の要因を分析〔前回平成18年度調査〕

教諭の1週間当たりの学内勤務時間  
（※持ち帰りは含まない）

小学校：57時間29分〔53時間16分〕 中学校：63時間20分〔58時間06分〕

## 平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ① 若手教師の増加
- ② 総授業時数の増加（小学校：1.3コマ増、中学校：1コマ増）
- ③ 中学校における部活動時間の増加（平日7分、土日1時間3分）

## 学校における働き方改革の実現に向け、着実に施策を展開

### ☑ 上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）

➡ ガイドラインを「指針」に格上げし、在校等時間の縮減の実効性を強化  
法改正

### ☑ 学校・教師の業務の適正化

- ・ 何が教師の仕事かについての社会における共有（大臣メッセージ、プロモーション動画等）
- ・ 部活動ガイドライン、学校給食費徴収・管理ガイドライン、留守番電話の設置
- ・ 校長の勤務時間管理の職務と責任の共有（『やさしい！勤務時間管理講座』動画）
- ・ 労働安全衛生管理の徹底

### ☑ 学校における条件整備

- ・ 教職員定数の改善
- ・ 部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど専門スタッフ・外部人材の活用

### ☑ 改革サイクルの確立

- ・ 改革の取組状況を市町村ごとに把握し公表、効果的な事例の横展開

### ☑ 中央教育審議会における更なる検討

- ・ 義務教育9年間を見通した教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討（平成31年4月17日に中教審に諮問）

### ☑ 休日の「まとめ取り」の推進

- ・ 学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化について（令和元年6月28日付け通知）

➡ 地方公共団体の判断により、休日の「まとめ取り」導入ができるよう、一年単位の变形労働時間制の適用を可能に（選択的導入）  
法改正 ※骨太方針2019に記載

- 勤務条件条例主義（ただし、地方公務員法第55条第1項の職員団体による交渉や同条第9項の協定の対象事項）
- 一年単位の变形労働時間制導入に伴う労働法制上の枠組み（連続労働日数は原則6日以内、労働時間の上限は1日10時間・1週間52時間、労働日数の上限は年間280日、時間外労働の上限は1箇月42時間・年間320時間等）
- すべての教師に対して画一的に導入するのではなく、個々の事情を踏まえて適用
- 「指針」や部活動ガイドラインの遵守、インターバルの導入など、勤務時間を延長しても在校等時間が増加しない仕組み
- 長期休業期間中の業務量の縮減促進

- 学校における働き方改革の中教審答申から令和4年を目途に勤務実態状況調査を実施
- 中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を実施



# 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)について

## 〈背景〉

- 戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等を踏まえ、一般公務員より一割程度増額されたことに伴い、教員に対しては超過勤務手当は支給されないこととされた。
- しかしながら、毎年給与改定の結果、教員給与の優位性が失われた。また、当時の文部省が超過勤務を命じないようにと指導したにもかかわらず、超過勤務が行われている実態が多くなり、全国的な社会問題となった。(後に多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起された。)
- 文部省は、人事院と教員の勤務の実態を把握する必要性を確認し、昭和41年度に全国的な勤務状況調査を実施。
- 人事院は、昭和46年2月に教職調整額の支給等に関する法律の制定について意見の申出を行った。

## 昭和46年5月(国立及び)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)制定

### 〈法律の趣旨〉

公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。

- ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと
  - ・夏休みのように長期の学校休業期間があること
- 等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職と同様な時間的管理を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

### 〈職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇〉

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

① 時間外勤務手当は支給しない代わりに

② 教職調整額を本給として支給。  $\text{給料月額} \times 4\% = \text{教職調整額}$

※ 4% = 昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合

※ 本給とみなすため、本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等については、その算定の基礎となる。(期末・勤勉手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金等)

### 〈正規の勤務時間を超える勤務〉

- 教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務(超勤4項目)に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
  1. 生徒の実習に関する業務
  2. 学校行事に関する業務
  3. 教職員会議に関する業務
  4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務
- 労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

## 趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

## 概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

### 1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

### 2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

## 施行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

【新設】

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等)

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

## ○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

## ○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

## ○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

### <基本とする時間>

○在校している時間

### <加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

### <除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

## ○上限時間

- ①**1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
- ②**1年間の時間外在校等時間について、360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内

（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

## ○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
  - －在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - －終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

## ○留意事項

### (1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

### (2) 虚偽の記録等について

- ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

### (3) 持ち帰り業務について

- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

### (4) 都道府県等が講ずべき措置について

- ・都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (5) 文部科学省の取組について

- ・文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

## ○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

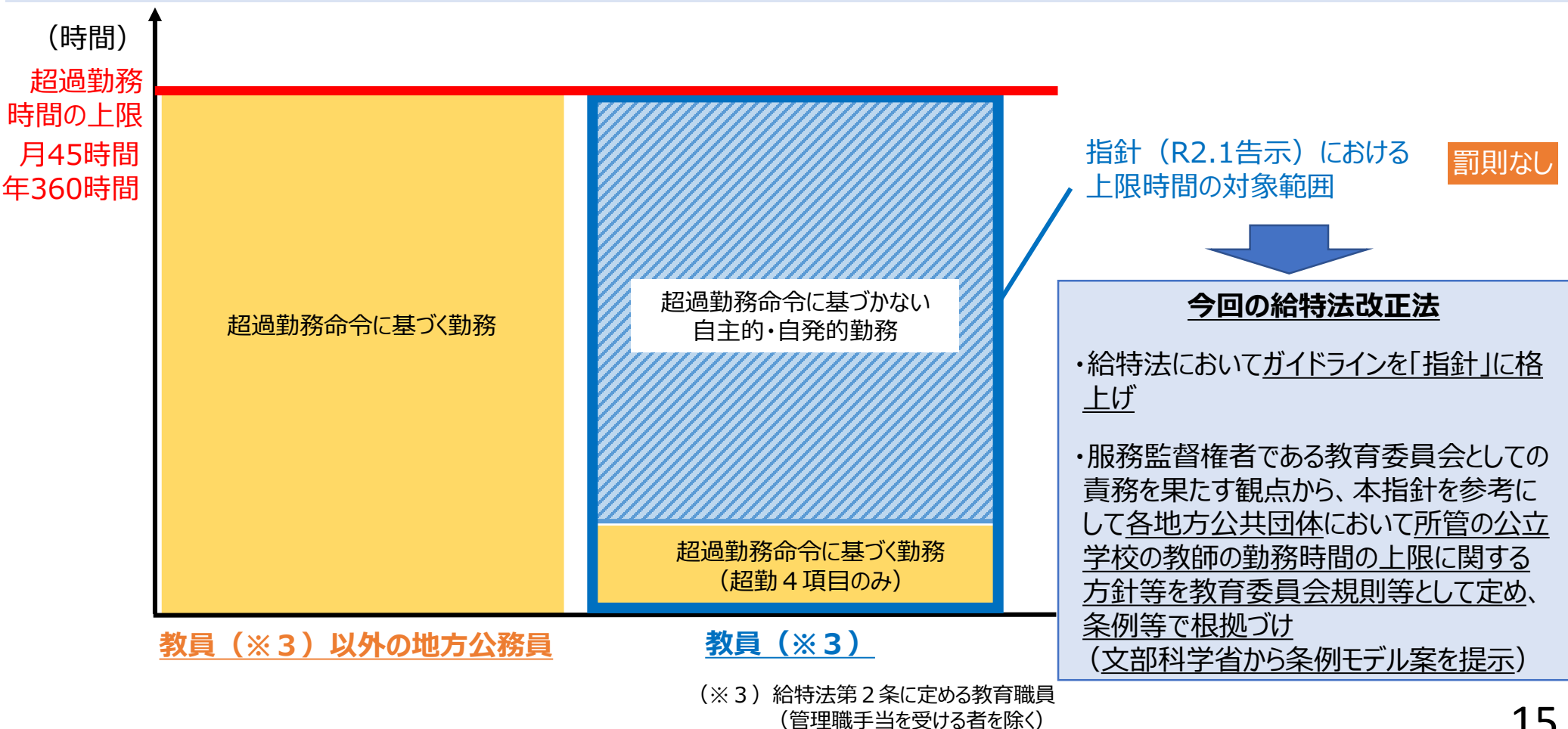
# 超過勤務時間の上限に係る条例等と指針の関係（イメージ）

## <超過勤務時間の上限に関する規定について>

- 民間企業等：労働基準法で、原則として月45時間、年360時間と規定 **罰則あり**
- 国家公務員：人事院規則で、原則として月45時間、年360時間と規定 **罰則なし**
- 地方公務員：条例及びそれに基づく人事委員会規則等で、国家公務員の措置等を踏まえて規定 **罰則なし**

(※1) 臨時的な特別な事情がある場合、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度として設定。

(※2) 他律的業務の比重の高い部署においては月100時間、年720時間等。大規模災害への対応等真にやむを得ない場合は上限を超えることができ、上限を超えた場合は事後的に検証。（人事院「平成30年8月公務員人事管理に関する報告」）



衆議院文部科学委員会

一 本法第七条の指針(以下「指針」という。)において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等において教育職員の在校等時間の上限について定めるよう求めること。サービス監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。

二 指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、また、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することのないよう、サービス監督権者である教育委員会及び校長に対し、通知等によりその趣旨を明確に示すこと。併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることを周知徹底すること。

参議院文教科学委員会

一、本法第七条の指針(以下「指針」という。)において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めること。

二、サービス監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。また、政府は、各地方公共団体が労働安全衛生法に基づいて、勤務時間の自己申告ではなく、客観的把握ができるようにするための財政措置を拡充すること。

三、指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることについて周知徹底すること。また、上限時間を守らせるために、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することはないこと、そもそも、持ち帰り業務時間を減らすことが求められることについて指針に明記すること。加えて、サービス監督権者である教育委員会及び校長に対して、持ち帰り業務の縮減のために実態把握に努めるよう求めること。

## 1. 県立学校、政令市立学校の場合

### ○ 条例(勤務時間条例、給特条例等)に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間(第●条の規定による勤務時間をいう。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

### ○ 教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第六条第三項各号に掲げる日(代休日指指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各都道府県・政令市において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。



## 2. 市町村立学校の場合

### ○ 都道府県において、県費負担教職員の条例(勤務時間条例、給特条例等)に以下の項目を追記。

第〇条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間(第●条の規定による勤務時間をいう。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、同法第7条に規定する指針に基づき、教育職員の服務監督を行う教育委員会の定めるところにより行うものとする。

### ○ 市町村において、教育委員会規則に以下の条文を追記。

第〇条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第六条第三項各号に掲げる日(代休日)が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
  - 二 一年について三百六十時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
- 一 一箇月について百時間未満
  - 二 一年について七百二十時間
  - 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間
  - 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月
- 3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

※ 各市町村において、指針に定めるその他の事項については、条例や教育委員会規則に基づき別途方針として定める。

※ なお、各市町村において、それぞれの実情を反映した上でそれぞれの方針を定めることが望ましいが、「給特法第7条に規定する指針に基づき」業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる、と規定することも考えられる。

## 労働基準法【労働者一般に適用】 第32条の4 (一年単位の變形労働時間制)

- 昭和63年度から「3カ月単位の變形労働時間制」として導入され、平成6年度から対象期間を一年に延長。
- 使用者は、労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、必要な事項(労働者の範囲、対象期間、労働日数及び労働日ごとの労働時間等)を定めたときは、1箇月を超え1年以内の対象期間を平均して、一週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において、一週間40時間又は一日8時間を超えて、労働させることができる。
- 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、厚生労働省令で、対象期間における労働日数の限度並びに一日及び一週間の労働時間等の限度を定めることができる。

※労働日数の限度……1年280日まで。対象期間が1年に満たない場合、 $\{280 \times (\text{対象期間の日数}) / 365\}$ 日まで。  
労働時間の限度……1日10時間まで、1週間52時間まで(48時間を超える週は3カ月で3回まで)。 等

読替え

## 地方公務員法【地方公務員一般に適用】 第58条 (他の法律の適用除外等)

- 労働基準法第32条の4は、地方公務員に対して適用しない(一年単位の變形労働時間制ができない)こととする。

読替え

## 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法【地方公務員のうち公立学校の教育職員に適用】 第5条 (教育職員に関する読替え)

- 労働基準法第32条の4は、地方公務員のうち公立学校の教育職員に対して適用する(一年単位の變形労働時間制ができる)こととする。
- 労働基準法第32条の4で「協定」で定めるとされている内容は、勤務条件条例主義に則り、各自治体の「条例」で定めるよう読み替える。
- 労働基準法第32条の4で「厚生労働大臣」「労働政策審議会」「厚生労働省令」とされている箇所については、公立学校の教育職員についてはそれぞれ「文部科学大臣」「中央教育審議会(※1)」「文部科学省令(※2)」に読み替える。

※1……中央教育審議会は政令で置かれる審議会のため、法律においては、「審議会等で政令で定めるもの」と表現。

※2……文部科学省令においては、厚生労働省令と同水準の限度を設けることを想定。

# 休日の「まとめ取り」による教職の魅力の向上

## ◆業務の削減に向けた総合的な取組の徹底と併せて、一年単位の變形労働時間制の選択的導入を可能とする。

※「指針…が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、…在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものである」と指針に明記。

- ☑ 学校週6日制の頃(～平成13年度)は、土曜日の勤務をまとめて年間14～20日分程度、夏休み等に休日として「まとめ取り」。
- ☑ しかし、学校週5日制の完全実施(平成14年度～)により、教師も土曜日は休みになったため、「まとめ取り」は廃止。
- ☑ 「まとめ取り」は教職の魅力の一つであり、現在、先行して年休取得等により夏休みに10日間の休日の「まとめ取り」(前後の土日を合わせると16連休)を実施している岐阜市では臨時的任用の希望者が増加するなどの効果。

### <導入のイメージ(小学校の場合)>

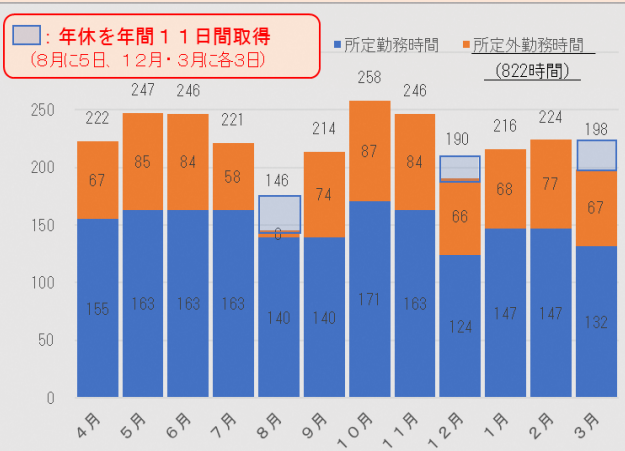
#### 現状

##### ○ 勤務時間外の「在校等時間」(現状)

- ・小学校:月約59時間、年約800時間
- ・中学校:月約81時間、年約1,100時間

※「在校等時間」:

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含めて校内に在校している時間を基本とし、これに校外での業務の時間等を加えた時間

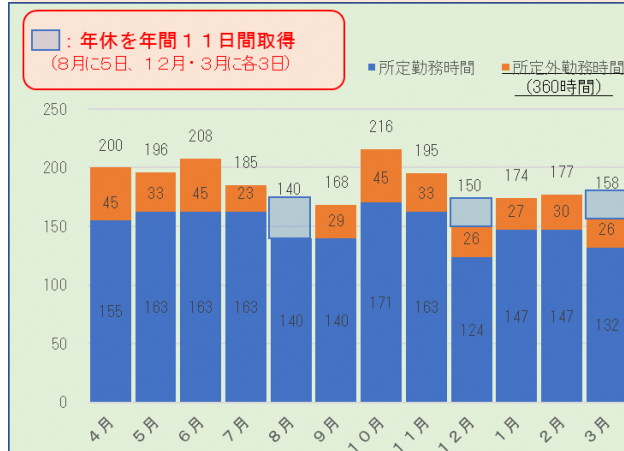


#### 「指針」の遵守に向けた業務の削減

##### ○ 指針における所定勤務時間外の「在校等時間」の上限時間

- 月45時間以内、年360時間以内

(※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、月100時間未満年720時間以内等)

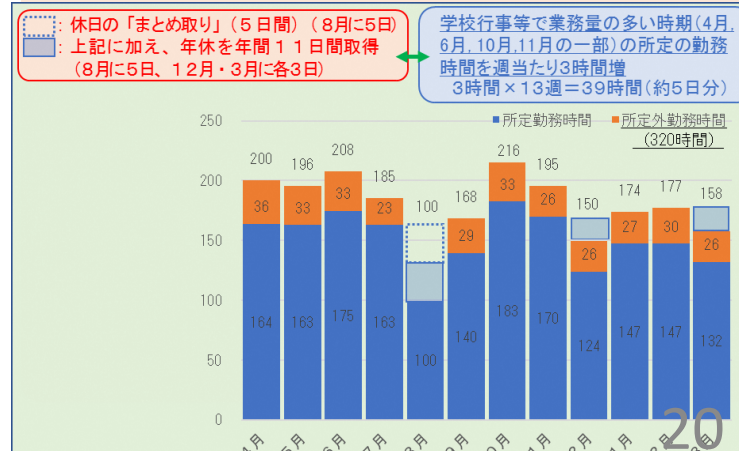


#### 業務を削減した上で、休日の「まとめ取り」の導入

##### ○ 上限ガイドライン(指針)における所定勤務時間外の「在校等時間」の上限の目安時間 (一年単位の變形労働時間制を導入した場合)

- 月42時間以内、年320時間以内

(※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、月100時間未満、年720時間以内等)



衆議院文部科学委員会

四 政府は、一年単位の変形労働時間制の導入の前提として、現状の教育職員の長時間勤務の実態改善を図るとともに、その導入の趣旨が、学校における働き方改革の推進に向けて、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間等における休日のまとめ取りであることを明確に示すこと。また、長期休業期間における大会を含む部活動や研修等の縮減を図るとともに、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。

- 1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。
- 2 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。
- 3 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。

参議院文教科学委員会

五、政府は、一年単位の変形労働時間制の導入が教育職員の健康及び福祉の確保を図り、業務縮減をした上で、学校の長期休業期間中等に休日を与えることを目的としていることから、地方公共団体がその目的に限って条例で定めることができる旨を文部科学省令に規定すること。  
 六、政府は、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間中等の休日のまとめ取り導入の前提要件として、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。また、導入する学校がこの前提要件が遵守されているかについて、各教育委員会が十全に確認すること。

- 1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。
- 2 長期休業期間中等における大会を含む部活動や研修等の縮減を図ること。
- 3 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。
- 4 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。

衆議院文部科学委員会

- 4 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中して設定できるようにすること。
- 5 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間を確保する勤務間インターバルの導入に努めること。
- 6 一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

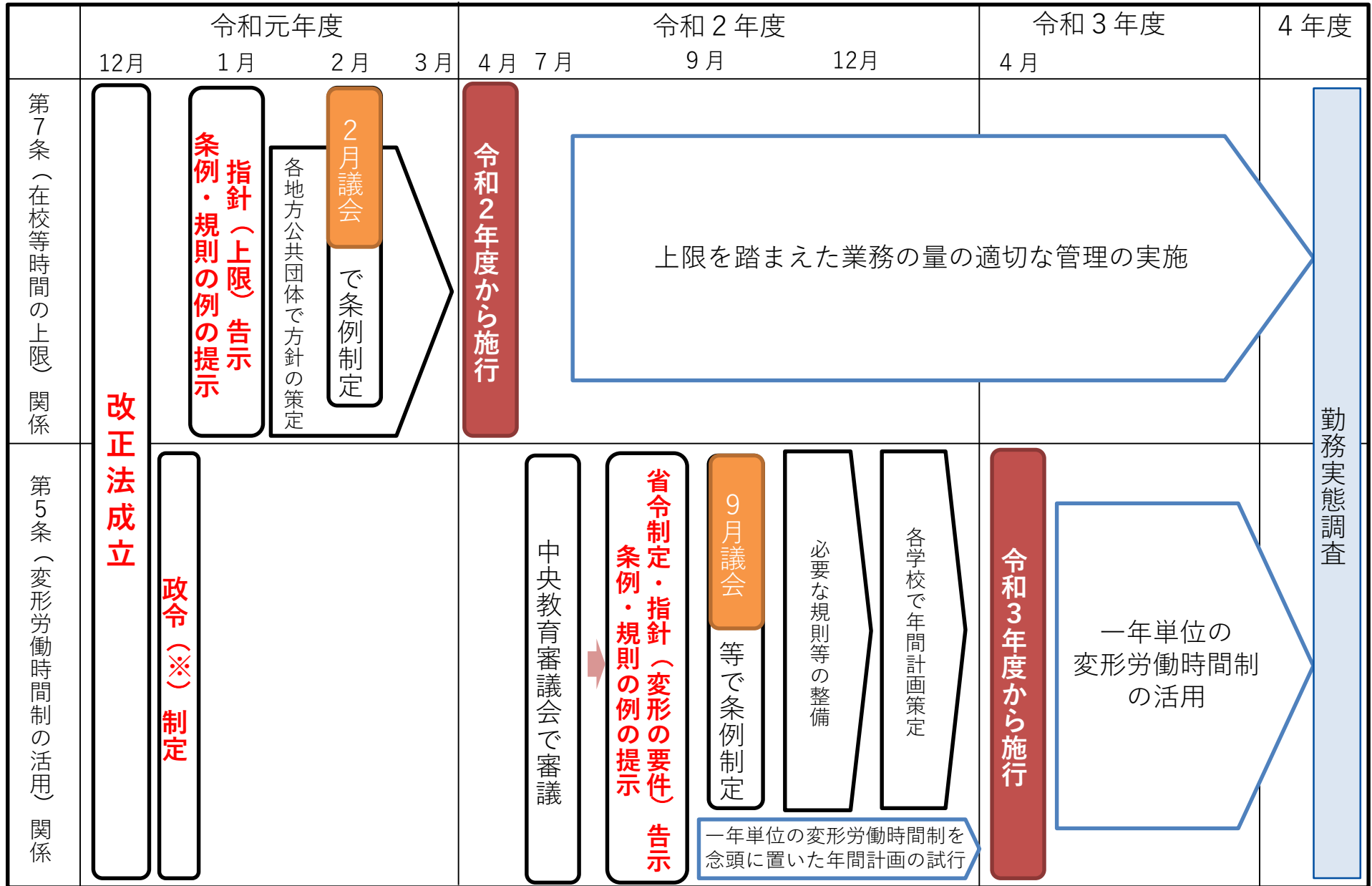
五 一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則六日以内、労働時間の上限一日十時間・一週間五十二時間、労働日数の上限年間二百八十日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

参議院文教科学委員会

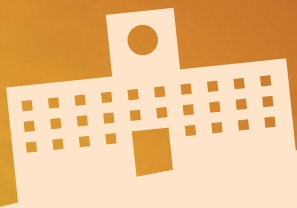
- 5 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中した学校閉庁日として設定できるようにすること。
- 6 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間である勤務間インターバルを確保すること。
- 7 一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

七、一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則六日以内、労働時間の上限一日十時間・一週間五十二時間、労働日数の上限年間二百八十日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

# 改正給特法の施行に向けたスケジュール（イメージ）



※ 省令を定めるに当たっては「中央教育審議会」の意見を聴くことを定めるもの。



# や かん ちゅう が く 夜間中学

を、知っていますか？

夜間中学では、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学んでいます。



夜間中学も昼間の中学校と同じ、公立の中学校です。

- ・授業料は、無償です。
- ・週5日間、授業があります。
- ・教員免許を持っている公立中学校の先生が教えてくれます。
- ・全ての課程を修了すれば、中学校卒業となります。

「今からでも学びたい」

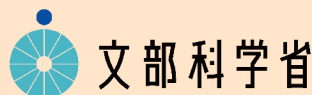
前向きな気持ちに応える 中学校 があります

詳しくは、当省ホームページまたは最寄りの市区町村教育委員会へ

夜間中学  検索

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/yakan/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/)

文部科学省では、各都道府県に少なくとも1つは夜間中学が設置されるよう、設置を促進しています。



や かんちゅうがく      せい かつ      いち れい  
**夜間中学での生活の一例**

- 17:00 **登校** とうこう
- 17:25 **ホームルーム**
- 17:30 **一時間目** いちじかんめ **国語** こくご
- 18:10 **給食** きゅうしょく
- 18:40 **二時間目** にじかんめ **英語** えいご
- 19:25 **三時間目** さんじかんめ **家庭科** かていか
- 20:10 **四時間目** よじかんめ **数学** すうがく
- 20:50 **ホームルーム**
- 21:00 **下校** げこう



や かんちゅうがく      かよ      せい と      き  
**夜間中学に通う生徒に聞いてみました。**

ひる ま    ちゅうがく    けいしきてき    そつぎょう    じっしつてき    まな    かた    だい  
**昼間の中学を形式的に卒業したものの、実質的に学ぶことができなかった方（20代）**



**Q 夜間中学に入学したきっかけは？**  
 はは    しょうかい    ちゅうがくじ    だい  
 母が紹介してくれた。中学時代は  
 やす    がっこう    かよ  
 休みがちでありあまり学校に通えな  
 かったが、もう一度中学の勉強を  
 して、高校に進学したかったため。

**Q 卒業後の目標は？将来の夢は？**  
 がっこう    せんせい    やかんちゅうがく  
 学校の先生になること。夜間中学  
 に入学して先生の優しさを感じる  
 ようになった。高校卒業後は大学  
 に進学し、教員免許を取得したい。

**Q 入学して、変わったことは？**  
 ちゅう    いもうと    べんきょう    おし  
 中1の妹に、勉強を教えてあげられるよう  
 になった。覚えたことを教えることができるの  
 は嬉しい。また、夜間中学は、いろいろな人  
 の意見を聞くことができ、価値観の違いを知  
 ることができた。そして何よりも、毎日学校  
 に行くことができている。1日でも休むと学  
 校に行きづらくなるので、少し嫌だと思  
 う日も、頑張って学校に通った。

**Q あなたにとって夜間中学とは？**  
 きちょう    けいけん    ば    なお    ば  
 貴重な経験ができる場、やり直しができる場。  
 自分にとっては、高校に行くための第一歩で  
 あり、誰にとっても、一歩目になる場所。  
 夜間中学を知らなかった、あるいは近くにな  
 くて通えなかったら、今とは全然生活が違っ  
 ていたと思う。

とうじ    やかんちゅうがく    ねんせい    ざいせき  
 （インタビュー当時：夜間中学3年生に在籍）

や かんちゅうがく      くわ      し      ば あい      らん  
**夜間中学についてもっと詳しく知りたい場合はこちらをご覧ください。**

せいふ      こうりつちゅうがっこう      や かんがっきゅう  
**政府インターネットテレビ「いまからでも、まなぼう！」 公立中学校の夜間学級**

- 【日本語】 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201601/1.html>
- 【English】 <http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4638.html>
- 【中 文】 <http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4637.html>
- 【한 국 어】 <http://nettv.gov-online.go.jp/eng/prg/prg4636.htm>



もんぶ    かがくしょう      や かんちゅうがく      すいしん  
**文部科学省ウェブサイト「夜間中学の推進について」**

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/yakan/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm)



# 夜間中学の現状

## 1. 歴史的背景等

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された。
- 昭和30年ごろには、設置中学校数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少してきた(令和2年4月現在、10都府県28市区34校)。
- 現在、夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者などの義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

※関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等) 第14条

(協議会) 第15条

## 2. 設置状況 (令和2年4月時点)

設置主体	学校名	設置主体	学校名
茨城県常総市	水海道(みつかいどう)中学校	大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
埼玉県川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校	大阪府大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府堺市	殿馬場(とのばば)中学校
千葉県松戸市	第一中学校みらい分校	大阪府岸和田市	岸城(きしき)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんか)中学校	大阪府東大阪市	布施(ふせ)中学校
東京都大田区	糺谷(こうじや)中学校	大阪府東大阪市	意岐部(おきべ)中学校
東京都世田谷区	三宿(みしゅく)中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府守口市	さつき学園
東京都足立区	第四中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校北分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
神奈川県横浜市	蒔田(まいた)中学校	奈良県天理市	北中学校
京都府京都市	洛友(らくゆう)中学校	奈良県橿原市	畝傍(うねび)中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	広島県広島市	観音(かんおん)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	二葉(ふたば)中学校

(参考1) 平成29年7月1日現在、1,687人の生徒が学んでいる。(平成29年度夜間中学等に関する実態調査)

(参考2) 未就学者数の状況

(人)

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
計	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187

※ ここでいう「未就学者」とは、平成22年国勢調査において、在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている12万8,187人(日本国籍12万239人、外国籍7,948人)をいう。したがって、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中退した人の数は含まれていないため、次期調査(令和2年)においては項目見直しの上実施予定。

# 夜間中学の新設に向けた最近の動向

- 2019年4月、松戸市立第一中学校みらい分校(入学者数22名)、川口市立芝西中学校陽春分校(入学者数77名)が開校
- 2020年4月、茨城県常総市水海道中学校夜間学級(入学者数20名)が開校
- 現在、以下の県・市が設置に向けた表明を行っているところ

## 高知県

- ・ 2018年9月、県教育委員会が県総合教育会議で、2021年度の開校を目指して検討していくと表明

## 徳島県

- ・ 2019年2月、教育長が県議会2月定例会で、2021年4月をめどに徳島中央高校(徳島市)に併設して開校することを表明

## 札幌市

- ・ 2019年9月、教育長が市議会で、2022年4月の開校を目指すと表明

## 相模原市

- ・ 2019年2月、教育長が市議会本会議で、夜間中学設置を検討したいと表明

## 静岡県

- ・ 2019年2月、教育長が県議会2月定例会で、「積極的に取り組む」と表明

## 長崎県

- ・ 2019年6月、教育長が県議会6月定例会で、県立での夜間中学設置を検討を表明

## 福岡県大牟田市

- ・ 2019年11月、教育長が11月の教育委員会で、2021年度の開校を目指していることを表明

# 令和元年度夜間中学等に関する実態調査【結果の概要】①

平成28年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」（議員立法））が成立。同法において、地方公共団体は夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとされたこと等を踏まえ、夜間中学に関する実態等について調査を実施。

## <結果の概要>

### 【夜間中学の設置促進】

- (1) 9都府県27市区に33校（調査時点：令和2年1月1日）
- (2) 「夜間中学の新設に向けた検討・準備を進めている」と回答 ⇒ 11都道府県、3政令指定都市  
そのうち、夜間中学新設の具体的な時期が決まっているのは、4自治体  
⇒ 茨城県（常総市：令和2年4月1日開校）、徳島県、高知県、札幌市
- (3) 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置について、夜間中学校設置9都府県のうち、
  - ・「協議会に類する検討組織を設置済」と回答 ⇒ 5自治体
  - ・「協議会に類する検討組織を設置予定」と回答 ⇒ 1自治体

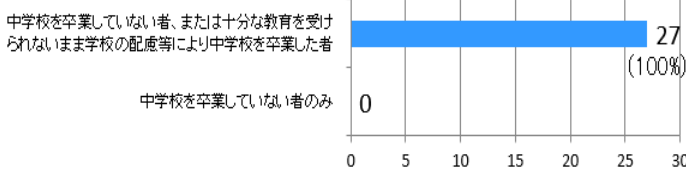
### 【夜間中学における多様な生徒の受入れ】

- (1) 夜間中学に通う生徒数：1,729名 そのうち、  
日本国籍を有しない者…1,384名（80%）、義務教育未修了者…197名（11.4%）、  
入学希望既卒者…148名（8.6%）
- (2) 夜間中学で学ぶ生徒の年齢
  - ① 60歳以上の生徒…404人（23.4%）
  - ② 16～19歳の生徒…330人（19.1%）
- (3) 夜間中学卒業後の進路
  - ① 高等学校進学…154人（8.9%）
  - ② 就職…39人（2.2%）

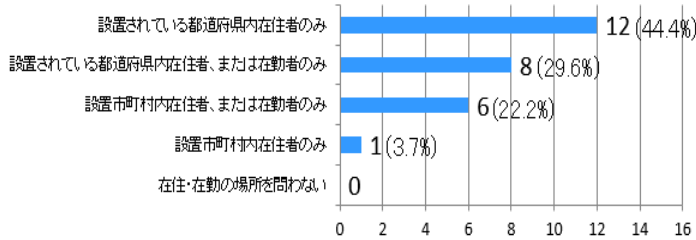
# 令和元年度夜間中学等に関する実態調査【結果の概要】②

## 学齢超過者の入学要件

### ① 中学校卒業に関して

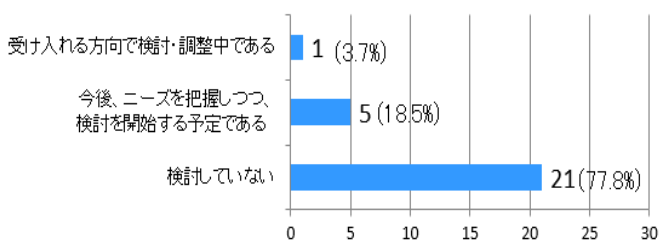


### ② 在住・在勤に関して



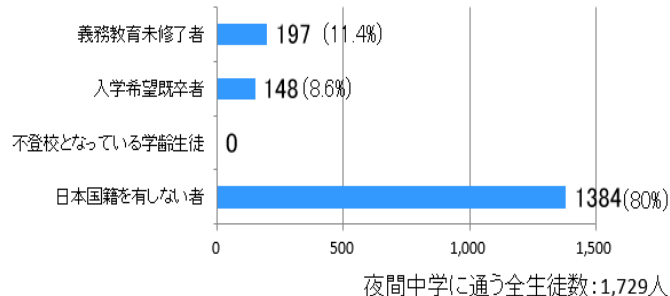
回答：夜間中学校を設置する27市区教育委員会

## 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況



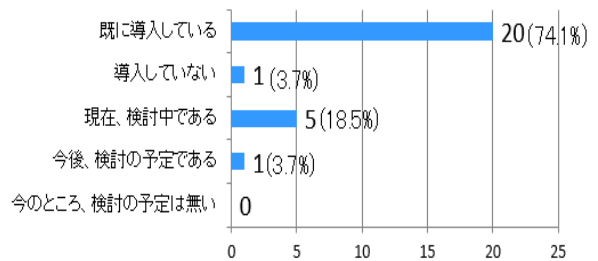
回答：夜間中学校を設置する27市区教育委員会

## 属性別の生徒数



夜間中学に通う全生徒数：1,729人

## 夜間中学における教育課程特例の導入状況



回答：夜間中学校を設置する27市区教育委員会

# 教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(1)

H28.12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3 ①【義務教育費国庫負担法の一部改正】  
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】  
中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【教育課程の特例を創設】  
学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

H29.4 ④【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(改訂版)】  
最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。⇒ 改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H29.8 ⑤【教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催】  
初の説明会を開催し、教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明

H29.11 ⑥【実態調査の実施】  
教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

# 教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(2)

- H30.3 ⑦【平成30年度政府予算】  
夜間中学の設置促進や受入れ生徒の拡大のための必要な予算が成立
- H30.3 ⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】  
これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイトに公表
- H30.4 ⑨【夜間中学の認知度を上げるフライヤーの作成】  
フライヤーをウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼
- H30.6 ⑩【第3期教育振興基本計画の策定】  
教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定 ⇒ 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)
- H30.7 ⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第二次改訂版)】  
平成29年4月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知
- H30.7,8 ⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】  
夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催
- H30.11 ⑬【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】  
教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置
- H30.12 ⑭【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を関係閣僚会議で決定】  
新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受入れ・共生のための対応策の中に夜間中学の設置促進・充実が位置付けられる

# 教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(3)

H31.2

## ⑮【夜間中学設置促進説明会を開催】

教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)

H31.3

## ⑯【平成31年度政府予算】

夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育活動の充実及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立

H31.4

## ⑰【松戸・川口の夜間中学開設】

浮島副大臣が松戸市立第一中学校みらい分校、中村政務官が川口市立芝西中学校陽春分校の開校式に出席

R元.6

## ⑱【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について関係閣僚会議で決定】

全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、日本語指導を含む教育活動の充実が位置付けられる

R元.6

## ⑲【「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定】

初めて「夜間中学の設置促進」が書き込まれる

R元.6

## ⑳【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学設置推進・充実協議会等)】

夜間中学の現状と課題を検証し、設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策についてとりまとめを行った

R元.8

## ㉑【夜間中学における日本語指導研修会を開催】

昨年度に引き続き、日程や内容を改善して、夜間中学における日本語指導を充実するための研修会を開催

R元.11

## ㉒【「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定】

全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

## 背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数は増加する見込み
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。平成31年度に2校新設され、現在、全国9都府県27市区に33校。各地で設置の機運が高まっている。
- 今後、全ての指定都市における設置も促進。



## 目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進  
(特に、未設置の38道県、13指定都市)
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

## 夜間中学のさらなる設置促進

### ● 夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）【新規】

55,000千円

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、設置準備を行う2年間は4,000千円、開設後3年間は2,500千円を上限に補助（補助率1/3）

### ◆夜間中学についての広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

## 夜間中学の教育活動の充実

### ● 夜間中学における教育活動充実（委託）

10,000千円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。

- ・ 高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ・ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ・ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ・ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ・ 遠方から通学する生徒への支援の在り方など
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用

※SC・SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係事業で対応

◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

事業を実施して、  
期待される効果

- ⇒夜間中学のない43地域における設置
- ⇒協議会等が設置されていない30地域への設置
- ⇒既設の夜間中学の教育活動の充実・受入れ拡大

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる（教育機会確保法第3条）こと

# 新型コロナウイルス感染症における修学旅行への対応について



文部科学省

## 修学旅行への対応についての現状



- **新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン**
  - ・修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し、中止ではなく延期扱いの検討をするなどの配慮を教育委員会等に対して依頼。(令和2年3月24日)
- **旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き**
  - ・JATAが作成した、安心・安全な修学旅行の場を提供するための感染症対策をまとめた手引きを教育委員会等に対して情報提供。(令和2年6月4日)
- **新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ**
  - ・中学3年生の教育活動の展開イメージとして、**感染防止に十分に配慮した上で10月あるいは3月に修学旅行を実施する例を記載**。(令和2年6月5日)

## Go To トラベル事業の活用



- 修学旅行においてGo To トラベル事業が活用されるよう、観光庁と連名で教育委員会等に対して情報提供を実施。(令和2年6月26日)
  - \* **観光庁と文部科学省連名で教育委員会等に対して通知を発出するとともに、関係団体に協力依頼**。  
(関係団体: 日本修学旅行協会・全国修学旅行研究協会、知事会・市長会・町村長会、小・中・高校長会、教育委員会連合会等)

## 学校の臨時休業等に伴う追加的費用への支援



- 学校保健特別対策事業費補助金 (R2第一号補正)
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (R2第一・二号補正)
  - 感染症対策を講じるために必要な追加的費用についても活用が考えられる。

※低所得世帯の修学旅行費については、就学援助(小・中学生)や高校生等奨学給付金で支援



# 修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援 (学校保健特別対策事業費補助金)

令和2年度補正予算額 6億円



## 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための学校の一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行の中止や延期により発生したキャンセル料等について、国が財政的支援を行うことで保護者の経済的な負担軽減を図る。

## 事業内容

### 【概要】

学校の一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行の中止や延期により発生したキャンセル料等について、保護者の経済的負担軽減を図るため、一定の所要額を国が都道府県等を通じて財政的に支援するもの。

### 【対象学校種】

国公私立の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校 及び専修学校（高等課程）

### 【補助率】

定額補助（上限：児童生徒一人当たり12,060円）

※要保護児童生徒援助費補助金における修学旅行費(60,300円)の20%

【参考】修学旅行の中止や延期の状況<一斉臨時休業中(3月)>(単位：校)

区分	中止	うちキャンセル料発生(調整中含む)	延期	うち追加的費用発生(調整中含む)
国内	128	100	252	174
海外	103	79	71	51
計	231	179	323	225

※国立：令和2年3月12日現在の状況 公立：令和2年3月9日現在の状況  
私立：令和2年3月13日現在の状況



# 修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応を通じた地方創生を図ることを目的としており、令和2年4月以降に予定していた修学旅行等のキャンセル料、感染症対策等の支援については、本交付金を活用して地方単独事業として実施することが可能。

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業

\* 交付金制度要綱の一部抜粋

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体が、**新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業(緊急経済対策に対応した事業)の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業**であること。
- 二 国の補助事業等にあつては別表に定める事業で国の令和2年度一般会計補正予算(第1号、特第1号、第2号又は特第2号)に計上される事業、国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業(「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。)、**地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業(令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応に特に必要と認められるものに限る。)**又は令和2年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- 三 令和2年4月1日以降に実施される事業であること。

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例

\* 交付金活用事例集の一部抜粋

### 102. 学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業

他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、地方公共団体が、家庭学習に必要な教材の作成・購入・送付や通信・交通に要する経費、学習指導員やスクール・サポートスタッフ、スクールカウンセラー等の支援・相談等の拡充に要する経費に充当する他、**修学旅行**や部活動の**大会等**、芸術鑑賞教室等の文化的行事等**の中止や延期に伴う追加的な経費**、臨時休業中では難しい自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出**のために必要な経費に充当**。



(参考) 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

# 福島県への修学旅行等の実施について

## 【観光庁・復興庁からの依頼を周知】東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行等の実施について(H31.3.18)

「各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事宛 文部科学省初等中等教育局長通知」

- 福島県への修学旅行等は平成30年度に震災後最高となる約52万人泊(震災前の72.9%)を記録したものの、依然として厳しい状況 (震災前(平成21年度)約70万人泊)
- 福島県では、復興に向け挑戦する「人(団体)」との出会いや「福島県のありのままの姿(光と影)」を実際に見て、聞いて、考えて、自分自身を成長させる学びの旅「ホープツーリズム」を推進
- 福島県産の食品や飲料水は、放射性物質に関する検査の徹底により、安全を確保
- 風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等の教育旅行を実施していただくことが、福島県の観光振興や地域経済の再生など震災からの復興を応援するのみならず、参加する児童生徒自身の成長にもつながる



## 【復興庁・観光庁・文科省】全国の市町村の教育長、全国の小中高等学校長、PTA会長等が参加する会議等において、福島県への修学旅行等の実施に係る説明と要請の実施

- 平成26年～令和元年度にかけて188回実施
- 「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」(R1.12.20)」や「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(H29.12.12)」等を踏まえ、今後も引き続き、福島県への修学旅行等回復に向け、現地の正確な情報を発信

# 福島県の教育旅行における取組

福島県においては、東日本大震災の経験を踏まえた体験的な学習プログラムが多数用意され、従来からある豊富なコンテンツと組み合わせたモデルコースを作成し、モニターツアーを実施するなどの取組が行われている。

## 福島県教育旅行

総合ガイドブック



震災と原発事故を経験した福島ならではの  
「新しい教育旅行プログラム」

今、福島でしか  
学べないことがある！

ふくしま「学宿」  
Ver.3

何のために学んでいるのか？  
自分は将来、何をしたいのか？  
忘れてはいけない、人生の歩み方  
そのヒントが、  
ミと福島で見つかる。

福島県観光交流課  
福島県観光物産交流協会

修学旅行・宿泊学習・合宿等で福島県を訪れる県外の学校の皆さまへ

## バス経費の一部を補助します

福島県教育旅行復興事業のご案内

補助の対象期間

2020年 4月1日(水)から 2021年 3月31日(水)までに  
実施し終了するもの

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期満内であっても  
予算がなくなり次第終了となります。

**申請書は随時受付中です。**  
詳しくはホームページをご確認ください。

補助の対象団体と内容

修学旅行・宿泊学習等

●「県外の小学校・中学校・高等学校」

NEW 合宿

●「県外の中学校・高等学校の部活動」

●「県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業の  
ゼミ・公認サークル」

・バス1台当たり経費の2分の1、又は地域ごとの補助上限額(別表  
参照)を助成(1校当たり台数の上限なし)

※ただし、参加人数が10名未満の場合、補助上限額は半額となります。

NEW

・福島県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円  
円を加算する ※浜通り(新島町、南相馬市、止野町、楢葉町、高岡町、川内村、大  
飯町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、新藤村、いわき市)

(別表)1台当たりの補助額

区分	補助上限額(標準的)	補助上限額(最大)
東北	40,000円	30,000円
関東	60,000円	50,000円
北海道	100,000円	100,000円
中国	150,000円	150,000円
九州	150,000円	150,000円
沖縄	150,000円	150,000円
海外	150,000円	150,000円

※標準的とは、過去に福島県教育旅行復興事業補助  
金及び福島県教育旅行復興事業補助金・交際費等事業補助金の  
交付を受けたことのない学校及び部活動等

申請に関する  
お問合わせ先

**福島県教育旅行復興事業事務局**  
〒960-2153 福島県福島市庄野字清水尻1-10  
TEL 024-563-1172 受付時間 8:30~17:15  
FAX 024-593-5502 E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com  
URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html>

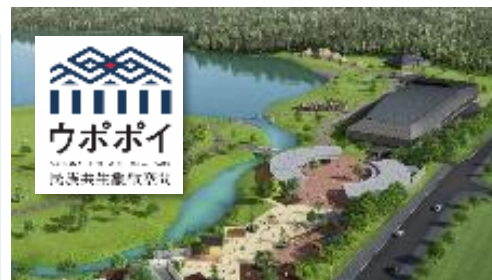
【福島県教育旅行復興事業に関するお問合わせ先】 福島県観光交流課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7398

【参考】<https://www.tif.ne.jp/kyoiku/index.html>

# 令和2年開館！国立アイヌ民族博物館 ①

## 1 国立アイヌ民族博物館の概要

- 北海道白老町に整備が進められている「ウポポイ(民族共生象徴空間)」の中核施設として、令和2年に開館予定
  - ※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4月の開業を延期。
  - ※ ウポポイには、「国立アイヌ民族博物館」の他、「国立民族共生公園」があり、古式舞踊の披露等、様々な体験プログラムを実施予定。
- 先住民族アイヌを主題とした日本初の国立博物館
- 政府目標である「年間来館者数100万人」を目指す。



ウポポイは、単にアイヌ文化の振興だけでなく、我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、国際的にも追求されている将来の豊かな共生社会を構築し、将来の世代により良い社会を残していくための象徴としての役割を担う。

## ■ 理念

先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する。

## ■ 目的

- ① アイヌの歴史・文化・精神世界等に関する正しい知識を提供し、理解を促進する博物館
- ② アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館専門家を育成する博物館
- ③ アイヌの歴史・文化に関する調査と研究を行う博物館
- ④ アイヌの歴史・文化等を展示する博物館等をつなぐ情報ネットワーク拠点となる博物館

## ■ 展示

**基本展示:** アイヌの人々の視点で、「私たちの〇〇」という6つの切り口でアイヌの歴史、文化を紹介

**特別展示・テーマ展示:** 最新の調査研究成果に基づいた多様な切り口の展示を一定期間内に紹介



延床面積	約8,600㎡
基本展示室	約1,250㎡
特別・テーマ展示室	約1,000㎡
シアター	約150㎡



## 2 博物館の新たな役割を担うために

### 社会教育施設としての役割

#### ● 学校教育との連携・生涯学習対応に重点

- ・スクールプログラム、ワークショップ、学校への教材貸出、出前講座、遠隔授業等の積極展開

#### ● 研究者による対話型解説の実施

- ・「探究展示“テンパテンパ”（子供向け展示）」において、研究員による対話型解説を実施

「探究展示“テンパテンパ”」では、子供達が展示物を手に取って見たり、遊びながらアイヌ文化を学べるほか、研究員による対話型の解説を行い、学びを深める予定。



- ・その他ギャラリートーク、講演会などを通じた研究員と観客との相互交流による社会教育の実施

#### ● 博物館人材の育成

- ・アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館専門家を育成。
- ・アイヌ文化の担い手育成への貢献

### SDGs、様々な課題に対応する役割

#### ● 共生社会実現に向けた取組

- ・自然と調和し共存するアイヌの人々の精神世界をはじめ、アイヌの歴史・文化等を国内外に発信
- ・「私たちの～」という切り口で、アイヌの人々の視点で語る基本展示

#### ● 文化の継承と創造

- ・国内外のアイヌ関連施設のネットワーク拠点となり、資料情報を共有するとともに、共同研究やアイヌ資料の保存技術、修復技術等向上を目指す。
- ・新しい文化の創造・発信の原動力となる。

#### ● アイヌ語の復興

- ・館内の第一言語をアイヌ語に設定
- ・解説文を始め館内のあらゆるサインにアイヌ語を使用
- ・音声ガイドによりアイヌ語の解説を聞くことも可能

#### ● さまざまな人々と共に成長を続ける博物館

- ・来館者、アイヌ文化の担い手、博物館員など、博物館に集うさまざまな人々の情報交換と討論を重ねる場となる。

### 観光資源としての役割

#### ● ここにしかない体験の提供

- ・アイヌをテーマとした唯一の国立博物館
- ・様々な体験プログラムが用意されたフィールド（公園）との相乗効果
- ・人気アニメ等とのコラボ展示
- ・自然豊かなロケーションとポロト湖を眺望できる2階パノラミックロビーからの風景
- ・アイヌ文様を活用した建築



#### ● 地域性を考慮した多言語対応

- ・アイヌ語に加え、ロシア語、タイ語を含め最大8言語で対応
- アイヌ語、日本語、英語、中国語<繁体字・簡体字>、韓国語、ロシア語、タイ語

#### ● 観光のハブ機能

- ・近隣観光地（洞爺湖、登別等）との連携
- ・全道のアイヌ関連施設の紹介

# 令和2年開館！国立アイヌ民族博物館③

## 3 教育旅行の受け入れ

- 年間来場者数100万人の達成及びアイヌの歴史や文化の正しい認識と理解の促進のため、ウポポイ全体として教育旅行の受け入れに力を入れています。
  - 博物館のスクールプログラムである「はじめてのアイヌ博」の他、公園内各施設で行われる「伝統芸能上演」、「アイヌ料理体験」、「ムックリの演奏体験」などアイヌの歴史や文化に触れられる様々なメニューを用意しています。
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、プログラムの一部を変更する可能性があります。

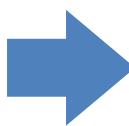


詳しくは

ウポポイHP

<https://ainu-upopoy.jp/>

(公財)アイヌ民族文化財団  
団体予約受付センター TEL:011-206-7427



# 廃校施設・余裕教室の有効活用について

～文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」～

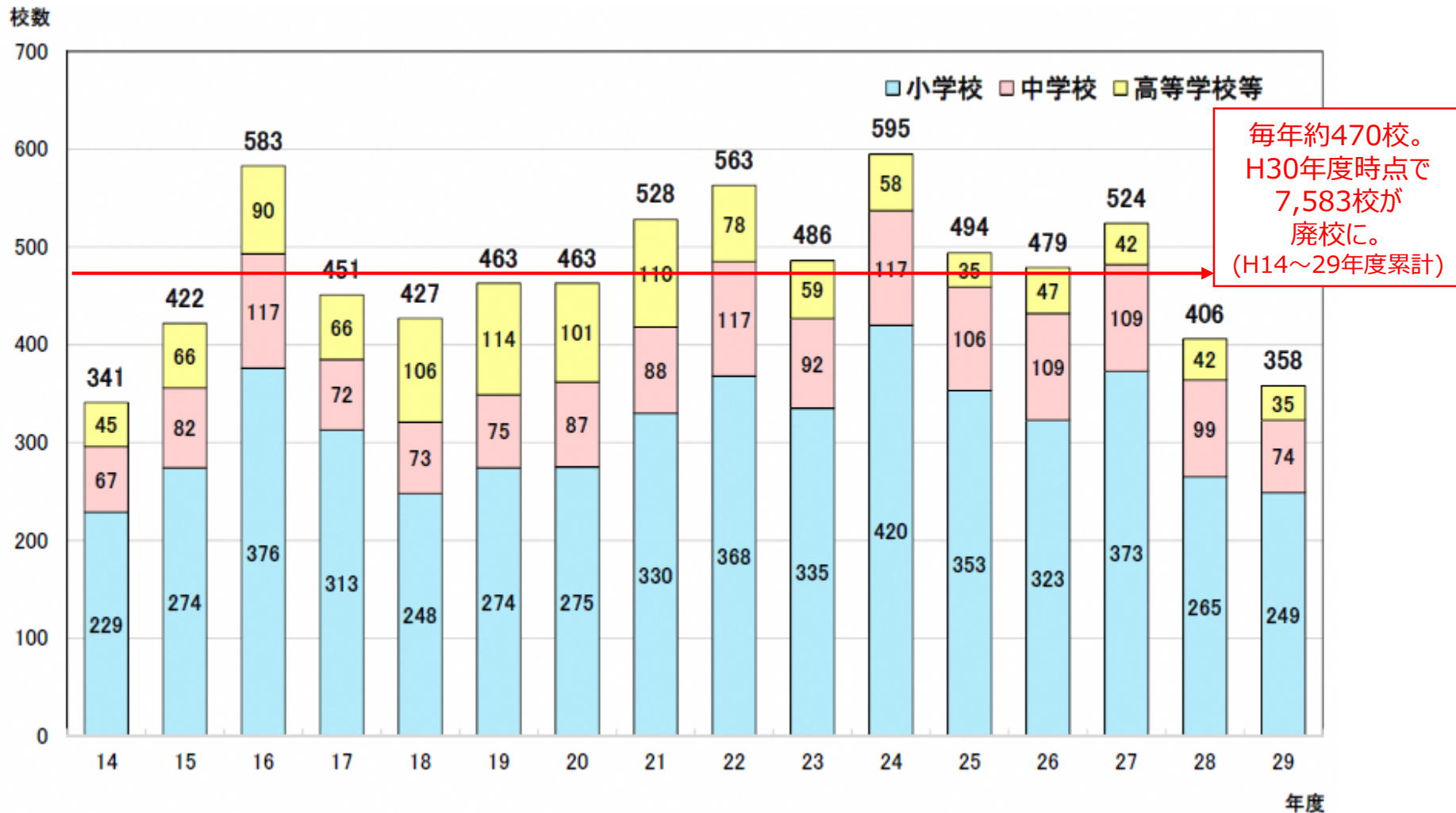
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課



# 廃校の発生状況

◆ 少子化の影響により、毎年約500校程度、廃校が発生（【図1】）。

【図1】 公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～平成29年度）



# 廃校の活用状況

【図2】 廃校の活用状況

廃校年度		前回 平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)		今回 平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)		
廃校の数 (A)	小学校		4,489		5,005	
	中学校	6,811	1,307	7,583	1,484	
	高等学校等		1,015		1,094	
施設が現存している廃校の数 (B)	$\times 100\%$ B/A	(校)	87.3%	(校)	86.8%	
活用されているもの (a)	a/B	4,198	70.6%	4,905	74.5%	
活用されていないもの (b)	b/B	1,745	29.4%	1,675	25.5%	
活用の用途	決まっている (c)	c/B	314	5.3%	204	3.1%
	決まっていない (d)	d/B	1,260	21.2%	1,295	19.7%
取壊しを予定 (e)	e/B	171	2.9%	176	2.7%	
保存する施設なし (C)	C/A	868	12.7%	1,003	13.2%	

→ 主な活用用途

- ◆ 一方、廃校施設のうち1,295校については、まったく活用されずに放置されており、その維持管理費等が、自治体にとっては負担となっている（【図2】）。

- ◆ 廃校施設のうち8割弱は、社会体育施設、社会教育施設、企業や法人等の施設、体験交流施設等、何らかに活用されている（【図2】）。

主な活用用途

	平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)	平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)		
		合計	校舎	屋内運動場
学校 (大学を除く)	1,609	3,473	1,756	1,717
社会体育施設	1,015	1,581	164	1,417
社会教育施設・文化施設	675	1,194	744	450
社会教育施設	604	912	560	352
文化施設	71	282	184	98
福祉施設・医療施設等	424	705	511	194
老人福祉施設	146	223	163	60
障害者福祉施設	92	169	126	43
保育施設	37	55	41	14
認定こども園	11	30	18	12
児童福祉施設 (保育所を除く)	41	64	45	19
放課後児童クラブ	54	101	75	26
放課後子供教室	21	35	20	15
医療施設	22	28	23	5
企業等の施設・創業支援施設	370	783	526	257
企業や法人等の施設	339	711	478	233
創業支援施設	31	72	48	24
庁舎等	268	417	306	111
体験交流施設等	239	477	302	175
備蓄倉庫	102	177	113	64
大学	35	76	41	35
住宅	12	22	15	7

(複数回答)

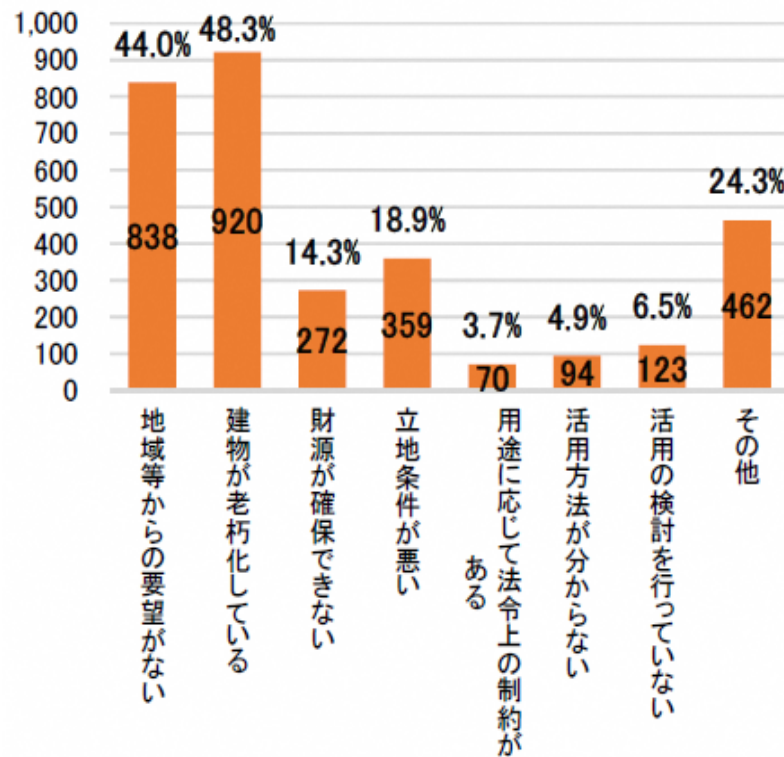
出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

# 廃校の活用状況

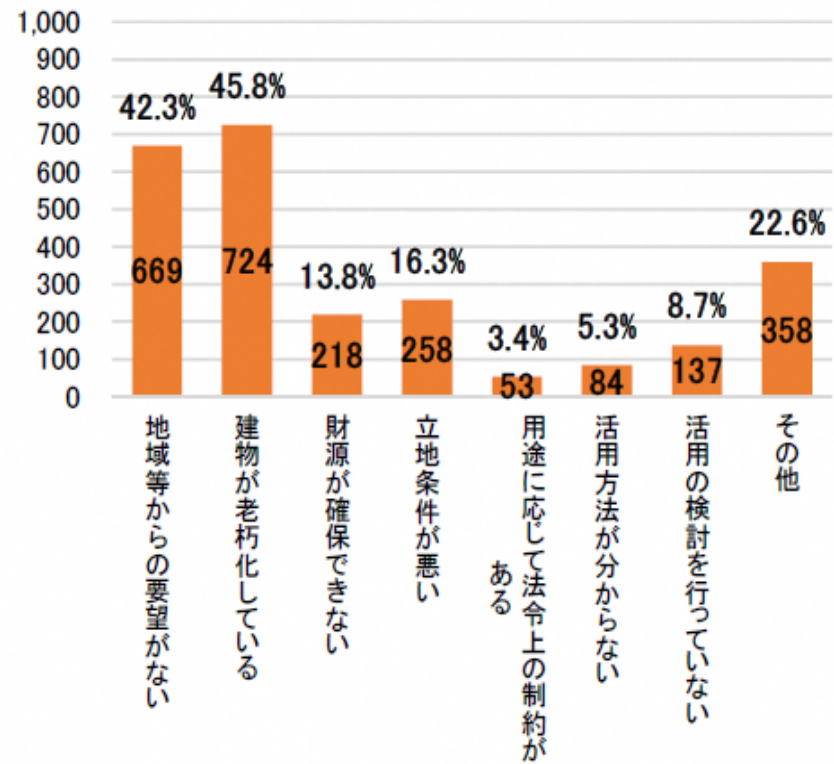
- ◆ 活用用途が決まっていない1,295校については、「地域からの要望がない」「施設が老朽化している」等の理由がある（【図3】）。

【図3】 活用の用途が決まっていない理由

【校舎】



【屋内運動場】



出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

# 廃校の活用状況

◆ 自治体の約 8 割が公募を行っておらず、約半分の意向聴取も行っていない（【図 4】）。

【図 4】 公募・意向聴取の状況



出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

## 廃校活用の課題

### ① 自治体側への廃校活用に関する情報提供

- 自治体において廃校施設の活用用途が決まっていない理由として、「施設の老朽化」「立地条件の悪さ」「財源が確保できない」等の理由がある。  
↓
- 全国各地の廃校活用事例や、転用施設の改修に対する国庫補助制度について、文部科学省から情報提供することで、自治体に廃校活用について積極的に検討していただけるようにする。

### ② 活用希望企業等とのマッチング

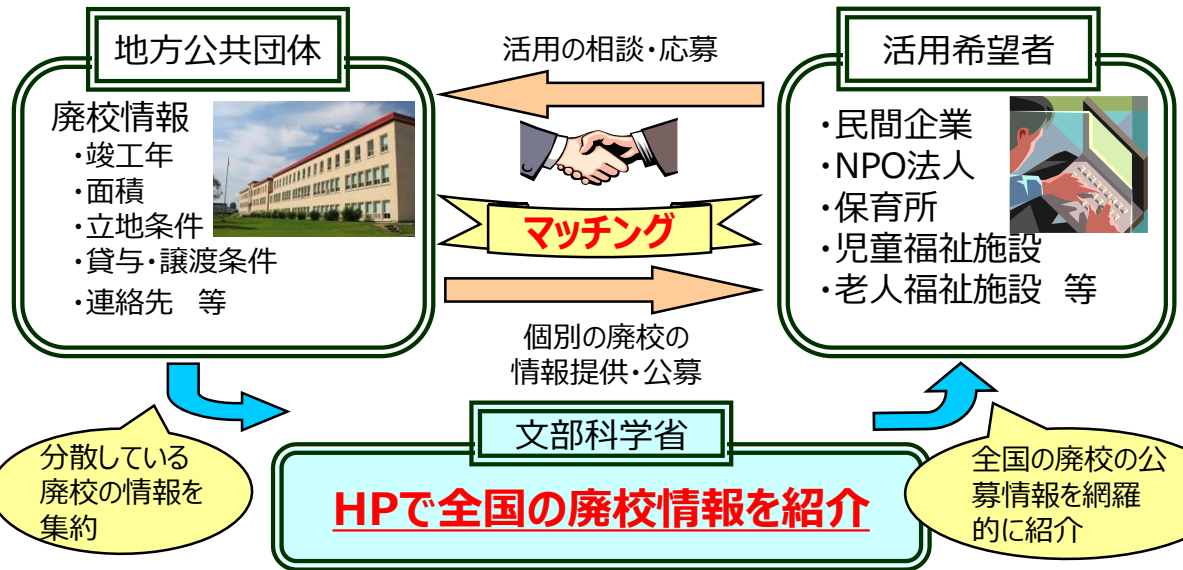
- 自治体単独では、廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界がある。  
↓
- 文部科学省ホームページにおいて、全国に活用を募集する廃校施設等に関する情報を掲載し、広く全国の民間企業等に周知する。



文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」

# みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。



施設の基本情報や、外観写真、平面図等の情報を網羅的に掲載。

千葉県	福川市	主基小学校		福川市成川55		
JR外房線・内房線安房福川駅から徒歩約7km		問い合わせ先		福川市 企画政策課地域戦略係 04-7093-7828		
用途地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 地区区分	建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数	事業内容	貸与・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	7,530	鉄筋コンクリート S54	- 1,922	アイデア募集	-	-
		校舎	2			-

校舎等の外観写真

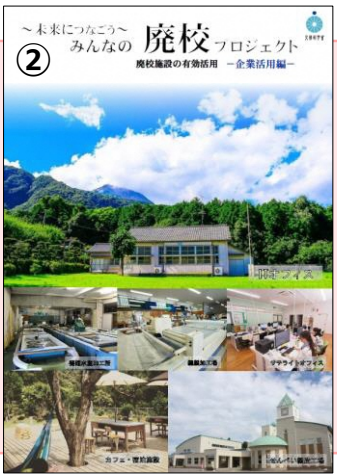
校舎等の平面図

校舎等の配置図



廃校施設の活用事例集を作成。

- ① 廃校施設活用事例集 ~未来につなごう~ みんなの廃校プロジェクト
- ② みんなの廃校プロジェクト 廃校施設の有効活用 -企業活用編-



# 廃校施設の活用事例

## 酒蔵・体験型宿泊施設として活用 (旧水源小学校・旧菊池東中学校：熊本県菊池市)

- ◆ 売却益(約3,600万円)、雇用創出(酒蔵:7名、体験型宿泊施設:11名)、本来かかる維持管理費の減(各約200万円/年)等といった経済的効果。
- ◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/1.2の経費で事業開始。
- ◆ 以下の集客効果。
  - ・酒蔵: 新酒まつりや工場内売店に多数の来場者。
  - ・体験型宿泊施設: 12,000名/年(うち1,700名宿泊)



## ITオフィスとして活用 (旧後野(うしろの)小学校：島根県浜田市)

- ◆ 賃料(約7万円/年)、雇用創出(5名)等といった経済的効果。
- ◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/6の経費で事業開始。
- ◆ 併設の公民館を利用する地域住民や学生との交流を図り、地域の観光資源を利用した商品開発も行う。



## 家造りの学校として活用 (旧味明小学校：宮城県大郷町)

- ◆ 一般消費者だけでなく、職人を目指す人たちも学べる「家造りの学校」として活用。今後の職人不足の事態も見据えた多能工による家づくり事業の開発にも取り組む。
- ◆ 既存校舎の小規模な改修のみで開設ができたため、初期投資を軽減。小中高生の環境教育に関する勉強会を行う施設としても活用。



## さつまいものテーマパークとして活用 (旧大和第三小学校：茨城県行方市)

- ◆ 売却益(約1,122万円)、雇用創出(常勤100名以上)、本来かかる維持管理費の減(約67万2,000円)といったメリット。
- ◆ 同規模施設の新築と比較して、約半分弱の経費で事業開始。
- ◆ 観光客増加による経済的効果等 約21万5,000人/年(うち、観光客が約17万5,000人/年)



# 余裕教室の活用事例

余裕教室の活用事例集を作成し、文部科学省ホームページで公表していますので、ご参照ください。



すえだいさん

## 福岡県 須恵町 須恵第三小学校 校区コミュニティ事務局

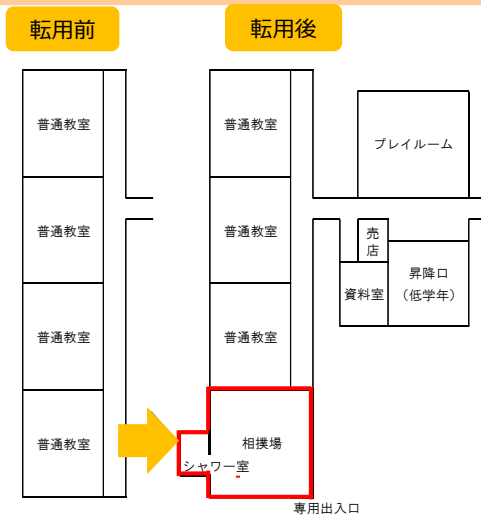
- 地区公民館としての機能を持ち、住民が気軽に立ち寄れるように設備を充実させた。
- 教員や子供たちと挨拶や話ができるように玄関から奥に配置。
- 校区コミュニティを核としたまちづくりを掲げ、祭りや防災訓練など様々な事業を展開している。



のとじま

## 石川県 七尾市 能登島小学校 室内相撲場

- もとより相撲が盛んな地域であり、地域から、屋内相撲場の整備要望があった。
- 平成13年度、約279万円をかけて、1階1室(84㎡)を転用。
- 専用出入口を設置し、学校と相撲場がそれぞれ独立した施設として運営することが可能。





## 事例集の紹介

(1) 「廃校施設活用事例集 ～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1414740.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1414740.htm)

(2) 「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト 廃校施設の有効活用―企業活用編―」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1397231.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1397231.htm)

(3) 「子供と地域を元気にする余裕教室の活用～余裕教室の活用事例～」

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/a\\_fieldfile/2019/07/01/1286105\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/a_fieldfile/2019/07/01/1286105_5.pdf)

みんなの廃校

検索



# 運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額：180,000千円)  
令和2年度予算額：180,000千円

## 事業趣旨・目的

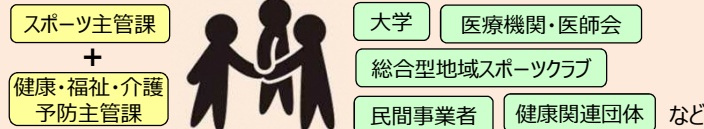
多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、地域においてスポーツ及び健康に関する行動に効率的にアクセスすることができる環境の整備を行う必要がある。運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及びQOLの維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有疾患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通じて、多くの国民のスポーツへの参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

## 事業内容

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進のための持続可能な施策として、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その活動の習慣化につながる取組を支援する。具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する。

### 【共通事項】

行政内（スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や域内の関係団体（大学、医療機関、民間事業者、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



### 【+a】

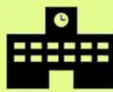
#### ① 相談斡旋窓口機能

地域包括支援センターや薬局など「地域の身近な相談窓口」として、住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える専門的な人材を配置し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備する。地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



#### ② 官学連携

官学連携をすることにより、大学に備わる専門的知識や施設を知の拠点として有効活用する。



#### ③ 複数の地方公共団体の協働

複数の地方公共団体が連携し、運動・スポーツの場の共有、楽しい競い合いや同じ取組をすることなどで、スポーツを通じた健康増進を推進する取組を円滑にすすめ、さらには相乗効果を狙う。



### 【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

#### ① 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等のリスクのある住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して親しめる機会を創出する。医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、科学的根拠に基づいた疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのしくみづくり及び実践により、スポーツを通じた健康増進を推進する。

具体的には、健康スポーツ医など運動・スポーツに十分知識と理解のある医師及び医療スタッフと、専門性を持った健康運動指導士等の運動指導者が連携して、患者情報等を共有し、地域で楽しい運動・スポーツの習慣化を実施する体制を整える。



#### ② 健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域における運動・スポーツ無関心層へのアプローチや運動・スポーツ習慣化の課題解決を効果的に取組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

- 1) ビジネスパーソン
- 2) 高齢者
- 3) 女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）

## 実施形態

都道府県・市町村に対する補助事業（定額）

担当：スポーツ庁健康スポーツ課 TEL 03-5253-4111(内線2998)

# 毎日の生活の中にスポーツを



## Sport in Life プロジェクト

一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会を実現していく仲間を大募集!



スポーツ庁  
JAPAN SPORTS AGENCY

# Sport in Life コンソーシアム

## 加盟団体募集中

いよいよ今年は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催。

大会のレガシーとして、多くの方がスポーツに親しむ社会を実現するため、「Sport in Lifeプロジェクト」を立ち上げました。

本プロジェクトは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から「公認プログラム」の認証を受けており、

今後は、コンソーシアム結成により、さらに関係団体の連携した取組を促進し、国民のスポーツ実施者の増加につなげていきます。

## Sport in Life コンソーシアム加盟のメリット

### 1 「Sport in Life」のロゴマークの使用 貴社・貴団体の取組をアピール!

「Sport in Life」のロゴマークを社内報、パンフレット、CM、名刺、ホームページ等に掲出し、参加企業・団体であることのPRに活用ください。

<使用例> 当社(●●団体)は、スポーツ庁が進める2020年のレガシー創出の取組に参加しています。

### 2 「Sport in Life」のロゴマークを活用した 各種広報ツールを無償ダウンロード!

魅力あるロゴマークを活用した各種広報ツールデータ(ステッカー、のぼり、名刺シール等)を作成します。

コンソーシアム加盟団体は無償でダウンロードできます。※ツールは現在作成中

### 3 コンソーシアム加盟団体の連帯感、 一体感を持った活動を実施!

スポーツに親しむ人を一人でも多く増やすために、

複数のコンソーシアム加盟団体が連携して行う事業を支援します(国の委託事業)。

さらに優れた取組にはスポーツ庁からの表彰等を予定しています。



### 4 その他、加盟団体間のスポーツ実施の向上に関する事業連携マッチング、 コンサルティング機会を提供していきます!

## Sport in Life コンソーシアム加盟方法

1 「Sport in Life」ロゴマーク使用規約及びコンソーシアム規約に同意。



2 Sport in Lifeコンソーシアム加盟申請書をダウンロードの上、必要な情報を入力し、メール添付にて申請。



3 申請いただいた内容を事務局、中央幹事会で確認の上、コンソーシアム加盟可否を連絡。



Sport in Life コンソーシアムの詳細はWEBサイトをご覧ください。

【HP】<https://sportinlife.go.jp/>



Sport in Life

## Sport in Lifeコンソーシアム加盟申請リスト

No.	基本情報		
	団体名	分類	ホームページ
1	昭和40年代・50年代生まれ集まれ！チームまるこノルディックウォーキング	スポーツ関連団体	<a href="http://marco-nw.org/">http://marco-nw.org/</a>
2	セントラルスポーツ株式会社	民間企業等	<a href="https://www.central.co.jp/">https://www.central.co.jp/</a>
3	株式会社湘南ベルマーレ	民間企業等	<a href="http://www.bellmare.co.jp/">http://www.bellmare.co.jp/</a>
4	特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://www.bellmare.or.jp/">http://www.bellmare.or.jp/</a>
5	株式会社 Agoop	民間企業等	<a href="https://www.agoop.co.jp/">https://www.agoop.co.jp/</a>
6	イマジニア株式会社	民間企業等	<a href="https://www.imagineer.co.jp/">https://www.imagineer.co.jp/</a>
7	株式会社NHKエデュケーショナル	民間企業等	<a href="https://www.nhk-ed.co.jp/">https://www.nhk-ed.co.jp/</a>
8	野村不動産ライフ&スポーツ株式会社	民間企業等	<a href="http://www.megalos.co.jp/">http://www.megalos.co.jp/</a>
9	リーフラス株式会社	民間企業等	<a href="https://leifras.co.jp/">https://leifras.co.jp/</a>
10	リアルワールドゲームス株式会社	民間企業等	<a href="http://realworldgames.co.jp/">http://realworldgames.co.jp/</a>
11	株式会社スタルジー	民間企業等	<a href="https://stalgie.co.jp/">https://stalgie.co.jp/</a>
12	一般社団法人 スポーツ能力発見協会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.dosa.or.jp/">https://www.dosa.or.jp/</a>
13	公益社団法人 関西経済連合会	経済団体	<a href="http://www.kankeiren.or.jp/">http://www.kankeiren.or.jp/</a>
14	株式会社 feel.	民間企業等	<a href="https://www.spazio-f.co.jp/">https://www.spazio-f.co.jp/</a>
15	株式会社ワントゥーテン	民間企業等	<a href="https://www.1-10.com/">https://www.1-10.com/</a>
16	株式会社Opening Line	民間企業等	<a href="https://www.opening-line.co.jp">https://www.opening-line.co.jp</a>
17	コニカミノルタ株式会社	民間企業等	<a href="https://www.konicaminolta.com/jp-ja/index.html">https://www.konicaminolta.com/jp-ja/index.html</a>
18	株式会社ブースト	民間企業等	<a href="http://boost-inc.jp/">http://boost-inc.jp/</a>
19	株式会社スペースキー	民間企業等	<a href="https://www.spacekey.co.jp">https://www.spacekey.co.jp</a>
20	一般社団法人日本アクアサイズ協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.j-aquacise.com">www.j-aquacise.com</a>
21	公益財団法人新潟市開発公社	地方公共団体・関連団体	<a href="https://niigata-kaikou.jp">https://niigata-kaikou.jp</a>
22	一般社団法人 日本オーストラリアンフットボール協会	スポーツ関連団体	<a href="https://jaf1.org">https://jaf1.org</a>
23	学校法人 九州文化学園長崎国際大学	学校・教育団体	<a href="https://www1.niu.ac.jp/">https://www1.niu.ac.jp/</a>
24	京王観光株式会社	民間企業等	<a href="https://www.kingtour.com/">https://www.kingtour.com/</a>
25	富士宮市スケート協会インラインスケート部	スポーツ関連団体	<a href="https://inlineskatef.wixsite.com/fujinomiya">https://inlineskatef.wixsite.com/fujinomiya</a>
26	株式会社BONFIM	民間企業等	<a href="https://www.bonfim.co.jp/">https://www.bonfim.co.jp/</a>
27	P4MATCH株式会社	民間企業等	<a href="https://p4match.com">https://p4match.com</a>
28	一般社団法人ダンス教育振興連盟JDAC	スポーツ関連団体	<a href="https://www.jdac.jp/">https://www.jdac.jp/</a>
29	株式会社クレメンティア	民間企業等	<a href="https://www.clementia-healthcare.com/">https://www.clementia-healthcare.com/</a>
30	一般社団法人ルートプラス	スポーツ関連団体	<a href="https://roouteplus.com/">https://roouteplus.com/</a>
31	エヴリー合同会社	民間企業等	<a href="https://www.everytokyo.com/">https://www.everytokyo.com/</a>
32	公益社団法人日本エアロビク連盟	スポーツ関連団体	<a href="https://www.aerobic.or.jp/">https://www.aerobic.or.jp/</a>
33	兵庫県生涯学習インストラクターの会阪神ブロック	その他	<a href="https://r.goope.jp/hansinblok">https://r.goope.jp/hansinblok</a>
34	大塚製薬株式会社	民間企業等	<a href="https://www.otsuka.co.jp/">https://www.otsuka.co.jp/</a>
35	株式会社ティップネス	民間企業等	<a href="https://www.tipness.co.jp/">https://www.tipness.co.jp/</a>
36	一般社団法人日本学生サーフィン連盟	スポーツ関連団体	<a href="https://nssa-surf.org/">https://nssa-surf.org/</a>
37	七ヶ浜バドミントンクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://masato1202.wixsite.com/sevenbeach-bad-club">https://masato1202.wixsite.com/sevenbeach-bad-club</a>
38	日本ミニフットゴルフ協会株式会社	民間企業等	<a href="http://minifootgolf.jp/">http://minifootgolf.jp/</a>
39	株式会社カーブスジャパン	民間企業等	<a href="http://www.curves.co.jp/">http://www.curves.co.jp/</a>
40	さいたま市役所	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.saitama.jp/index.html">https://www.city.saitama.jp/index.html</a> <a href="https://www.city.saitama.jp/index.html">https://www.city.saitama.jp/index.html</a>
41	東商アソシエイト株式会社	民間企業等	<a href="http://www.climbing-tosho.com">http://www.climbing-tosho.com</a>
42	リソル生命の森株式会社	民間企業等	<a href="https://www.seimei-no-mori.com/">https://www.seimei-no-mori.com/</a>
43	日本電気株式会社	民間企業等	<a href="https://jpn.nec.com/">https://jpn.nec.com/</a>
44	大阪市	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/">http://www.city.osaka.lg.jp/</a>
45	愛知電子工業株式会社	民間企業等	<a href="http://www.aichidenshi.jp/">http://www.aichidenshi.jp/</a>
46	スポーツデータバンク株式会社	民間企業等	<a href="http://www.s-databank.com/">http://www.s-databank.com/</a>
47	神奈川ポッチャ協会	スポーツ関連団体	<a href="https://kanagawa-boccia.jimdo.com/">https://kanagawa-boccia.jimdo.com/</a>
48	株式会社Soily	民間企業等	<a href="http://www.soily.co.jp">http://www.soily.co.jp</a>
49	神奈川県	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/">http://www.pref.kanagawa.jp/</a>
50	日本健康運動指導士会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.jafias.net/">http://www.jafias.net/</a>
51	株式会社ジョルテ	民間企業等	<a href="http://www.jorte.com/">http://www.jorte.com/</a>
52	一般社団法人日本フリースタイルフットボール協会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.jffa.jp/">https://www.jffa.jp/</a>
53	滋賀県	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/sports_navi/">https://www.pref.shiga.lg.jp/sports_navi/</a>
54	インフカム株式会社	民間企業等	<a href="http://www.infcam.co.jp/">http://www.infcam.co.jp/</a>

55	一般社団法人 日本臨床スポーツ医学会	医療福祉団体	<a href="https://www.rinspo.jp/">https://www.rinspo.jp/</a>
56	公益財団法人秦野市スポーツ協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.hadano-sports.com/">http://www.hadano-sports.com/</a>
57	NPO法人スポーツ・サンクチュアリ・川口	スポーツ関連団体	<a href="https://npo-sanctuary.jimdo.com/">https://npo-sanctuary.jimdo.com/</a>
58	株式会社 健心体育塾	民間企業等	<a href="https://www.spo-kids.com/">https://www.spo-kids.com/</a>
59	特定非営利活動法人スポキッズ	その他	<a href="https://spo-kids.com/gakudoclub/">https://spo-kids.com/gakudoclub/</a>
60	総合型地域スポーツクラブONOスポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://www.facebook.com/ono.sportsclub">https://www.facebook.com/ono.sportsclub</a>
61	株式会社バンダイ	民間企業等	<a href="http://www.unlimitiv.com/">http://www.unlimitiv.com/</a>
62	加西市役所	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.city.kasai.hyogo.jp/">http://www.city.kasai.hyogo.jp/</a>
63	未来の体育を構想するプロジェクト	スポーツ関連団体	<a href="https://peraichi.com/landing_pages/view/futurepe2020">https://peraichi.com/landing_pages/view/futurepe2020</a>
64	株式会社リージャー	民間企業等	<a href="https://www.leisure.co.jp/">https://www.leisure.co.jp/</a>
65	特定非営利活動法人枝幸三笠山スポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://www.emsc.npo-emsc.net/">http://www.emsc.npo-emsc.net/</a>
66	味の素株式会社アミノサイエンス事業本部スポーツニュートリション部	民間企業等	<a href="https://www.ajinomoto.co.jp/aminovital/">https://www.ajinomoto.co.jp/aminovital/</a>
67	一般社団法人リトルバイン総合型地域スポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://littlepine.nara.jp/">http://littlepine.nara.jp/</a>
68	早稲田大学 スポーツ科学学術院 スポーツ疫学研究室	学校・教育団体	<a href="https://sites.google.com/site/sssawadalab/">https://sites.google.com/site/sssawadalab/</a>
69	大東建託パートナーズ株式会社	民間企業等	<a href="https://www.kentaku-partners.com/">https://www.kentaku-partners.com/</a>
70	健康Jプロジェクト	民間企業等	<a href="https://jproject-y.com/">https://jproject-y.com/</a>
71	依代護研究所	民間企業等	該当無し
72	一般社団法人 飛騨シュレ	スポーツ関連団体	<a href="http://www.facebook.com/hidashule/">http://www.facebook.com/hidashule/</a>
73	はしまなごみスポーツクラブ	スポーツ関連団体	該当無し
74	慶應義塾大学スポーツ医学研究センター	学校・教育団体	<a href="http://sports.hc.keio.ac.jp/ja/">http://sports.hc.keio.ac.jp/ja/</a>
75	(公財)北陸体力科学研究所	スポーツ関連団体	<a href="https://www.sc-dynamic.com/">https://www.sc-dynamic.com/</a>
76	デサントジャパン株式会社	民間企業等	<a href="https://www.descente.co.jp/jp/">https://www.descente.co.jp/jp/</a>
77	愛知県蒲郡市役所	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.city.gamagori.lg.jp/">http://www.city.gamagori.lg.jp/</a>
78	空手道大誠館	スポーツ関連団体	<a href="http://karate.tokyo/">http://karate.tokyo/</a>
79	一般社団法人 びんしゃんウォーキング協会	スポーツ関連団体	<a href="http://pinshanwalking.com/">http://pinshanwalking.com/</a>
80	デュークスウォーキング	スポーツ関連団体	<a href="http://dukeswalk.net/">http://dukeswalk.net/</a>
81	株式会社ナカニシビジョン	民間企業等	<a href="https://vision360.jp">https://vision360.jp</a>
82	PwCコンサルティング合同会社	民間企業等	<a href="https://www.pwc.com/jp/ja/about-us/member/consulting.html">https://www.pwc.com/jp/ja/about-us/member/consulting.html</a>
83	株式会社Lxgic	民間企業等	<a href="https://andandand.jp">https://andandand.jp</a>
84	株式会社 アクエリアス・ナビ	民間企業等	<a href="https://navi.ac/">https://navi.ac/</a>
85	尚時堂 株式会社 尚時堂 両眼視スキルアップ研究所	民間企業等	<a href="http://www.shojido.com/">http://www.shojido.com/</a>
86	株式会社トライプランニング	民間企業等	<a href="https://triplanning.jp/">https://triplanning.jp/</a>
87	公益財団法人横浜市体育協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www2.yspc.or.jp/ysa/">http://www2.yspc.or.jp/ysa/</a>
88	東京家政学院大学運動生態学研究室	学校・教育団体	<a href="http://square.umin.ac.jp/EES/">http://square.umin.ac.jp/EES/</a>
89	メラスポチャレンジクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://www.vill.nishimera.lg.jp/">https://www.vill.nishimera.lg.jp/</a>
90	love.fútbol Japan	その他	<a href="https://www.lovefutbol-japan.org/">https://www.lovefutbol-japan.org/</a>
91	チーム武蔵野	スポーツ関連団体	該当無し
92	株式会社電通国際情報サービス	民間企業等	<a href="https://www.isid.co.jp/">https://www.isid.co.jp/</a>
93	株式会社diddyworks	民間企業等	<a href="https://corp.diddyworks.co.jp/">https://corp.diddyworks.co.jp/</a>
94	NPO法人斐川体育協会ひかわスポーツ夢クラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://hikawa-yume-club.jimdo.com/">http://hikawa-yume-club.jimdo.com/</a>
95	株式会社麻田製菓	民間企業等	<a href="https://cbd.co.jp/">https://cbd.co.jp/</a>
96	特定非営利活動法人雪合戦インターナショナル	スポーツ関連団体	<a href="http://www.yukigassen.jp">http://www.yukigassen.jp</a>
97	大分大学教育学部スポーツ社会学研究室	学校・教育団体	該当無し
98	錦城護謨株式会社	民間企業等	<a href="http://www.kinjogomu.jp/">http://www.kinjogomu.jp/</a>
99	株式会社 識学	民間企業等	<a href="https://corp.shikigaku.jp/">https://corp.shikigaku.jp/</a>
100	ラディックス株式会社	民間企業等	<a href="https://www.radix.ad.jp">https://www.radix.ad.jp</a>
101	株式会社コア・エレクトロニックシステム	民間企業等	<a href="https://ces-net.com">https://ces-net.com</a>
102	ブラザー健康保険組合	その他	<a href="http://www.brother-kenpo.jp/">http://www.brother-kenpo.jp/</a>
103	豊岡市	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.toyooka.lg.jp">https://www.city.toyooka.lg.jp</a>
104	一般社団法人日本フライングディスク協会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.jfda.or.jp/">https://www.jfda.or.jp/</a>
105	株式会社フジタ建設コンサルタント	民間企業等	<a href="https://fujitacc.co.jp/">https://fujitacc.co.jp/</a>
106	BSP社会保険労務士法人	その他	<a href="http://www.bspartners.co.jp/sr/index.html">http://www.bspartners.co.jp/sr/index.html</a>
107	島根県	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/">https://www.pref.shimane.lg.jp/</a>
108	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科	学校・教育団体	<a href="https://www.kmd.keio.ac.jp/ja/">https://www.kmd.keio.ac.jp/ja/</a>
109	一般社団法人 超人スポーツ協会	スポーツ関連団体	<a href="https://superhuman-sports.org/">https://superhuman-sports.org/</a>
110	株式会社アスリートプランニング	スポーツ関連団体	<a href="https://athlete-p.co.jp/">https://athlete-p.co.jp/</a>
111	公益社団法人日本一輪車協会	スポーツ関連団体	<a href="http://jua-web.org/">http://jua-web.org/</a>
112	eIGH T GYM	民間企業等	<a href="https://8gym.jp">https://8gym.jp</a>

113	株式会社DIPDA JAPAN	民間企業等	<a href="https://dipdajapan.com">https://dipdajapan.com</a>
114	株式会社東京ドームスポーツ	民間企業等	<a href="https://www.tokyodome-sports.co.jp/index.htm">https://www.tokyodome-sports.co.jp/index.htm</a>
115	株式会社富士ゼネラル	民間企業等	<a href="https://www.fujitsu-general.com/jp/">https://www.fujitsu-general.com/jp/</a>
116	岩手大学スポーツユニオン	学校・教育団体	<a href="https://www.ccrd.iwate-u.ac.jp/sponet/">https://www.ccrd.iwate-u.ac.jp/sponet/</a>
117	NPO法人滝尾百穴クラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://npo-takio.jimdo.com/">http://npo-takio.jimdo.com/</a>
118	特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://www.will-oguchi.com/">http://www.will-oguchi.com/</a>
119	特定非営利活動法人 日本ビーチ文化振興協会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.jbeach.jp/">https://www.jbeach.jp/</a>
120	ブリヂストンスポーツ株式会社	民間企業等	<a href="https://www.bs-sports.co.jp/">https://www.bs-sports.co.jp/</a>
121	野村不動産パートナーズ株式会社	民間企業等	<a href="https://www.nomura-pt.co.jp/">https://www.nomura-pt.co.jp/</a>
122	NPO法人日本ソーシャルスポレク協会	スポーツ関連団体	<a href="http://prkitaq.e-vep.com/">http://prkitaq.e-vep.com/</a>
123	特定非営利活動法人 幕別札内スポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://satsunaisc.east-hokkaido.co.jp/">http://satsunaisc.east-hokkaido.co.jp/</a>
124	国立大学法人筑波技術大学	学校・教育団体	<a href="https://www.tsukuba-tech.ac.jp/">https://www.tsukuba-tech.ac.jp/</a>
125	ゴーフールドジャパン	民間企業等	<a href="http://www.gofieldjapan.com/">http://www.gofieldjapan.com/</a>
126	アビームコンサルティング株式会社	民間企業等	<a href="https://www.abeam.com/jp/ja">https://www.abeam.com/jp/ja</a>
127	一般社団法人渋谷ほんまちクラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://www.shibu-hon.com/">http://www.shibu-hon.com/</a>
128	株式会社シンカーミクスル	民間企業等	<a href="https://xincormixell.jp/">https://xincormixell.jp/</a>
129	公益財団法人 ヤマハ発動機スポーツ振興財団	スポーツ関連団体	<a href="https://www.ymfs.jp/">https://www.ymfs.jp/</a>
130	阪南市	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.city.hannan.lg.jp">http://www.city.hannan.lg.jp</a>
131	フジ住宅株式会社	民間企業等	<a href="https://www.fuji-jutaku.co.jp/">https://www.fuji-jutaku.co.jp/</a>
132	株式会社MLJ	民間企業等	<a href="http://www.musco.co.jp/">http://www.musco.co.jp/</a>
133	一般社団法人日本スポーツインストラクター協会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.jsi.or.jp/">https://www.jsi.or.jp/</a>
134	ブリヂストン健康保険組合	その他	<a href="http://www.bridgestone-kenpo.or.jp/">http://www.bridgestone-kenpo.or.jp/</a>
135	NPO法人北九州スポーツクラブACE	スポーツ関連団体	<a href="http://www.ace-sports.jp/">http://www.ace-sports.jp/</a>
136	第一生命保険株式会社	民間企業等	<a href="https://www.dai-ichi-life.co.jp/">https://www.dai-ichi-life.co.jp/</a>
137	株式会社ムラウチドットコム	民間企業等	<a href="https://spolete.jp/">https://spolete.jp/</a>
138	一般財団法人 日本サイクルスポーツ振興会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.jcspa.or.jp/">https://www.jcspa.or.jp/</a>
139	株式会社イナホスポーツ	民間企業等	<a href="https://www.inaho-sports.co.jp/index.php">https://www.inaho-sports.co.jp/index.php</a>
140	熊本県南関町	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.town.nankan.lg.jp/">http://www.town.nankan.lg.jp/</a>
141	有限会社フィットネスプロジェクトエー	民間企業等	<a href="https://www.fitpro.biz/">https://www.fitpro.biz/</a>
142	特定非営利活動法人三重県生涯スポーツ協会	スポーツ関連団体	<a href="https://lifelong-sport.jp">https://lifelong-sport.jp</a>
143	北九州市立大学 山本浩二研究室	学校・教育団体	該当なし
144	凸版印刷株式会社	民間企業等	<a href="https://www.toppan.co.jp/">https://www.toppan.co.jp/</a>
145	大田区	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/">https://www.city.ota.tokyo.jp/</a>
146	株式会社ランドスミス	民間企業等	<a href="http://landsmith.co.jp">http://landsmith.co.jp</a>
147	株式会社アロー	民間企業等	<a href="https://arrow-inc.tokyo">https://arrow-inc.tokyo</a>
148	ByteDance株式会社	民間企業等	<a href="https://www.bytedance.com/ja">https://www.bytedance.com/ja</a>
149	一般社団法人プロフェッショナルをすべての学校に	学校・教育団体	<a href="http://pro-school.main.jp/">http://pro-school.main.jp/</a>
150	パナソニックビジネスサービス株式会社	民間企業等	<a href="https://www.pasona-pbs.co.jp/">https://www.pasona-pbs.co.jp/</a>
151	特定非営利活動法人 福岡県レクリエーション協会	スポーツ関連団体	<a href="http://rec40.org">http://rec40.org</a>
152	日本パークゴルフ協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.parkgolf.or.jp">http://www.parkgolf.or.jp</a>
153	千葉市 スポーツ振興課	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.chiba.jp/">https://www.city.chiba.jp/</a>
154	株式会社W-ENDLESS	民間企業等	<a href="https://www.w-endless.co.jp/">https://www.w-endless.co.jp/</a>
155	広安西ミニバスケットボールクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://www.facebook.com/2018.BSS/?ref=bookmarks">https://www.facebook.com/2018.BSS/?ref=bookmarks</a>
156	株式会社トゥ・ドゥロワ	民間企業等	<a href="https://www.fujioproject.jp">https://www.fujioproject.jp</a>
157	株式会社モンベルラン エンタープライズ	民間企業等	<a href="https://mpe-g.com">https://mpe-g.com</a>
158	一般社団法人TOKYO PLAY	その他	<a href="http://www.tokyoplay.jp/">http://www.tokyoplay.jp/</a>
159	株式会社アイセック	民間企業等	<a href="http://iseq.co.jp/">http://iseq.co.jp/</a>
160	特定非営利活動法人サロン2002	スポーツ関連団体	<a href="https://salon2002.net/">https://salon2002.net/</a>
161	特定非営利活動法人神戸アスリートタウンクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://www.katc98.com/">https://www.katc98.com/</a>
162	NPO法人A-lifeなんかん	スポーツ関連団体	<a href="http://a-life-npo.com">http://a-life-npo.com</a>
163	特定非営利活動法人AUプロジェクト	スポーツ関連団体	<a href="https://www.ashiyasc.jp/">https://www.ashiyasc.jp/</a>
164	NPO法人 エンジョイススポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://www.enjoy-sc.jp/">https://www.enjoy-sc.jp/</a>
165	株式会社 biima	民間企業等	<a href="https://biima.co.jp/sports/">https://biima.co.jp/sports/</a>
166	KH SOLUTION	民間企業等	<a href="http://khsolution.jp">http://khsolution.jp</a>
167	公益社団法人日本チアリーディング協会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.fjca.jp/">https://www.fjca.jp/</a>
168	Niantic, Inc.	民間企業等	<a href="https://nianticlabs.com/ja/">https://nianticlabs.com/ja/</a>
169	ミズノ株式会社	民間企業等	<a href="https://www.mizuno.jp/">https://www.mizuno.jp/</a>
170	株式会社THINK フィットネス	民間企業等	<a href="http://www.thinkgroup.co.jp/">http://www.thinkgroup.co.jp/</a>

171	公益財団法人ジョイセフ	その他	<a href="https://www.joicfp.or.jp/jpn/">https://www.joicfp.or.jp/jpn/</a>
172	一般社団法人 運動会協会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.undokai.or.jp/">https://www.undokai.or.jp/</a>
173	一般社団法人 Hachinohe Club	スポーツ関連団体	<a href="https://hachinoheclub.org">https://hachinoheclub.org</a>
174	一般社団法人いわしろふれあいスポーツクラブ	スポーツ関連団体	-
175	学校法人 熊本YMCA学園	学校・教育団体	<a href="http://www.kumamoto-ymca.or.jp/vocational/">http://www.kumamoto-ymca.or.jp/vocational/</a>
176	公益社団法人 日本ダーツ協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.darts.or.jp/">http://www.darts.or.jp/</a>
177	NPO法人スポネット弘前	スポーツ関連団体	<a href="https://sponet-h.com/">https://sponet-h.com/</a>
178	R U N ・ S P O R T S 松本塾	民間企業等	<a href="https://run.eshizuoka.jp">https://run.eshizuoka.jp</a>
179	株式会社Sports Multiply	民間企業等	<a href="https://sportsmultiply.wixsite.com/sports-multiply">https://sportsmultiply.wixsite.com/sports-multiply</a>
180	アイコニックテクノロジー株式会社	民間企業等	<a href="https://ai-conic.com/">https://ai-conic.com/</a>
181	中央区地域スポーツクラブ大江戸月島	その他	<a href="https://oedo.tokyo.jp">https://oedo.tokyo.jp</a>
182	一般社団法人鬼ごっこ協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.onigokko.or.jp/">http://www.onigokko.or.jp/</a>
183	公益財団法人滝沢市体育協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.taikyoku.or.jp/">http://www.taikyoku.or.jp/</a>
184	一般社団法人 日本ウォーキング協会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.walking.or.jp/">https://www.walking.or.jp/</a>
185	公益社団法人日本フィットネス協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.jafanet.jp/">http://www.jafanet.jp/</a>
186	株式会社minton	スポーツ関連団体	<a href="https://minton.jp/">https://minton.jp/</a>
187	ミズノユニオン	その他	<a href="http://www.mizuno-union.com/">http://www.mizuno-union.com/</a>
188	公益財団法人京都市スポーツ協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.kyoto-sports.or.jp/">http://www.kyoto-sports.or.jp/</a>
189	公益財団法人茨城県体育協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www.ibaraki-sports.or.jp/">http://www.ibaraki-sports.or.jp/</a>
190	株式会社白寿生科学研究所	民間企業等	<a href="http://www.hakuju.co.jp">http://www.hakuju.co.jp</a>
191	株式会社M.and.Agency	民間企業等	<a href="https://m-and-agency.com/">https://m-and-agency.com/</a>
192	一般社団法人エースあそびの学校	民間企業等	<a href="https://www.ace-playground-school.com/">https://www.ace-playground-school.com/</a>
193	長柄町	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.town.nagara.chiba.jp/">https://www.town.nagara.chiba.jp/</a>
194	一般社団法人東京スポーツクロスラボ	スポーツ関連団体	<a href="https://peraichi.com/landing_pages/view/tokyosportscl">https://peraichi.com/landing_pages/view/tokyosportscl</a>
195	一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川	地方公共団体・関連団体	<a href="https://wellspo.jp">https://wellspo.jp</a>
196	株式会社アミカ企画	民間企業等	<a href="http://www.amicakikaku.co.jp/">http://www.amicakikaku.co.jp/</a>
197	一般社団法人南房総市観光協会	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.cm-boso.com/">https://www.cm-boso.com/</a>
198	クルーズ企画	民間企業等	<a href="https://crews052.com">https://crews052.com</a>
199	東芝ライテック株式会社	民間企業等	<a href="https://www.tlt.co.jp/tlt/index_j.htm">https://www.tlt.co.jp/tlt/index_j.htm</a>
200	NPO法人阿賀野市総合型クラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://agano-sougougata.com/">http://agano-sougougata.com/</a>
201	株式会社 ITAGE	民間企業等	<a href="http://www.itage.co.jp/index.html">http://www.itage.co.jp/index.html</a>
202	株式会社グリットウェブ	民間企業等	<a href="https://gritweb.co.jp/">https://gritweb.co.jp/</a>
203	株式会社TOCREATEIT	民間企業等	<a href="https://tcreateit.com/">https://tcreateit.com/</a>
204	一般社団法人日本スポーツエンターテインメント	その他	<a href="https://www.j-sea.jp/">https://www.j-sea.jp/</a>
205	公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.ehime-spa.jp/">http://www.ehime-spa.jp/</a>
206	NPO法人新町スポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://shinmachi-sc.org/">http://shinmachi-sc.org/</a>
207	シーフル株式会社	民間企業等	<a href="https://seaful.com/">https://seaful.com/</a>
208	Fc Gefuhle	スポーツ関連団体	<a href="http://www.fcgefuhle.com/">http://www.fcgefuhle.com/</a>
209	シンコースポーツ株式会社 大阪支店	民間企業等	<a href="https://shinko-sports.com/">https://shinko-sports.com/</a>
210	シンコースポーツ大阪株式会社	民間企業等	該当無し
211	置賜地区スポーツ推進委員協議会	スポーツ関連団体	該当なし
212	武蔵野美術大学北徹朗研究室	学校・教育団体	<a href="http://kita-labo.jp/">http://kita-labo.jp/</a>
213	一般社団法人日本カパディ協会	スポーツ関連団体	<a href="https://www.jaka.jp/">https://www.jaka.jp/</a>
214	有限会社スポーツプロジェクト	民間企業等	<a href="http://www.sportspj.co.jp/wordpress/">http://www.sportspj.co.jp/wordpress/</a>
215	愛知県大府市	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.obu.aichi.jp/">https://www.city.obu.aichi.jp/</a>
216	長井市スポーツ推進委員会	スポーツ関連団体	該当なし
217	株式会社クリーク・アンド・リバー社	民間企業等	<a href="https://www.cri.co.jp/">https://www.cri.co.jp/</a>
218	Swimmy株式会社	民間企業等	<a href="https://www.swimmy-ss.com/">https://www.swimmy-ss.com/</a>
219	公益財団法人 身体教育医学研究所	スポーツ関連団体	<a href="http://pedam.org/">http://pedam.org/</a>
220	株式会社Pasona art now	民間企業等	<a href="https://pasona-artnow.co.jp">https://pasona-artnow.co.jp</a>
221	合同会社 FAM	民間企業等	該当なし
222	国立大学法人 鳴門教育大学大学院スポーツ哲学教室	学校・教育団体	該当なし
223	パーソナルトレーニングジムfis大阪	民間企業等	<a href="https://www.fitness-space-fis.com/">https://www.fitness-space-fis.com/</a>
224	特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会	スポーツ関連団体	<a href="https://jati.jp/">https://jati.jp/</a>
225	マーカネット株式会社	民間企業等	<a href="https://www.markernet.co.jp">https://www.markernet.co.jp</a>
226	維持専門パーソナルトレーニング keeep	民間企業等	<a href="https://keeep.jp">https://keeep.jp</a>
227	西日本ビジネス印刷株式会社	民間企業等	<a href="http://www.n-global.co.jp/">http://www.n-global.co.jp/</a>
228	有限会社小林フェルト	民間企業等	<a href="https://www.kobayashi-felt.jp/">https://www.kobayashi-felt.jp/</a>



229	株式会社アソシクリエイト	民間企業等	<a href="https://associcreate.co.jp/">https://associcreate.co.jp/</a>
230	阿蘇ファームランド	民間企業等	<a href="https://asofarmland.co.jp/">https://asofarmland.co.jp/</a>
231	特定非営利活動法人 岐阜県レクリエーション協会	スポーツ関連団体	<a href="http://www7b.biglobe.ne.jp/~npo-gifu-rec/">http://www7b.biglobe.ne.jp/~npo-gifu-rec/</a>
232	株式会社WebClimb	民間企業等	<a href="https://www.webclimb.co.jp/">https://www.webclimb.co.jp/</a>
233	プログラミング教室情報オフィス上々	民間企業等	<a href="https://xn--pckba0b4jybydual7d8e.net">https://xn--pckba0b4jybydual7d8e.net</a>
234	医療法人社団尽誠会 野村病院	医療福祉団体	<a href="http://nomura-hospital.jp/">http://nomura-hospital.jp/</a>
235	公益社団法人山口県鍼灸師会	医療福祉団体	<a href="http://yamaguchi.harikyu.or.jp/">http://yamaguchi.harikyu.or.jp/</a>
236	一般社団法人グラヴィティヨガ協会	スポーツ関連団体	<a href="http://gravity-yoga.jp">http://gravity-yoga.jp</a>
237	アパコミュニケーションズ株式会社	民間企業等	<a href="https://avacs.co.jp/">https://avacs.co.jp/</a>
238	ACTIVE ICON コミッション	スポーツ関連団体	<a href="http://www.active-icon.com/">http://www.active-icon.com/</a>
239	T2 POWER ACADEMY	スポーツ関連団体	該当無し
240	加圧スタジオ・カシオペア	民間企業等	<a href="https://www.kaatsu-cassiopeia.com/">https://www.kaatsu-cassiopeia.com/</a>
241	吉本興業株式会社	民間企業等	<a href="https://www.yoshimoto.co.jp/">https://www.yoshimoto.co.jp/</a>
242	大久保クリニック	医療福祉団体	<a href="http://okuboclinic.jp/">http://okuboclinic.jp/</a>
243	茨城県農協健康保険組合	医療福祉団体	<a href="http://www.ib-kenpo.or.jp/">http://www.ib-kenpo.or.jp/</a>
244	まなべ整骨療院	医療福祉団体	<a href="http://www.manabe-seifu.com/">http://www.manabe-seifu.com/</a>
245	A N A ホールディングス株式会社	民間企業等	<a href="https://www.ana.co.jp/group/">https://www.ana.co.jp/group/</a>
246	株式会社SA	民間企業等	<a href="http://super-agency.on.omisenomikata.jp/">http://super-agency.on.omisenomikata.jp/</a>
247	合同会社bluu	民間企業等	<a href="https://bluu.co.jp">https://bluu.co.jp</a>
248	大崎市	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.city.osaki.miyagi.jp/">http://www.city.osaki.miyagi.jp/</a>
249	公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021 関西 組織委員会	スポーツ関連団体	<a href="https://wmg2021.jp/">https://wmg2021.jp/</a>
250	日本コンベンションサービス株式会社	民間企業等	<a href="https://www.convention.co.jp/">https://www.convention.co.jp/</a>
251	松本市	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.city.matsumoto.nagano.jp/">http://www.city.matsumoto.nagano.jp/</a>
252	特定非営利活動法人ウェルスポ鹿屋	スポーツ関連団体	<a href="http://wellspo-kanoya.org/">http://wellspo-kanoya.org/</a>
253	国立大学法人鹿屋体育大学健康科学研究室	学校・教育団体	<a href="http://healthsiences-nifs.jpn.org/">http://healthsiences-nifs.jpn.org/</a>
254	株式会社スポーツリンクアンドシェア	民間企業等	<a href="http://class-match.net/">http://class-match.net/</a>
255	一般社団法人 日本ホームヘルスコーチ協会	その他	<a href="https://www.jhhca.org/">https://www.jhhca.org/</a>
256	株式会社シンク	民間企業等	<a href="http://sinc-inc.co.jp/">http://sinc-inc.co.jp/</a>
257	公益財団法人 横浜YMCA	学校・教育団体	<a href="https://www.yokohamaymca.org/">https://www.yokohamaymca.org/</a>
258	公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団	スポーツ関連団体	<a href="http://www.cul-spo.or.jp/">http://www.cul-spo.or.jp/</a>
259	株式会社ダーツライブ	民間企業等	<a href="https://www.dartslive.com/">https://www.dartslive.com/</a>
260	袋井市スポーツ政策課	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/">https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/</a>
261	公益財団法人 金沢市スポーツ事業団	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.kanazawa-sports.jp/">https://www.kanazawa-sports.jp/</a>
262	株式会社BlueOcean	民間企業等	<a href="https://blue-ocean.life/">https://blue-ocean.life/</a>
263	株式会社ラクア	民間企業等	<a href="https://laca.co.jp/">https://laca.co.jp/</a>
264	三井住友海上火災保険株式会社	民間企業等	<a href="https://www.ms-ins.com/">https://www.ms-ins.com/</a>
265	株式会社Rezony	民間企業等	<a href="https://rezony.com">https://rezony.com</a>
266	BX TOSHO株式会社	民間企業等	<a href="https://tosho-engineering.co.jp/">https://tosho-engineering.co.jp/</a>
267	株式会社Y K C	民間企業等	<a href="https://www.ykcgrou.com">https://www.ykcgrou.com</a>
268	公益財団法人日本健康スポーツ連盟	その他	<a href="http://www.kenspo.or.jp">http://www.kenspo.or.jp</a>
269	ヤフー株式会社	民間企業等	<a href="https://about.yahoo.co.jp/">https://about.yahoo.co.jp/</a>
270	Studio LEMON KitaAoyama	民間企業等	<a href="https://www.your-pilates.com/top">https://www.your-pilates.com/top</a>
271	N P O 法人はちきた S C	スポーツ関連団体	<a href="https://www.hachikita-sc.net/arawore/">https://www.hachikita-sc.net/arawore/</a>
272	公益財団法人 大阪YMCA	その他	<a href="http://www.osakaymca.or.jp/">http://www.osakaymca.or.jp/</a>
273	一般財団法人少林寺拳法連盟 宮城美里スポーツ少年団	その他	<a href="http://snpiko0513.wixsite.com/toppage">http://snpiko0513.wixsite.com/toppage</a>
274	株式会社エディハス	民間企業等	<a href="https://edih.as.co.jp/">https://edih.as.co.jp/</a>
275	あいおいニッセイ同和損害調査株式会社	民間企業等	<a href="http://www.aioinissaydowa-soncho.jp">http://www.aioinissaydowa-soncho.jp</a>
276	ロート製薬株式会社	民間企業等	<a href="https://www.rohto.co.jp/">https://www.rohto.co.jp/</a>
277	一般社団法人 神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク	スポーツ関連団体	<a href="https://www.kanagawa-s-n.org/">https://www.kanagawa-s-n.org/</a>
278	株式会社タンタカ	民間企業等	<a href="https://tantaka.co.jp/">https://tantaka.co.jp/</a>
279	特定非営利活動法人 生活習慣病予防学術委員会	その他	<a href="https://ludpac.org/">https://ludpac.org/</a>
280	FIサポート	民間企業等	<a href="https://asst-nrtr.com/">https://asst-nrtr.com/</a>
281	島原市	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.shimabara.lg.jp/">https://www.city.shimabara.lg.jp/</a>
282	株式会社ケーティーネット	民間企業等	<a href="http://kt-net.co.jp/">http://kt-net.co.jp/</a>
283	ひかわスポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://m.facebook.com/hikawasports/?locale2=jp_JP">http://m.facebook.com/hikawasports/?locale2=jp_JP</a>
284	特定非営利活動法人NSCAジャパン	スポーツ関連団体	<a href="https://www.nasca-japan.or.jp/">https://www.nasca-japan.or.jp/</a>
285	特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会	スポーツ関連団体	<a href="https://jati.jp/">https://jati.jp/</a>
286	イオンモール株式会社	民間企業等	<a href="https://www.aeonmall.com/">https://www.aeonmall.com/</a>

287	ハノハノ陸上部	スポーツ関連団体	<a href="http://hanohanoplan.com/run/">http://hanohanoplan.com/run/</a>
288	特定非営利活動法人美咲町柵原星の里スポレク倶楽部	スポーツ関連団体	<a href="http://hoshinosato-sr.sakura.ne.jp/">http://hoshinosato-sr.sakura.ne.jp/</a>
289	一般社団法人山口県レクリエーション協会	スポーツ関連団体	<a href="http://yamaguchikenrec.web.fc2.com/">http://yamaguchikenrec.web.fc2.com/</a>
290	特定非営利活動法人東宇治スポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://www.facebook.com/higashiuji.sc">https://www.facebook.com/higashiuji.sc</a>
291	ナガセケンコー株式会社	民間企業等	<a href="http://www.nagase-kenko.com">http://www.nagase-kenko.com</a>
292	特定非営利活動法人おおぞスポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="http://oozusc.com">http://oozusc.com</a>
293	株式会社 多々良造園	民間企業等	<a href="http://www.tatara-zouen.com/">http://www.tatara-zouen.com/</a>
294	公益財団法人東京都予防医学協会	医療福祉団体	<a href="https://www.yobouigaku-tokyo.or.jp">https://www.yobouigaku-tokyo.or.jp</a>
295	Body & Mind Yoga	その他	<a href="http://bmy-studio.com">http://bmy-studio.com</a>
296	NPO法人 高津総合型スポーツクラブSELF	スポーツ関連団体	<a href="http://takatuself.com">http://takatuself.com</a>
297	株式会社Q.E.D.パートナーズ カメラ買取市場	民間企業等	<a href="https://xn--lckxfya8786azte3jml9f.com/">https://xn--lckxfya8786azte3jml9f.com/</a>
298	特定非営利活動法人トップスポーツコンソーシアム秋田	スポーツ関連団体	<a href="http://www.spocom.tv/">http://www.spocom.tv/</a>
299	徳島ヴォルティス株式会社	スポーツ関連団体	<a href="https://www.vortis.jp/">https://www.vortis.jp/</a>
300	クーリード株式会社	民間企業等	<a href="https://www.coolied.co.jp/">https://www.coolied.co.jp/</a>
301	健康関連取引適正事業団	その他	<a href="http://www.aiweb.or.jp/kttj">http://www.aiweb.or.jp/kttj</a>
302	株式会社ADP	民間企業等	<a href="https://www.adp-workersfit.com">https://www.adp-workersfit.com</a>
303	RIZAPグループ株式会社	民間企業等	<a href="https://www.rizapgroup.com/">https://www.rizapgroup.com/</a>
304	株式会社フクシ・エンタープライズ	民間企業等	<a href="https://www.fep0294.co.jp">https://www.fep0294.co.jp</a>
305	株式会社村松木工所	民間企業等	<a href="https://muramatsu.bsj.jp/">https://muramatsu.bsj.jp/</a>
306	RASA JAPAN Inc.	民間企業等	<a href="https://pando.life/steamslab">https://pando.life/steamslab</a>
307	株式会社STEAM sports Laboratory	民間企業等	<a href="https://rasa-digital.space">https://rasa-digital.space</a>
308	株式会社総合体力研究所	民間企業等	<a href="http://www.sotaiken.co.jp/">http://www.sotaiken.co.jp/</a>
309	株式会社サウンズグッド	民間企業等	<a href="http://sounds-gd.com/">http://sounds-gd.com/</a>
310	スターブランド株式会社	民間企業等	<a href="https://www.starbrand.co.jp/">https://www.starbrand.co.jp/</a>
311	(一社) 南紀ウエルネスツーリズム協議会	民間企業等	<a href="https://wakayama-sports.com/">https://wakayama-sports.com/</a>
312	特定非営利活動法人World Sports Family	スポーツ関連団体	<a href="http://sportskazoku.com/">http://sportskazoku.com/</a>
313	特定非営利活動法人 志木総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://shikkys.jimdo.com/">https://shikkys.jimdo.com/</a>
314	野村ホールディングス株式会社	民間企業等	<a href="https://www.nomura.com/jp/">https://www.nomura.com/jp/</a>
315	株式会社矢野経済研究所	民間企業等	<a href="https://www.yano.co.jp/">https://www.yano.co.jp/</a>
316	一般社団法人世界ゆるスポーツ協会	スポーツ関連団体	<a href="https://yurusports.com">https://yurusports.com</a>
317	一般社団法人 Challenge Active Foundaion	スポーツ関連団体	<a href="https://challenge-active.com/">https://challenge-active.com/</a>
318	株式会社NTTデータ経営研究所	民間企業等	<a href="https://www.nttdata-strategy.com/stbl/ac/ac.html">https://www.nttdata-strategy.com/stbl/ac/ac.html</a>
319	株式会社IHIインフラシステム	民間企業等	<a href="https://www.ihico.jp/iis/index.html">https://www.ihico.jp/iis/index.html</a>
320	株式会社三重スポーツコミュニケーションズ	民間企業等	<a href="https://www.mie-sports.co.jp/">https://www.mie-sports.co.jp/</a>
321	株式会社リトリガー	民間企業等	該当無し
322	株式会社リアルエージェント	民間企業等	<a href="https://real-agent.bz/">https://real-agent.bz/</a>
323	株式会社ジョインハンズスポーツ	民間企業等	<a href="https://joinhands-s.jp/">https://joinhands-s.jp/</a>
324	株式会社アイデンティティ	民間企業等	<a href="https://iden-tity.co.jp/">https://iden-tity.co.jp/</a>
325	一般社団法人大学ゴルフ授業研究会	学校・教育団体	<a href="https://daigaku-golf.org/">https://daigaku-golf.org/</a>
326	株式会社A-Z	民間企業等	<a href="http://a-z-sports.com/">http://a-z-sports.com/</a>
327	一般社団法人さいたまスポーツコミッション	スポーツ関連団体	<a href="https://saitamasc.jp/">https://saitamasc.jp/</a>
328	一般社団法人東京ヴェルディクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://www.verdy.club/">https://www.verdy.club/</a>
329	一般社団法人日本ヨガメディカル協会	医療福祉団体	<a href="https://yoga-medical.org/">https://yoga-medical.org/</a>
330	株式会社岩手アスリートクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://grulla-morioka.jp/">https://grulla-morioka.jp/</a>
331	一般社団法人スポーツアズライフ八戸	スポーツ関連団体	<a href="https://www.sazl-hachinohe.org/">https://www.sazl-hachinohe.org/</a>
332	一般社団法人 アクトスポーツプロジェクト	スポーツ関連団体	<a href="http://www.act-sp.org">http://www.act-sp.org</a>
333	株式会社PLAYNEW	スポーツ関連団体	<a href="https://tcfc.jp/">https://tcfc.jp/</a>
334	稲城市 スポーツ推進課	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.inagi.tokyo.jp/">https://www.city.inagi.tokyo.jp/</a>
335	NPO法人ザスパスポーツクラブ	スポーツ関連団体	<a href="https://sgrum.com/web/thespasport/">https://sgrum.com/web/thespasport/</a>
336	北海道鹿追高等学校	学校・教育団体	<a href="http://www.shikaoui.hokkaido-c.ed.jp/index.htm">http://www.shikaoui.hokkaido-c.ed.jp/index.htm</a>
337	T-YASUDA 企画 リアルトレーナーズ	民間企業等	該当無し
338	公益財団法人滋賀レイクスターズ	スポーツ関連団体	<a href="https://www.lakesportsfoundation.org/">https://www.lakesportsfoundation.org/</a>
339	株式会社ルネサンス	民間企業等	<a href="https://www.s-rennaissance.co.jp/">https://www.s-rennaissance.co.jp/</a>
340	特定非営利活動法人 SUPUスタンドアップパドルユニオン	スポーツ関連団体	<a href="http://supu.co.jp/main/">http://supu.co.jp/main/</a>
341	上郡町	地方公共団体・関連団体	<a href="http://www.town.kamigori.hyogo.jp/cms-sypher/www/index.jsp">http://www.town.kamigori.hyogo.jp/cms-sypher/www/index.jsp</a>
342	生駒市	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.ikoma.lg.jp/">https://www.city.ikoma.lg.jp/</a>
343	生駒市スポーツ振興課	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.ikoma.lg.jp/">https://www.city.ikoma.lg.jp/</a>
344	生駒市教育委員会	地方公共団体・関連団体	<a href="https://www.city.ikoma.lg.jp/">https://www.city.ikoma.lg.jp/</a>

# スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

(前年度予算額 : 30,416千円)  
令和2年度予算額 : 65,456千円

地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」等が行う、「**長期継続的な人的交流を図るスポーツ合宿・キャンプ誘致**」・「**通期・通年型のスポーツアクティビティ創出**」等の活動に対し引き続き支援を行い、**スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化**の促進を図る。

令和2年度は、東京2020オリパラ大会等を契機に各地に設立されている官民連携横断的組織の取組を、一過性のものとせず今後のレガシーとして残していくため、常設で通年型の取組を行う地域スポーツコミッションへ発展させるための支援を新たに行う。

## 「東京2020オリパラ大会」

ホストタウン登録された地方公共団体や「東京2020参画プログラム」に登録された取組等を行う組織を地域スポーツコミッションに発展させるための体制整備を支援。

ホストタウン等

関係者の合意形成、潜在コンテンツ掘り起こし・ニーズ把握調査等の取組を支援。

支援



スポーツ庁

支援

支援

実行委員会等

関係者の合意形成、潜在コンテンツ掘り起こし・ニーズ把握調査等の取組を支援。

## 「WMG2021関西大会」

事前合宿や「TSUNAGUプログラム」に登録された取組等を行う組織を地域スポーツコミッションに発展させるための体制整備を支援。

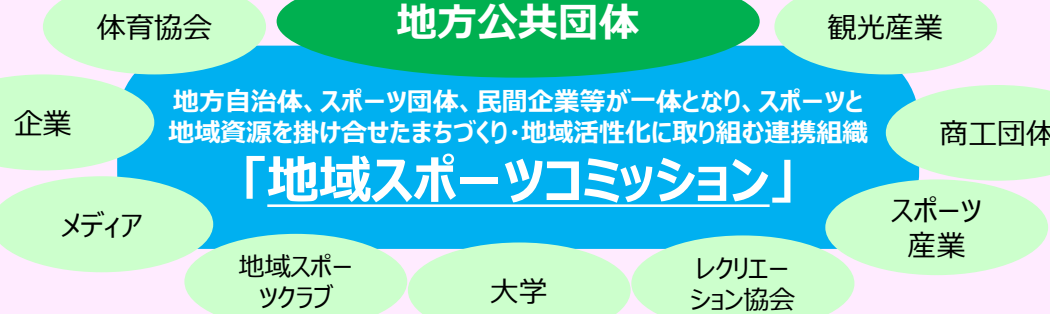
## 長期継続的な人的交流を図る「スポーツ合宿・キャンプの誘致」

地域の気候・環境・施設や、メガスポーツイベント等に向け構築された連携体制等を活用した取組を支援。



写真提供：佐賀県

写真提供：網走市



第2期スポーツ基本計画で掲げる、地域スポーツコミッションの設置数目標  
56団体 (2017年1月) → 118団体 (2019年10月) → 170団体 (2021年度末目標)

## 恒常的なスポーツ誘客が可能な「通期・通年型スポーツアクティビティの創出」

自然環境を活かしたアウトドアスポーツや日本発祥の伝統文化である武道を活用した取組を支援。



写真提供：宮崎県

写真提供：みなかみ町

## 【地域への社会的効果】

- スポーツのまちとしてのアウトターブランディング、
- ローカルアイデンティティ・地域一体感の醸成
- 地域スポーツ人口・関心層の拡大
- 季節・年間を通じての誘客による、従事者の雇用安定

## スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化へ

創出された優良事例を、全国へ横展開

## 【地域への経済効果】

- 合宿参加者・スポーツツーリストの滞在に係る消費（宿泊・飲食・観光・物販など）
- スポーツアクティビティの参加料収入

# 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（概要）

作成主体：公益財団法人日本博物館協会

公表日：令和2年5月14日（令和2年5月25日改定）

博物館の管理者に対して、いわゆる「3密」状態を防ぐとともに、手洗いや消毒の徹底を図るなど、従業員や施設に出入りする民間事業者、来館者の新型コロナウイルスの感染を防止するために具体的に講ずるべき措置を提示している。

## 【施設管理者が講ずべき具体的な措置】

### ①来館者の安全確保

- ・入館人数や時間の制限（大人数での来館の制限、日時指定予約の導入等）
- ・咳エチケット・マスク着用等の要請、発熱者（37.5℃以上）等の入館制限等

### ②従事者の安全確保

- ・検温、マスク着用、手洗いの徹底等健康管理、ジョブローテーション等の工夫

### ③展覧会の実施に際しての留意事項

- ・フロアマーカ等設置による来館者同士の距離の確保
- ・展示室内の入場人数の制限、会話制限 等

### ④施設管理

- ・館内・窓口・ロビー・トイレ・レストランなど、各所における、清掃・消毒・換気の徹底
- ・展示室の入り口等の行列や、ロビー等における密集防止措置

### ⑤広報・周知

- ・発熱時の来館自粛、社会的距離の確保の徹底等について周知

※博物館等における公演等主催者が講ずるべき具体的対策についても記述

# 国立文化施設における感染症予防の取組例

## ● 国立西洋美術館

「ロンドン・ナショナル・ギャラリー展」で**日時指定制を導入するなど、安心・安全な早期再開・混雑緩和に取り組む**。入場するには、入場日時を指定した入場券の購入又はすでにお持ちの前売券・無料観覧券等 + 「前売券・招待券用 日時指定券」（一般200円、大学生・高校生100円）の購入が必要。

## ● 新国立劇場

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、公益社団法人全国公立文化施設協会の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参照しつつ、**新国立劇場の施設・事業内容等を考慮して独自にガイドラインを策定**。政府や都の方針も踏まえ、**7/9から一部公演を再開するなど迅速に対応**。

## ● 国立新美術館

「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本博物館協会）に準拠し、来館者の安全確保、従事者の安全確保、施設管理等を実施。「日本の書200 人選」展では、1 時間当たりの来館者数を250人程度とし、入場制限を実施。

## ● 九州国立博物館

非接触サーモグラフィでの検温、来館者のマスク着用必須、来館者同士2 mの距離確保・導線配置、ヘルスチェックシートへの記入呼びかけ、展示室の入場制限、足踏式消毒液を設置等のあらゆる対策を講じ、HP等でもわかりやすく周知し、安全・安心な鑑賞環境を確保。



### 新型コロナウイルス感染予防のため <お客様へのお願い>

- ・ **マスク着用**の上、ご入館下さい。  
(マスク着用がない場合、**入館いただけません**)
- ・ 「**ヘルスチェックシート**」の記入をお願いいたします。
- ・ 入口でサーモカメラによる**体温測定**を実施します。
- ・ **発熱**や**風邪**などの症状がある場合、**入館いただけません**。

HPでもわかりやすく周知

# 国立文化施設における休館中の取組



## ●国立科学博物館

「おうちで体験! かがくVR」として、リアルな3Dビュー+迫力満点のVR映像で館内の展示が鑑賞できるデジタルコンテンツを無料配信。「日本館」「地球館」の全常設展示(約2万5000点)が自宅にいながら楽しめる。親子向け展示「親と子のたんけんひろば コンパス」も鑑賞可。

5月29日(金) 15:00~6月5日(金) 14:00  
バレエ『ロメオとジュリエット』  
<2016年11月4日公演>



6月12日(金) 15:00~6月19日(金) 14:00  
オペラ プッチーニ『蝶々夫人』  
<2019年7月6日公演> イタリア語上演/日本語字幕付



## ●新国立劇場

「巣ごもりシアター」として劇場の過去の主催公演を無料配信。「トゥーランドット」「ロメオとジュリエット」「魔笛」「蝶々夫人」など、数々の有名舞台芸術作品が楽しめる。演劇部門からは、「おうちで戯曲」として新国立劇場のために書き下ろされた戯曲も配信した。



## ●国立劇場

日本芸術文化振興会が、歌舞伎・文楽・能楽・雅楽・声明等、様々な伝統芸能の動画を配信。また、「舞台芸術教材で学ぶ」として、各種伝統芸能・舞台芸術の解説や演目解説をわかりやすく紹介。



## ●東京国立近代美術館

国立美術館が、「ニコニコ美術館」として休止中の展示「ピーター・ドイグ展」について、学芸員の解説付きで鑑賞できる動画を無料配信。



## ●東京国立博物館

展示について研究員が解説する「オンラインギャラリーツアー」をYoutubeで公開。1日で休館となった「おひなさまと日本の人形」展などを紹介している。

○～文化芸術に触れませんか～HP: オンラインコンテンツを広く紹介

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/touch\\_culture\\_art/index.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/touch_culture_art/index.html)